

共總テ右公布ニ照準シ云々」

- (4) 明治十年太政官布告第四十三號金穀借入等ニ關スル件「寺院ニ於テ其寺ノ爲メ金穀ヲ借入ルルトキ若クハ金穀ヲ借入ルル爲メ社附地所建物什器等ヲ抵當ト爲ストキハ云々」
- (5) 明治十二年内務省達乙第三十九號金穀借入抵當ニ關スル心得方ノ件「前略寺寶物古文書保護ノ儀相達候ニ就テハ今般調製スヘキ目錄帳中へ記載ノ物品ハ明治十年第四十三號公布ノ通抵當ト爲スヘカラサル筋ニ有之依テ自今寺ニ於テスル抵當ハ云々」及明治十二年内務省達乙第二二號寶物古文書等目錄帳調製ノ件參照
- (6) 明治十四年内務省達乙第三三號總代人選任ニ關スル件「前略、且寺收入財產ハ(田畑山林ノ所得ハ勿論賽物祈禱葬儀回向料等一切ノ受納物ヲ云フ)其社寺有ニ屬スヘキモノト其住職ニ付スルモノト云々」
- (7) 明治十七年内務省達乙第二號及同内務省達乙第三七號諸願ハ法類ノ連署管長ノ添書ヲ要スル件「寺院、中略、附屬ノ地所建物什物抵當賣買其他寶物古文書等財產ニ關スル諸願ハ管長ノ添書ヲ要ス可シ」
- (8) 明治十八年太政官布告第一三號預金規則第一條「大藏省中ニ預金局ヲ置キ左ノ貯金積立金ヲ預リ之ヲ保營利殖セシム、第三、社、寺、教會會社其他人民ノ共有ニ係ル積立金ニシテ其請願ニ據ルモノ」
- (9) 明治二十九年登録稅法第二條「不動産ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納

ムヘシ、三、但神社、寺院、祠宇、佛堂云々カ寄付行爲ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキ云々」

右の外、明治十二年明細帳製式ノ件、明治八年廢合寺院跡地竝建物處分規則等を始め、尙ほ多くの布告達等がある。其上民法施行法第二十八條の規定は亦其解釋上民法施行前の寺院を法人なりと云ふ結論を支持するに充分なる根據となることは、大審院が「民法第二十八條ニ民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ間神社寺院祠宇及佛堂ニ之ヲ適用セスト規定セルニ依リ之ヲ觀レハ神社寺院祠宇佛堂ハ民法施行前ヨリ法人タリシコト明カナリ」(7年(オ)七六六號7年十二月二十三日判決錄二十四輯二四〇七頁)と判示した所によつて、民法施行前寺院が法人たりしことは疑ふ餘地はない。

同趣旨判決 大阪地方(10年三月三十一日評論十卷民八三六頁)「社寺ノ財產ハ舊幕時代ニテモ個人ノ財產ト區別シタルコトヲ知リ得ヘク特ニ明治六年布告二四九號其他ノ布告達及民法施行法第二十八條ヨリモ之ヲ知ル依テ寺ハ民法施行前ヨリ財產權ノ主體ナリ」

然らば民法施行法も特に之れに反する明文の規定なき限り、寺院は依然引續き法人たる性質を有すと爲すを正しとすべきである。然るに前掲民法施行法第二十八條は寺院の法人たることを否認したる規定なりとなす説、一二現はれたりと雖も、之れ固より謬見にして、

- (1) 民法施行法第二十八條は寺院の法人格を否定せる規定にあらずして、却つて法人たることを肯定承認したるもので、大審院が「寺院ハ法人ナリト直接ニ規定シタル法令ハナケレトモ民法施行法第二十八條ニ民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ内寺院ニ之ヲ適用セストアリテ若シ民法ニ於テ寺院

ヲ法人ニ非サルモノトスレハ此規定ヲ設クル筈ナキニ此ノ如キ規定ヲ設ケタル所ニ由レハ民法ハ寺院ヲ法人ナリト爲シタルモノトスレ(三五年(オ)第三七八號三五年十月八日民九輯四六頁)、及び「民法施行法第二十八條ハ社寺ヲ以テ人格ナキモノト爲シタル趣旨ニアラスシテ社寺等ハ人格アルモノトスレニ對シ當分ノ内法人ニ關スル民法ノ規定ヲ適用セストノ趣旨ト解スルヲ以テ當ヲ得タルモノトス」(三六年(レ)二六四號同年三月二十四日刑事部宣告)と判示したのは誠に妥當である。

(2) 加之、前掲の民法施行前より存する諸布告達等は全て民法其他の法令の規定により廢止變更を受けることなくして、今日迄存續するを以て、寺院は尙ほ此等の規定より見るも法人格を有すと云ふべきである、

(3) 而して又民法施行後も寺院が法人たることを認めて、之を前提としたる單行法規が不尠發布されて居る。即ち

- (イ) 明治四十年森林法には第十條、第十三條に社寺有林なる語を用ひ、又同年森林法施行細則第一條「公共團體又ハ社寺カ森林ヲ得喪シ又ハ廢止シタルトキハ云々」、「公共團體又ハ社寺ニ屬スル土地カ森林タルニ至リシトキハ云々」、同第二條「公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ其公共團體又ハ社寺ニ屬スル原野、山嶽、荒蕪地又ハ森林タリシモノニシテ云々」とあり、
- (ロ) 大正四年農商務省令第十三號國有林野產物賣拂規則第七條「寺院又ハ佛堂買受ケヲナサントスルトキハ住職又ハ受持僧侶及檀徒又ハ信徒連印シ云々」

(ハ) 同年農商務省令第十四號不要存置國有林野整理處分規則には、古記社傳又は歴史の證する所により社寺に緣故ある林野にありては其社寺を緣故者とし(第一條)隨意契約に依り林野を賣拂ふ場合には緣故者は先買權あるを認む(第二條)

(ニ) 明治三十一年内務省令第六號參拜料觀覽料徵收並寄附金負債募集取締規程中には隨處に寺院が所有權の主體又は契約の當事者となる場合を規定す

斯る理由よりして現在寺院が法人たることは判例學說共に一定し、有力なる異説あるも聽かぬ。然し民法の法人に關する規定は適用することが許されぬが故に、此の意味で民法上の法人に非ずと云ふことは誤りではない。元より法人に關する以外の規定は寺院の性質が許す限り適用あるべく、寺院の本質は既述の如く之を法人として取扱ふの社會的需要は遠き過去より繼續して今日に至るを見れば、民法の法人に關する規定の直接に適用はなくとも、法人の本質上當然の規定は條理上寺院も之に從はしむるは妥當の解釋にして、之に依り寺院法規の不備を幾分補ふことを得且寺院の本質を究めることの價値も茲に現はれる。

右に述べた所からして、寺院が私法人であることも明かであると信ずる。

私法人は、祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益に關し營利を目的とせざる場合之を公益法人と云ひ、然らざるものを營利法人と稱し、二者其何れかに所屬するものと學問上區分するを普通とするを以て、之に從へば寺院は前者であるは論を待たぬ。寺院が公益法人に屬することを明かにするの要

は、民法の法人に關する規定の殆んど全部は公益法人のみに關するものなれば、寺院が本質上竝に條理上依據すべき法意を探求するに最も重大の價值あるが故である。

公益法人たる寺院は財團法人又は社團法人の何れにも的確に偏屬せしむるを得ぬ特殊の性質を有するを以て、所謂特別法人に屬するものと云ふべきである。

〔其二〕 三綱

(一) 三綱の意義

三綱とは上座、寺主、都維那を謂ひ(令義解)、上座は寺中の僧侶を統轄し且つ寺院の庶務を處理する僧で、年藤高才の者を以て之に充て、寺主は法會の際に執蓋の役を勤むる僧、都維那は衆僧に法義を説く僧である。私見に依れば現代の觀念を以て之を論ぜんか、上座は外に對して寺院を代表し、内に於て寺務を掌理するもの即ち寺院住職に該當すべき地位に立ち、寺主は法要を司り、都維那は衆僧の教育掛りたる職分を擔當し、共に佛教が國教時代に在りては極めて重要な意義ある存在を爲したに相違なきも今日の寺院住職を以て論じ難いと信ずる。而して三綱の名は書紀には天武天皇の朱雀元年正月庚戌の條に初めて現はれて居る。即ち

謂三綱律師、及大官大寺知事佐官并九僧、以俗供養々々之、仍施純絲布、各有差、乍併孝德天皇大化元年八月癸卯の條に掲ぐる詔中には

朕更復思崇正教光啓大猷故以沙門狛大律師福亮、云々、寺主僧旻云々、而爲十師、別以惠妙法師爲百濟寺々主、云々、令拜寺司等與寺主、巡行諸寺、驗僧尼奴婢田畝之實、而盡顯奏、云々

とて寺主の語表はれたるを以て觀れば、三綱は當時既に存在せしに非ざるなきか疑がある。故に斯る

古き存在を爲す三綱の名が僧尼令中に屢々用ゐられたるは蓋し當然である。

(二) 三綱の選任

佛教が國教たりし當時に於て佛教に對する皇室、王臣、勢家、之れを廣く謂へば社會又は國家の信仰の具體的表示として存在した寺院に於て、法理的に觀ればその代表者たり又寺務掌理者たり、又之れを信仰的に觀れば國教たる佛教の儀式の執行、教義の宣布者、時には佛教思想の醸成、指導者たる三綱の選定任命は重要性を帯びた國務の一部を成して居た事は當然である。寺主の語が最初に書紀に現れた大化元年八月癸卯の條に在る詔に依るも既に寺主の任命延ひては三綱の任命が國家の爲す所たるを窺ひ得る。

朕更復思崇正教光啓大猷云々、別以惠妙法師爲百濟寺々主云々

之れを現代の法理的觀察を以てすれば、三綱の任命は國家の行政爲たる性質を帯びたと謂ふことが出来る。而して此任命は國家の如何なる機關が行ひたるや。弘仁三年三月二十日戊寅の詔中に載せてゐる所に據れば

大同之初、云々、其諸寺雜事并補三綱等暫預僧綱云々(日本後紀卷二二)

即ち平城天皇の大同年間の初めに於ては僧官たる僧綱の掌る所なりしを知ると共に、其以前に於ては俗官たる普通の國家吏員の行ひたるを推知するに難くない。素より僧綱は既に國家の役人たる以上、僧綱に依る三綱の補任の事務も國家事務たる性質を變更せざるは明白である。

延喜式に於ては三綱の任命を僧綱に專任せしむるを禁じて、治部省及立蕃寮の共に關與すべきを定めた。

凡任諸大寺三綱者、省寮共知補任、勿令僧綱專任、有封寺皆同、(延喜式、立蕃寮) 而して其手續は

凡諸大寺別當三綱有闕者、須五師大衆簡定能治廉節之僧、別當三綱共署申送、僧綱覆審具狀牒送寮寮申省、省申官然後補任、云々(同上)

又地方に在る寺院に付ては三綱の任命の直接の掌理者は國司であつた。延暦十五年三月二十五日の太政官符に

可勘定額寺資財并任三綱事

右被右大臣宣稱、云々其任三綱者依檀越衆僧請、國司覆勘充任云々、(類聚三代格卷三) 延喜式に従へば

凡諸寺別當三綱并定額僧等、依官符補任之者、宜先令所司勘申年薦、而後造符、云々(延喜式、太政官)

凡諸寺三綱等任符、出後下承知符於省、省下知於寮、寮亦令綱所押署(延喜式、立蕃寮)

と定め、三綱の任命は其寺の所謂内國にあると外國にあるとを問はず中央政府に連絡關係せしめた。此くの如くして三綱の任命は國家に於て行ふ事務なれば勢家、王臣等が其勢力を濫用して三綱を改替

する如きは舊くより法規の禁ずる所であつた。

大同元年八月廿二壬午、勅、夫功德之興、因心各別、何則或甲構堂宇、乙寧得爲己、是以大小諸寺、每有檀越、田畝資財、隨分施捨、累世相承、崇敬至今、如聞王臣勢家、不顧本願、而追放檀越、改替綱維、田園任意、或賣或耕、名僭已寺、還致損穢、若有斯類者、五位已上錄名奏聞、六位已下禁身進上云々(日本後紀卷十四)

又檀越と雖も自由に三綱を改補せんとすることは寺院財産の横領の底意によるとして、固く禁じられた、即ち

大同元年八月廿七日丁亥、勅、如聞七道諸寺檀越等、或佃寺田、不納租米、或費燈分稻、不事燃燈、或僦用錢物、經年不還、或奴婢牛馬、役用私家、如此之流觸類繁多、加以寺山樹木、任意斫損、愛憎自由、改補三綱、有一於此、豈謂檀越、從今有犯、科違勅罪、云々(同上)

次に如何なる僧を以て三綱に任命すべき乎。諸大寺に就ては前掲の延喜式に定むる如く、須五師大衆簡定能治廉節之僧、此者に對して國家は任命を爲すのである。乍併特殊の事情、又は寺院の沿革により必ずしも此例に従はぬ、即ち元慶寺に付ては

是日(元慶二年二月七日)勅署元慶寺別當三綱、其三綱者、寺家簡定、申官任之、六年爲秩、(三代實錄卷三三)

とて、寺家の選任に委し、又山城國東光寺に就ては延喜五年三月九日太政官符を以て

可_レ以東光寺爲定額并請用維摩會聽衆一人事

(前略)件寺在山城國愛宕郡、元慶年中依大后御願所建立也、云々又其三綱者、任同寺僧、六年爲限、不聽選用他寺之僧、秩滿之後、宮定申補、至干後代、寺家簡定、同名申官、立爲恒例者、謹請處分者、左大臣宣奉、勅依請類聚三代格卷二)

興福寺の如き藤原氏の氏寺として、氏人と寺との關係他寺と類を異にするものに付ては、氏人の簡定に委せ、

凡興福寺別當三綱者、不依諸大寺之例、隨氏人簡定補之(延喜式、立蕃寮)

右と同様に檀越の願に依つて、その推薦の候補者を任命する例は、續日本後紀承和十一年四月の條に(同書卷十四)

壬午、參議式部大輔從四位上滋野朝臣貞主、以在西寺南居宅一區、捨爲道場、仍言云々望請使入西寺、命爲別院、號其名曰慈恩院、東大寺僧傳燈住位圓修永爲別當、三綱在別、又自此以後、別當三綱、隨檀越願、令宛行之者、勅聽之、

又選定せらるべき僧侶の資格範圍も寺に依つて異なり、

凡東西寺三綱竝以定額僧補之但西寺用階業僧不得任他僧(延喜式、立蕃寮)

凡四天王梵釋常住仁和寺三綱、各以十僧內補之(同上)

右は畿内の諸大寺及特殊寺院の事例であるが、地方諸國に在る寺院に就ては三綱の選任は其寺の檀

越衆僧の推薦に随つて任命された事は、前掲延暦十五年三月廿五日の太政官符に

其任三綱者、依檀越衆僧請、國司覆勘充任

とあるを以て知られる。

要之、三綱の任命は國家が行政事務として行ふと雖も、その任命を受くべき僧侶は其寺院の關係者の推薦を待つて決定し、國家自ら進んで適任者を求め之を任命する如き事を敢てせぬ。これは寺院の意思を尊重したるに因るは勿論なるも、當時に於ては僧界は俗權の外に立ち其職員の選定の如きも能ふ限り、國家は不干涉主義を採りたる國家政策の發露であつて、僧綱の選任を僧徒の選舉に待ちたると一般である。而して三綱の候補者を選定すべきものは大體に於て其寺院の住僧と檀越の兩者で、其協議の結果に因つて決するを原則とし、只其寺院の由緒、特殊寺情に依つて、住僧の意思を主とするか、或は檀越の推薦を尊重するか、何れかに定めたる迄である。

三綱には任期の定めありて、其到來に依つて職を退く。而して任期は前掲の元慶寺及東光寺の例の如きは之れを六年と定めたるも、四年を以て原則とした。即ち、貞觀十二年十二月二十五日壬寅の制を觀れば、

又諸大寺并有封寺別當三綱、以四年爲秩限、遷代之日、即責解由、但、廉節可稱之徒、不論年限、殊錄功績、申官重賞、自餘之寺、依官符任別當及尼寺鎮、並同此例、其未得解由輩、永不任別當(三代實錄卷十八、延喜交替式、延喜式立蕃寮)

任期到來すると雖も廉節可稱之徒は重任を許された。而して其重任の手續及監督に就ては天慶四年三月廿日治部省に對する太政官符に従へば

一應覆勘功課後重任諸寺別當三綱事

右律師法橋上人位仁敷、去年八月十九日奏狀稱、檢先例、諸寺若言上別當三綱功課、重任之日先經三司、然後進官、於是或被遣官使、或仰綱所、被遣威從一人、覆勘之後、若有實功課、或被許重任也、而年(來)諸司功課、重任之解狀、不歷三司、直以進官、多蒙重仁之賞所、中功課、或實或虛、唯任望人之意趣、動加傍吏之署名、公家偏依傍吏之署名、問賜重任之官符、因之望重任之徒、不進一任四箇年帳、只恃後任之自由、望請有中功課重仁寺者、先被遣官使、若僧綱使實檢覆勘之後、隨功課將賞黜之者、從三位守大納言兼右近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣實賴宣、奉勅、依請者、以前事條如件、省宜承知依宣行之、符到奉行、左少辨源朝臣

左大史尾張宿禰

(三) 三綱の職務

三綱は其寺院の寺務を掌理する。私見を以てすれば寺務は之を分つて法務と事務の二と爲すを得べく、法務は宗教上の儀式の執行其他宗教的事務を指し、之れに對比して寺院の他の一般的事務を單に事務と稱するを便宜と信ずる。何者現代に於て法律的效果の伴ふ寺院の行爲は主として後者に關する場合のみ。但し過去に於ては必ずしも然らざりしは佛教對國家の關係の現代と異なるに因る。又寺務な

る語は王朝時代僧職の名稱にして寺内の事務を總掌する者を指稱し、法務も亦一の職名にして法義を
務むる者を謂へるも右用例の之れに依らざるは勿論である。而して三綱は法務と事務とを與にその職
務と爲して居つた。

第一 法務

三綱は僧侶たる以上、又寺院の目的が宗教に在る以上、寺院の機關たる三綱が法務を掌理するは極
めて當然の事である。故に海人藻芥には次の如き記事がある。

寺社三綱者、於其寺社有法會者、必三綱隨所役也、庭儀時、上座二人、執綱役勤之、寺主、
執蓋ノ役勤仕也、上座若不私指合ノ時者、權上座可勤之、權上座於有指合、次第々々次ノ人
可與奪、是寺社役等ノ大法也、隨其寺社例、或會ノ行事、式樂行事、無童行事皆是三綱所役也
又貞觀九年十一月廿九日異變災難を銷却するが爲め諸國及七大寺にて讀經せしむる勅の中に

宣告天下諸國、三日齊潔、令奉讀金剛般若、及摩訶般若、又命七大寺、講演仁王般若、以內舍
人爲使、勾當其事、與專寺僧綱、及別當三綱法師等、相共勤加檢察、云々（三代實錄卷十四）

第二 事務

三綱の掌る寺院の事務は僧侶に關するものと、財産に關するものとは大別して説くを便宜とする。

(甲) 僧侶に關する事務

此點に就いて三綱は相當廣汎なる職務を有した。

(1) 僧侶の死亡に關する事務

僧尼令には「凡僧尼等身死、三綱月別經國々、司々毎年附朝集使申官、云々」即ち此場合三綱
は國司に對し僧尼の死亡を通知すべき義務がある。

(2) 僧侶の還俗に關する事務

僧尼令には「凡僧尼自還俗者、三綱錄其貫屬、京經僧綱、自餘經國司、竝申省除附云々」と。義解
に従へば茲に謂ふ還俗者とは已に還俗を訖りたる者を指し、今より還俗せんとするものに關する規
定ではないと。

(3) 死關僧の度縁に關する事務

延喜式には「凡延曆寺僧身死者、其度縁戒牒、三綱勘收令座主毀所毀多數、作目署印備三檢
關（玄蕃察）と。式の規定は右の如く延曆寺のみに關するも、「凡諸大寺僧有死關者、毎月申送
僧綱、僧綱勘取度縁、毎年牒送於寮云々」とあれば、此等の大寺にても三綱が多少の關與を爲し居
たるべきは想像に難くない。

(4) 僧侶の訴の裁斷事務

僧尼令にては「凡僧尼、有事須論、不緣所司、輒上表啓」を取締つて所罰したるも、「若有官司及僧
綱斷決不平、理屈滯、須申論者、不在此例」と定め、令集解は此點に付き「古記云、若有官司、謂
玄蕃治部也、若國司及三綱、斷決不平、不緣治部玄蕃、輒申辨官、亦苦使、爲越訴故也、云々、穴

云、僧綱斷決不平、謂三綱斷決不平、と説く。然らば三綱も亦僧侶の訴を裁斷し得たるを知るべきである。

(5) 僧侶の行動監督

其寺院所屬の僧侶の監督取締は三綱の掌る所であつて、その内容は要するに僧侶の戒律を嚴守せしめ、僧侶たるの地位を保持し、面目を失墜せしめざるに在る。

(イ) 僧尼の肉食等に對する許可

僧尼令に曰く「凡僧尼、飲酒、食肉、服五辛者、卅日苦使、若爲疾病藥分所須、三綱給其日限云々」と。飲酒し、肉食し、五辛即ち大蒜、慈葱、角葱、蘭葱、興菹を服すること僧尼と雖も疾病の際藥用とするに於ては、三綱は其服用の日限を定めて之を許した。

(ロ) 僧侶の出願行爲に連署

僧侶が寺を出でて或る種の行爲を爲すことは國家官廳の特許を要し之を出願する場合には三綱の連署を受けねばならぬ場合がある、これに屬するもの凡そ三種、

(a) 僧尼の乞食

僧尼令には「其有乞食者、三綱連署、經國郡司、勘知精進練行判許、京内仍經玄蕃知云々」と、此點に關し養老元年四月壬辰に詔ありて「凡僧尼、寂居寺家、受教傳道、准令云、其有乞食者、三綱連署、午前捧鉢告乞、不得因此更乞餘物、方今小僧行基、并弟子等、零疊街

衢、妄說罪福、令構朋黨、禁剝指臂、歷門假説、強乞餘物、詐稱聖道、妖惑百姓、道俗擾亂、四民棄業、進違釋教、退犯法令」(續日本紀卷七)と。乞食行爲の取締の必要は斯くの如くにして、三綱は之れが直接の監督責任者であつた。

(b) 僧尼の山居

僧尼令に規定あり、曰く「凡僧尼有禪行修道、意樂寂靜、不交於俗、欲求山居服餌者、三綱連署、在京者、僧綱經玄蕃、在外者、三綱經國郡云々」

(c) 僧尼の醫務上の外出

前掲續日本紀に載する養老元年四月壬辰の詔中に、「如有重病應救、請淨行者、經告僧綱三綱連署期日令赴、不得因茲逗留延日、實由主司不加嚴斷致有此弊、自今以後、不得更然、布告村里、勤加禁止」

(ハ) 僧侶の俗業取締

延曆十七年四月十五日の太政官符(類聚三代格卷三)には、「應教正僧徒事」と題して、「奉勅沙門之行護、持戒律、苟乖斯道、豈曰佛子、而今不崇勝業、或事生產、周旋閭里、無異編戶、凡庶以之輕慢、聖教由其陵替、非只黷亂真諦、固亦違犯國典、自今如此之輩、不得住寺以充供養、凡厥齊會勿關法筵、三綱知而不糾者、與同罪、自餘之禁、依令條、若有改過修行者、特聽還住云々」とある。然らば即ち三綱は所屬僧侶の生産を事とし閭里に周旋する如き僧侶の本分に

反する行爲を取締る職責あることが判る。

(二) 僧侶の不正行爲取締

貞觀八年六月四日太政官符中に、「又出家之人、理無生産、唯仰鉢、當有何蓄、而今或聞、復試業之助、資供豐盈、贈遺煩費、是以身素清貧、無階營設者、雖有高才、難果其業、豈云釋迦之元意、緇徒之淑行乎、自今而後、宜禁僧侶飲酒及贈物、若有僭犯、其罪准上、僧綱三綱、知聞不糾、及隱忍不言、即與同罪、曾不寬宥、三代實錄卷十三に據る」と。即ち之れ亦僧侶の本分に反する行爲なれど、前者に比し重く且つ犯罪的性質を帯びる。僧侶の飲酒及び試業の際の贈物を三綱は監督する職務があつた事は、右官符によつて明かである。

(乙) 寺院財産に關する事務

三綱は寺院財産に關與する權限を有して居つた事實は當時の法令史誌の記述に依つて證するに足る。三綱の此財産的干與權は寺院財産の管理に關する方面と保存主として堂塔の修理に關する方面とに二分して觀察するを可と信ずる。

(1) 三綱と寺院財産の管理

先づ國分寺に就て天平神護二年八月十八日太政官符(類聚三代格卷三)には

國分二寺田者、國司佃收以實入、寺下符已畢、自今以後宜付三綱耕營、云々

とあつて、三綱の國分二寺の田に對する耕營の權を認め、延喜式(立蕃寮卷二一)にも之を踏襲して

凡國分二寺田、令三綱耕營、永奉三寶之用

と規定した。之れ獨り國分二寺に限る可きに非ずして、他寺に於ても同様であるべきである。定額寺に就いて、大同三年七月四日太政官符には

諸國定額寺燈分稻可、使預講師三綱事

右被右大臣宣稱、奉勅國內庶務觸事繁多、宜其燈分稻停預國司、使令講師三綱依件出舉、省寮依例勘之僧綱亦加檢校、立爲恒例、不得漏失(類聚三代格卷三)

三綱は亦燈分稻の利用のみに限らずして、寺院財産の散逸を防止する權全てに管理權の及びたる事實は、大同元年八月廿七日の大政官符に

應禁斷七道諸國諸寺檀越等佃寺田地并費用雜物事

右被右大臣宣稱、奉勅如聞檀越等種佃寺田、不納租米、或費燈分稻、不燃夜燈、或貸用錢物、經年不還、或駢使牛馬兼役家人、如斯流觸類繁多、加以寺山樹木任意斫燃、愛憎自由改補三綱、有一於此、豈謂檀越、從今後始若有犯者、科違勅罪、國司三綱衆僧知而容隱亦與同罪(類聚三代格卷三) (未完)

〔其三〕 宗教法案反對理由書

序論

今五十二議會に提出され、審議中である宗教法案の内容は、國民の精神生活に多大の交渉を持ち、且つ宗教に對する原則的、全般的規定で、恰も私權關係に於ける民法商法、刑罰關係に於ける刑法に對比すべき大法典であるが故に、吾人は冷靜なる態度を以て仔細に其内容を點檢考察し、これを是とすれば支持し、否とすれば反對すべきことは、國民として國家に忠なる所以なると共に、又法案に於ける中心的地位を占むる佛教の教徒として、當然の義務と信ずるが故に、聊か次に所見を述べ、此法案に對する正しき理解を爲すの資と致し度い。

法案を論議批判する前に、先づ斯る法案が必ず其前提として承認し、従はねばならぬ我が國の宗教に對する國是、政策に就いて一言する要がある。

第一に全ての宗教に對する國民の信仰は自由であるべきことである。(信教自由主義) 謂ふ迄もなく、これは憲法第廿八條に規定する所で、苟も安寧秩序を妨げざる限り、又臣民たるの義務に背かざる限りに於て、信教の自由は吾が國民の脅かされることなき權利の一である。

次に吾が國に於ては、政治と宗教とを分離し、宗教を國家事務となして居らぬことである。(政教分離主義)

文化が充分に發達して居らぬ時代に於ては、政治と宗教とは密接な又不離の關係を保ち、國家は或る一定の宗教を國教として認め、従つて、それ以外の他の宗教を邪教として、その信仰を國民に禁止し制裁處罰を以て、之を抑壓し、又一方に於ては、認容された宗教は、國務の一部として重要な地位を占めて居つた。(國教主義) 文化の進展するに伴つて、國民の宗教的自覺は國教主義の不條理を、永く繼續するを許さざるに至り、國家は原則として、國民の信教の自由を認むるの餘儀なきこととなり、唯尙ほ一定の宗教を公認して、特別の保護と監督を加へた。而して此時代に於ては、公認されたる宗教は國家事務の一部を成して居る。(公認教主義) 文化更に進むに連れて不徹底なる公認教主義は廢され、眞の信教自由主義が此地上に出現して、宗教は全く國務より分れた。此政教分離主義は、現在に於ける世界の趨勢で、文明國の多く採用する政策であると共に、公認教主義を殘續せる國家も漸次之を捨てて、政教分離主義に趨くの傾向著しき現狀である。而して吾が國の歴史に之を徴するとき、恰も右の過程に於て、現在の政教分離主義に及んで居ると謂へる。即ち

王朝時代より徳川幕府倒壊迄は、佛教に就いて國教主義が採用された。

明治五年より同十七年迄は、教導職制度の採用によつて、神佛兩教に就いて公認教主義の時代であつた。

明治十七年教導職廢止後は、政教分離主義が行はるゝこととなり、明治二十二年憲法が國民の信教の自由を確保したる後は、一層此主義が明白となつた。

信教自由と政教分離と此二つの主義は、共に吾が國の憲法の規定より出で來るものであるが故に、宗教に關する統一的總括的規定を定めんとする場合には、此主義を實際に運用する爲めの法規たるが如き性質内容のものであることを要し、苟も若し憲法の規定の精神に背戻し、之を動搖せしめ、之を變更せしめる惧あるが如きものであるならば、斷じて吾が國民の容認し能はざるものである。恐らく、此點に於ては何人も同感であり、今回の宗教法案の起草者も、決して異議あるまいと信ずるし、又、異存あるべき筈もない譯である。今斯る争なき立脚點よりして、宗教法案を冷静に學究的氣持ちに於て熟讀含味するとき、吾人をして此文の反對理由書を草し、世人に懇ふることなくして止む能はざらしむるの法理的缺點と、國民の精神生活に對する不安と、國家の前途に對する危惧の豫感とを覺えしむるものがある。それと同時に、何んの必要あつて今日遽かに、斯る不條理の法案が出現し、文部省が之を極力支持するのであるかは、若しそこに宗教法制定者たるの功名心に満足せんとするを承認するに非ざる限り、又過去に於てその存在を無用視せられ、又最近に於てその存廢が行政整理上の話題に上りたる歴史を有つ宗教局の、命脈を保たんが爲めの自衛上の政策として、同情するに非ざる限りは、到底人をして了解せしむる能はざるが如き不可解の内容を、此法案は藏含するのである。故に、先づその大體論としての缺點を摘示して見度い。

第一、今回の宗教法案を内容的に謂へば、現行の社寺關係法規を編輯し、之を骨子として組織した點が頗る多い。此の事は起草者も亦他に賛同を強ふる理由として、屢々述べられて居る。併しかゝる

宗教法案は其の制定の必要を疑はしむるものである。

(一) 其詳細は體系的逐條的に後に述ぶる所に譲るとして、大體現行の社寺法規は、明治初年以來の社寺に對する取締法規である。之を現代文に書き改めて配列し、之を中心として編纂した丈のものに宗教法の名を冠し、三十年來の懸案を解決したものと自讃することは、宗教法なる國民の精神生活を支配する、大法官の制定を期待する國民をして失望せしめ、識者をして失笑を禁ぜざらしむるものと信ずる。現行法と大差なき規定を内容とする法典であるならば、遽に之を制定する必要は何處にも見出されない。三十年來の懸案とは、唯宗教法なる名稱の法典を制定することが懸案たりしものにてはなく、教導職廢止後、政教分離主義に基く、新時代に適應する法典の制定が懸案であると謂ふ意味である。此必要に應へることなき今回の法案は、此點に於いて既に制定を肯定せしむる理由を失ふものであると共に、現行法は判例法の充分なる活用に依つて、社會の需要に應じて居るから、斯る内容の法案であればその制定の遅れることは、國民生活に少しも苦痛でない、寧ろ一層の研究の曉を待つて、制定を計ることが妥當である。

(二) 又かゝる宗教法の制定は、その意義を没却するものである。既に謂ふ如く、政教分離に基く新制度を信教の自由を中心生命として創定することが、現代に於ける宗教法制定の使命であり、意義ある所以である。然るに新法案が採用した現行法規の主要部分は、實に教導職存置時代の制定に係り、従つて公認教主義の制度に應ぜんが爲めの規定である。故に新法案が現行法規を大體に於て

踏襲したりと云ふことは、即ち法規制定當時の背景となりし、國家の制度及び歴史を忘却したるものにて、全く新法案は時代錯誤の法典たることの説明の理由として適當すとも、決して法案の制定を現代に支持する論據となり得ない。政教分離の現代に、新に又は再び、公認教時代の法規を認むるの結果となつて、宗教法制定の期待に添はないと共に、法案制定の意義は全く失はれて居ると謂はなければならぬ。

第二、宗教法案中、全く創定したと思はるゝ部分に屬する規定は、

(一) 宗教的行動に對する著しき干渉及取締の計畫を含む。

憲法第廿八條は國民に信仰の自由を與へ、唯安寧秩序を妨げ、又は臣民たるの義務に違背する者あるとき之を取締るに止めた。然らば此憲法實施後に於て、信仰に關する最初の大法典たる宗教法案は、當然此の憲法の精神に従ふべきに不拘、實は右の程度を超えたる取締、又は干渉を規定すると多大にて、吾人は之を不當と謂ふと共に、不法のものとして敢然排斥しなければならぬ。決して干渉に興味を持ち、取締に快感を感じる法案起草の首脳部を占むる者の、趣味の爲めに遠慮すべき譯はない。吾人は此點に於いては、寧ろ此法案の根本的主義は如何なるものなるかに付いて甚しき疑を持つものである。

(二) 各宗教に對する待遇、平等を缺く。

政教分離主義の新立法であるならば、又信仰の自由を認むるのであるならば、當然各宗教は國家よ

り平等的取扱を受くべきは、必然の理である。然るに法案の起草者は、如何にして此の道理を踏み迷ひたるか、各宗教に對して幾多の不平等の規定を置いて居る。國家が或る宗教に對してより良き取扱を爲すときは、そこにその宗教の公認的色彩が表はれ來たつて、國民の宗教の選擇に影響を及ぼすこと少くない結果となる。現代に於いて斯る法案は到底吾人のその同感を贏ち得るに値しな

第三、宗教法案はその制定に就いて或る政策を弄した臭味がある。例へば、既成宗教界の内部に存したる幾多の情弊、堪へ難き争鬭、並びに信仰抑壓の事例に對して、何等の解決の途も與へて居らぬ。之れは宗教法制定に對して、期待せられた、實際的問題であつた。宗教局自體も亦、過去の經驗上解決策を、宗教法案に於て企てた形勢を見受けたことがあつた。然るに今回は、既成宗教團體に對しては、少しも手を觸るゝことなく、その自治の美名の下に放任した。前に云ふ如く、法案は干渉すべからざる方面に於て敢て不要の干渉を行はんとし、當然監督すべき此方面に就いては言及して居らぬ。これは法案の成立の爲めに、既成宗教團體の重要部を操縦する必要に出でた如く、その形跡は法案の可成重要な部分に迄影響して居ること、後記の如くである。宗教法案は、法律案にして、國民全般に對するものなるが故に、國家本位に於て制定せらるべきこと、今更言を待たぬ所と信ずるのである。或る勢力に對する政策或は情實の爲めに、永久的生命ある法律案が、内容的に影響を蒙ることは、國民の迷惑之れに過ぎるものはない、如何に過去に於ける宗教法案が、佛教の

有力なる宗派の首腦者の必死の努力が、それを廢案とするに力あつた歴史があるとは謂へ、畢竟斯る立法者の態度は自己の無力を語る證左で法案に不純を感じしむる。

要之、此法案よりは、吾人が當然として期待する信仰自由主義、及び政教分離主義に基く規定を見出すこと尠く、意外にも準公認教主義、干涉主義、間に合せ主義、御都合主義の規定を發見するに至つて、啞然たると共に國民の精神生活の爲めに之を阻止するの覺悟を固ふする。

以下各條章に就いて、更にその反對すべき理由を擧げる。

第一 指定宗教と指定外の宗教

宗教法案は其第一條に、文部大臣による指定したる宗教と、其第二十七條に指定を受けざる宗教に關し規定して居る。此點に關する過去に生じた幾多の論難攻撃は、既に世人をして大體其不當を諒解せしめたかの感があるも、尙ほ省略し能はざる法案反對理由の重要項目であるから、簡單に要旨を摘記する。

(一) 各宗教に對する不平等的待遇

憲法が國民に信仰の自由を認めて居る以上、その信仰の對象たる宗教に對し、國家は待遇を平等にすべきは、憲法の精神に遵ふ所以である。然るに法案が、其の宣布を認容したる指定外の宗教を設けて、之れよりは所得税を徴し(第六條、第廿九條)、公租公課を免せず、特に又、其結社の自由を奪ひ、之れに對して處罰を以て臨む(第百六條)如きは、憲法の大精神に反する甚だしき不平等的取扱

である。

(二) 公認教制度の復活の嫌

或る宗教を指定するのと否とは、其宗教の質に依つて決せらるゝことの結果として、又指定が第三條の如き非行ある場合に、取消さるゝことの結果として、指定は國家が宗教に對して押捺する 良否の極印と同意義を有するに至り、國民の信仰の選擇に、心理的に至大の影響を與へ、眞の信仰の自由を確保する所以に非ざると共に、行政官が宗教の内容價値を判斷し、決定し、且つ所謂指定することは、政教分離の今日に一種の公認教制度を復活するかの感を抱かしむる惡制度である。

(三) 宗教指定に依る情弊と紛糾誘發の虞

指定制度に就て、最も憂慮すべきは實施の曉に於て、指定外の宗教は、所謂優良宗教たる指定を獲得せんが爲めに講策する結果、宗教審議會又は其會員、及び文部省に對する情願運動と、請託に依る不祥事の豫想と、之れに對し宗教界に蟠る嫉視反目に因る指定阻止妨害運動の對立の結果より來る一種の宗教戦とも名付けらるべき恐るべき紛糾を誘發するの虞がある。吾人は此の容易ならざる國家的問題の惹起を慮るゝが故に、指定制度に反對する。

(四) 指定制度を支持する合理的根據なし

法案起草の當局者は宗教の指定によつて、淫祠邪教を防遏し抑壓し得るの効果を説く。乍然何が故に指定制度は、淫祠邪教を防壓し得るか不明である。監督の點に於ては、指定宗教も指定外の宗教

も殆んど同様に取扱ふが故に、此點に於ては所期の目的は達し得ない。元來この淫祠邪教とは何を指して謂ふか。其意一見明瞭なるが如くして實は容易でない。國教制度の昔に於ては、國教以外の宗教換言すれば異教即ち邪教であつた。國教なき我が國今日の問題としては、邪教の標準は他に求めねばならぬ。而してその合理的の標準は、憲法第二十八條を解釋することに依つて得られる思ふ。即ち安寧秩序を妨げ又は臣民の義務に背く宗教を以て邪教と解するを、正しと確信する。若し之れ以外に國家が邪教として取締るべきものありとせば、その範圍だけ「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と定めた、憲法保障の信仰の自由は侵犯される論結となる。故に行政上邪教を取締る爲めには、單に安寧秩序妨害と臣民の義務違反の宗教を取締る規定を、嚴に定むれば事足りる。宗教を指定することが、指定外のものをして邪教と看做さざる限り、これに依つて邪教取締の理由とはならぬ。

第二 宗教の意義如何

此法案に於て重要なる缺點の一は、法律の用語としての宗教の意義の不明確なることである。従つて此法案が適用される對象が確然とせぬ。國民の精神的生活に關する大法典の草案としては、甚だ不用意で、研究の餘地が充分あると思はれる。元來法は人の行爲の準則であるから、精神的な宗教などに對して、法を適用することが根本的に誤つたことであるし、これは又法の職分を超えたことでもある。然し宗教に關する人の行爲を對象として法を設くることは可能なことであるから、法案の第一條

の如く宗教に法を適用すると云ふ場合には、通常の意味に於ける宗教に非ずして、常に人の行爲に關連した場合の宗教と云ふ、限定された意義を有たねばならぬ。故に宗教法は宗教に關する行爲とか、宗教的行動とかに適用すると定むる方が、幾分明瞭になるのではあるまいか。又法案の趣旨にして指定せらるべきものが、佛教、神道と云ふ如く總括的のものに非ずして、その中の教宗派の奉ずるものに對するならば、何故に教宗派又は教團を指定すると規定して不可なのか。但し指定制度の採用すべからざるは、前述の如し。何れにもせよ新法案の制定の使命の一は、争を絶無としない迄も、減少せしむるにあるに不拘、法案制定の頭初より、不明、難解の點をその重要部分に残して置かねばならぬことは、此の一點にても法案の成立を否定するに足ると信ずる。若し又此の「不明難解」は、文部大臣と宗教審議會で解決すると謂ふならば、論者は立法府の審査、協賛權とは、内容の空虚な形式的ものに過ぎぬと謂ふことを承認しなければならぬ。然らば立法府の權能に對する甚だしい侮辱ではあるまいか。

第三 監督組織の缺點

法案は「教派、宗派及教團の監督」は文部大臣之に該り、「寺院及教會其他宗教に關する監督」は、第一次に地方長官、第二次に文部大臣之を行ふと定めた(第九條)。之に對する疑の第一は、監督とは宗教に對するものか、又は法案の所謂宗教團體に對するものかの點に存する。宗教に關する監督の如き、其意義既に不明であるが、之を通俗に解するときには地方長官が、管長か又は法主か或はこれと同

等の、餘程の宗教的體驗に豊富な者でない限り、任に堪へ難いと思はれると同時に、現在の地方長官は此點に於て全部及第點を持たぬこととなつて、解職されねばなるまい。斯る字義上の恐らくは誤用、又は、不用意と思はるゝ點に對する批判は別として、宗教團體に對する監督と解するとき、尙ほ地方長官の監督(第十條も含む)は實際上種々の缺點が擧げ得る。

(一) 地方官長の監督は地方的なるの當然の歸結として、監督が區々に分れ、取扱ひが統一的でない。

(二) 地方長官にては地方的又は團體的勢力に依つて、監督權の行使が、左右される虞が、文部大臣に比較して甚だ多い。之れは過去の實例に鑑み、次第に政争の激甚が地方的に侵入し行く現在を思ふときは、何人も監督の對照が宗教にしる又は宗教團體にしる、精神的信仰的のものを、此の勢力又は争の外に、靜に置くことを冀ふならば、吾人の説に同ずると信ずる。

(三) 何處迄が第一次で、又は何事を第二次の監督と謂ふか、その區別の標準及び兩者の關連が諒解し難い。

此點に就ては、地方長官の監督撤廢は、文部省の繁忙となつて、事務の澁滯を生じ實行不能と説くことが法案起草者側の辯疏の辭であるが、此の監督と謂ふことは、宗教團體の何を監督するか、元來其内容が不明瞭であるも、淫祠邪教取締の範圍外に於ては、政教分離の今日監督は必要でない筈であるから、國教政策を時代錯誤的に、誤想しない限り、斯る監督事項の輻輳はあり能はぬ所で、

若し文部大臣のみにては、監督に手廻り兼ねる程に、前掲の定義に該當する邪教淫祠が出現すると謂ふなれば、國家の前途甚だ憂慮に堪えぬと謂はなければならぬ。乍然我が日本に於いては、斷じて斯様なる事實を信じ得ない。

第四 監督過重

文部大臣は宗教團體の成規、又は秩序を維持する爲め必要な處分を爲すことが出来る(第十一條)。國家の機關でなく、又國家事務を共存立の目的の一部とする公法人にも非ざる宗教團體即ち寺院、教會、教宗派、及び教團の成規又は秩序維持に、何が故に文部大臣は廣汎なる意義を有する「必要な處分」を爲す必要があるのか。

監督に興味を持つと想像される此法案の起草者以外の者には、到底諒解し能はぬ。この政教分離主義の現代に於ては。

同様に又監督官廳は、宗教團體に對し、「報告ヲ徴シ實況ヲ検査シ其他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得」(第十二條)と定めて、公益法人に對する原則規定たる民法が、主務官廳は「法人ノ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得」(民法第六十七條第二項)とあるに比較して見るに、兎角監督の範圍を徒らに擴張せんとする傾向を此法案に見出すことを賛同し難い。

吾人は何故斯く迄監督を嚴にする要あるやを疑ふ。尙ほ又寺院の法律行爲に對する過重の監督の不當は別に後に説く。

第五 宗教々師に對する疑義一束

宗教々師なる名稱の是否は措いて問はずとして、

(一) 宗教々師の資格を國定したことは、政教分離主義の法制に於て例なき、且つ立ち入り過ぎたる法案の規定であると非難せねばならぬ。法案は宗教々師の資格を定めて

中學校若ハ高等女學校ヲ卒業シ又ハ之レト同等以上ノ學力ヲ有シ且二年以上當該宗教師ニ關スル專門ノ學業ヲ修メ年齢二十歳以上ノモノタルヲ要ス

とした。試に之を國教時代の我が宗教制度に比較して見るに、例へば聖武天皇天平六年十一月度の資格に就いて

度人ハ唯法華經一部或ハ最勝王經一部ヲ闡誦シ兼テ禮佛ヲ解シ淨行三年以上ナラン者ヲ取ル(續日本紀)

と定め、桓武天皇延暦十七年四月の勅に

自今以後年分度者宜シク年卅五以上操履已ニ定リ行智崇フ可ク兼テ正音ヲ習ヒ僧ト爲ルニ堪フルモノヲ撰テ此ヲ爲スベシ毎年十二月以前僧綱所司有業ノ者ヲ請シテ相對シテ簡試シ習フ所ノ經論惣テ大義十條ヲ試ミ五以上ニ通ズル者ヲ取り狀ヲ具シ官ニ申シテ期ニ至テ度セ令メヨ(類聚國史)

とある如き、(事例は本書の性質上可成必要の限度に止め多く掲げず)全く今回の法案の宗教々師の資格、國定と同一の軌にして、此點に就いて何人かよく兩者の間に宗教に對する國策の相違、即ち國教

主義と政教分離主義の差別を發見するを得んか。更に若し法案の宗教々師と地位を極似する教導職に就いては、

神官僧侶ニ不限三條三綱領ニ基キ布教筋有志之者有之候ハ、一般ニ教導職ニ可補候條各地方官ニ於テ人材取料ノ相當ノ等級ヲ以薦舉可申出此旨相達候事(明治六年二月十日教部省達第十號)

と明治政府は別段に資格を國定せざるに徴するとき、又現行法に於ても僧侶及び教師を國定せずして、之を各教宗派管長に委したるに鑑みるも、何故に法案が現代及び公認教時代よりも、更に逆行して、國教時代の例に倣ひたるか、並びに之を、各教宗派又は教團等の定むる所に一任し得ざるか、甚だ諒解に苦しむ所である。況んや宗教は科學にあらざること明白なるに於ては。

(二) 一定の刑罰を受けたる者は宗教々師たることを得ず、又一定の刑罰を受けるときは宗教々師たる適格を失ふと法案は規定して居る。刑餘者にして、悔悟したる者の如き宗教々師として却て好結果なる場合があることは、敢へて説明を待つまい。加之法案の如き思想は、舊幕時代に於ける思想即ち

天台宗に而も已來江戸拂追放等御仕置成候者は遠國寺中又は門徒に而も都而一寺住職は難成趣一宗へ觸置其外諸宗之分も右同様に御仕置相成候者は御構場所外小寺に而も住職不申付儀違失無之様末派へ可相達旨諸宗觸頭共へ申渡有之段寺社奉行中より達有之に付爲心得申達候條可被得其意候(勘定奉行より代官への廻狀)

と共通する所あると共に、教導職に就て

教導職ハ萬民之師表トモ可相成者付窃盜有夫親屬姦逃之賭博其他破廉恥罪ヲ犯シ刑ヲ受ル者ハ假令數年ノ久シキヲ經ルモ御任用不相成儀ト相心得可然哉試補撰舉之儀教正ヨリ懸合越候内ニハ從前受刑之者モ有之ニ付兼テ御省之御趣旨相伺申候也(明治八年二月十三日濱田縣伺)

伺之趣ハ本人悔悟之實効ヲ以人民信從シ於地方教導見込相立候者ハ可及詮議撰舉爲致不苦候事(右に對する同年九月指令)

とある思想に遙かに遅れて居る。何故に、信教自由、及政教分離主義の今日、現行制度の如く、之を各教宗派の定むる所に委せずして、斯る時代遅れの干渉的規定を置かんとするか、不可解至極と謂ふべきである。

(三) 又法案は宗教々師に非ずして、生業として宗教の教義の宣布又は儀式の執行に従事したる者は、百圓以下の罰金に處す(第一百一條)と定めて居るが、國教主義でない今日に於て國教に非ざる宗教の宣布又は儀式の執行を、一定の範圍の人に限定して、餘人に之を行はしめず、刑罰を以て之に臨む如き制度を政教分離主義の現代に施さんとするは明かに時代錯誤も甚しと言はねばならぬ。若し寛延四未年三月御仕置之例として傳へらるゝ如く、大坂北久右衛門町五丁目大和屋宇右衛門に對し

此字衛門儀、怪敷宗門ニハ無之候得トモ俗之身分トシテ十念口傳之儀數人へ致傳授禮物ヲ取候儀不埒

ニ候然共以來可相止由申候ニ付其旨證文申付佛檀佛具取上輕追放可申付旨大坂町奉行相伺に對して、

御差圖 重追放

と時の政府は差圖したと同様の斷罪理由で、今日重追放に處する判決を、裁判所が爲したならば、世人は哄笑すると信じて居たにも不拘、生業として宗教的行爲を爲した者が、重追放の代りに百圓以下の罰金に處せらるゝことを目前見聞して笑ふ譯に參らぬ法案が、昭和の今日亦其の生業をあげんとするのを、吾人は默視して居らるゝであらうか。況んや過去の時代の如く、僧なる語は特殊階級を表し、職業の名稱に在らざりし場合は、僧侶に對する政策上、尙幾分の之を肯定するべき理由があるが、今日の如く職業の一種となつた以上(明治四年十月三日大藏省達にて戶籍法改正の結果宗門人別帳を廢す)此點に於ても之を是正するを得ない。

(四) 上來論ずる所で準宗教々師(第二十一條第二十二條)なるものを設くる理由皆無なることも、自ら明白と信ずる。

第六 教派宗派及教團に就いて

此處にも法案に同意し難い點が多分に藏されて居るが、其主要なるものは

(一) 宗教法は所謂宗教に對する統一的全般的の規定であるべき筈であるに、法律上の性質を同じくする宗教團體中の教宗派と教團とを一章の下に收め得ざりしことは、即ち神佛兩教以外を教團と

して別章に規定したことは、既に信奉の宗教を異にする教派と宗派とを統一的に規定して居ること、及教團に教宗派の規定の大部分を準用して居る(第五十八條)ことに徴して、誠に無意義なる法案の構成と謂はねばならぬ。これは單に立法技術の拙劣を物語り、法案に對する準備研究の不足を暴露するに止まらずして、各宗教に對する差別的思想の潜在を窺はしむるものである。若し然らざれば本來一括して規定すべき事項を分離して別章となした法案起草者の眞意が不可解である。

(二) 教宗派及び教團には法人たるものと然らざるものがある、法人たらざる教宗派等が權利主體たるを得ざることとは法律の理念に於ては明白である。乍然宗教法に規律されるものは國民全般で、而もその全てが右の法律の理念上の明白を常に明白とする程の専門的智識を具有して居らざることも明白である。然らば教宗派及び教團の解散の場合にその債權者に對する催告(第四十五條、第三十八條)又は解散の原因として掲ぐる破産(第四十七條、第五十八條)の如き特に法人たる教宗派と(例へば第五十一條の如く)限定せざる以上、世人は其解釋を誤つて法人に非ざる教宗派もその適用を受くるかの疑を抱くべく、又法案の規定の様式は之を抱かしむるに極めて有力である。吾人を以てしても、法人に非ざる宗派の解散に就て別に手續を規定せざる爲め、或は宗教法案は法人に非ざる教宗派を此點に於ては權利主體として取扱はんとするに非ざるかと迷はしむる程である。(如何に杜撰な法案にても此迷の如き意味で起草したとは信じられぬ爲めに前の如く解する)。斯様な點の修正は容易であると謂ふかも知れぬが、左程容易の修正なれば立法院の厄介とならざる以前、法案の

起草者に於て考慮すべきではあるまいか。之を法案に對する起草者の粗漏又は研究不足と非難することが誤りであらうか。此法案に對する概評として、一讀難解なりとの聲を耳にすること屢々であるが爲めに、又法律の文言の平易化を企てた現内閣の手に成る主要な法律案であるが爲めに、多少専門的ではあるが一言した。

(三) 教宗派及び教團解散の場合に所屬の寺院、教會其他の團體が二年以内に他の教宗派及び教團に屬せざるときは解散したものと看做す(第五十條、第五十八條)ことは信仰の自由を抑壓する由々敷問題と思ふ。寺院は法人として、教會其他の團體は法人たる場合は勿論然らざるときも法人としての意思又は團體的意識を持つて、法人として又は團體としての独自の信仰を保持し得る。然るに若し歸依信仰せざる他の宗派に屬せざる限り、二年を経過せば解散と看做されて人格を喪失し、存在を奪はるゝと謂ふことは、如何なる點より見ても信仰の強制又は抑壓であつて、憲法の本質に背反する暴政であると斷言するに躊躇しない。

(四) 法案に現はれた監督思想の辯明として常に宗教界の現状に云爲して居るのを聽く。然らば法案の起草者は、宗教界の一部或は大部である教宗派の現状、即ち醜惡なる黨争(教宗派内部の)肉山巨剝の陋劣なる争奪(正確に謂へば住職の地位の)、僧侶の等級の黄白による濫授(明治十七年太政官布達第十九號にて國家が教宗派管長に特に委任したる行政事項)其他公表するを憚る、而も制裁規定なき弱肉強食、百鬼夜行の廣義に於ける罪惡の一面をも承知して居るべき筈である。然るに教

宗派に對する法案制定の方針を窺ふに、全く此等の點に對策を講せず、又手を觸ることを好まずして、恰も教宗派幹部の機嫌を害することを虞るゝ如き觀がある。法案の支持者は教宗派の自治の美名に隠れて之に對する非難より逃がれんと努め、又或は教宗派に對し、文部大臣の監督權の適當なる行使を待てば可なる如く辯じて居る。乍然教宗派に自治能力なく、文部大臣の監督の之を補ふに足らざる宗教界の現状、及び法案によりて之を解決し能はざる事實を何故告白せざるや、吾人は其良心を疑ひ度い。宗教界に深く根差すこの罪禍に充分對策を講究せずして、宗教法を制定することの無意義なる點が此法案の一大缺點である。斯く謂へばとて吾人が監督の峻嚴を提案するに非ざるは、前に此法案の監督過重を攻撃したに徴して明白と信ずる。行政的に何等經驗と學識とを有せずして、政治とは只專制と高壓との混用であると誤信して、教權萬能時代の昔を夢みる教宗派の頭目の手より、寺院及び僧侶を解放することの最も現状に適應することを、宗教界の現状に精通する賢明なる法案の起草者が、何が故に氣付く可くして氣付かざりしか解し難い。斯る點が教宗派幹部中に本法案賛成者を多く求め得た一原因を爲すのではあるまいか。

(五) 又宗派中に管長制度と本山制度の併存する現状を整理せざりしことが、法案の制定を無意味とする。抑も現在の管長制度は明治五年六月九日教部省第四號を以て府縣に對し

自今各宗教導職管長一名ヲ置一宗末派ノ取締向等別紙ノ通相達候條此旨相心得各管轄内諸寺院へ不洩様可相達候事(別紙略)

と達したことに起源し、明治十七年八月十一日教導職廢止の際管長制度のみを存置して、寺院住職の任免、教師の等級の進退を國家より委任し、併せて教宗派の宗政を掌らしめて(同年太政官布達第九號)現在に及んで居る、比較的新しき制度である。然るに我が佛教の宗派に於ては、舊くより本山本寺制度を布き末寺及び僧侶を支配して居る(慶長二年九月廿二日關東淨土宗法度、同十七年五月廿八日曹洞宗法度、同十八年八月廿八日關東天台宗法度、元和元年七月淨土宗諸法度、同眞言宗諸法度等乞參照)沿革のある制度で明治時代より今日に至る迄、管長制度と竝んで寺院僧侶を依然指揮命令して居る。即ち寺院及び僧侶は同一の事項に就いて二重の支配を宗派内部に於て受けて居ることが宗教界の現状である。乍然管長制度を採用した趣旨は、本山より末寺及僧侶の支配權を掠つて、管長により一元的に宗派内を統轄することにあることは明白であるにも不拘、結果的には二元的の宗派政治となつたことは、管長存置の理由を失ふ。故に苟も宗教法を制定するならば、斯る無用の二重政治を整理するの必要があるべき筈であるに不拘、之れに手を觸れざるは前項同様不可解である。(法案中本末寺の規定は第六十二條、第八十一條乃至第八十四條)

第七 單立寺院及教會問題

法案に従へば、神佛兩教以外の宗教には單立教會即ち教團に屬せざる教會の設立を許し(第九十條第二項)、之を教宗派及び教團と同一の規定にて支配して居る(第十三條及第十八條)。之れは非難多き此法案の最傑作で、政教分離主義に基き信仰自由の精神を現はした新時代に適應した規定として推賞し

度い。乍然法案は何故か之を神佛兩教に均しく認めざりし事實に就いては右の推賞を甚だしく割引く必要がある。吾人は恐く法案起草者が例の粗漏よりして之を兩教に規定するを失念したと信じ度いのであるが、若し然らずとすれば斷然其誤りを訊さなければならぬ。其理由は即ち

(一) 理論上より觀て認めねばならぬ

(イ) 神佛兩教以外の宗教に許す單立教會と云ふ信仰の形式を、兩教に禁ずることは信仰の形式の制限によつて、信仰それ自體を制限する結果となることは明白で、信仰の自由と云ふ點に於て、神佛兩教が其他の宗教に比較して不平等的取扱を受ることとなり、兩教は發展の上に甚だ不利益な地位に立たねばならぬ。而も此差別的待遇は何等の正當な根據、理想に基くものでない。

(ロ) 信仰の自由を認むる限り、神佛兩教による信仰の爲めの組織體の形式を必ずしも既成教宗派に屬する寺院、教會に限定する理由なきこと、其他の宗教に於けると同様に、之れ兎角安逸に流れ長眠を貪らんとする傾向ある老成宗教に新意義を注入する途である。

(二) 宗教法立案の精神を一貫せしむる爲めに必要である

(イ) 神佛道に於ては教宗派の新設を認めて居る(第三十四條第三十五條)、若し、普通に考ふる如く教宗派には複数の寺院教會等を含むべきものと解する以上は既成宗派所屬の寺院教會の多數が、同時に脱出して新教宗派を組織する場合以外に、教宗派の新組織を可能ならしめんが爲めに、その前提として單立寺院又は教會を認むる外途はない。又既成宗派に屬せざる教宗派の組織

さへ認むる以上、既成教宗派に屬せざる寺院教會を認むることはより容易で、斯る規定を置くことが置かざることよりも遙に法案を一貫した精神にて徹せしむる所以である。

(ロ) 又法案は寺院教會が所屬宗派を變更する場合を規定して居る(第八十二條、第百條)。寺院教會に轉派を認むることは寺院教會の信奉する宗教の變更の自由、換言せば寺院自體の信仰の自由を認めた所以であるから、此法案の精神よりして單立寺院及び教會の設置を規定せざりしことは起草者の過失である。

(三) 神佛兩教として實際上の必要が現に在り且つ將來に發生する

(イ) 基督教等に單立教會を認める理由は、現に單立教會に相當する事例あるが爲めと法案起草者は謂ふ。然るに神佛兩教の教義を信奉する單立寺院又は教會に相當する事例は其他の宗教に比較して、必ずしも少數でない現状である。故に之を許すことが、神佛兩教に對しても他教と同様の理由で承認せらるべく、又せられねば法案起草者の希望する取締が出来難いと信ずる。

(ロ) 若し法案を実施するとせば、第五十條の場合に教宗派解散の際、其寺院教會は二年以内に他の教宗派に附屬することを、強制することの信仰自由剝奪の暴擧なることは前に一言した。此場合に處して其不當を緩和する便法良策は、單立寺院又は教會を認むる唯一法あるのみ。

(ハ) 神佛兩教に於ても其精神的なる教義に基き、既成教宗派と異つた信仰上の新運動が現在及び將來に向つて盛んに興ることは疑ひない。此運動が組織立つた小團體となつて現れた場合に、

既成教宗派に屬せざる寺院又は教會の形式を採ることが、何故に拒否されねばならぬか。法案の起草者は應へて、信仰上斯る既成教宗派に屬しない結合體の存在は禁ぜざるも、之を寺院教會とするには同意し難いと謂ふ。然らば結局寺院教會の實質あるものに、形式を與へぬと云ふに歸し、寺院教會の稱號を吝むに過ぎぬ。その謂はれなきこと論を俟たずして明で、例之元和元卯年七月五山十刹諸山法度及び元和八戌年正月京都町中可令觸知條々中に

近年私ノ爲メ寺院院號ヲ稱スル事自由之至也向後者之ヲ嚴制ス
と全く同文の禁制がある、又

書面堂舎道場新規ニ寺號付候儀ハ新寺ニモ紛敷本山本寺ヨリ免許有之候共年曆ニ不拘難成筋ニ付山號之儀モ免許有之候共容易ニ御聞届難成事ニ候（文化元子年藤堂和泉守ヨリ松平右京御問合挨拶）

の中に現はれた思想と全く符合する。彼れは佛教を國教とし信教の自由禁止の舊時代、此れは政教分離主義の信教自由の新時代である。然らば宗教に對する國策の變更が何處に現はれて居るか。要之單立寺院及び教會を神佛兩教に拒否する理由は、皆無であるのみならず、實は法案自體も亦之を認めたと解すべき一場合がある。即ち第五十條に於て所屬教宗派解散の場合、寺院教會は二箇年内に他の教宗派に屬せざるとき、解散と看做されるが、教宗派解散後寺院教會解散迄の二箇年間は、所屬教宗派なき寺院、教會即ち單立寺院教會が生ずる理である。如何なる牽強附會の辯も、此事實を否

認し得まい。然らば既に神佛兩教に單立寺院及び教會を認むる以上、一般的に之を認むるを拒む理、奈邊に存するか。

第八 寺院教會財産監督問題

法案の第七十二條及び第二百二條は寺院教會が、その所有する不動産及寺院財産帳に登録された財産の處分、及び擔保に供する行爲を爲すに該り、地方長官の許可を要件として居るが、果して之は無條件で承認せらるべき妥當な規定であらうか。吾人は之に反對する大略三箇の理由を持つ。（説明の便宜上主として寺院に付て述べる）

（一） 宗教に對する國策の變遷より觀て

今寺院財産處分行爲に關する現行の準則は、明治六年七月十二日太政官布告第二百四十九號及び明治九年二月二日教部省第三號により、並びに判例法の活用により、概言すれば寺院の不動産其他の基本財産に對する賣買、贈與、交換及抵當又は質權の設定の如き、處分行爲を爲すには地方長官の許可を要件として居り、結局法案と同一で、換言すれば法案は之を認めて成文としたに過ぎぬ。

此の現行の寺院財産處分に關する監督の規定は、要するに舊幕時代の法制を其儘模倣したもので、即ち慶長七年十月十四日長谷寺法度、同十三年八月八日天台宗諸法度、同十一月四日成菩提院法度、同十七年九月廿七日興福寺法度、寛永十一年五月二日日光山法式等に

坊舎竝寺領私ニ賣買ス可カラサル事

坊舎並領地之賣買質券等一切無用タルヘキ事
院領之賣買質券等禁止セラル可キ事

此等の規定があり、寛文五年七月十一日の諸宗寺院法度に於ても統一的に

寺領一切之ヲ賣買ス可カラス並ニ質物ニ入ル可カラサル事

と定めたと及び御定書百箇條によれば、寺社付之品書入又は賣渡したる者に付き追院等の刑罰を定めたことと比較、對照すれば、自ら明瞭である。乃ち舊幕時代の法度より宗教法案に至る迄一貫して寺院に對し、其の財産處分監督の精神が渝らないことが知られる。乍然舊幕時代に於ては佛教は國教であつて、寺院は其教義を宣布し儀式を執行する機關であり、又邪教防止の國家的職分を持つて居つた。時の政府たる幕府が、この國教たる機關が、財産を喪失し、衰微し、終に破滅に歸することを極力防止する必要は、國教の權威を保持する所以であり、異教を驅逐撲滅する手段であつた。故に其寺院財産監督の規定を設くるは正當である。又現行法の制定された明治十七年以前に於ては、神佛兩教が我が公認教で

天下大小寺院ハ抑衆庶ヲ教誨スル教院ニシテ其住職僧侶ハ及其教職教師タル事固ヨリ論ヲ俟タス云々
々自今以後各宗寺院ヲ以凡テ小教院ト心得各檀家ノ者ヲ集メテ勤學爲致候様可爲專務候條向後其檀家ノ子弟ニ無識無頼ノ徒無之様篤ク三條ノ意ヲ體認シ衆庶ヲ教導シテ地方ノ風化ヲ贊ケ政治ノ裨益相成候様可相心得旨夫々末派末院ヘ無洩可相達候事(明治五年十一月九日諸宗管長に對する達)

而してこゝに謂ふ三條の教則とは「敬神愛國ノ旨ヲ體スヘキ事、天理人道ヲ明ニスヘキ事、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」である。然らば政府は斯る性質の寺院を保護し監督して、その廢滅を欲せざることは當然で、その手段とし寺院財産の喪失を防止する爲め、明治六年及び九年に前述の如き規定を爲したことも肯定せられる。明治十七年教導職を廢し明治二十二年憲法を制定して、臣民に信教の自由を認め、政教分離の國策を確立して、各宗教に對する國家の待遇は平等となり、寺院は其平等なる宗教の一部たる佛教の宣布、儀式執行の機關となり終つた今日、國家はその財産處分に迄立入つて、指揮監督する合理的な理由が何れにあるか。教部省時代の公認教制度に適應する爲め制定された規定が、今日迄存續して居ることが既に不可思議であると平素より心得へ居つたに不拘、今政教分離主義に基いて新時代に適合する新立法を企つるに當り、盲目的無反省的に斯る監督思想の古き法律の精神を其儘踏襲して、こゝに法案の規定を爲したことは、甚だしき不條理と謂ふの外はない。況んや寺院に於けるが如き過去の歴史だになき、基督教其他神佛以外の宗教の教會に對しても、法案は新たに同様の財産監督を行はんとするに至つては、誠に言語道斷、沙汰の限りである(第百二條による教會へ第七十二條の準用)。

(二) 寺院の法律上の性質より論じて

寺院に關して論ぜんとする場合先づ、常に私法人たる其法律上の性質を腦裡に置かねばならぬ。寺院は宗教を目的とするもので、公益法人の一種である。法案は民法に依つて宗教を目的とする公

益法人の存在を禁じて居らぬから、斯る法人には民法の原則が適用されて、財産處分行爲が法人自らの意思を以て、他の拘束監督を受けずして爲し得る。然らば同じく宗教を目的とし、等しく公益法人であり乍ら寺院に民法の原則通り法律行爲を許して不可なる理由なしと信ずる。寺院の財産處分行爲に監督を必要とする根據が僧侶又は檀信徒が、法人なる觀念を理解せずして私利私慾を企つて、寺院の財産を散逸消費する虞あり、自ら財を治むる能力なしとするに在るならば

(イ) 自治能力なくば法人とする價值がなく宜しく法人と成さぬことが適當である。乍併既に法人たるに適すると觀、且つ規定したる以上、寺院に限り特に斯る觀察を爲すことは矛盾である。

(ロ) 寺院は此法案に依つて、初めて法人となつた譯でなく、現在に於て又過去に於て既に業に法人であつて、我が國に於て法人としての最も長き歴史を持つて居る。故に寺院は僧侶及び檀信徒より離れて、一個獨立した人格を有して存在し、寺院としての財産を所有することに、充分長年月を経て訓練されて居るから、法人として完全に自治能力がある。又法人たる組織體を構成する人が、私慾に依つて法人の利益を犠牲とする虞ありとするならば、決して此の虞は寺院のみに特有でなく、何れの法人にもあり且つ其の虞は刑法を以つて充分に取締り得る。而も寺院は宗教を目的とする爲めに此杞憂が他の法人に比して少くとも多かるべき筈がない。

(ハ) 殊に法案に依れば、住職は宗教々師たる僧侶たることを要件として居り、宗教々師には犯罪的傾向ある者を避け、學識ある社會的紳士たる者を充てゝ居る。斯る相當の人格を以つてして

も、尙ほ誘惑さるべき財産が寺院に存在するとは、教界の現狀に通じて居る筈の、法案の立案者は斷言し能ふ歟。

右は法人たる教會に就いても同理である。

(三) 寺院教會の財産の獲得方法の變遷

舊幕時代及びそれ以前に於ては、寺院の主要財産は、爲政者からの寄進に成ることが大部分である。寺院に寺領あり、又その勸化に對し幕府自ら援助し又は獎勵し、尙ほ堂宇修復等に資金を貸與した事例は、こゝに掲ぐる迄もなく既に何人も承知し居る事實と信ずる。然らば大旦那である所の政府が自らの齎出財産を中心として成る寺院財産を監督して、散逸せしめざるに努むるは道理ある企である。乍然現在の寺院はその財産を昔時の如く、公的關係に於いて獲得したのでない。自らの努力に依つて取得したものが大部分である。然らば斯る見地からしても國家の監督は寺院より見て理由なき迷惑である。尤も現在の官有境内地を寺院に一定の條件にて無償で讓與する企てが、法案中に見えるが、これに依つて寺院財産監督權を道理付けんとするならば、無償讓與に依つて受益した寺院丈けを、又は讓與した財産の範圍に於て、例へば之を登録の如き方法で、華族世襲財産の様に、散逸せしめねばこと足りると信ずる。讓與を受くる寺院は、受けざる寺院に比較して、遙かに少數であるから、此少數の寺院の爲めに、多數の寺院が不合理なる財産監督に服し、自治の能力を無視せらるゝことは承認し得ざる所である。殊に過去に於ても亦、今後に於ても何等此等の利益を蒙る

ことなき基督教等の教會に取りては、財産監督の理由を斯る點に求められて、現在の自由なる立場を失ふことは迷惑至極である。

次に又法案第七十二條及び之を準用することに依つて、第二百二條は寺院と教會が、負債を爲す場合にも地方長官の許可を要件とした。吾人の見を以てせば、法案の監督癖も亦極まれりと謂ふの外なく、爲めに寺院教會は遂に經濟行爲を全く封鎖せらるゝに至ると信ずる。以下其不條理を説かんとする。

(一) 時代逆轉の不當監督

既に處分行爲に付て詳述した所に依つて明かである上に、殊更に看過し難い不合理を含んで居る。即ち此點に於ける寺院に關する現行法は、明治十年五月十六日太政官布告第四十三號を以て、金穀を借入るゝには住職は檀家總代二名以上の同意を必要とした。申す迄もなく此布告は公認教時代に制定せられ、其當時に於ては寺院の財産監督が合理性を持つて居たが、今日に於ては既に時代に遅れた規定となつて居るにも不拘、公認教時代より更に峻嚴に寺院財産を監督し、更に住職の寺院代表權を狭めて、斯る行爲に迄地方長官の許可を要すとした法案が、政教分離時代の今日出現したことは、立案者が果して、國家が現代如何なる宗教政策を樹て、居るかを知るかを疑はしむる。時代錯誤否時代逆轉の惡法であると言ふの外はない。若し夫れ法案實施するに至れば、基督教等の教會は現狀と餘りに懸隔ある、寢耳に水の驚くべき干渉に直面する譯である。

(二) 實際に適せぬ有害無益の規定

試みに惟へ、法案實施の曉には寺院が債務者たらんとするが爲めには、住職は先づ檀徒總代の氣色を窺ひてその同意を得、次に俗界よりしては想像を許さざる宗派内部の規定による、寺院と管長の間に介在する諸關門、例へば之を淨土宗の例に徴すれば、法類、參務、組長、教務所長（宗派により名稱を異にするも關門は大同小異）の各階段を正確に踏んで、一々其諒解を得、複雑にして遅々たる手續を経て、漸く管長の意見書を受け、こゝに始めて地方長官に許可を出願する。かくて許可を受くる迄には、約六ヶ月（稀には一兩年を要したる實例がある一方、諒解料又は判代と稱する一種の贈賄により、約二ヶ月位迄短縮する便法ある由）を要すること、現在の財産處分行爲の場合の實例より推して誤り少なき所要時間である。故に多くの場合に於て其間自ら寺院に入る可かりし金員が、中途にて幾分宛分散する虞も充分存在する。加之檀家總代の同意は特例の場合に於て附せずして足るも、管長の意見書は常に要件を爲すを以て、若し管長自らの意見によりて添書せず、又は管長に至る道程に在て、寺院の法律行爲に何等正當の干與權なき、前掲の如き宗派の諸機關が、私情其他の理由により反對するが爲めに、添書せざるとき、寺院は之を求むる方法なき爲め、遂に必要なる債務の負擔を斷念するか、不必要の散財を捻出し、枉げて添書を得る爲めに、寺院の財政上不實の報告を敢てする原因を作るか、或は住職自ら私債を爲して當面の必要に應ずるかの、三途に出でねばならぬ。然らば住職が犠牲的精神を發揮し、及び之を發し得る個人的經濟能力ある場合の外は、寺院は正しき負債をなす能はざるに至り、法案の所期する寺院保護の目的は達せられずし

て、爲めに却つて寺院は經濟的に枯死せざるを得ぬ結果となるは、決して誇張の言に非ざることを誓言する。

而も天災的事情、例へば火災、地震、暴風雨、雪害等の災害に對する急速の設備を爲さんにも、負債は其急に應ずる能はざる爲め、恐らくは堂宇の朽廢を來す事例生ずるに至らん。又若し此窮狀を諒解して、金錢の融通を爲せば、冷酷なる法案の規定は地方長官の許可なきことを理由として寺債たることを否認するの途を開き、寺院の債權者を害する結果となる。又寺院の事情に通ぜざる多くの者は、平素に於ても、負債に地方長官の認可の必要と謂ふ非常識なることに氣付かずして債權者となり、後日寺債たることを否認せられて、意外の災厄に遇ふことは現狀に照して多かるべしと信ずる。これ寺院の保護に急にして、其債權者の利益を無視し、却而寺院自體を經濟的に孤立し、融通を阻むものである。これ角を矯めて牛を殺すの類に非ざるなき乎。知らず宗教界の現狀に通曉する法案の起草者は、如何なる國の、如何なる立法例の、如何なる成績に鑑みて斯る規定を敢てしたるや。吾人の淺學を以て識る所では、文政十二丑年「寺院取締方之事」に

寺院借財之儀ハ俗家ト違ヒ子孫相續ニ無之故宗門ニ寄夫々取締規矩仕來モ有之儀ニ候得共俗人者不辨筋ニ付寺附之金子借入候節ハ宗法之趣ヲ以得ト申開濟方等不實等閑ニ不相成様可取計儀ニ候尤金主等ヨリ出訴ニ及ビ候節ハ吟味之上事實次第令裁許者勿論之儀ニ候得共畢竟宗體ニ寄夫々規矩仕來等有之儀モ寺院相續之タメ借財濟方等ヲ不實之取計ニ成行候様ニ而者自然金銀融通ニモ拘

ル品ニ寄寺院衰微之基ニモ成可筋ニ付右等之次第相心得云々の如く定めて、寺院の債權者を保護し、取引の安全を傷くるなからしむるに留意し、以て寺院の金融の必要に備へ、又一方當時の仕置例は

先住之借金當住不存旨雖申ト先住借金モ有之ハ入院致間敷旨於不相斷ハ當住又ハ證人ヨリ爲相濟を寺例として採用し、債權者の保護を厚くし寺院の經濟的必要に際して、住職が自己の名に於て債務を負擔して、寺院に盡すの途を開いて居る。依之舊幕の爲政者の實生活に對する深甚の配慮が解る。之を法案が舊幕時代に

諸寺院ヨリ什物佛具建具等書入又ハ賣渡證文ニテ金銀借候當人證人共ニ咎申付、尤金子濟方モ不申付

と爲したること、共通なる精神に、少くとも共通なる結果に歸着する第七十四條の如き規定を置いて、地方長官の許可のなき負債は寺院に對して無効となしたる片面のみを定めて、假令現在に於て實行し難しとは云へ、右の如き便法による寺院の必要に應ずる一面のありし事實を閑却し、其上同條は、許可なき負債に就いて住職が相手方の選擇によりて履行又は損害賠償の責に任ずるを規定して、一種の財産罰とも云ふべき峻嚴なる態度を以て住職に臨むを以て、住職は寺院に貢獻するを恐怖するの結果に陥り、爲めに寺院が衰微する虞あると比較して、此上の批評は止める。更に試みに惟へ、斯る繁雜なる手續と長時日を要せざれば完全なる寺債とならざる如き寺院と取引を欲する如

き、篤志家なる債権者が、此繁忙なる現代に在りや否や。而も債権の強制執行を爲さんとせば、寺院の禮拜の用に供する建物及其の敷地は之を差押ふる能はざる規定嚴然と存する在る(第八條)に非ずや。法案の寺院財産監督の周到なる、従つて又寺院に債権者たらんとする不心得者の出現の撲滅策の綿密なる、實に驚嘆に値する、但し吾人は何が故に斯く寺院の債権者を法案が畏怖するかを知らず。然り而して斯る取締規定の結果、寺院の債権者たらんとする者は必ずや負債と同一の手續によりて許可を求め得べき、擔保權の設定を要求する。此場合には禮拜の用に供する寺院の不動産に對しても擔保權の實行を爲し得る(第八條)。然らば寺院が無擔保の負債を爲す場合は實際上皆無に幾庶かるべしと想像される。之れ果して寺院の經濟上必要に具ふる所以であらうか。

(三) 負債の意義と規定適用の範圍

又法案の用語である「負債を爲すこと」とは單に寺院が借金を爲す場合のみの規定ではない。法案に謂ふ負債とは、寺が債務を負擔する一切の場合を包含するもので片務契約は勿論雙務契約をも指し、苟も寺院に債務を負はしむる契約は、實質上それが寺院に有利なると否とを問はない。之れは法案制定の目的、精神が、寺院保護の點にある結果として、當然の解釋である。今此解釋の正當にして、法案實施の曉に必ず大審院の判決に採用される證左を擧げる。

現行の明治十年太政官布告第四十三號は

神社並寺院ニ於テ其社寺ノ爲メ金穀ヲ借入ル、トキ若クハ金穀ヲ借入ル、爲メ社寺附地所(中略)

等ヲ抵當ト爲ストキハ必ス氏子檀家ト協議シ總代二名ノ連署ヲ要スヘシ

此金穀借入の行爲とは如何なる意味に現在解されて居るかと謂ふに、(抵當は現在も處分行爲と看做されて地方長官の許可を要し、法案も特に處分行爲と共に規定するを以て茲には關係なし) 金穀の借入の場合のみならず、債務を負擔する全ての場合

に該當することが今日の確定した解釋である(明治四十三年十月八日、同三十八年十月二十八日、同三十七年十二月二十七日等の大審院判決)。全ての裁判所は斯く判決して居る。その理由は

社寺ノ財産ハ獨リ神官僧侶ノミヲシテ之ヲ處理セシメス必ス氏子檀家總代ト協議シテ之ヲ處理セシムルハ古來ノ慣例ナリ而シテ明治十年第四三號布告ハ社寺ノ財産ヲ保護センカ爲メニ發セラレタルモノニシテ其目的ハ神官僧侶ニ於テ社寺ヲ代表シテ法律行爲ヲ爲ス結果トシテ漫ニ社寺ノ財産ヲ減損スル如キ弊ニ陥ルコトヲ慮リ之ヲ豫防スルニ在ルコトハ其文意ニ徴シテ明晰タリ故ニ社寺ノ爲メ金穀ヲ借入ル、トキハ勿論名義ノ如何ヲトハス苟モ社寺ノ爲メ債務ヲ負擔シ社寺ノ財産ニ影響ヲ及ホス場合ニ於テハ神官僧侶ノミニテ其法律行爲ヲ爲スヲ許サス必ス氏子總代檀家總代ト協議シ其總代二名以上ノ連署ヲ要ス(前掲三七年判例)

と、謂ふに在る。且つ此規定が全ての債務負擔の場合に關する結果 其債務ノ履行ヲ將來多分ニ財産ヲ得タル時ニ於テスルト否トヲ問ハス(前掲四三年判例) 即ち、寺院に利益なる場合に於ても一面に債務を負擔する限り適用を受ける。然らば、金穀借入の

如き文言すら、斯くの如くであるから、法案の負債とは寺院に利益なると不利益なるとを問はず、又片務なると雙務なるとに不拘、債務を負担する一切の契約の意味に解釋せらるゝことは一點の疑ひなく、如何に法案の起草者が強辯し語意を軽くせんとするとも、一度法案が法律として實施せらるゝときは決して右の論斷を動かすこと能はぬ。其結果として少くとも、現在十年布告第四十三號が適用せらるゝ寺院の行爲は地方長官の許可を要することとなる。今裁判所に現はれて適用を受くると認められたる行爲を見るに、

寺院が消費貸借及び準消費貸借契約を爲す場合

寺有地に就き使用貸借契約を爲す場合

寺有地に就き賃貸借契約を爲す場合

寺院が委任契約を爲す場合

寺院が請負契約を爲す場合

寺院が違約金契約を爲す場合

寺院が株式を申込又は未拂込株式の贈與を受くる場合

等で、法案實施後一々之等の行爲に地方長官の許可を必要となつては、寺院は全く禁治産者となり實生活に堪へ得ざる窮狀に陥るのである。且つ爲めに社會の取引の安全をも害する事例尠からずと信ずる。殊に土地の賃貸借に、地方長官の許可を要せば、等しく不動産である以上寺院が家屋を所有する

場合に、之れが賃貸借契約を爲し、敷金を受領するが如きは當然寺院の寺債に屬し地方長官の許可を要する。監督もこゝに至つては寧ろ滑稽に庶幾い結果となる。法案の懸評するの辭がない。

吾人は寺院教會の財産に對する、政府の監督の理由なきことを詳論した。殊に負債の點に就いては、公認教時代よりも過重の監督を爲さんとするもので、到底承認する能はざる、有害無益の愚法案と確信する。翻て此法案制定の事情より考察すれば寺院の負債監督の規定は相當歴史あり隠れたる意義がある。宗教法の制定は、宗教弄りに興味ある文部大臣の功名心に、制定者たる至上の満足を與へ、命脈盡きんとする宗教局の復活劑たる效能を有つ。之れが爲めには前回の如き佛教側の大妨害を、充分考慮する必要上、佛教各派の宗政屋の集團を釣る手段として、國有境内地の無償讓渡を餌としなければならぬ。併し之に就いては七八年來の懸案で、大藏省側は寺院が自由に負債を爲し其強制執行によりて財産を喪失する虞ある内は、決して賛同しない歴史がある。故に寺院が負債を爲すに地方長官の許可を要件とし、又前掲の第八條の如く一定の寺院財産に對して債權の執行による差押を禁じて、遂に曲りなりにも無償讓渡が法案の中に表はれ宗政屋の集團は満足した。乍併無償讓渡を受くる寺院の爲めに、大多數の寺院及び何等斯る事情に關係なき神道及基督教其他の教會迄が、禁治産者となる所以が何處にあるか。宗教法は國有境内地ある寺院のみの法に非ずして、國民全般の法である。又法律は理論で決すべく、政略で左右せらるべきでない。若し此の惡法案を實施するに至らば、無辜の寺院迄も永く他の宗教團體の怨府となるであらう。

尙ほ教會及寺院の財産的行動に教宗派管長の監督的干與、即ち意見書を要件とすることの理由なきことと謂ふ迄もなく明瞭と信ずる。

第九 寺院の住職任免に就いて

法案は寺院には住職を置くを要し、其任免進退は宗制の定むる所に依り、管長之を行ふ(第六十五條)と定めた。吾人は法案の起草者が、此の規定に就いて研究を爲した結果であるか、或は單に仕來を其儘踏襲したに過ぎぬかを問ひ度い。吾人をして謂はしむれば、此點に大に異議がある。

(一) 沿革的に觀て

寺院住職は舊幕時代に於ては、末寺に就いては本山これを任免し、本山又は由緒ある寺院は朝廷又は幕府に於て定めた。これは世人周知の事であるから例示の煩を避けるが國教時代に於ては極めて當然で、其任免行爲は行政的性質を有して居つた。吾人が茲に謂はんと興味を感ずることは、舊幕時代よりも寧ろ明治以後の沿革である。明治元年閏四月二十日太政官は

一、諸寺諸山住職之儀是迄朝廷へ願出候向ハ勿論其他舊幕府ニ於テ許狀ヲ受來候諸寺ニ於テモ尙後太政官代へ可願出候事

一、諸末寺住職之儀ハ本山ヨリ仰之上本山ヨリ可申付事

と定めて、舊寺政を踏襲し、明治三年八月九日太政官は、本寺本山が住職任免を爲すには、一應地方官へ掛合の上にて取計ふべきことを布告し、同四年六月二十七日には一步を進めて

寺格ニ不拘住職繼目等地方官ニ於テ進退可致尤任僧官位願出候分ハ其寺格及勸例等篤ト取調其時
時伺出候事

と達し、こゝに寺院の住職の任免は地方長官のなす所となり、末寺住職の任免も行政的行爲となつた。但し辭令は中本寺以下の寺院は地方長官、本寺本山は教部省より交付するものと定めた(明治七年)。然るに此任免制度を改めて、明治十二年七月二日内務省達乙第三四號を以て許可制度とした。即ち各管下寺院住職進退ノ節辭令書交付ノ儀渾テ相廢シ自今住職進退出願ノ手續左ノ通り相定候條此旨相達候事

- 一、各宗派内別紙記載ノ寺院住職進退ノ節ハ其選舉方等總テ從前ノ慣例ニ任セ且其進退ニ關係スヘキ輩連署該地戸長ノ添書ヲ以テ其地方廳ヲ經由シ當省へ可爲願出(寺院名略)
- 一、其他一般寺院住職進退ノ節モ其選舉方等總テ前條ニ準シ其地方廳へ爲願出該廳ニ於テ許可スヘシ

但出願ノ節地方官ニ於テ許可難致事有之モノハ委細具狀當省へ處分方可伺出

要之住職の選定は大體其寺院の慣例に依らしめて許可し、只教導職時代であるから同職試補上たることを要件としたのみで(七年三月五日教部省達書第三號)公認教時代の制度としては極めて進歩したものと言はねばならぬ。然るに明治十七年教導職廢止と共に、國は誤つて各宗管長に寺院住職任免權を委任し、其結果任免行爲は行政行爲なりと解せられて、今日に及んで居る。政教分離の時代に於て

は、宗教を目的とする私人の代表者の任免が、行政行為の性質を帯びることは不條理で、又信仰自由の見地よりすれば公認教時代の末期に既に許可主義であつたに鑑みて、時代逆轉の譏を免かれぬ。法案は任免行為を行政行為とする非を覺つて之れに倣はないが、尙ほ管長に任職を任免せしむる信仰強制の例を踏むのであるか。元來寺院は信仰を中心とする人々の集團で、其便宜上一の組織體を成したものであるから、其歸依を繋ぐに足る者が任職に推さるべきは、性質上當然であるが故に寺院自ら決定すべきが妥當である。故に既に我が公認教時代である明治十一年十一月一日附島根縣伺に

寺院ハ檀徒ノ保護ヲ以テ永存スヘキ筈ニ付其任職選舉モ檀徒ニ於テ協議相整ヒ別ニ品行上不都合ナキ者ハ其本法類管長取締等ニテ法系ノ順序或ハ前任ノ遺言アル等ヲ主張シ檀徒ノ情願ヲ拒ム權利ハ無之哉果シテ然ラハ本法類等ニテ差拒ムトモ檀徒ノ情願ニ任セ任職申付其段該管長へ通知致シ置キ不苦候哉

之れに對し内務省(當時教部省は既に廢さる)は同十二月十一日附を以て

檀徒ノ情願ニ任セ苦シカラス

と指令し、右伺の後段に

任職選舉ノ際檀徒歸依ノ僧甲乙アリテ協議相整ハス甲乙トモ品行上不都合ハ無之ト雖モ假令ハ甲ハ檀徒中其八分乙ハ其二分ノ歸依ナルトキハ甲ヲ任職ニ爲相願可然哉、とあるに對しては歸向ノ多數ニ從フヘシ

と指定し、極めて寺院として當然な、又信仰自由の精神に合致した答をなした。何人も異議を挟み難い此の當然過ぎる取扱例を、既に公認教時代に持つ以上、信教の自由を認めた憲法の大精神の下に、始めて新に制定される宗教法案には、任職の任免を寺院に委することが相當ではあるまいか。法理上も今日寺院は公益法人であつて、公益法人は原則として任職に該當する理事の任免を自ら爲して居るではないか(民法第三十七號及第三十九條)。況んや管長の任職任免權は前述通り、世人の兎角誤解する如く沿革上より見て古き歴史あるに非ず、又絶對不易の制度にても非ざるを。

(二) 實際上より觀て

從來宗派關係の事務として最も文部省宗教局を難澁せしめたものは、特に任職任免權の專制的行使に基くものであつた。之を僧侶の生活方面より言へば、任免權の不當なる行使はその重大の恐怖で、明治六年以來肉食妻帶蓄髮等勝手たる可くして、通常の人間に還つた僧侶の家庭をも攪亂するの、絶大なる脅威である。眞宗以外の各宗派に於て、僧侶の遺族が如何が待遇せられつゝあるか、之を白日下に暴露すれば重大なる社會問題となるべく、宗教界の百弊、一に依つて之に歸する現狀に鑑みて、元和元年の淨土宗諸法度中の

末々之諸寺者本寺從り仕置致ス可ク若シ理不盡ノ沙汰アレハ本寺私曲タルヘキ事

の如き一片の規定をも罰狀中に用意するを忘れて、行政的經驗と頭腦とを缺く管長に此絶大の權限を再び委する法案の起草者は、その現狀通曉を如何にしたのであるか。而も一片の取締規定に依つ

ては、廓清し難き、醜惡なる宗派政治の實情を、苦き經驗に依つて精通する起草者は、何故に管長政治より寺院を解放するの唯一の良策を採らざるか。又檀信徒の信仰の方面より言つて、自己の歸依と何等交渉なき、天下りの住職の任免によつて、強烈なる信仰心あるものは蹶然として離檀し、残る者は教義に無理解なる、宗教より見て頼りにならざる人々であつた事例、又斯く至らざる迄も管長の住職任命を信仰の強制として、寺檀紛糾の事例、及びこれによつて寺院衰微の因を爲したる例は枚擧に違ない。この救済策及び解決策は、寺院自ら信仰の支持者を決定せしむるの一途あるのみにして、これ寺院本來の面目に適合するものである。

寺院は前に物の方面に於て地方長官に監督せられ今又人の方面に於て管長の指揮に隸屬する。そこに少しも法案は寺院自體の意思を尊重しない。斯くては寺院は一介の僧俗兩界の政治屋の玩弄物となり終る。吾人は何故寺院を彼等の手より解放するを不可とするか了解し難い。特に寺院に於て自ら陰影なく、住職を選定することを許すことは、寺院の財産に監督權を過重するより遙かに寺院を隆盛ならしむる途である。住職任免の如き宜敷く寺院規則の定むる所に委して可なりである。而も我が國に於ては、現に吾人の謂ふ所を其儘採用して居る處がある。即ち、朝鮮に於ては明治四十四年訓令第七號「寺刹令」を定め第四條に「寺刹ニハ住持ヲ置クコトヲ要ス」と規定し、同年總督府第八十四號「寺刹令施行規則」第一條には

住持ヲ定ムル方法 住持ノ交替手續及其任期中死亡其他ノ事故ニ因リ缺員ヲ生シタル場合ニ於ケル

寺務取扱方法ハ寺法中ニ之ヲ規定スヘシ

と。明治時代既に信仰本位の寺院法は、殖民地たる朝鮮に於て美事に解決して居る。昭和の初頭内地に於て實施せられんとする法案は、之れに比較對照して恥づる所なきか。法案の起草者は須らく朝鮮に留學して研鑽留學すべきである。

第十 檀信徒に就いて

法案に於ては、檀信徒の寺院に對する關與權は現在より狭い。例へば檀信徒總代の同意なくして財産處分の許可を地方長官に出願し得る場合がある(第七十三條)。如斯は檀信徒の性質上理由なき縮少である。檀信徒は僧侶、堂宇と共に寺院の三要素であることは、今日の社會の通念である。然るに法案は何の見る處あつて、寺院設立許可取消の事由として、一定の年限堂宇と僧侶とを缺くことを擧げながら、檀信徒に言及せざりしか(第八十六條)。法案は寺院を信仰に基く組織體と見ざる哉。

第十一 管長選任問題

管長の就職に文部大臣の認可を受けしむる法案第三十九條の規定に對する非難は正しい。管長は宗派の事務長である一面、宗派の信仰の中心である。然らば其選定に第三者の容喙を拒否すべきは、信仰本位の建前よりして、寺院の住職を寺院をして選ばしむることの信仰上、正當なると同様に於て正義である。且つ管長認可制度は、公認教の臭味を有つものとして排斥する。

第十二 境内地無償讓與

佛教界の宗教屋を釣る餌として、又法案に種々の悪果を残したる事項としては不快な問題であるが、本質的には當然過る程當然で、宜敷無條件に譲與すべきである。但し單行法にて解決すること、譲渡と交換的に寺院財産を監督せざるこの條件にて。

要之今回の宗教法案は形式に於ては、極て杜撰粗漏なる組織配列に成り、難解不明の文句綺言を連ね、實質的に於ては、宗教に對する根本的見解を誤り、立案に該つては一貫する主義を持たず憲法の大精神に背悖し、現代の思潮に逆行し、國家的、宗教的、文化的に其出現實施を阻止すべき惡法案であるが故に、反對する。

〔其四〕 宗教團體法案反對理由書

此法案は前年の宗教法案の再現だ。既に貴族院にて試験済で、落第の探點を受けたものだ。帝國議會は再び前回の正しき探點を繰り返すものと確信するが、國民的信念を蹂躪し、宗教干渉を企圖する此法案を抹殺する爲め、特に此文を呈する。

序論

此度の宗教團體法案に對して、吾々は其成立を絶対に反對する者だ。先づ第一に法案の最大なる根本的缺陷を擧げてみると、權力を以て宗教を指揮命令管理せんとする計畫に出發して居る事だ。本法案は前回の宗教法案に比し、少しも内容的には變つて居らぬ。實は更に陰險に巧妙に、宗教干渉を敢てせんとする事が見出される。即ち直接的干渉方法としては、文部大臣は公益上の必要に藉口して、宗教團體に對し必要な處置をなす事が許されて居る(第八條)。之は頗る廣汎にして、危險な監督權を文部大臣に附與したるものだ。其見解如何によつては頗る自由な干渉の餘地が存する。又教義信仰迄も認定の形式によつて、干渉の餘地を規定してゐる(二八、二九、四一、二六)。次に間接的宗教干渉の方法として宗派管長を操縦する事に依つて、其の支配下にある寺院僧侶を指揮監督する方法を講じた。即ち法案に於ては、未曾有の教權擴張が計畫された。宗派所屬の寺院僧侶に對する管長の命令權は、絶対的專制的であつて、住職の任免、寺院の財産の管理、寺院規則の制定、其他寺院の人的物

的に互る各方面に管長の意思に依らずしては、寺院の行爲をなし得る餘地全く存せざるに至つた。而して之等の點に關する管長の不法不當の行爲ありたる場合に對する救済の方法が何等規定なく、全く舊幕時代の斬捨御免の制度が、茲に復活したりと謂ふも誣言ではない。かくして寺院及び僧侶は、管長の命令に絶對服従の止むなきに至つた。然らば文部大臣はかゝる絶大な權利を管長に附與する事によつて、教權の擴張を許し、如之前述の直接干渉に依つて管長を威嚇し、又は懐柔的方法に依つて管長を操縦し、硬軟兩様の方法に依り、既成宗派を指揮し以て一般國民信仰に迄容喙する方法を案出した。法案成立に依りて果して賛成者が豫想するが如き利益が、宗教界に與へらるか否かといふ事に、大なる疑問を抱くのだ。文部省は之に依り、三十年來の懸案たる宗教法の制定者たる名譽慾と宗教に對する監督慾とを満足し、且行政整理の爲廢局となるべき文部省宗教局の生命を維持し得るの利益を獲得し、各宗派幹部は教權の擴張による專制的宗内指揮權を確立し、且境内地還付の物的利益を交換的に把持した。

然しながら、一般國民竝に寺院僧侶其他佛教徒は、彼等少數の利益の犠牲となつて何等信仰的に満足し得るものも見出し得ない。今や崩解せんとする既成宗教團體の餘命を、かゝる舊式な權力的方法に依りて支持せんとする宗派幹部の衷情、竝に之に依りて思想取締の實を擧げ得たりと誤信する文部當局の、輕卒にして且皮相な計畫は事實に於て裏切られ、國民一般の反感を買ひ、所期の目的を達し得ざるは、頗る明なりと信ずる。加之本案は神佛基の國內宗教を劃一平等に取扱ふ結果、斯る法案

を前提として、交換的に寺院が境内地の還付を受ける事は危険だ。即ち後日神基其他の宗教團體より、又劃一平等の要求として、境内に相當すべき土地の無償獲得請願の實現すべき危険性を此の貧弱な日本の國家財政の前途に於て、豫想せざるを得ざる事は、國民として憂慮に堪えざる次第である。又一面滑稽にして悲慘な事實は、寺院はその財産に就て全く自由意思を拘束され(五五)所謂禁治産の状態に陥る事だ。然るに禁治産者に一億八千萬圓の國土を無償交付する事の極めて謂れなく、且矛盾する事を氣付かない法案起草者の頭腦の論理的缺陷を笑はざるを得ない次第だ。

本論

本念觀基

宗教法又は宗教團體法を作る事の是非が、既に問題になるが、假りに斯る法案を作るとすれば、少くとも次の二大原則を精神として肉を付けたものでなくてはならぬ。

一、信仰の自由

是れは國民の精神生活を保障したもので、吾が憲法の明定する國民の權利である。

二、政教の分離

是れは政治と宗教を全然分離して、宗教の事は私の關係に止めて國家は之に立ち入らぬことである。是れは吾が國是で決して動かすことの出來ぬ制度である。

處で此度の法案も此二大原則に反して居る點が非常に多く、官權が宗教團體に對して無用の干渉をしたり、國民の信仰の自由を侵害したりする虞れがある。其全部を擧げる事は本書では出來ぬが、重要なものを左に掲げて見る。

第一 信教の自由に對する根本的謬見

信教の自由とは、只人の内心の自由と謂ふ事ではなく、宗教的行動の自由を指す。然るに文部省側では、是れを故意に狭く解して、心の内丈の事だと曲論して、國民の宗教的行動を取締らうとする事が、此の法案を通じての精神で、甚だ間違つた事だ。

信教の自由は吾々の精神生活上甚だ大切なる事柄で、各宗祖や先覺者の貴い犠牲の賜として、やつと保障されたものであるから、斯様な官權の詭辯の爲めに容易に奪はれては相濟まない。

第二 信教の自由に對する侵害

然らば法案中最も甚しい信教に對する官權の干渉を擧げれば、

一、許可教義、許可法式制度の出現

法案では教宗派は、

教義の概要

教義の宣布及儀式に關する事項

を文部大臣の許可を得た上で宗制中に記載しなければならぬ(二八、二九、四一、二六、九一條)。教

義法式に迄文部大臣の干渉を受けるのでは、信教の自由は何處に在るのか。千數百年の歴史有る佛教の貴い教義や法式が俗吏の檢閲を受けて、其許否を待たなければ行はれぬとは、信仰上由々敷一大事だ。寺院、教會に對しても同様の規定ある事は誠に怪しからぬ。(四八、七二條)。「文部省許可教義」とか、「文部省許可法式」とか、飛び出すとは滑稽で、且つ慘めな事だ。

二、認定宗派制度の出現

今後は、文部大臣の認定を受けなければ宗派となることは出來ない(二六條)。認定と謂ふ方法で、信仰的宗教的行動の最も有力な形式である教宗派と謂ふ集團に、俗權が立ち入つて、之れを監督する事は、國民大多數の信仰を事實上監視し、進んでは之を指揮するものだ。即ち信教の自由を脅す所以である。殊に新興宗教は、此點で既成宗教團體から文部省に對して妨害運動をされると、遂に認定を受ける事が出來ぬ虞が充分にある。従つて其宗教は何時迄も有力な信仰團體の形を採る事が出來ない。終には此の迫害が宗教上の大紛亂の禍因となる場合も無いと謂へぬ。誠に認定は惡制度である。

文部省認定日蓮宗、文部省認定曹洞宗、等の肩書は決して其宗旨の名譽ではない。

尙ほ前法案で「宗教の指定」とあるを「宗教團體の認定」と改めた事は、實質上の差異でない。法律の對象は宗教なる抽象的觀念では無く、常にそれが宗教的の行爲となつた場合だ。然らば宗教の指定と謂ふも宗教的行動の形式たる宗教團體に對すると、同一意義であるは前法案を通過すれば瞭然だ。

三、寺院の信仰迫害

所屬の宗派が破産したり、又は其寺院の意思とは關係無しに解散すると、所屬寺院及教會は二ヶ年間に他の宗派に移らぬと、解散した事に取扱はれる(三六條)。全く是れは、寺院としての信仰を蹂躪する、随分亂暴な規定だ。借金の有る宗派の寺院の僧侶と檀信徒は、誠に容易ならぬ信仰の迫害に出會ふ譯である。憲法の信教の自由の精神などは、茲に至つては何の役にも立たぬ。

單稱佛堂を今後寺院の附屬佛堂とするか又は寺院、教會と變形せざる限り之を抹殺しやうとする法案の意圖並態度(九六條)は矢張り監督の便宜の爲め信仰の形式を制限して信仰其者に干渉する許し難い立案だ。

四、非教師迫害

宗教々師で無い者が、生業として宗教上の儀式を行ふと、百圓以下の罰金に處せられる(八四條)。法案では、宗教々師を全然鑑札を要する營業者としても心得て居るらしい。だから斯んな馬鹿氣た事になるのだ。國教を認めず、信教の自由を許す吾が國の政教分離主義の下では、斯様な行爲が何故安寧秩序を妨げ、又は臣民たるの義務に背くのか。若し是れに背かないなら吾が憲法の下に非教師の宗教儀式を取締る根據は斷じて無い。

五、宗教行事と風俗

信教の自由に對する制限として、憲法所定の二條件の外に、第十條は「風俗を壞り」の字句を附加したが、是れ明に宗教的行動の自由に就て憲法の精神を輕んずる意嚮なり、態度なりが、此の法案制定者の心に在つた事を、窺知し得る材料であつて、憲法治下に於ては奇怪千萬な事だ。況んや宗教的行

事は往々にして、其時代の風俗に超越する。僧侶や神官の服裝が既に現代の風俗とは一致せぬ。業に明治初年時の政府は僧尼の肉食、妻帯、縁付、蓄髮、俗服用を許して舊來の僧尼の生活形式に一大變革を與へ、佛教の戒律を破つた。國家の權力を以てすれば何んでも出来る。若し時勢の進展に連れて今後僧尼の服裝容態又は儀式の形様を風俗違反と視る場合が無いとは謂へぬ。其時此箇條で佛教の行事等が制限若くは禁止され、従はざれば、宗派寺院、教會が解散を命ぜられ、或は二月以下の懲役若し禁錮又は五百圓以下の罰金(第八二條)に處せられては一大事だ。憲法を擁護すると共に僧家としては絶對に反對する痛切な必要がある。

第三 宗教干渉

法案第八條は、公益上の必要に名を藉りて、宗教團體の秩序維持と稱して、「必要の處置を爲す」權能を主務大臣に與へた。必要の處置と言ふ程、漠然として、廣範な言葉はない。其上「公益上の必要」とは、何にでも利用し得る都合な口實だ、此の絶大な權限があれば、文部大臣は、宗派、寺院、教會、僧侶に對して猛威を振ひ、如何なる措置も爲し得る。氣に染まぬ宗教に對しては思ひ切つた迫害をも加へ得る。例へば熱情的キリスト教信者が大臣になれば、其手加減で佛教は豫想外の迫害を蒙り、又此の反對の場合も有り得る。

又第九條で宗教團體に對して、報告を徴し、實況を調査し得る爲め、宗教團體又は其幹部の弱點をも充分に握り得られ、斯くして文部大臣は、之等の者を指揮し、完全に宗教界を支配して、容易に日

本宗教の大本山となり、日本宗教のローマ法王となる事が出来る。而も宗教團體に對しては、解散命令權をも備へて(十條)自ら之を行ひ、又は地方長官をして行はしめ得る。宗教干涉の手段方法は實に至れり盡せりだ。

俗權が宗教團體を指揮し、依つて思想上の命令權を握る事の可否は、今更言ふ迄も無いが、此權能を濫用して選舉などに迄寺院、僧侶、宗派を濫用する場合が無いとも謂へぬ。實に怖るべき絶大の權能だ。誠に災なる哉である。

法案は宗教團體に對して、二重監督制を採用した(六、七條)。地方長官の監督は地方的で、結果が區々となる上、地方政情に災され、爲めに、寺院や教會が犠牲となる危険がある。元より採る可からざる制度だ。監督辭さへ改むれば、文部省丈で充分満足する。

第四 宗教の物質化と財的寺院教會の出現

法案起草者は、宗教を全然物質的に觀て、少しも精神的に理解して居らぬ。法案に従へば宗教的行動は宗教團體に依て行ふを原則とする。宗教團體たるには財産が絶對的必要な制度となつて居る。教宗派にては財産の事を教義法式並に教規宗制中に規定させ(二八條、二九條)、其上八釜しく財産に關する規定を置き(三三乃至三五條)寺院に就ては特に甚しく之を重視する。(四五、四八、五四、五五乃至五七、六五、六七條)。教會も勿論同様だ(七二、七九、八〇條)。精細に研究すると、宗教團體の最後の裸となつた形は財産に歸着する。従つて宗派が財産を失へば潰して終ひ(三四條)、その爲め、其所

屬寺院、教會は信仰を捨て、他の宗派に去らなければ、其信仰的形式は抹殺される(三六條)。宗教團體に對する取扱ひが、恰も親銀行の破綻の爲め、其の影響で子銀行が潰れる。その經濟的關係に理念を同一視して居る。自然寺院は財産を失つては生存出來ぬ(六四條)。檀信徒が無い寺院は在つても、堂宇の無い寺院は認めぬ(六五條)。制度の上で檀信徒のない寺院を認めることは、吾が國寺院史上特筆すべき一大變革だ。寺院を信仰團體から財産結合體とするものだ。是れは確に寺院に對する觀念の墮落だ。一體法案は宗教團體の財産に就ては、極めて神經質な程立入つて規定して居るが、何處にも信教の自由を尊重する精神に出た規定が無い。思想界の淨化、國民精神刷新の役目を持ち、社會生活の基本である、信仰の集團形式としての教宗派、寺院等を唯財産の喪失に依つて解體せしめ、その精神的信仰的生活を否定し無視するとは、如何に團體法案の看板でも、是れは餘りに宗教に無理解である。終に吾々をして、財産無ければ宗教なしの嘆を發せしむる。

尤も此點に於ては僧侶の一部、精確に謂へば佛教聯合會と云ふ、宗派幹部役員の如き宗政屋俗僧の一團が境内地還付の如きのみ請願し運動して、曾て思想界、精神界に對する貢獻、寄與を爲さず、全く彼等より信仰や宗教を見出し得ざりし事は、文部省其他の俗役人の眼底には宗教の姿が物質財産と映じて、遂に今回の法案の如きを現出するに至つた一因で、之れを要約すれば佛聯は宗教と信仰を冒瀆し、誤解せしめた賣教的責任を負ふべきだ。

第五 宗教々師の公認營業化

法案は宗教々師の資格を國定した(一一條)。之れは政教分離主義の現代では全く無用の世話で、國教時代への逆轉だ。元來無理な此の資格國定策が透徹し得ざるは當然で、至る處行詰りを生じ、例外

規定を隨所に設くる醜態を演じた。即ち教師資格なき管長、其他の宗教團體代表者を許し（三一、四四條）、準教師の寺院住職、教會主管者を認め（五〇、七四條）。就中現在の準教師住職、主管者は、當然其儘とすると謂ふ甚だ法律として明確を缺く不徹底振りを暴露した。斯くしても教師資格を公定する必要が何處にあるか。これを、宗教々師を宗教團體に專屬せしめて、獨立宗教々師を認めず（一一條）、又非宗教々師の生業を取締つて之を處罰し（八四條）、無資格者を教師に補命した者をも處罰する（八三條）、又或る場合には其業務の停止を命じ得る（一四條）、法意と比較考察すると、如何にして宗教々師の外形、生活及行動を規律し拘束して官權の宗教指揮の利便に供せんと企圖したるか、明瞭となると共に、そこに何等宗教や信仰に對する尊敬、理解なく、宗教々師を以て官許の營業とし、宛然鑑札を受けた商賣視する態度が察知される。斯くては宗教々師も、俳優や活辯と異らざる營業意識を持たねばならぬ時代となる。誠に宗教を侮辱した誤つた觀方だ。

第六 禁治産寺院の出現

物質的宗教觀を創造した法案に遇つては、寺院は誠に骨灰である。寺院の財産は、法案に従へば寺院佛教の根元である。寺産さへ存續すれば、佛教は永續すると法案は觀察したものか、第五十五條で目録苦茶に寺産の監督を圖つて居る。

- 一、不動産や重要財産を處分し又は擔保に供する事
- 二、負債を爲す事

には、住職は、檀信徒總代の同意と、管長の意見書とを得て、地方長官の許可を受けねばならぬ。抑も寺院財産を處分し、又は擔保とするに、斯る手續を要することは、現在も同様で、即ち明治六年太政官布告第二四九號及明治九年教務省達第三號の規定が存する結果である。併し當時は教導職制が布かれて、住職は全く教導職（公吏）であり、寺院は少くとも小教院（官署）で、「敬神愛國ノ旨ヲ體スベキ事、天理人道ヲ明ニスベキ事、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事」の三條の教則を説く機關であつた。言ひ換へれば、佛教は吾が公認教で、寺院は公法人であつた。然るに明治十七年教導職の廢止に依つて、政教分離の時代となつた。自然、寺院は單なる私法人となつた。公認教時代の公法人に適用された法規を、斯る制度も異つた時代の寺院に、其儘適用して居る事が、既に甚だ不可思議で、別段之れを支持する公益上の理由も無いから、寺産に對する是等の規定は、當然廢せらるべき筈のものだ。然るに、今日、五十年前の公認教時代の、寺産監督制度が其儘法案中に採用された事は、法案起草者が全く時代を超越し、錯誤した監督思想の權化である事を、明に告白するもので、寺院の性質を解せざる證左である。

加之、法案は更に、寺院の負債にも同様の手續を履ましめんとして居る。現行法では、明治十年太政官布告第四三號に依つて、寺債は住職が檀家總代の同意を得れば足りる。それを法案は、其上に管長の意見書と地方長官の許可迄も必要と規定したに至つては、如何なる法理的根據に立脚して、斯る馬鹿氣た取締を寺院に對して爲すのか、其の時代逆行の監督根性は了解し得られない。而も此の負債

とは、決して金銭貸借の意味に止らない。現行の明治十年の布告は、金穀物件借入の規定で、文意としては、金穀穀物の如き代替物の消費貸借のみ指す様だが、事實は、寺院の債務を負担する一切の場合を含む事に解釋され、是れに就ては今日一點の疑も無い。従つて、法案に謂ふ負債の意味は更に一層明白になつて寺院の債務を負担する全行爲を指すことになる。だから法案成立の後には、寺院は、所有土地家屋の賃貸借、其權利金、敷金の受授、委任契約、負債契約、違約金契約、報酬契約、から株式の申込等の行爲迄、これを行ふには、一々、悉皆管長の意見書と地方長官の許可が要件となる。(是等の事項迄入る事は現に裁判例で確定して居る)實に寺院の經濟的生活としては、言語同斷の監督を受けるもので、此の謂はれ無き干渉の爲めに、寺院は全く禁治産者となり果てる。何處に寺院は法人としての獨立人格と法律意思を認められて居るか、誠に私法人としては類例の無い監督振りである。殊に、昔は寺院の創立を許さぬ反面的政策として、既存寺院の財産の散逸を防止する事は、或は多少の理由も有り得たらうが、今や寺院創立を許す法案に於ては、愈々其の理由が有り得ない。況んや教導職時代以上の干渉は斷じて排斥しなければならぬ。

一部の寺院が境内地を還付して貰ふ爲めに、全部の寺院が、境内地以外に就て迄、斯く財産的に禁治産になる事を交換條件とする事は、絶対に不當の取引だ。法案は問題となつた共產黨の寺院の私有財産の否定と實質に於て選ぶ所が無い。況んや管長の意見書が金員と引換に非ざれば貰へず、地方官の許可が意外に日數や入費の掛る實情から見て、何が寺院の保護と言ひ得るか。斯る監督は政教分離

の大原則に立還つて、全部抹消する必要がある。寺院財産は寺院に委すが當然だ。

近時、法案賛成御用聯盟とか謂ふ名を以つて、此點に就いて、地方官の監督が、從來より遙に寛になつたとか、從來以上に住職を取締らぬとか、思ひ切つた嘘言を流布して居るが、事實は右の如くて、彼等は「從來」と謂つても今日迄の寺院法規を讀んだ事の無い人々であるから、比較し得られる筈が無い。既に佛教聯合會の配布した宗教法必要理由書の最初にも、明治六年の太政官布達が、住職に對する訓令規定であるか否か不明であるとか、其適用の範圍が分らぬとか、何とか書いてあるが是れが解らぬのは、其本を書いた人丈で、今日右布達の意味は明々白々一點の疑もない。斯様な頭腦で法律案を論議するのは、素人の出鱈目で、何の價値も無く先づ法律的低能論に非ずんば爲めにせんとする嘘言と解するが至當だ。

尙ほ彼等及文部省の發表した法案支持の理由は何れも成つて居らぬ、一々指摘の違がないから一括して此處に附記する。

第七 僧侶人格の否定

何故に寺院を禁治産としたかと謂ふに、其原因の一是僧侶住職の人格を信用しない事に在る。文部省では、僧侶に寺院の財産を委すと、勝手に財産を散逸させると言つて居る。實に僧侶の人格を無視した話だ。前に言つた地方官の寺院財産監督權の擴張も、これが原因であり、更に寺院財産の處分行爲が、寺院と住職との間では出來ぬ事とした如き(五七條)も亦是れに由來する。如何に宗教即ち物質と見る法案でも、多少僧侶の人格を尊重すべきだ。少數の同胞が惡事を爲したとて日本人全體を惡人だと視る事は誤りだ。それと同様に、假りに二三の僧侶が間違を爲したとて僧侶全體を泥棒扱ひにするは以ての外のことだ。

第八 住職任免問題

住職任免を、宗派管長が行ふ事は(五二條)現代の僧侶に對しては、或は當然らしく思はれるかも知れぬが、實は甚だ不條理な制度だ。寺院は法人であるから、其の代表者は寺院自ら選定解任するが當然だ。沿革的に是れを觀ても、徳川時代には、各寺院が其の慣行に基いて住職を定め、決して一樣では無かつた。明治時代に移り、彼の教導職時代になつて、公認教たるの性質上、寺院に就ては、一時政府が一樣に住職任免權を其手中に收めたが、明治十二年には之を許可制度に改めて、住職の選び方は各寺院舊來の慣例に歸らしめた。即ち寺院の意思を尊重した譯だ。而して明治十七年教導職廢止の際現在の如く各宗管長が國家に代つて住職を任免する權を附與された。勿論始めは過度期の一時的規定であつたのだが、其儘今日に至つて、これが根強い制度の如く觀られる次第である。然し、其性質行政的行爲たる此の任免行爲は、第一に、政教分離の主義觀念と一致せず、第二に、私法人たる寺院の性質に適し無い。且つ、寺院の信仰を維持する上から言つても、寺院自ら住職を選ぶ方が信仰團體として當然であるし、眞に信教の自由を確保する所以だ。管長や國家の住職任免は國教時代の信仰強制制度の殘された形骸だ。太政官時代の法令改廢を叫び、假にも新時代に適應する制度の樹立を聲明せる法案が、此處に心付かぬ筈は無い。それを知つて遣らぬのは、宗教干渉の便利の上から管長利用の必要に出たもので、少くとも宗教に無理解なことの動かし難い證據だ。

第九 單立寺院

單立寺院とは宗派に屬さぬ寺院の事である。法案は佛教に單立教會を認めたが(六九條)、遂に單立寺院を許さぬ(四五條)。之れは明かに不當だ。即ち

- 一、單立寺院を認める事が最も既成佛教各派に對する刺戟を與へるもので、清新の氣を注入する。
- 二、單立教會を認める以上單立寺院を否定する理由はない。その差は名目丈けだ。
- 三、宗派に屬さぬ寺院は宗派解散の場合には必ず發生する(三六條)。然らば一般の場合に許しても宜い筈だ。若し之を許さぬと後述の如く新宗派設立も空文に歸し、寺院を宗派の不當の拘束から解放することも不能だ。眞の宗教的活動が望まれぬ事となる。

第十 教權の擴張と斬捨御免

法案の缺點の最大のもののは教權即ち管長權の擴大と其の專制の承認だ。管長は少くとも今後は

- 一、寺院財産に容喙權を得た(五五條)。即ち寺院財産に關する法律行爲一切に意見書を付する事に依つて寺産を干渉し、相當の搾取を恣にする途が開かれた。
- 二、寺院住職任免權を今日以上に濫用し得る。
- 三、寺院規則の制定、變更に承認權がある(四七、四八條)。
- 四、其他轉宗轉派、合寺等を始め殆んど一切の寺院の行爲に容喙權がある(六一、六二條)。
- 五、二宗派に屬する寺院の寺院規則を關係管長の協議で決定變更し得る(四八條末項)。(之れは全く寺院の意思の否定だ)

吾々が管長の権限の擴大を危険なりと排斥するは斯る事項が其の手に歸すると同時に、其暴用濫使に對して寺院僧侶は全く救済の途を持たぬ事だ。前宗教法案には兎も角も救済規定を置いた（前法案四一條參照）。即ち舊幕時代の斬捨御免制度を宗派内に復活した事だ。依つて寺院僧侶及其家族の生活の不安増大幾何なるかは計られぬ。今後管長の爲した寺院の不法任免に對しては全然救済を求むる方法の無い事を斷言する。之れに反する流説は全然嘘罔の言だ。又その意見書を付せず又は承認をなさざるも遂に之を求むる方法が全く無い。恐らく寺院や僧侶は現代の潮流思想を解せぬ專制的暴君となつた管長の處置に、泣いて屈服する外はあるまい。之れは國內に治外法權の團體を置くもので、甚だ許し難い制度だ。

第十一 本寺と管長の二元的存在

法案は終に宗派内の弊風陋習を廓清する誠意がなかつた。本寺なき寺院を全然認めざる結果（四八條）寺院と僧侶は管長と本寺の兩統制に従はなければならぬ。本寺は管長と同様に末寺の轉派、合寺、解散に同意權がある（六一、六二、六三條）。従つて宗派の中心は茲に依然として二元的となる。何が故に兩存の要があるか。而も實際に於ては本寺は管長以上の暴威を振ふ。其何れか一に決定せざるは理由なき惡制度だ。

第十二 新興宗教抑壓

法案はその出產中なる現在に於て、既成宗教團體を利用して之を助産婦とした爲め、其交換條件と

して種々の便宜を彼等に與へた。その一として新興宗教抑壓が數へ得られる。法案では宗教的行動は宗教團體に依るを原則とし、その最も強力なる形を教宗派教團とした。而して形式上は新宗派の成立を認めて居るが、單立寺院を認めぬ結果、寺院を要素とする新宗派は實際上殆んど成立する方法が無い。斯くて新興佛教は其擡頭の途を閉ざされ、有力なる集團形式を採ることが阻まれる。又其の主腦者中には、爲めに恐らくは非教師の生業行爲として前科者となる場合が多からう。法案は當に羊頭狗肉だ。

第十三 轉宗轉派不能

法案は轉宗轉派を認めて居るが（六一條）、これも事實上不能だ。斯様な企ては正式手續を履んで完成する以前に、從來の所屬宗派管長は異端叛逆の口實を設けて當該寺院住職を讒首する事に依つて寺院の代表者を失はしめ、計畫を阻止し得る。而も此の讒首に救済策なきは前述の通りだ。法案には既成宗教團體の崩壊作用の防止策迄巧に考られてゐる。乍併形は防いでも決して眞の信仰の發露は抑へられぬ。

第十四 境内還附問題

寺院の國有境内の還附は此法案と交換條件の一で、佛教側を釣る巧餌だ、然し特殊寺院を除く外、之を還附して貰つても一般寺院には些のみ利益とならない。第一地租を拂はねばならぬ。此法案を精讀すれば、地租の免除が宣傳の通りに法案に記載されて居らぬ事を氣付く筈だ（尙ほ前法案第五條を

視よ。禁治産者となつた寺院に土地を貰つて如何に措置するか、有難迷惑だ。下附を受けるなら寺院に對する財産監督を撤廢してから貰ふべきだ。此邊の得失は一旦の利慾感情に走らず關係者は充分に考慮する要がある。其上他宗教徒並に一般國民の嫉視を受け反感を蒙つて、寺院や坊主が只儲けをした様に誤解され、無産黨あたりから佛教亡國論を唱へられては、佛教、寺院及僧侶の爲め誠に割の悪い話である許りか、實に前途寒心すべき事柄である。

第十五 俗權と教權の結託野合

法案の成り立ち及びその實施の場合を考へて觀ると

(一) 文部省側としては法案の成立に依つて、先づ所謂三十年來の懸案である宗教法制定問題を解決した功名心を満足させ、次に廢局となりかゝつた宗教局の命脈を繋ぎ止める。そして最大の收穫は宗教監督指揮命令權を握つて、思想統一善導の專賣權を我物顔に振り廻し、御陰で伴食大臣が内閣中の重要な地位に昇格し得る期待が出来る。

(二) 宗派幹部役員側としては、教權擴張の結果專制的宗内指揮權と謂ふ獲物があるし、兎も角も境内地還附問題を片付けて今迄末派寺院から絞つた運動費の手前も繕へる。其上拾ひ物として新興宗派の壓迫と宗派崩壞運動の阻止が出来る。だから文部省や宗派幹部が頻りに法案成立の猛運動をするのは當然だ。斯様な法案が現はれた事も實は此兩者の結託に依る結果で、野合の私生子とも謂ふべものだ、不義の子が社會を蠱毒し、國民に迷惑を掛ける事は寧ろ當

然だ。此法案で官權が國民の信仰や宗教を監督の對象として取扱ひ、教權が寺院僧侶に絶對服従を要制して、少しも精神生活の自由や助長を計らぬ事は、其因全く彼等僧俗兩界の舊式政治屋の手に育つた故である。

第十六 國民思想惡化

國民として最も憂慮すべきは、法案成立後に於ける國民思想惡化の一事だ。法案支持者が謂ふ如く之れを以つて國民の思想を善導し得ると自賛する事は以て外の罔言だ。

(一) 宗教團體を物質視し、宗教々師を營業化する事は宗教の形骸の保存となる場合は在つても、宗教其者の精神的存在を否定する事だ。従つて宗教の最高の理想である神佛の精神的意義の否定と謂ふ結果に歸着する。即ち神體佛像は一片の木塊としてのみ存在する。吾國に於ける佛、特に神の觀念に對する否認的立法は、實に國民生活の信念を根柢的に破壊し去る重大事だ。苟も文教の府たる文部省で斯る立法を爲すは誠に亡國の徵だ。

(二) 信仰の抑壓は、其抑壓された信仰的熱情が何處に不満を爆發するかを考へて觀るが良い。無理解な俗權の宗教干渉が如何なる國家的大事を惹起したか歴史の語る處を聽け。政教分離の要は實にこゝにあるのだ。徒らなる國家的宗教管理思想は危險思想の誘因となるは明白だ。

(三) 現今の複雑なる思想に於て、法案によつて去勢した後の宗教々師や寺院僧侶に思想の善導を望む事は餘りに身勝手だ、出来ない相談だ、壓迫のみが民を治めた時代は過去だ、拘束や干

涉の外に在る眞の宗教的信仰のみが思想の淨化、善導に役立つのだ。觀じ來たれば此法案は思想界を愈惡化して、國家の前途に暗雲を投げるものである。

此法案を通觀すれば、その形が示す如く、先づ總則の冒頭に免稅其他の財産的利益を掲げて、宗教の保護を装ひ宗教團體の甘心を買ひ、而して直ちに取締の規定を置いて宗教への干涉、監督の毒牙を藏する誠に巧智奸獍な立法を爲した。然し實に之れ法案の全精神を語るもので、憲法の大精神を破壊し、信教の自由を侵害せんとする國家及宗教への暴逆、官僚宗教の樹立だ。吾々は決して斯る法案に瞞着されぬ。斷じて法案其者の存在を抹殺する。是を以て國家と宗教へ殉ずる最善の途と確信する。

新舊兩法案比較一覽並法案反對要旨便覽

宗教團體法案に對して文部省は、前宗教法案との根本的相違を高唱して居るが、それは事實を誣ふる僞瞞的言動だ。前後兩法案が同一内容であることは法案自體が最も雄辯に之を語り、最も有力な證據となる。即ち兩法案は共に第一章を總則、第二章を教派宗派、第三章を教團、第四章を寺院、第五章を教會、第六章を罰則とする六章より成立し、其順序章名迄全く一致する。而して新法案は舊法案に對し、條文の數を減じたるは決して兩法案の相違を語るものでない。之れ外觀に過ずして即ち、舊法案の數條を併合して、新法案の一條と爲したる場合多き結果で、實に新法案の十八條中に舊法案の

三十八條が含まれて居る。然らば規律の内容の減少に非ざるは明白だ。

試みに併合條文を摘録せば、

新二七―舊三三、三五、 新三〇―舊三八、三九、四〇、 新三二―舊四三、四四、 新三四―舊四六、四七、 新四
 二―舊五六、五七、 新四八―舊六二、六三、六四、 新五一―舊六七、六八、 新五五―舊七二、七三、 新五六―
 舊七四、七五、 新五九―舊七八、七九、 新六〇―舊八〇、八一、 新七一―舊九二、九三、 新七八―舊九九、
 一〇〇、 新八〇―舊一〇二、一〇三、 新九三―舊一一八、一一九、 新九五―舊一二一、一二二、 新九六―舊一二三、一
 二四、 新九七―舊一二七、一二八

若し内容的に削除されたる規定を觀れば總則に於て五條、第二章に於て四條、第六章に於て一條にして、即ち僅々九條に過ぎず、尙ほ附則に於て三條を削るのみだ。

之を舊法案に就いて、内容と條文を摘録すれば、宗教審議會に關する第二條、境内地の地租に關する第五條、教宗派間の爭議解決に關する第十三條、宗教團體名の冒稱に關する第十四條、教師の任免進退に關する第十八條、僧侶名簿に關する第三一條、宗内爭議に關する第四一條、教宗派解散に關する第四八條、教宗派聯合に關する第五二條、欺罔的宗教行動の處罰に關する第一百條附則中の既成教宗派等の指定に關する經過規定第一百五條、寺院境内地無償下附に關する第二百二十五條及第二百二十六條である。

而して此等減少した條文の實質は、國家對宗教又は宗教團體の關係を律する宗教法規の本質に觸れざる手續的規定に止まる。即ち舊宗教法案の根本的精神は傳へて新宗教團體法案の中に完全に生息躍動する。如何に文部省は強辯するも、最早此事實の前に新舊兩法案の同一性を否認し以て國民を僞瞞するの途はあるまい。吾々は貴族院が此詐欺的手段を看破する聰明と責任を國民の前に如實に示されんことを信賴を以て期待する。

左記表の反對要旨中に示す數字は本書の頁數で、是非參照を乞ひ度き點である。

第一章 總 則

宗教團體法案 宗教法案 反對要旨

第一條 前法案の「宗教」を「宗教團體」と改む。

○宗教なる抽象的觀念を適用し難きを以て、前法案も之を宗教的行動及結社に適用あるは明なり。故に新法案と結局文字の相違にして實質の差に非ず。此點は以下の條文を對比せば自ら明なり。

第二條	第四條
第三條	第六條
第四條	第七條
第五條	第八條
第六條	第九條
第七條	第一〇條
第八條	第一一條
第九條	第一二條
第一〇條	第一三條
第一一條	第一四條
第一二條	第一五條
第一三條	第一六條
第一四條	第一七條

二重監督の繁錯 地方長官の監督は區々となり、地方政黨の勢力に左右さる。
 教會、結社、解散權を有す。(四三五頁第三參照)
 同右 (四三五頁第三參照)
 官憲の宗教指揮の根源的規定。一、(四三五頁第三參照)
 同右、宗教指揮の巧妙なる手段。
 違反者に過料を科するは不可。(法案八七條)(同上參照)
 宗教的行動の國家的支配、憲法の規定に對する越權的取締、危險なる解散權の附與。(四三四頁第二の五、及四三五頁第三參照)
 宗教團體に屬せざる宗教々師を認めず。(四三七頁第五參照)
 宗教々師資格國定は國教時代への還元。(四三七頁第五參照)

第一四條	第一九條
第一五條	第二〇條
第一六條	第二二條
第一七條	第二三條
第一八條	第二四條
第一九條	第二五條
第二〇條	第二六條
第二一條	第二七條
第二二條	第二八條
第二三條	第二九條

○前法案の總則中削除したる條文

第二條 (要旨) 宗教審議會ニ關スル事項

(評) 但命令ニテ復活ノ惧アリ。

第五條、第一三條、第一四條、第十八條

第二章 教 派 宗 教

第二四條	第三〇條
第二五條	第三一條
第二六條前段	第一條

神道に單立教會を認めずば新教派出現不能(四四四頁第十二參照)

單立寺院を認めずば新宗派出現不能(同上)

前法案の指定宗教を認定宗教團體とす(四三二、四三三頁第二の二、二參照)

○「認定」は結局宗教團體の奉ずる宗教の内容の審査を爲すことにより、前法案の「指定」と同一の宗教指揮監督の思想に由來す。

後段	第三四條
第二七條第一項	第三三條
第二項	第三五條
第二八條	第三六條
第二九條	第三七條
第三〇條	第三八條
第三一條	第三九條
第三二條	第四〇條
第三三條	第四一條
第三四條	第四二條
第三五條	第四三條
第三六條	第四四條
第三七條	第四五條
第三八條	第四六條
第三九條	第四七條
第四〇條	第四八條
第四一條	第四九條
第四二條	第五〇條
第四三條	第五一條

○前法案の教宗派に關し削除したる條文
第三一、四一、四八、五二條、

法人に非ざる教宗派の法律的性質如何。

教義の大要、教義の宣布及儀式に關する事項を教規の必要的記載事項として許可條項とするは明白な信仰自由の侵害。(四三二頁第二の一及四三六頁第四參照)

右同(同上)

管長就職を届出したる爲め宗教派内の情弊頓に増加することなきや

宗教々師資格國定の行詰、教師に非る宗教團體代表者の出現(四三七頁第五、參照)

法人ならざる教宗派の合併手續如何。(四三六頁第四參照)

法人ならざる教宗派の解散手續如何。(同上)

同 右(同上)

教會、寺院の甚しき信仰迫害、教宗派解散による教會、寺院の人格否定は暴擧なり。(四三三頁第二の三、四三六頁第四、四四二頁第九參照)

民法準用の結果、管長の宗内絕對權を制限せざる限り、其の不法行為の責を教宗派に負擔せしむるは不可。(民四四條)

一、右同様の理由にて管長の代表權に對する制限が善意の第三者に對抗出來ざる結果、其代表權の濫用の爲め財産的に不測の損害を受け、破産となることあるべし。(民五四條)

(評) 第四一條の削除により管長權擴大し宗教團體内部の斬捨御免制度確立し、宗政屋俗僧跋扈し、所屬寺院僧侶の苦痛想像外なり、既成宗教團體幹部の本案賛成の原因、ここに存す。

第三章 教團

第三八條	第五三條
第三九條	第五四條
第四〇條	第五五條
第四一條	第五六條
第四二條	第五七條
第四三條	第五八條
第四四條	

多少の文句の相異特に指定と認定との差あるも律意同様、宗教取締思想に差なし。

教義の内容、儀式迄許可事項たるの不可、第二八、二九條に謂ふ如し。(四三二頁第二の一參照)

第四章 寺院

第四五條	第五九條
第四六條	第六〇條
第四七條	第六一條
第四八條第一項	第六二條
第三項	第六三條
第四項	第六四條

單立寺院の否定。(四四二頁第九參照)

單立寺院の否認。(四四二頁第九、四四三頁第十參照)

教義の宣布及儀式に關する事項を必要的記載事項として官憲の許可を必要とするは不當。(第七二條同斷)

俗權の宗教指揮。(四三二頁第二の一、四四三頁第十參照)

本寺を寺院存立の要件となすべからず。然らざれば本寺は管長と宗派の二元的中心となる。(四四四頁第十一參照)

管長權に因る寺院の意思の無視。(四四三頁第十參照)

第五篇 斷

篇(其四) 宗教團體法案反對理由書

第四九條	第六五條
第五〇條	第六六條
第五一條	第六七條
第五二條	第六八條
第五三條	第六九條
第五四條	第七〇條
第五五條	第七一條
第五六條第一項	第七二條
第二項	第七三條
第五七條	第七四條
第五八條	第七五條
第五九條第一項	第七六條
第二項	第七七條
第六〇條第一項	第七八條
第二、三項	第七九條
第六一條	第八〇條
第六二條	第八一條
	第八二條
	第八三條

準教師の住職は教師資格の劃一的國定政策の破綻暴露。(四三七頁第五參照)

管長に住職任免權を附與するは百弊の發する原因。(四四二頁第八及四四三頁第十參照)同じく寺院の機關たる檀徒總代選定方法(第五九條)と不統一。

民法法人の規定を準用するを可とす。國家の寺院管理思想の片鱗。

同右 (四三六頁第四、參照)

誤れる國家の寺院財産管理思想、禁治產寺院の出現、寺院の爲め特に注意を乞ふ。(四三八頁第六、四四一頁第七、四四三頁第十、四三六頁第四參照)

同右 及住職の責任過重。(同上參照)

同右 住職の人格否定。(同上參照)

管長の承認を要件とせば轉宗、轉派事實上不能。(四四三頁第十參照)本寺の承認は寺院への二重監督。四四四頁第十一參照)轉宗、轉派不能。(四四五頁第十三參照)

管長の承認を要件とするは不必要。(四四三頁第十、四四四頁第十一參照)

第六三條	第八四條
第六四條	第八五條
第六五條	第八六條
第六六條	第八七條
第六七條	第八八條
第六八條	第八九條

同右 (四四四頁第十一參照)

寺院に對する解散命令を認むるは空前の暴政。(第十條第二項參照)(四三六頁第四、參照)

檀信徒なき寺院を認むるは寺院の性質に反す、許可條件違反による全ての場合に、設立許可を取消すは範圍廣きに失す。(四三六頁第四參照)

(四三六頁第四參照)

○備考 本第四章條文の加減變更なし。

第五章 教會

第六九條	第九〇條
第七〇條	第九一條
第七一條	第九二條
第七二條	第九三條
第七三條	第九四條
第七四條	第九五條
第七五條	第九六條
第七六條	第九七條
第七七條	第九八條
第七八條	第九九條
	一〇〇條

人格の有無により許可權者を異にするは不當。

教義事項法式事項には俗官の許可を要せしめたるは信仰自由の保障ならず。(第四八條同斷)、(四三二頁第二の)及四三六頁第四參照)

教師資格國定の行詰。(四三七頁第五參照)

教會の行動に所屬管長の容喙を排斥すべし。

信徒總代なき教會を認むるは教會の性質に反す。(四三六頁第四參照)

第七九條

第一〇一條

第八〇條第二項

第一〇二條

第三項

第一〇三條

第八一條

第一〇四條

第六章 罰則

則

第八二條

第一〇五條

第八三條

第一〇八條

第八四條

第一一一條

第八五條

第一〇九條

第八六條

第一〇六條

第八七條

第一〇七條

第八八條

第一一二條

○第六章罰則中削除されたる條文

第一一〇條

附

則

第八九條

第一一三條

信徒を教會の要件とせざるは教會の觀念に反す。(四三六頁第四、參照)
準用されたる法案、第四八、五二、五三、五五、五六、五七、五九、六一、六二、六三、六四、六五條に就て云へる所を參照

(四三四頁第二の五參照) 本條の處罰は他の法規に讓れ、本條第一項の處罰は法人たる宗教團體に對する刑罰を認めたる趣旨か否か。
過料に處すべき事項に非ず。
宗教々師資格嚴守は畢竟教師を許可營業視せるによりて國教時代(逆轉四三七頁第五、參照)刑罰を科すべき事項に非ず。
宗教々師の營業保障の謂れなし。
國教時代(逆轉(四三四頁第二の四、四三七頁第五參照))他の法規に處罰を讓れ。
信教の自由侵害、宗教行動干渉。

第九〇條

第一一四條

第九一條

第一一六條

第九二條

第一一七條

第九三條第一項

第一一八條

第二項

第一一九條

第九四條

第一二〇條

第九五條

第一二一條

第九六條

第一二二條

第九七條

第一二三條

第九八條

第一二四條

第九九條

第一二五條

第九〇條

第一二六條

○附則中條文の減少は寺院境内地無償下附に關する件を別個の法律案としたるに依る。

多數の太政官の法規存在の繁を本法案制定の理由にするは虚偽なる證據。
既成宗教團體の教、宗規を更めて制定せしめ認可を求むるは不可。(四三二頁、第二の一參照)

從來の寺院に改めて寺院規則を制定せしむるは最も不可。且不必要。
從來の寺院が寺院規則に一年内に許可を受け得ざるときは如何。
右期間内に管長が承認せざる場合如何。
第三項中法案の適用し難き事項とは何を豫想するや。
當分の内とは不確實。

佛堂の人格の生殺を命令に委するは最も危險。(四三三頁第二の三參照)
教會規則に改めて許可は不必要(九三條二項に謂ふ缺點參照。)

社寺關係判例要旨類集

(A) 神社、寺院、祠宇及佛堂ノ

人格

- 一、祠宇ハ法規ニ社寺ト並置シタルヲ以テ人格アリ
(東控民三、大正元年(ネ)七〇一號、二年十一月二十二日、最近判例集一三卷一六四頁)
祠宇カ法人格ヲ有スルコトハ明治十五年內務省達成第一號ノ法意竝ニ明治十七年十月內務省達成第二號ニ於テ寺院ト祠宇トヲ相並ンテ對等ノ地位ニ置キタル趣旨ニヨリテ明カナリ
- 二、神社ハ民法施行前ノ法規及民施第二十八條ノ解釋上法人格アリ
無格社モ社格アルモノト同様神社タリ
(宮城控、明治四十二年(ネ)一〇二號、四十二年六月三十日、最近判例集五卷一〇九頁)
神社カ法人格ヲ有スルコトハ直接ニ之ヲ規定シタル法

(A) 神社寺院祠宇及佛堂ノ人格

令ノ見ル可キモノナシト雖モ明治十年布告第四十三號ニヨリ神社ハ民法施行前ノ法令ニ於テ既ニ地所其他ノ物件ニ付權利主體ナルヲ知ルコトヲ得從テ人格ヲ認メラレタルヤ明カナルノミナラス民法施行法第二十八條ニ「民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ內神社、寺院、祠宇及ヒ佛堂ニハ之ヲ適用セス」トアリ若シ民法カ神社ノ人格ヲ認メサルニ於テハ斯カル規定ヲ設クル管ナキニ之ヲ設ケタルニ依リテ見レハ神社カ民法ニ於テモ人格ヲ認メラレタルヤ明カナリ而シテ明治十二年五月內務省乙第二十三號達別紙書式中ニハ「何國何郡區何町村官幣社(府縣村社又ハ無格社)何宗何派何々神社寺持云々」トアリ同二十七年二月勅令第二十二號第五條「村社以下神社ノ社掌ハ神明ニ奉仕シ祭事ヲ掌リ庶務ヲ管理ス」トアリ又同年三月內務省令第四號第一條ニハ「府縣社以下神社ノ神職ニシテ明治二年(當省)訓令第十二號府縣鄉村社神官奉務規則ノ規定ニ違背シタルトキハ北海道廳長官府縣知事之ヲ懲戒ス但右訓令ハ無格社ノ神職ニモ適用ス」トアルヲ以テ我國法上ハ鄉村社以上ノ社格ヲ有スルモノカ神社タルハ勿論其以下ノ所謂無格社モ亦神社タル可キモノナルコト疑ナシ

三、寺院ハ民法施行前ノ法規及民法第二十八條ノ解釋
上法人ナリ

(大民二、明治三十五年十月八日、三十五年(オ)
三七八號、判決錄九卷四六頁)

寺院ハ法人ナリト直接ニ規定シタル法令ハナケレトモ
民法施行法第二十八條ニ民法中法人ニ關スル規定ハ當分
ノ内神社、寺院、祠宇及佛堂ニハ之ヲ適用セストアリテ
若シ民法ニ於テ寺院ヲ法人ニ非サルモノトスレハ此規定
ヲ設クル管ナキニ此クノ如キ規定ヲ設ケタル所ニ由レハ
民法ハ寺院ヲ法人ナリト爲シタルモノトス又從來ヨリ存
在セル布告(明治六年三月五日第八九號、同年七月十七
日第二四九號、明治九年第五四號、明治十年第四三號)
及之ニ類スル多クノ布告等ニ由ルモ寺院ハ慣習上ヨリ一
ノ法人トシテ寄附ヲ受ケ財産ヲ所有スルコトヲ許サレタ
ルコトモ毫末ノ疑ナシトス

四、神社寺院ハ法人ナルモ社團又ハ財團法人タルヲ要
セス

(大地、大正五年(ワ)八八九號、六年十月三十日、
評論六卷諸三一五頁、總續七三二頁)

現時ノ法制ノ下ニ於テハ神社寺院ハ必スシモ社團法人

又ハ財團法人タルコトヲ要スルモノニ非ス
五、佛堂ノ實例ト法人格ノ存在

(大控、大正九年七月十二日、評論諸三三四頁)

佛堂ヲ安置シテ諸人ノ禮拜ニ供ヘ檀信徒ノ爲メニ葬儀
以外ノ宗教的儀式ヲ執行シ來リ寺院ト同格ノ取扱ヲ受ケ
居ルモ道場ハ佛堂ニ該當シ法人格アリ

六、民法施行前ノ諸法規ノ解釋及實際ヨリ見テ民法施
行前社寺ハ法人ナリ

(大地、大正十年三月三十一日、判評一〇卷八三
六頁)

社寺ノ財産ハ舊幕時代ニテモ個人ノ財産ト區別シタル
コトヲ知り得ヘク特ニ明治六年布告第二四九號、九年教
部省達第三號、十年布告第四三號、十二年內務省達第二
三九號、民法第二十八條ヨリモ之レヲ知ルコトヲ得依テ社
寺ハ民法施行前ヨリ財産權ノ主體タリ

七、社寺ハ民法第二十八條ノ解釋上民法施行前モ法人
ナリ

(大民二、大正七年(オ)七六六號、七年十二月二
十三日、判決錄二四輯二四〇七頁)

然レトモ民法施行法第二八條ニ民法中法人ニ關スル規

定ハ當分ノ内神社寺院祠宇及佛堂ニ之ヲ適用セスト規定
セルニ依リ之ヲ觀レハ神社寺院祠宇及佛堂ハ民法施行前
ヨリ法人タリシコト明カナリ

八、社寺ハ民法第二十八條及從前ノ法規解釋上法人格
アリ

(大刑二、明治三十六年(レ)二六四號、同年三月
二十四日、判決錄九輯三卷四四九頁)

民法第二十八條ハ社寺ヲ以テ人格ナキモノト爲シタル
趣旨ニアラスシテ社寺等ハ人格アルモノニ對シテ當分ノ
内法人ニ關スル民法ノ規定ヲ適用セストノ趣旨ト解スル
ヲ以テ其當ヲ得タルモノトス何トナレハ若シ社寺ヲ以テ
人格ナキモノトスレハ此ノ如キ規定ヲ設クル要ナケレハ
此ノ如キ規定ヲ設ケタル所ヲ以テ見レハ民法ハ明カニ社
寺等ヲ人格アルモノト認メタルコトヲ推定スルニ足レリ
加之從來ヨリ存在セル布告(六年八九號、六年二四九
號、九年五四號、十年四三號)及之ニ類スル數多ノ布告
等ニ依ルモ社寺ハ慣習上一ノ法人トシテ寄附ヲ受ケ財産
ヲ所有スルコトヲ許サレタルコトハ毫モ疑ナキヲ以テナ
リ故ニ原院カ明照寺ヲ以テ人格アルモノト做シ被告カ同
寺ノ不動産ヲ自己ノ所有ナリト冒認シ抵當トナシタル行

(A)神社寺院祠宇及佛堂ノ人格

爲テ冒認抵當ノ法條ニ間擬シタルハ不法ニアラス

九、神社ノ境內末社ハ法人格ナシ

(法律新聞二四〇號一九頁、明治三十七年十月三
十日發行)

關係社、愛媛縣溫泉郡三内村大字河三内村惣河内神社
末社金刀比羅神社

裁判所 松山地方裁判所、控訴事件

(理由) 控訴金刀比羅神社ハ村社惣河内神社ノ境內末
社ナルコトハ當事者間ニ爭ナク且明晰ナル事實ナリトス
而シテ境內末社カ訴訟當事者タルコトヲ得ルヤ否ヤニ付
按スルニ明治九年教部省達第三五號ノ取調方心得第一項
ノ但書ニ渾テ境內末社ハ一個獨立ノ神社ト認メストノコ
トニテ境內末社ヲ法人ト認メサル法意ナルコト明ナリ而
シテ該達書ハ憲法第七十六條ニ所謂此憲法ニ矛盾セサル
現行ノ法令ナルヲ以テ遵由ノ效力ヲ有スルモノトス且境
內末社カ法人タル資格ヲ有シ若クハ訴訟當事者タル資格
ヲ有ストノ法令又ハ慣習アルコトナシ

十、神社ノ合祭ハ神社ノ同一體ヲ推定スルニ足ラス
(高知地、明治四十一年(ワ)七三號新聞五三五號
一四頁)假處分取消請求事件

關係社原告 高知縣安藝郡北川村大字久江ノ上一ノ生
妙見鎮座無格社地主神社

(理由) 本訴主要ノ争點ハ原告神社ト御崎神社トハ同
一體ナリヤ將別箇ナリヤ若シ別箇ナリトセハ係争本ハ原
告神社ノ所有ニ屬スルヤ否ヤニアリ仍テ按スルニ御崎神
社カ地主神社ニ合祭セラレタルコトハ當事者間ニ争ヒナ
キ處ニシテ被告代理人ハ右合祭ニヨリ二神社ハ其實質ニ
於テ同一體トナリ地主神社ハ即チ御崎神社ナルヲ以テ原
告神社ハ第三者トシテ異議ヲ主張スルコトヲ得スト抗争
スルモ抑モ合祭ナルモノハ基本財産少ク爲メニ獨立シテ
祭祀ヲ營ム能ハサル神社ヲ他ノ神社ニ合併シ只其祭祀ヲ
共同ニ營マシメ以テ祭祀ヲ怠リ神靈ヲ汚スノ弊ナカラシ
メンコトヲ期スルノ趣旨ニ外ナラスシテ被告代理人主張
ノ如ク合祭ニヨリ同一體ヲ爲スモノニアラス故ニ原告神
社ト御崎神社トハ各獨立シテ存在スルモノト云ハサルヘ
カラス

十一、基督教傳道ノ社團又ハ財團ハ民法第三十四條ニ
據ル

(法曹會決議、記事二〇卷七號、明治四十三年五
月十五日)

ハ當然人格アリ

(大民一、明治四十年二月七日)

抑民法第三十四條ニハ「祭祀宗教(中略)ニ關スル財團
又ハ社團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許
可ヲ得テ之ヲ法人トナスコトヲ得」ト規定シアルヲ以テ
其前條「法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依リニ非サレハ
成立スルコトヲ得ス」トアル規定ト對照シテ之ヲ觀レハ
如上ノ社團又ハ財團ハ主務官廳ノ許可ヲ得テ始メテ法人
トナルコトヲ得ルモノニシテ其許可以前ニアリテハ法人
トシテ存在セサルコト照々乎トシテ疑ヲ容ルヘカラス反
之民法施行前ヨリ獨立ノ財産ヲ有スル社團又ハ財團ニシ
テ民法第三十四條ニ掲ケタル目的ヲ有スルモノハ民法第
十九條第一項ノ規定ニヨリ當然法人トナリタルヲ以テ同
條第二項ニ規定シタル主務官廳ノ認可ハ民法第三十四條
ノ主務官廳ノ許可ト功用ヲ異ニス而シテ民法第十九條第
二項ノ規定ニヨリ民法施行ノ日ヨリ三月内ニ主務官廳
ニ認可ヲ請ハサル同條第一項ノ法人ノ代表者ハ同法二十
二條規定ノ制裁ヲ免レスト雖モ其法人ノ存在ハ依然タリ
民法前既ニ寺院ハ法人タル以上特ニ本條ニヨリ法人ナリ
ト説明スルハ非ナリ民法カ寺ヲ法人ト見ルト否トハ別論

(B)寺院ノ目的及要件

基督教ノ傳道ヲ目的トスル社團ハ民法第三十四條ノ規
定ニヨリ法人ト爲スコトヲ得ルハ同條ノ解釋上疑ヲ容レ
ス民法第二十八條ハ何レモ神社又ハ佛道ニ屬スルモノニ
テ本問ノ場合ヲ包含セサルハ明白ナルヲ以テ同條ノ規定
ハ基督教ノ傳道ヲ目的トスル社團ニ對スル民法第三十四
條ノ適用ヲ妨ケス

十二、天理教宣教所ハ法人格ナシ

(大阪區、大正九年三月三日、評論九卷諸七五頁)
社寺以外ノ宗教團體ハ民法第三十四條ニ依リ法人トシ
テ設立セラレサル間ハ法人格ナシ

十三、社格ノ記載ナクモ神社ノ表示ニ缺クル點ナシ
(東地民四、明治四二年(ワ)五〇號、法律新聞七
一九號二頁)

村社、無格社等ハ神社ノ社格ヲ示スニ過キササルモノナ
ルヲ以テ神社ノ表示ニ其社格ノ記載ナキノ故ヲ以テ其社
格ヲ有スル神社ヲ表示スルモノニアラスト云フコトヲ得
ス

凡ソ神社ハ一種ノ法人ニシテ其行爲ヲ爲スニ當リテ其
法定代理人ニ依ラサルヘカラスコト勿論ナリ

十四、民法第十九條ニ依リ民法施行前ノ社團又ハ財團

ナリ根據ヲ第十九條ニ求メサルヘカラス

(B) 寺院ノ目的及要件

一、住職ト檀家トノ紛糾ノ和解費用ノ負擔ハ寺院ノ目
爲スヘシ

和解ノ爲メノ飲食費藝妓揚代ノ支拂モ寺院ノ目的
内ナリ

(東控、明治三十三年(ネ)九九六三號、立替金及
損害金請求事件、三十四年九月十六日、新聞五二
號六頁)

控訴人 長野縣東筑摩郡片丘村中伏寺住職宮本隆範
被控訴人同上 吉江米治、百瀬登一郎

(事實) 右寺住職ト檀徒トノ間ノ紛糾和解ノ爲メ要シ
タル酒、料理、藝妓ノ費用ヲ被控訴人カ立替ヘタル後控
訴寺ニ其支拂ヲ請求シ一審ニテ被控訴人カ勝訴シタル事
件ニシテ控訴審亦控訴ヲ棄却セリ

(判決理由) 按スルニ曩ニ宮本隆範カ控訴寺ノ住職ト
爲ルヤ其檀徒トノ間ニ或紛擾ヲ生シ和解ノ爲メ常盤亭ニ
支拂フヘキ費用(飲食費藝妓揚代其他ヲ包含ス)ヲ要シタ
ルコトハ當事者間ニ争ナキ處ナリ因テ其費用額ハ幾何ナ

リヤ又其費用ハ被控訴人ニ於テ立替タルモノナリヤ又其費用ハ控訴寺ニ於テ負擔スヘキモノナリヤヲ審究スルニ(中略)真正ニ成立シタリト認ムヘキ甲第二號證ニ依レハ控訴寺ノ住職ト檀家總代七名トカ右紛擾和解ノ爲メ要シタル常盤亭ノ費用ヲ支拂フヘキ旨ノ決議ヲ爲シ其立替辨濟ヲ被控訴人ノ内吉江米治ニ委任シタル事實ヲ認メ得ヘク又甲第三號證ニ依レハ更ニ宮本隆範カ被控訴寺住職ノ名ニ於テ右常盤亭ノ費用金百六十五圓三十九錢五厘ノ立替辨濟ヲ被控訴人外三名ニ委任シタル事實ヲ認メ得ヘク又甲第一號證ニ依レハ右常盤亭ノ費用百六十五圓三十九錢五厘ヲ被控訴人兩名カ辨濟シタル事實ヲ認メ得ヘシ云々、然ルニ控訴人ハ假リニ控訴寺住職カ寺ヲ代表シテ常盤亭ノ支拂ヲ委任シタリトスルモ右費用ハ寺ニ關係ナク殊ニ酒代藝妓揚代ヲ辨濟スルカ如キハ法人タル寺院ノ目的外ニ屬スル行爲ナルヲ以テ右住職ノ代表行爲ハ無効ナリト抗爭スルモ住職ト檀徒トノ紛擾ヲ調停スルハ寺院ノ平和ヲ維持スヘキ必要ノ行爲ナルヲ以テ寺院カ其調停ニ要シタル費用ヲ支辨スルモ決シテ法人タル寺院ノ目的外ニ屬スル行爲ナリト云フヲ得ス且夫レ寺院ハ人ニ酒宴遊興ヲ爲サシムヘキ性質ノモノニアラサルコト勿論ナレト

モ紛擾ノ生セシ場合ニ於テ其和解ノ爲メ酒宴ヲ催シ藝妓ヲシテ杯盤ノ間ニ周旋セシムルカ如キハ普通アリ得ヘキコトナルヲ以テ寺院カ紛擾ヲ調停スルニ必要ノ費用ト認メ酒代及藝妓揚代ノ支辨ヲナスモ既ニ其紛擾ノ調停カ寺院ノ平和ヲ維持スルニ必要ナル以上ハ亦寺院ノ目的外ニ出テタル行爲ナリト云フヲ得ス

二、寺院ハ佛教各派ノ儀式ヲ行ヒ且其教義宣布ヲ目的トスル法人ナリ

寺院カ他人ノ爲メ小作料ヲ取立又ハ山林管理ヲナスハ目的外ナリ

(東控、明治四十二年、新聞五六二號一四頁、總四三三頁)

(要旨) 寺院ハ佛教各派ノ儀式ヲ行ヒ且其宗教ヲ宣布スルヲ目的トスル法人ナルヲ以テ寺カ他人ノ委任ヲ受ケ小作料ヲ取立テ若クハ他人ノ山林ヲ管理スルカ如キハ其目的ニ非サルヲ以テ其能力ナシ

(理由) 寺ハ佛教各派ノ儀式ヲ行ヒ且其宗教ヲ宣布スルヲ目的トスル法人ナルヲ以テ寺カ他人ノ委任ヲ受ケ他人ノ小作料ヲ取立テ若クハ他人ノ山林ヲ管理スルカ如キハ其目的ニ非サルノミナラス之ヲ以テ其目的ヲ遂行スルニ

必要ナル行爲ナリト認ムルコト能ハス而シテ法人カ其目的以外ニ人格ヲ有セサルハ毫無疑ヒナキ所ナリ果シテ然ラハ寺ナル控訴人ハ被控訴人ノ委任ニ依リ被控訴人ニ代

リ小作料ヲ取立テ山林ヲ管理スル能力ナキ者ト云フヘキヲ以テ控訴人ヨリ前記委任ヲ受ケタリトノ事實ハ認ムルヲ得ス

三、堂宇等ナキ寺院ハ認メ難シ

社寺明細帳ヲ削除セラレタル以上社寺ハ存在セス

(大控民一、明治三十四年十月三日、新聞六〇號

五頁)

關係寺 大阪市東區谷町九丁目五番地淨泉寺(原告控訴人)

寺ハ獨立ノ財産ヲ有シ訴訟當事者タルコトヲ得ルハ法理トシテ認メラル所ナリト雖モ抑モ寺ナルモノハ寺タル體ヲ具フル建物ノ實在ヲ要シ之レヲ離レテ獨リ無形ノ存在スルコトハ法理上認メサル所トス故ニ本件ノ如ク既ニ淨泉寺カ火災ニ遭遇シ烏有ニ歸シ滿五年ヲ經過スルモ再建セス明治十五年内務省乙第五九號達ニ基キ社寺明細帳ヲ削除セラレタル以上ハ寺トシテ法理上存在ヲ認ムルコトヲ得サルニ付キ從テ控訴人ハ訴訟ノ當事者トナル資

(B) 寺院ノ目的及要件

格ヲ有セス

四、寺院カ不動産ノ無償取得又ハ借受ヲ爲スハ其目的ニ背カス

(大民一、大正四年(オ)五五二號、大正五年五月十六日、評論五卷諸二六四頁再出)

(要旨) 寺院カ無償ニテ不動産ヲ借受ケ又ハ其所有權ヲ取得スルカ如キハ古來ノ慣習上有效ニシテ寺院存立ノ目的ニ背馳セス

(理由) 寺院ハ佛祖ノ崇拜、教義ノ宣傳檀越ノ葬祭ヲ司ルコトヲ目的トスル法人ナルコト所論ノ如シト雖モ寺院カ無償ニテ不動産ヲ借受ケ又ハ其所有權ヲ取得スルカ如キハ古來ノ慣習上之ヲ有效トセルノミナラス寺院ノ財産ヲ増殖シ其基礎ヲ確實ニスル事アルヘキヲ以テ必スシモ之ヲ以テ寺院存立ノ目的ト背馳スルモノト云フヲ得ス本件ノ事實ハ上告寺カ明治三十年三月法律第二十六號北海道未開墾地處分法第三條ニヨリ北海道天鹽國ニ於ケル未開墾地ヲ開墾ノ目的ヲ以テ無償貸付ヲ受ケタリト云フニアリテ其成功ノ後ハ同法ノ規定ニ從ヒ上告寺ニ於テ開墾地ノ無償貸與ヲ受クルニ至ルモノナレハ右貸付ヲ受ケタルハ上告寺カ將來ニ於テ無償ニテ不動産所有權ヲ取得スル

コトヲ目的トスルモノト云フヘク開墾ノ爲メ費用ヲ要ス
ヘキモ之ニ伴フ利益ノ生スヘキハ必然ナレハ結局該貸付
ヲ受ケタルハ上告寺ノ財産ヲ増殖シ其基礎ヲ確實ナラシ
ムルニ歸スルモノニシテ之ヲ以テ上告寺ノ存立ノ目的ニ
背馳スルモノト云フヲ得ス

(要旨) 北海道未開墾地開墾ノ義務ハ國ニ對シテ負フ
モノニテ私法上ノ義務ニアラス從テ檀家總代ノ同意ヲ要
セス

(理由) 明治三十年三月法律第二十六號北海道未開墾
地處分法第三條ノ規定ニヨリ北海道未開墾地ノ無償貸付
ヲ受ケタル者ハ其土地ニ於テ開墾牧畜植樹等ノ事業ヲ爲
スノ權利ヲ取得スルト同時ニ又其豫定ノ事業ヲ爲スヘキ
義務ヲ國ニ對シテ負擔スト雖モ此義務ハ私法上ノ債務ニ
非ルコト明白ナレハ明治十年布告四三號ニ所謂金穀借入
ノ債務ニ該當セサルコト毫モ疑ヲ容レズ、然ラハ檀家總
代ノ同意ヲ要セス

五、財産、住職及檀信徒ハ寺院ノ要件ナリ常素ナリ
(大民二、明治三十七年(オ)四四七號、三十七年
十一月二一日、判決録一〇輯民一五一〇頁、抄録
二三卷四五九二頁)

禁セス

私有ノ庫裡ハ自由ニ處分シ得

(長崎控、大正八年(ア)一一一號、九年四月二十
七日、評論九卷二二二頁)

明治十一年九月内務省乙第五七號ニ依レハ寺ハ本堂庫
裡ヲ具フルモノニ非サレハ允許セラレズト雖モ同法施行
前ヨリ存在セシ寺院竝ニ庫裡ニハ同法ノ適用ナク其他斯
ル舊來ヨリ存スル寺院ノ庫裡ニ對シ私有ヲ許サス又ハ其
私有ノ庫裡ニ關シ自由處分ヲ禁止シタリト見ルヘキ法規
ナキモノトス

眞宗本派ノ末寺寺院地所建物保存規約ハ同派ノ内規タ
ルニ止マリ一般人ヲ羈束セス假令右内規ニ違背スルモ素
ヨリ其法律行為ノ效力ニ消長ヲ及ホスモノニ非ス

寺院住職ノ任免ハ各宗管長カ國家ノ委任ニヨリ行フ行
政處分ニ屬スルコト明治十七年太政官布達十九號ノ規定
ニ照シ明カナレハ行政上ノ手續ニ於テ其效力ヲ争フハ格
別司法裁判所ニ於テハ其效力ヲ争フ能ハサルモノトス

七、寺院ハ法用ニ必要ナル設備アレハ足り之ヲ所有ス
ルコトヲ要セス
信徒アレハ足り檀徒アルコトヲ要セス

(B) 寺院ノ目的及要件

關係寺 長野曹洞宗大昌寺

(要旨) 寺院檀信徒ノ身分得喪ニ關スル規定ハ寺法ナ
リ

(理由) 明治五年十一月布告第三三四號ヲ以テ無檀無
住ノ寺院ヲ廢止シタルヨリ以來寺院ニハ佛體堂塔什物等
ノ財産アリ佛ニ奉仕シ檀信徒ニ對シテ教ヲ施ス所ノ住職
アリ又其教ヲ受クル所ノ檀信徒アルハ普通ノ狀態ナルノ
ミナラス明治十四年ニ至リ内務省達乙第三二號ヲ以テ寺
院ノ願等ニ住職ト連署シ且寺院ノ財産ヲ處理スル爲メ檀
徒中ヨリ三名以上ノ總代ヲ選定セシメタルニ依ルモ前顯
財産住職檀信徒ノ三者ハ寺院ト相離ルヘカラサルモノナ
ルカ故ニ明治十七年太政官布達第十九號第四條ノ所謂寺
法中ニハ前顯三者ニ關スルコト及ヒ寺院ト檀信徒ニ關ス
ルコトヲ規定セシムル精神ナルコト疑ヲ容レズ然ラハ則
チ檀信徒ノ身分ノ得喪ニ關スルコトヲ規定シタル本件甲
第三號證曹洞宗寺院檀籍規程ノ如キハ素ヨリ寺法ニ屬ス
ルモノト謂ハサルヘカラス既ニ寺法ナル以上右布達ニ從
ヒ内務大臣ノ認可ヲ受クルニアラサレハ其效力ヲ有シ得
ヘキニアラス

六、寺院ノ庫裡ハ明治十一年以前ニ創立ノ寺ハ私有ヲ

(大地、大正五年(ワ)八八九號、六年十月三十日
評論六卷諸法三一五頁、總續七三二頁)

寺院ハ信仰禮拜ノ目的タル一定ノ本尊ノ外殿宇其他法
用ニ必要ナル設備アレハ足り必スシモ其所有權ヲ有スル
コトヲ必要トセス又信徒アレハ足り必スシモ檀徒アルヲ
要セス

八、寺院カ其所有又ハ管理セル土地ヲ他人ニ賃貸シ賃
料ヲ領收スルハ其目的ニ背カス

(東地、大正十五年(ワ)三二二六號、昭和二年六
月七日判決)

建物收去土地明渡請求事件(原告淺草區神吉町向旭院、
被告同所中島侑外一人)
請求理由ノ一、原告寺ハ其使用セル國有境内地ヲ被告
等ニ賃貸シタルモノニシテ右賃貸ハ公益法人タル寺院ノ
目的ノ範圍外ナルヲ以テ該賃貸借ニ基ク權利義務ノ能力
ヲ有セサレハ該契約ハ無効ナリ

請求棄却ノ判決理由、原告ハ賃貸借ハ營利行為ナルヲ
以テ公益法人タル寺院ノ目的ノ範圍外ナリ從テ右契約ハ
無効ナル旨主張スルヲ以テ按スルニ寺院カ公益法人ナル
コト從テ其目的ノ範圍外ニ於テハ權利能力ヲ有セサルコ

トハ原告所論ノ如シ然レトモ寺院カ其所有又ハ管理ニ係ル土地ヲ他ニ賃貸シ其賃料ヲ領收スルカ如キハ反證ナキ限り法人タル寺院ノ目的達成ノ手段トシテ其目的ノ範圍内ナル行爲ト認ムヘク必ラスシモ寺院存立ノ目的ニ背馳スルモノト謂フヲ得ス從テ原告寺ノ住職カ原告寺ヲ代表シ被告中島トノ間ニ爲シタル本件賃貸借ハ有效ナルコト勿論ニシテ此點ニ關スル原告ノ主張モ亦理由ナシ

九、同上

(東控、昭和二年(ネ)九四二號、昭和三年十一月二十二日判決)

同上控訴事件

寺院ハ法人トシテ其目的ノ範圍外ノ行爲ヲ爲スヘキ權利能力ヲ有セサルコト勿論ナリト雖モ控訴寺ノ如キ東京市内ノ寺院ニ於テ其境内地ノ一部ヲ他人ニ賃貸シ之カ賃料ヲ收得スルハ特ニ反證ナキ限り寺院カ其收得ヲ以テ寺院ノ維持ニ資セントスルモノニシテ即チ其目的タル事業ノ遂行ニ必要ナル行爲ナリト認ムヘク而シテ右目的ノ遂行ニ必要ナル行爲ハ之ヲ其目的ノ範圍外ノ行爲ト斷スルヲ得ス

(C) 寺院ノ代表者

一、住職ハ寺院ノ法定代理人ナリ

其代表權ハ法規ニ依リ定マリ其他ニ制限スル方法ナシ

宗規ニ依リ住職ノ代表權ニ對シ制限ヲ加ヘ得ス

(大民三、大正三年(オ)七五二號、同四年二月十七日、評論四卷諸法四四頁ノ一節)

僧侶ハ寺院ノ法定代理人タル地位ヲ有スルモノナレハ其代表權限ハ法規ニ依リ定マルモノニテ宗規ハ法規ニ非サルカ故ニ固ヨリ僧侶ノ代表權限ヲ左右スル力ナシ

(理由) 僧侶ハ寺院ノ法定代理人タル地位ヲ有スルモノナレハ其代表權限ハ法規ニ依リ定マルモノナリ而シテ寺院ハ定款又ハ寄附行爲ニヨリ設定セラルルモノニアラス又社員總會ノ如キ機關ヲ有セサルヲ以テ僧侶ノ代表權限ニ對シテ之ヲ制限スルノ方法ナキカ故ニ僧侶ノ代表權限ニ付テハ之ニ加ヘラレタル制限アリヤ從テ又第三者カ其制限アルコトヲ知レリヤ否ヤノ問題ヲ生スルコトナシ一宗一派ノ宗規ノ如キハ法規ニアラサルカ故ニ固ヨリ僧侶ノ代表權限ヲ左右スル力ナシ唯自己ノ自由意思ニヨリ

其一宗一派ニ加入シタル僧侶ヲシテ宗規違反ノ責ヲ負ハシムルコトヲ得ルニ過キサルノミ然ラハ原判決ハ僧侶ノ代表權限ニ關スル法理ヲ誤解シタル違法ナシ

二、住職缺員ノ場合ハ其職務掌理者ヲ以テ代表者トス

(大民三、大正五年(オ)三三二號、大正五年六月十日、評論五卷民訴二六四頁)

(要旨) 寺院ノ住職欠缺シタル場合ニ於テ住職ノ職務ヲ攝理スル權限ヲ有スル者アルトキハ住職ト同シク訴訟上ニ於テ寺院ヲ代表スル資格ヲ有スルモノトス

(理由) 寺院ノ住職欠缺シタル場合ニ於テ住職ノ職務ヲ攝理スル權限ヲ有スル者アルトキハ住職ト目シテ訴訟上ニ於テ寺院ヲ代表スル資格ヲ有スルモノト認ムヘキ事ハ當院明治三十四年(オ)五二〇號事件(明治三十五年四月十一日言渡)ニ付キ判示スル所ナリ

而シテ明治十七年太政官布達第十九號ニ依レハ各宗管長ハ所屬官廳ノ認可ヲ得テ寺院ノ住職ノ任免ニ關スル規則ヲ制定シ得ヘキモノニテ本件ニ於テ被上告人ノ代表者タル多田英善カ所論ノ如ク淨土宗規住職任免及寺務規則ニ基キ上告人カ住職ヲ罷免セラレタル結果本山ヨリ任命セラレタルモノナリトセハ前示布達ノ趣旨ニ則リ適法ニ

(C) 寺院ノ代表者

所轄官廳ノ認可ヲ得テ制定セラレタルモノナルコト自カラ明ナルノミナラス本件ノ記録添付ノ京都教區教務所長大僧都漆葉實雲ノ證明書ニ依レハ多田英善ハ被上告人清心院ノ寺務管理者ナルヲ以テ清心院ノ住職缺員中住職ノ職務ヲ攝理スル權限ヲ有スルモノナルコト疑ヲ容レス然ラハ多田英善ハ被上告寺ヲ代表シ訴訟行爲ヲナス資格ヲ有ス

三、寺院ハ特別ノ規定ナキ限り住職之ヲ代表ス

檀中總代若クハ檀家總代トアルノミニテハ適法ノ代表ニアラス

(東地、大正二年三月二十九日、新聞八六八號ニ五頁)

(要旨) 寺院ハ特別ノ規定ナキ限り住職之ヲ代表ス依テ檀中總代若クハ檀家總代トアルノミニテハ適法ニ代表セラレタルモノト認ムルヲ得ス

四、神社(村社以下ノ)ハ社掌之ヲ代表シ財産管理權アリ

神社基本財産ノ保管ハ社掌之ヲナシ氏子ハ社掌ヲ排シテ管理權ナシ

(大刑二、大正八年(れ)六〇〇號、八年四月二十

村社以下神社ノ社掌ハ神明ニ奉仕シ祭祀ヲ掌リ庶務ヲ管理スルモノニシテ當然神社ヲ代表シテ神社財産ヲ管理スル職務權限アルモノトス而シテ刑法ニ所謂占有アリト認ムルニハ物ヲ現實ニ支配スルノ事實アルヲ以テ足り必スシモ之ヲ握持スルノ事實アルコトヲ要セス故ニ神社ノ基本財産タル物體ヲ氏子總代カ保管スルモ之ハ社掌タル被告ノ意思ニ從ヒテ所持スルモノニテ社掌トシテ依然之ヲ管理スルノ職責ヲ有シタルモノニシテ右物件ニ對スル支配關係ニハ何等ノ消長ナク從ツテ右物件ハ被告ノ占有内ニアリ故ニ被告カ自己ノ金融ニ供セシカ爲メ總代ヲ欺罔シテ同人ヨリ之ヲ自己ニ交付セシメタルハ即チ業務上占有シタル他人ノ物件ヲ自己ノモノトシテ不法ニ領得スルノ意思ヲ有シ之ヲ外部行爲ニ表現シタルモノニシテ業務上横領罪ヲ構成シ詐欺罪ヲ構成セス

五、兼務住職ハ住職タルコトヲ届出テストモ住職ニ非スト云フヲ得ス

(大民一、明治四十五年三月二十三日、判決錄一八輯二九四頁)

(要旨) 寺院ノ住職ヲ兼務セル者ハ單ニ住職兼務ノ事

寺ヲ代表シテ訴訟ヲ爲スノ資格アルハ疑ナ容ルヘカラスシテ原院モ調査ノ上其資格ヲ認メタルニ外ナラサルヲ以テ唯和歌山縣ニ對シ即隆ニ於テ被上告寺ノ住職ノ兼務セルコトノ届出ナキニ依リ即隆ヲ住職ニ非ストシテ立論セル本論旨ハ採ルニ足ラス

六、社司ナキ場合ノ社掌ハ神社代表權アリ

(大曲區、大正十一年(ハ)一一二號、十二年四月十三日言渡、新聞二一四〇號四七四六頁)

神社ハ法人格ヲ有シ訴訟當事者能力ヲ有スルコト明カナリ社司ハ神社ヲ代表シ訴訟ノ相手トナルモ社司ナキ場合ニハ社掌ハ神社ヲ代表シ訴訟ヲ爲スノ權利ヲ有ス

七、寺院ハ住職之ヲ代表ス

信徒總代ハ寺院代表權ナシ

(大刑、明治三十一年八八四號、同年十二月二十日、判決錄四輯一卷五四頁)

寺院ハ其住職ニ因リテ代表セラルヘキモノニシテ信徒總代ハ之ヲ代表スル資格ナシ故ニ本件ノ民事原告人某カ久遠寺信徒總代ノ名義ヲ以テ提起シタル私訴ハ不合法ナリ

八、寺務管理者ハ寺院代表權アリ

(C) 寺院ノ代表者

實ヲ届出テサルノ故ヲ以テ其寺ノ住職ニ非スト云フヲ得ス從テ右住職ハ寺院ヲ代表シテ訴訟ヲ爲ス資格アルモノトス

(理由) 上告理由第一點ハ被上告寺(原告)ハ上木即隆ヲ其代表者トシテ本件訴訟ヲ提起シタルモノナリト雖モ乙第一號證(和歌山縣ノ證明書)記載ノ如ク被上告人遍照寺ニ於テハ住職タリシ福田惠覺カ明治四十二年八月六日罷免セラレタル以來無住職ノ寺院ナルカ故ニ上木即隆ハ其住職ニ非サルハ勿論ニシテ從而右寺院ヲ代表シテ訴訟ヲナスノ資格ナキモノトス左スレハ原院ハ民事訴訟法第四五條第一項ノ規定ニヨリ職權ヲ以テ代表者タル資格ヲ調査シ不合法トシテ本件訴訟ヲ却下スヘキ筈ナルニ何等ノ調査ヲナスコトナクシテ漫然審理判決ヲナシタルハ即チ民訴第四三六條第五號ニ該當シ法則ニ違反セル不當ノ裁判ナリト云フニ在リ

然レトモ被上告寺代表者トシテ本件訴訟ヲ爲セル上木即隆ハ明治四十二年九月十四日本寺蓮心寺三十五世僧都田中日前ノ許可ヲ受ケ被上告ノ住職ヲ兼務セルモノナルコト同人カ第一審ヘ資格證明ノ爲メ訴狀ニ添付シテ提出セル認可書ノ謄本ニ徴シ明カナル所ナレハ即隆ニ被上告

住職任免權ハ行政行爲ナリ取消サルル迄效力アリ

(東控、明治四十一年(ネ)五〇二號、四十二年十月二十七日、新聞六三四號一一頁)

關係寺 鎌倉光明寺
有無

寺務管理者ハ淨土宗規ニ依リ寺院財産處分ヲ除キタル以外ノ寺務ニ付キ住職ト同一ニ之ヲ處理スヘキ權限ヲ有スルヲ以テ住職ト等シク寺院ヲ代表シテ訴訟行爲ヲ爲シ得ルモノト云ハサルヘカラス

(二) 懲戒免職處分ノ效力ト取消請願ノ關係

元來寺院住職ノ懲戒處分ハ明治十七年太政官布達第九號ニヨリ各宗ノ管長ニ委任セラレタル住職任免處分ノ一ニシテ行政處分ニ關スルモノナレハ假令之ニ對スル請願ヲ爲シタル場合ニアリテモ之ニヨリテ取消若ハ變更セラルル迄ハ該處分ハ完全ノ效力ヲ有スヘキヤ勿論ナリ
(三) 懲戒免職ノ一度取消トナリタルトキニ於ケル被告カ原告寺法律上代理人トナリタル場合ニ混同ノ法理適用ノ有無

前顯懲戒處分ハ四十年十月十一日內務大臣ノ命ニヨリ

淨土宗管長ヨリ取消サレタルヲ以テ之レト同時ニ本訴ハ資格ノ混同ニヨリ消滅シタリト主張アルモ本訴ハ被控訴寺ヨリ控訴人ニ對シテ提起シタル訴訟ナルヲ以テ假令右處分カ取消サレ控訴人ノ被控訴寺ニ對スル代表資格回復スルモ爲メニ當事者資格ノ混同ヲ惹起シ以テ本訴ノ消滅ヲ來タスヘキ筋合ノモノニアラス尙ホ控訴人ハ懲戒處分取消ノ日再ヒ懲戒處分ニヨリ被控訴寺住職タルコトヲ免セラレタルモノナルモ是レ別箇ノ關係事實ニシテ本訴ニ關係ナシト主張スルモ本訴ハ被控訴寺ヨリ控訴人ニ對シテ控訴人カ住職トシテ保管セル寺有金員ノ引渡ヲ求ムルモノナレハ判決當時ニ於テ控訴人カ請求ノ金品ヲ保管スル權限ナキニ至リタル以上ハ本訴提起後ノ免職ニヨリテ控訴人カ右金員ヲ保管スル權限ナキニ至リタル筋合ト雖モ之ヲ以テ本訴請求ヲ排斥スルニ足ラス

九、住職ト寺院ノ利益相反ノ事項ト特別代理人ノ要否
 (法曹會決議、記事二八卷七號一二頁)

寺院ノ住職カ寺院ト利益相反スル事項ニ付キ法律行為ヲ爲スニハ特別代理人ヲ選任スヘキモノトス

(理由) 寺院ノ住職カ寺院ヲ相手方トシ又ハ寺院ト利益相反スル事項ニ付キ法律行為又ハ訴訟行為ヲ爲スニ方

リ寺院ヲ代表スルコトヲ得ルヤ否ヤニ付テハ法ニ明文ナシト雖モ寺院ノ法人ナルコトハ疑ナキ所ナルヲ以テ民法五七條ニ依リ住職ハ代表權ヲ有セスト解スルヲ相當トス而シテ此場合ニ寺院ノ代表者トシテハ特別代理人ヲ選任シ以テ當該事項ニ付キ寺院ヲ代表セシムヘキモノト解ス

十、住職ノ寺院ニ對スル寄附ト民法一〇八條ノ適用
 (法曹會決議、記事二八卷八號三一頁)

寺院ノ住職ハ自己所有ノ不動産ヲ其寺院ニ無償寄附スル行為ニ付テ寺院ヲ代表スルコトヲ得サルモノトス

(理由) 寺院ノ住職ハ自己所有ノ不動産ヲ其寺院ニ無償寄附スル行為ニ付テ寺院ヲ代表スルコトヲ得サルモノトス蓋シ民法一〇八條ハ單ニ利害相反セサルノ故ヲ以テ其適用ヲ排除スルヲ得サルノミナラス贈與契約ハ必スシモ常ニ利害相反セサル行為ト謂フコトヲ得サルヲ以テ寺院ノ代表者タル住職カ寺院ヲ代表シテ贈與契約ヲ爲ス場合ト雖モ當然民法一〇八條前段ノ適用ヲ受クヘキコト勿論ニシテ住職ハ右契約ニ付キ寺院ノ法定代理人タル權利ヲ行使スルコトヲ得サルモノト謂ハサルヘカラス

十一、民法第百八條ニ相當スル場合ニハ特別代理人ヲ要ス

(法曹會決議、大正八年九月二十七日、記事二九卷一一號二五頁) 寺院ノ住職ト該寺院間ノ法律行為ニ關スル件」評論八卷民法一四四頁)

(要旨) 寺院ノ住職ハ民法一〇八條ノ適用上寺院ト法律行為ヲ爲ス場合寺院ヲ代表スルヲ得サルヲ以テ斯ル場合ハ民法五七條ニ準シ特別代理人ヲ選任シ此者ヲシテ寺院ヲ代表セシムヘキモノトス

(理由) 寺院ノ住職カ寺院ト法律行為ヲ爲サントスルニハ如何ニシテ之ヲ爲スヘキヤニ付キ寺院ノ爲メ利益トナルヘキ所爲ニ付テハ住職ニ於テ寺院ヲ代表シ不利益トナルヘキ行為ニ付テハ副住職アルトキハ副住職若シ副住職アラサルトキハ一般ノ原則ニ依リ副代理人ヲ選任シテ其者ヲシテ寺院ヲ代表セシムルモノト爲ス説及寺院ニ利益ナル所爲ナルト否トヲ問ハス住職ハ寺院ト法律行為ヲ爲スコトヲ得スト爲ス説トノ二説アリ惟フニ寺院住職ノ任用ハ明治十七年八月太政官布告十九號ニヨリ各宗派管長ニ對スル委任事項ト爲リ居ルモノナレトモ寺院モ亦民法上ノ法人タルコトヲ失ハサレハ住職ノ代表關係ニ付テハ民法ノ支配ヲ受ケサルヘカラス然ラハ私法上代理人ノ權限ニ關スル民法一〇八條ノ規定ハ自然住職ニモ適用ア

リト云ハサル可カラサルヲ以テ法律行為カ寺院ノ爲メ利益ナル場合ナルト否トヲ問ハス同條但書ノ場合ヲ除ク外住職ハ其代表スル寺院ト法律行為ヲ爲スコトヲ得ス故ニ此場合副住職ノ置カレアルトキハ副住職ニ於テ寺院ヲ代表シ住職ト法律行為ヲ爲サシムヘキモノ副住職ノ任設ナキ寺院ニアリテハ民法五七條ヲ準用シ住職ヨリ特別代理人ノ選任ヲ裁判所ニ請求シ其特別代理人ニ於テ寺院ヲ代表スヘキモノトス

十二、住職ト寺院間ノ利益相反セサル事項ニハ特別代理人不要

(大正六年五月三十日、日記第一三一二號、福井區裁判所監督判事問合、六年六月十八日、民一〇五五號、法務局長回答) 登記事務取扱ニ關スル疑義ノ件(法曹記事二七卷七號七九頁以下)

登記事務取扱上右記ノ事項ニ付キ疑義相生シ候間御意見承知致度此段及御問合候也
 第一項寺院住職カ自己所有ノ不動産ヲ其寺院ニ寄附スルニ付キ所有權移轉ノ登記ヲ爲サントスルニハ民法一〇八條ニ牴觸シ其ノ登記ヲ爲スコトヲ得サルヲ將タ寺院ニハ民法中法人ノ規定ヲ適用セサル旨民法施行法第二八條

ニ規定シアルモ寺院ノ法人格ヲ認メラルル以上ハ一般法人ニ付キ定メラレタル民法ノ規定中第五十七條ヲ準用シテ特別代理人ノ選任ヲ裁判所ニ請求シ特別代理人ト法律行為ヲ爲スコトヲ得ルヤ若シ民法五十七條ヲ準用スルモノトセハ之カ利益相反セサル事項ニ付テハ特別代理人ノ選任ヲ要セスシテ右ノ登記ヲ爲シ得ルヤ
本年五月三十日日記第一三二二號問合登記取扱方ニ關スル件ハ左ノ通思考ス

第一項後段貴見ノ通

十三、住職名義ニテ寺ノ金ヲ銀行ニ預入ルルトキハ住職個人ノ有ト見ル

(浦和地、大正十年(ロ)一〇三號、十二年二月十七日、評論一二卷八號民二七六頁)

甲寺ヨリ其財産ノ管理ヲ委任セラレタル前住職乙カ甲寺ノ爲メ保管中ノ金員ヲ丙銀行ニ預入レタル場合ニ在リテモ該預金カ乙個人名義ヲ以テ爲サレタルニ於テハ反證ナキ限り乙ハ右預入レノ際丙銀行ニ對シ甲寺ノ爲メニスルコトヲ示ササリシモノト認ムルヲ相當トスヘク且其當時丙銀行ニ於テモ右預金カ甲寺ノ爲メニ爲サレタルコトヲ知り又ハ知り得ヘカリシ事跡ノ存セサル場合ハ民法百

條ノ規定ニヨリ乙個人ノ爲メニ預金ヲ爲シタルモノト看做サルヘク從テ甲寺ハ其財産管理ノ受任者タル乙若クハ其相續人ヨリ其預金債權ノ移轉ヲ受ケサル限り丙ニ對シ自己カ其權利者ナルコトヲ主張シ得サルモノトス

十四、住職ハ慣行上寺院ヲ代表ス住職ノ事務ヲ掌理スルモノ亦同シ

(大民二、明治三十四年(オ)五二〇號、三十五年四月十一日、判決錄八輯四卷二一頁)

訴訟上寺院ノ代表者ニ付テハ住職ハ寺院ノ財産ヲ管理スル職權ヲ有スルモノナルカ故ニ從來ノ慣行上其代表者トシテ訴ヲ爲シ裁判上ニ於テモ其慣行ヲ是認シ來レルモ法律ノ明文上代表者ニ付キ何等ノ規定アルコトナシ故ニ住職ノ欠缺シタル場合ニ於テ住職ノ職務ヲ攝理スル權限ヲ有スルモノアルトキハ訴訟上ニ於テモ住職ト同シク寺院ヲ代表スル資格アルモノト認ムルヲ得ヘキハ當然ノ筋合ナリ

十五、住職ノ肩書アル手形振出モ他ノ證據ニ依リ個人ト判斷スル餘地アリ

(大民三、昭和二年(オ)一〇七〇號、二年十二月十四日、新聞二八一六號一六頁)

約束手形ノ振出人ノ肩書ニ寺院住職名ノ記入アルモ必スシモ寺院ヲ代表シテ手形ヲ振出シタルコトヲ示シタル記載ト認ムルコトヲ要スルニ非ス單ニ職業ヲ記載シタルニ過キサルモノト解シ得ル餘地アリ故ニ他ノ證據ヲ參酌シテ手形面ヲ離レテ振出人ノ何人ナルカヲ決スルモ不法ニアラス

十六、佛堂ノ代表者ヲ受持人ト云フ

(東區、大正十三年(ハ)五〇〇四號、十五年二月二十六日、評論一五卷一一號八七六頁)

佛堂ノ受持人ナル語ハ佛堂ノ代表者ヲ指稱ス
爭點ハ被告專教院ノ代表者タル住職カ原告不動堂ノ土地ノ占有ヲ侵害シテ原告ニ損害ヲ及ホシタルカ故ニ被告寺ニ責アリト云フモ民法四四條ハ民施二八條ニヨリテ寺院ニ適用ナキ故請求ハ理由ナシ

十七、住職個人ニテ爲シタル境内地ノ賃貸ハ寺院ヲ代表シタルモノニ非ス

(大判、昭和四年(オ)二四〇號、昭和四年七月九日判決)

建物收去土地明渡請求上告事件(上告人淺草區神吉町向旭院、被上告人同所中島侑外一人)

(C)寺院ノ代表者

上告論旨第一點ハ本件訴訟ハ當始ヨリ當事者間ニ賃貸借關係(借地法ニ云フ)ナキニ因リ起リシモノニシテ其ノ存在セサルコトヲ前提トスルモノニシテ上告寺ト被上告人間ニハ賃貸借關係ハ全然ナク而モ其ノ證據トナルヘキモノナク又上告寺トシテ第三者ト賃貸借ヲ爲ス權能ナキモノナリソハ明治三十六年内務省令第十二號寺院佛堂境内地使用取締規則第一條ニヨリ一、一時限リノ使用二、參詣人休憩所其ノ使用一箇年以内ニ止マルモノ三、公益ノ爲メニスル使用ニ限ラレ居ルモノニシテ此ハ宗教儀禮ノ爲メニ官有地ヲ無償使用セシメ居ルモノニシテ其ノ必要ニヨリ又寺院佛堂ノ尊嚴ヲ維持スル上ニ當然斯クアルヘキナリ然ルニ原判決ハ右命令ニ對シテ、寺院カ該境内地使用權ニ基キ其責任ヲ以テ他人ニ之ヲ賃貸セシムルカ如キ場合ヲ包含セサル趣旨ナリト論シタリ然ラハ法令ニ禁止アル事項ト雖其ノ責任ヲ以テ爲セハ如何ナル場合モ其ノ禁止規定ヲククリテ處分シ得ルト論結セサルヘカラサルニ至リ禁止規定ノ存在ノ價值ヲ失フニ至ルト云フヘシ又同令第二條ニハ前述各項ノ境内地ノ使用ニハ必ス寺院ノ承認ト地方長官ノ許可ヲ要スト規定シアリ如斯明白ニ一時的ノ使用ニ限ラレ居ルニ不拘責任ヲ以テスレハ

自己ノ權限以上ノ永久使用ノ效力アリ又一時使用ノ意ナ
ルニ借地法ニ云フ賃貸借ト同一ニ解シタルハ違法ナリ抑
寺ハ同令ニ依ルモ長期ノ賃貸借契約ヲ締結シ得ヘカラサ
ルモノナリ假ニアリトスレハソハ無効ナリ明ニ違法ノ契
約ナリ不法行為能力ナキ法人タル寺トシテハ其ノ不法ナ
ル契約ハ爲シ得ヘカラサル行為ナリ然ラハ之ハ寺トシテ
ノ行為ニ非ス然ルニ何レノ點ヨリスルモ上告寺ニ對抗シ
得ル賃貸借契約ニアラサルニ之ヲ有效ナリト判示シタル
原判決ハ明ニ法則ノ適用ヲ誤リタリモノナリト云フニ在
リ仍テ按スルニ(中略)原審證人淺野良長ノ訊問調書ニハ
證人ハ上告寺ノ住職タリシ當時證人カ個人ニテ建テタル
家屋ヲ侷ニ賣渡シ且敷地ヲモ同人ニ賃貸シタル旨ノ供述
記載アルモ良長カ上告寺ヲ代表シテ其ノ賃貸ヲ爲シタル
旨ノ供述記載アルコトナク前示當事者間爭ナキ事實ト右
各書證及右證人ノ供述ノ如何ナル部分ヲ彼是參酌スルモ
淺野良長カ前示五十坪(上告寺使用ノ國有境内地)ヲ被
上告人侷ニ賃貸シタルハ上告寺ヲ代表シテ賃貸シタルモ
ノナルコトヲ認ムルニ十分ナルモノト爲スヲ得ス乃チ原
審ハ其ノ代表ノ事實ヲ認ムルニ不十分ナル證據ニ依リ之
ヲ認メタルノ違法アルモノト云フノ他ナク此ノ違法ハ原

判決ノ主文ニ影響アルモノナルヲ以テ論旨理由アリ原判
決ハ破毀ヲ免レヌ

(D) 社寺ノ訴訟ト代表者

一、明治十四年内務省乙三三號達ハ訴訟行為ニ關係ナ
シ住職カ寺ヲ代表シテ訴訟行為ヲ爲スニハ檀家總
代ノ承諾不要

(東控民一、明治四十四年(ナ)三三號、四十四年
四月二十九日、最近判例集九卷三二頁)

社寺ノ訴訟行為ニハ氏子檀家總代ノ承諾ヲ要セス
(理由) 明治十四年内務省乙三三號達ニ社寺ノ願届
等トアルハ管轄行政官ニ對スル願届等ヲ稱スルモノニシ
テ社寺ノ權利伸張ノ爲メ司法裁判所ヘ訴訟ヲ提起スル訴
訟行為ヲ包含セサルモノト解スヘキコト該達全體ノ趣旨
ニ照シテ明ナルヲ以テ寺ノ住職カ寺ヲ代表シテ訴ヲ提起
スルニハ檀家總代ノ承諾ヲ經ルヲ要セス從テ其同意書ヲ
訴狀ニ添付スルコトヲ要セサルモノト謂フヘシ又民法實
施後此ノ如キ手續ヲ爲スヘキ慣例ナシ

二、寺院ノ代表者ハ住職ナレハ之ト共ニ檀家總代ヲ代
表者トセル訴ハ不法

(大民、明治三十一年二〇四號、三十一年十月五
日)

(要旨) 寺院ノ代表ハ住職之ヲ爲スモノタリ故ニ寺ノ
代表者トシテ住職ト共ニ檀家總代ヲ相手取リタル訴訟ハ
不當ナリ

(理由) 本件ニ於テ上告人ハ檀家總代ヲ相手トシタル
ハ寺ノ代表者トシテ之ヲ爲シタルモノナリ然ルニ寺ノ代
表ハ住職竝ニ檀家總代相待チテ之ヲ爲スニ非スシテ獨リ
住職之ヲ代表スルモノナレハ上告人カ寺ヲ代表スル資格
ナキ檀家總代ヲ併セテ相手トシタルハ不當ニ付原院カ被
上告人中檀家總代ニ對スル上告人ノ訴ヲ却下シタルハ至
當ナリ

三、檀家總代ハ寺院ノ爲メ自己ノ名ニテ訴ヲ提起シ得
ス

(大民二、明治三十二年三四號、三十二年十月六
日、判決錄三十二年一二卷五三頁)

(要旨) 檀徒カ自己ノ名義ヲ以テ寺院ノ利益ノ爲メニ
訴訟ヲ提起スルコトヲ許サレタル法律ノ規定ナク亦慣習
ナシ

(理由) 凡ソ訴訟ハ特ニ法律ニ規定シタル場合ノ外ハ

(D) 社寺ノ訴訟ト代表者

自己ニ直接ノ利益ヲ有スルモノニアラサレハ之ヲ提起ス
ルコトヲ得ス本件ニ於テ極樂寺ノ檀徒總代タル被上告人
等ヨリ本訴ノ訴訟中其住職ヲ罷免セラレタル前任住職上告
人大道修譽ニ對シテ起訴シタル訴訟ニシテ訴狀記載ノ地所
ハ極樂寺ノ所有タルコトヲ確認シテ同寺ノ所有名義ニ變
更ノ登記ヲ爲スコトヲ請求スルニアリテ勝訴ノ場合ニ於テ
本件ノ利益ヲ受ク可キモノハ極樂寺ナレトモ同寺ハ本件
ニ關與セサルヲ以テ其判決ノ執行ヲ求ムルヲ得ス而シテ
被上告人ハ極樂寺ノ檀徒ニシテ本件ニ於テ請求スル目的
物ニ付キ間接ノ利益ヲ有スルニ止マリ直接ノ利害關係ナ
シ此ノ如キ場合ハ檀徒ハ自己ノ名義ニテ寺ノ利益ノ爲メ
ニ訴訟ヲ提起スルコトヲ許サレタル法律ノ規定ナク亦慣
習ナシ、故ニ被上告人ハ本件ニ付テハ訴權ヲ有セス

四、檀家總代ハ寺ヲ代表スル權ナシ

(大民二、明治三十二年故障一號、三十二年五月
十日、判決錄五輯五卷五八頁)

檀家總代ハ寺ヲ代表スル權利ナキモノトス元來本訴ハ
被上告人カ原告ニシテ妙音院事務負擔人某ト同寺檀家總
代某トノ兩名ヲ被告ト爲シ同寺借地名義ノ地所ニ建設シ
アル稻荷堂及住家ハ原告ノ所有タルコトヲ確認シ只其敷

地ノ借用名義ヲ原告ノ借地名義ニ更正ヲ請求スルモノナ
レハ其訴訟ノ性質ハ共同訴訟ニアラスシテ一個ノ寺院ニ
對スル請求ト云ハサルヘカラス然ラハ檀徒總代ノ如キハ
寺ヲ代表スル權ナキモノナルヲ以テ檀徒總代タル上告人
ノ上告ハ不適法ナリ

五、社掌ハ總代ノ同意ヲ得スシテ神社ヲ代表シテ訴訟
ヲ爲シ得

明治十年布告第四三號ハ訴訟行爲ニ總代ノ同意ヲ
必要トセルモノニ非ス

(宮城控、明治四十二年(ホ)一〇二號、四十二年
六月三十日、最近判五卷一〇九頁)

(要旨)「神社ハ鄉村社以上ノ社格ヲ有スルモノハ勿論
無格社ト雖モ法律上人格アリ」(Aノ部參照)社掌ハ總代
ノ同意ヲ經スシテ爲シタル訴訟行爲ト雖モ民法四三條
ニヨリ法律上代理人ノ欠缺アリト謂フヲ得ス

(理由) 民事訴訟法第四三條ニハ法律上代理人カ訴訟
ヲ爲スニ付テノ特別授權ノ必要ハ民法ノ規定ニ從フ旨規
定シアリ且其所謂民法トハ之ヲ廣義ニ解釋ス可ク從テ明
治二十九年四月法律第八九號ノ民法其他各種ノ法令ヲ包
含スルモノナルコト勿論ナリト雖モ斯ル法令中社掌カ法

律上代理人トシテ神社ヲ代表シ訴訟ヲ爲スニ付キ控訴代
理人抗辯ノ如キ崇敬人總代組合及取締委員ノ同意ヲ得サ
ル可ラサル規定ハ一モ存在セス故ニ田村金次郎カ本件訴
訟ヲ爲スニ付キ假ニ右崇敬人等ノ同意ヲ得サルモノトス
ルモ之ヲ以テ法律上代理人ノ欠缺アリト云フヲ得サルヤ勿
論ナリ此點ニ關シ控訴人引用ノ明治十年布告四三號ハ社
寺カ金穀ヲ借入ルル場合ニノミ適用セラルルモノニシテ
此布告ニヨリテハ神社ノ社掌カ訴訟ヲナスニ付キ崇敬人
總代ノ同意ヲ要スルモノト云フヲ得ス

六、社掌ハ社司缺員ノ場合神社ヲ代表シテ訴訟行爲ヲ
爲シ得

信徒總代ハ神社ノ代表者ニアラス

(大民三、明治三十二年(オ)三二號、三十三年十
月十日、判決錄六輯九卷三四頁、總民訴二十頁)

社掌ハ社司ノ缺ケタル場合ニハ神社ヲ代表シ訴訟ノ相
手ト爲ルノ權アリ隨ツテ其訴訟行爲ハ訴訟審理中ニ任命
セラレタル社司ニ對シテ效アリ

信徒總代ハ神社ヲ代表スル權ナシ

(理由) 神社ノ社掌ハ社司アル場合ニ於テハ之ヲ擱キ
神社ヲ代表ス可キモノニアラスト雖モ然レトモ社司ノ缺

キタル場合ニ於テ社掌ハ專ラ社務ヲ處理ス可キモノナレ

ハ此時ニ當リ社掌ヲ神社ノ代表者トシテ神社ニ對スル訴
訟ノ相手ト爲スハ當然ナリ而シテ社掌カ一旦神社ニ對ス
ル訴訟ノ相手タリシモ審理中社司ノ任命アルニ至リタル
トキハ社司ハ其訴訟ヲ有效ニ受繼クヘキ筋合ナレハ社司
ノ缺ケタル爲メ社掌ヲ相手トシテ提起シタル本件ノ如キ
訴訟ニ對シテ後任ノ社司ニ於テ神社ニ對スル訴訟トシテ
效ナキモノト云フヲ得ス

以上説明ノ通り神社ノ代表者ハ神官ニシテ信徒ニアラ
ス隨ツテ信徒總代ハ其代表者ニ非ス

上告理由ノ一部「明治二十七年二月二十七日公布勅令
二二號ニヨルニ社掌ハ社司ニ屬スヘキ事務員ニシテ社務
ヲ處理スル權能ナシ」

七、寺院ノ代表者ハ住職ニシテ檀家總代ヲ代表者トセ
ル訴ハ不法

(大民二、明治三十三年(オ)六〇號、三十三年六
月四日、判決錄六輯六卷一頁)

本件ヲ以テ妙音院ニ對スル訴訟ナリトスルトキハ上告
人ハ其代表者タル住職ヲ相手取ルヘキモノニシテ其外ニ
何等資格ナキ檀家總代ヲ相手取ルヘキニアラス

(D) 社寺ノ訴訟ト代表者

八、寺院ノ代表者ハ住職ニシテ檀家總代ニ非ス

明治十四年内務省乙第三十三號達ハ訴訟上ノ代表
權ト關係ナシ

住職ニ非サル者ニ爲シタル訴狀送達ト形式的確定
力ヲ生スル場合

(大民二、明治三十三年(オ)二八七號、三十三年
十月一日、判決錄六輯九卷四頁)

寺院カ訴訟ヲ爲スニ當リ之ヲ代表スル者ハ住職ニシテ
檀家總代ハ寺院ヲ代表スル權ナシ明治十四年内務省乙三
三號達ハ寺院カ行政官廳ニ對シ願届等ヲ爲ス場合ノ規定
ニシテ訴訟上ニ於ケル代表權ニハ何等關係ナキ規則ナリ
安立寺ニ對スル訴訟ニ付キ同寺住職ニアラサル小田海著
ニ訴狀ヲ送達スルモ實質上其效ナシト雖モ海著ニ於テ同
寺ノ代表者トシテ應訴シ裁判ヲ受ケ其裁判確定シタルト
キハ形式上其裁判ハ安立寺ニ對シ確定力ヲ生スルモノト
ス既ニ安立寺ニ對シ確定力ヲ生スル上ハ其代表者タル被
上告人ハ形式上其確定裁判ニ拘束セラルル筋合ナレハ被
上告人ハ民訴四六八條四號ノ規定ニヨリ取消ノ訴ヲ爲シ
得ルコト勿論ナリ

訴訟上檀家總代ハ寺院ノ代表權ナキモ從來寺院ノ訴訟

住職ノ外檀家總代モ出廷辯論シタル例ナキニアラスト雖モ法律上檀家總代ハ寺院ヲ代表スル權ナキモノナレハ代表者ノ資格ニテ訴訟ニ參加スルモノト看做スヲ得ス故ニ本院ニ於テ近來寺院ノ訴訟ニ檀家總代ノ參加スヘキ理由ナキモノトシ裁判シタル例尠カラス然レハ原院カ檀家總代ハ「無住職ノ場合ト雖モ之ヲ代表スル資格ナキモノトス」ト裁判シタルハ相當ナリ

九、明治十四年内務省乙第三十三號達ハ社寺ノ權利伸張ノ訴ト關係ナシ

住職カ訴訟行爲ヲ爲スニハ檀家總代ノ承諾書不要
(東控、明治十四年四月二十九日、新聞七二一號二〇頁)

被上告人千葉縣山武郡千代田村蓮福寺

(理由) 然レトモ明治十四年内務省乙第三十三號達ニ社寺ノ願屆等トアルハ管轄行政官ニ對スル願屆等ヲ稱スルモノニテ社寺ノ權利伸張ノ爲メ司法裁判所ニ訴訟ヲ提起スル行爲ヲ包含セサルコト該達全達ノ趣旨ニ照シテ明ナルヲ以テ寺ノ住職カ寺ヲ代表シテ訴ヲ提起スルニハ檀家總代ノ承諾ヲ經ルヲ要セサルモノトス又民法實施後ニ於テ此ノ如キ手續ヲナスヘキ慣例ナキヲ以テ被上告寺ノ

住職カ訴ヲ提起スルニ檀家總代ノ承諾書ヲ訴狀ニ添付セザリシハ訴訟手續ニ不備ナシ

十、判決ノ送達ヲ檀家總代ニ爲スモ寺院ニ效果ヲ及ボサス

住職ノ外ニ檀家總代ヲ付從セシムルモ付從カ不當ナルノミ代表ニ欠缺ナシ

(大民二、明治二十九年三〇〇號、二十九年十一月十三日、判決錄二輯一〇卷八〇頁)

民訴七四條末項アル上ハ正當ニ代理セラレタル者カ適式ニ判決正本ノ送達ヲ受ケテ始メテ期間ノ進行ヲ始ム可キモノニシテ他人ノ受ケタル正本ヲ如何ニ熟閱承了シタレハト爲メニ不變期間ノ規定ニ服ス可キ義務ヲ生スル理由ナク又代表資格ナキ檀家總代カ送達ヲ受ケタレハトテ其送達カ稱福寺ニ對シ效果ヲ生スル道理ナシ

寺院ハ住職之ヲ代表シ檀家總代ニ代表資格ナシ而シテ上告論旨ハ原判決ハ稱福寺住職某檀家總代某ト記載シアリテ總代カ稱福寺ヲ代表シテ本訴ヲ提起シタルハ不法ニシテ當然却下セラルヘキモノナリト云フニアルモ本訴再審ノ訴ハ稱福寺住職某該寺ヲ代表シ檀家總代ハ之ニ付從シタルニ過キササルコト第一審訴狀ニ明ナリ故ニ代表者ニ

日、判決錄三十年七卷一九頁)

(要旨) (一) 明治十四年内務省乙第三十三號達ノ願屆出等ノ文詞中ニハ普通ノ訴訟行爲ヲ包含セス

(二) 寺院ノ權利伸張ヲ目的トセル訴訟ハ住職之ヲ代表ス

(件名) 土地所有權回復請求事件

(理由) 明治十四年内務省乙第三十三號達ニ就テ按スル

ニ内務省カ之ヲ達シタル當時即チ明治十四年頃ニアリテハ行政ニ關スル願屆ト訴訟トハ其名稱ノ上ニ於テ判然區別セラレ二者性質上ニ於テ差違アルコトハ認知セラレタルニ依リ願屆等トアル文字中必シモ普通ノ訴訟行爲ヲ包含セシムヘキ必要ナキノミナラス該達ハ單ニ内務省ナル一官廳ヨリ發セラレタル點ヨリ考フレハ社寺ノ權利ヲ伸張スル爲メ司法裁判所ニ訴訟ヲ提起スル場合ノ如キハ該文中所謂願屆等ノ中ニ包含セサルモノト解釋スルヲ相當ナリトス左レハ本訴ノ如ク單ニ寺院ノ權利ヲ伸張スルヲ目的トスル訴訟ノ代表ニ付テハ法律上反對ノ規定ナキ限リハ其住職ヲ以テ之レカ代表者ト爲スハ相當ニシテ檀家又ハ信徒ノ之ニ附從スルヲ要スルモノニアラス

十三、明治十年布告第四十三號ハ社寺ノ代表資格ヲ定

非スシテ謂レナク之レニ付從シタルハ其行爲不當ナルモ其付從ハ只訴訟費用等利益上ニ關シ影響スルニ止リ法律上代表欠闕ノ場合トナラス

十一、兼務住職ハ住職ト同シク寺院代表權アリ

(東控、明治三十三年(ネ)三五五號、三十三年十月四日、新聞五號九頁)

地所名義引直登記請求訴訟事件

關係寺 (被控訴人) 茨城縣北相馬郡坂手村阿彌陀寺

(眞宗大谷派)

(理由) 按スルニ兼務住職ハ住職ト異ニシテ寺院ヲ裁判上代表スルノ權限ナキ旨ノ法則ナキヲ以テ當院(控訴院)ハ寺院ノ兼務住職ハ住職ト同シク寺院ヲ代表スル權アルモノト認ム控訴人ハ大谷派宗制寺法竝ニ補則ヲ以テ寺院ノ兼務住職カ寺院ヲ裁判上代表スル權ナキ旨ヲ立證スト主張スルモ同則ノ内容ヲ見ルモ主張事項ヲ認ムルヲ得ス

十二、明治十四年内務省乙第三十三號達ハ訴訟行爲ヲ包含セス及其理由

寺院ノ權利伸張ノ訴訟ハ住職代表者タリ

(大民二、明治二十九年三八二號、三十年七月七

(D) 社寺ノ訴訟ト代表者

明治十四年内務省乙第三十三號達ハ訴訟行爲ヲ包含セス

寺院ノ爲メ權利伸張ノ訴ハ住職カ代表ス

(大民一、明治二十八年一七一號、二十八年十月二十九日、判決錄二十八卷一三七頁)

寄進木供給義務履行請求事件

明治十年布告第四十三號ハ特ニ社寺ニ於テ債務ヲ起ス場合及ヒ地所建物若ハ什器ヲ抵當トナス場合ノ規定ニシテ社寺ニ屬スル權利ノ行使ニ關スル社寺ノ代表資格ヲ定ムルモノニ非ス又同十四年内務省乙第三十三號達ハ社寺總代人ヲ選定シ社寺ノ願届等ハ渾テ連署ヲ以テ差出スヘキコト及ヒ社寺ノ收入財産ハ其社寺有ニ屬スルモノト其神官住職付ニスルモノトノ區別ヲ定メ之ヲ混亂セシムヘカラサル旨ヲ達シタルモノニ過キス而シテ該達ニ所謂社寺ノ願届等トハ管轄行政官廳ニ對スル願届等ノ義ニシテ社寺ノ權利ヲ伸張スルカ爲メニ司法裁判所ニ向テ訴訟ヲ提起スルカ如キ場合ヲ包含セサルコトハ該達ヲ發シタル官廳及達其モノノ性質ニ於テ自ラ明ナル所トス本件ノ如キ寺院ノ權利伸張ニ關スル行爲ノ代表ニ付テハ苟モ法律

上反對ノ規定ナキ限りハ住職ヲ以テ寺院ノ代表者ト爲スヲ相當トス

十四、明治十年布告第四十三號ハ社寺ノ訴訟ニ關スル

代表者ヲ定メス

十四年内務省乙第三十三號達ハ訴訟行爲ニ關セス(少クトモ權利伸張ノ爲メノ)

訴訟上ニ於ケル寺院代表者ハ住職ナリ

(大民一、明治二十八年一七四號、二十八年十二月十日、判決錄二十八卷四八頁)

明治十年布告第四十三號ハ特ニ社寺ニ於テ債務ヲ起ス場合其地所建物若ハ什器ヲ抵當ト爲ス場合ノ規定ニシテ社寺ニ屬スル權利ノ行使殊ニ社寺ノ訴訟ニ關スル代表者ヲ定ムルモノニ非ス

明治十四年内務省乙第三十三號達ノ所謂社寺願届等トハ管轄行政官ニ對スル願届等ノ儀ニシテ社寺ノ權利伸張ノ爲メノ司法裁判所ニ訴訟ヲ提起スルコトヲ包含セス

寺院ノ權利伸張ニ關スル行爲ノ代表ニ付テハ法律上反對ノ規定ナキヲ以テ住職ヲ以テ寺院ノ代表者ト爲スヲ相當トス

十五、檀家總代ハ寺ヲ代表スル權ナシ

(大民二、明治三十二年故障一號、三十二年五月十日、判決錄三十二年五卷民五九頁)

元來本訴ハ被上告人カ原告ニシテ妙音院事務擔當人ト同寺檀家總代ノ兩名ヲ被告トシテ妙音院借地名義ノ地所ニ建設シアル稻荷堂及住家ハ原告所有タルコトヲ確認シ只其敷地ノ借地名義ヲ原告ノ借地名義ニ更正ヲ請求スルモノナレハ其訴件ノ性質ハ共同訴訟ニアラスシテ一個ノ寺院ニ對スル請求ト謂ハサルヲ得ス果シテ然ラハ寺ヲ代表スル權アル者ニ非サレハ本訴ノ當事者トシテ之ヲ續行スルヲ得サル筋合ナリ而シテ檀家總代ノ如キハ寺ヲ代表スル權ナキモノナルヲ以テ上告人ハ檀家總代ノ資格ヲ有スルモノトスルモ其檀家總代タル上告人ノ提出シタル上告ハ被上告人抗辯ノ如ク不適法ナリ

十六、神社ノ訴訟ハ氏子總代三名以上ノ連署ヲ要ス

(行政二、明治三十七年六七〇號、三十九年五月十七日裁決)

本訴ハ神社ノ訴訟ニシテ氏子總代三名以上ノ連署ヲ要スルモノナルニ依リ明治三十九年四月十八日三週間内ニ其手續ヲ爲スヘキ旨ヲ達シタルニ原告ハ右期間内ニ之ヲ爲ササルヲ以テ行政裁判所法第二十七條ニヨリ本訴ハ之

(E)住職任免行爲

ヲ却下ス

原告 秋田縣神職鈴木清枝、被告 農商務大臣松岡康毅

(E) 住職任免行爲

一、住職任免ニ關スル爭議ハ司法裁判所ノ管轄外

任免ニ關スル和解契約ハ民法ノ和解契約ニ非ス

(氣仙沼區、大正三年(ハ)一九八號、評論四卷緒論一二頁)

曹洞宗ノ寺院住職任免等ニ關シテ生シタル爭議ハ裁判所構成法二條ノ民事ニ非ス從テ司法裁判所ノ審理スヘキ權限ニ屬セス

明治十七年八月十一日太政官布達第十九號第四條ニヨリ各宗派ノ管長ハ其宗制及寺院ノ住職任免等ニ關スル規定ヲ定ムル權限ヲ委任セラレアリテ乙第一號證ノ曹洞宗宗制第二編宗法第三號曹洞宗寺院住職任免法ハ右太政官布達ニ基キ曹洞宗管長ノ定メタルモノナルヲ以テ曹洞宗寺院ノ住職任免ニ關スル事項ハ此ノ規定ニ依ル可キモノナリトス而シテ前示曹洞宗寺院住職任免法第八條ニ依レハ曹洞宗寺院ノ住職相續者ヲ選舉スルニ臨ミテ其關係者間ニ於テ宗法宗規ニ疑義ヲ生シタルトキ又ハ宗法宗規ノ

規定以外ノ事項ヲ生シ處置ヲ爲シ難キトキハ其事實ヲ詳記シ關係者ヨリ管轄宗務所ニ伺出テ其指揮ヲ受ク可キコトヲ規定シ其第十條ニ寺院ノ住職相續者ヲ選舉スルニ臨ミ其住職又ハ關與者間ニ於テ甲乙意見ヲ異ニシ爭議ヲ生シタルトキハ甲乙雙方ヨリ事實ヲ具陳シ管長ノ教裁ヲ申請ス可キコトヲ規定シアリテ是等ノ規定ハ國家カ宗教ニ關スル行政上ノ取締ノ爲メ曹洞宗管長ニ委任シ設ケタル宗教上ノ取締規定ニシテ私法上ノ權利義務ヲ規定セルモノニアラサルカ故ニ若シ曹洞宗ノ寺院住職任免等ニ關シ爭議ヲ生シタルトキ前示ノ宗規ニ基キ曹洞宗管長ノ裁決ス可キモノナルヲ以テ裁判所構成法第二條ニ規定セル民事訴訟ニアラサレハ司法裁判所ニ於テ審理判決ヲ爲ス可キ權限ヲ有セサルモノトス而シテ原告ノ主張自體ニ依レハ原告等及ヒ被告佐藤勝三郎ハ曹洞宗萬福寺ノ檀家總代被告菊地眞龍ハ同寺ノ小本寺寶鏡寺ノ住職ニシテ萬福寺住職選舉ニ關スル爭議ヲ和解シ選舉ヲ執行シタル處訴外中村眞龍カ當選シタルニ依リ同人ヲシテ住職タラシムルコトノ任命ヲ爲スノ手續ヲ被告等ニ求ムルニ在リテ其法律關係ハ和解契約ニ基クモノナリト云フモ曹洞宗寺院ノ住職選舉ニ關スル爭議ハ私法上ノ爭議ニ非ス其和解ハ私

法上ノ效果ヲ生ス可キ行爲ニ非サレハ民法ノ和解契約ニ非ス斯ル爭議ハ曹洞宗寺院ノ住職相續者ノ選舉ニ關スルモノナレハ前示説明ノ如ク曹洞宗宗制ノ規定ニヨリ曹洞宗管長ノ教裁ヲヘキ請フモノニシテ司法裁判所ハ管轄權ヲ有セス

二、任免行爲ハ行政事務ニシテ民法上ノ行爲ニ非ス

任免爭議ハ司法裁判權ニ屬セス
 (大民二、大正六年(オ)九三六號、大正六年十二月五日、評論六卷諸法四二六頁)

(要旨) 住職任免行爲ハ行政事務ニシテ其效力ノ有無ヲ確定スルコトヲ主ナル目的トスル訴ハ行政行爲ノ當否ニツキ判斷ヲ求ムルモノニシテ民事ニ非ス司法裁判所ノ裁判權ニ屬セス

(理由) 明治十七年太政官布達一九號ニ於テ國家ハ寺院住職ノ任免ヲ各管長ニ委任スル旨ヲ宣明シ同第四條ニ於テ管長ハ寺院住職ノ任免ニ關シ其ノ條規ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ得ヘキ旨規定セルニ依テ之ヲ看レハ寺院住職ノ任免ニ關スル行爲ハ内務大臣ノ監督ニ屬スル行政事務ニシテ民事上ノ行爲ニ非スト爲ササルヘカラス然ラハ前示法規ニ基キテ宗派管長ノ爲シタル寺院住職

ノ任免行爲ノ效力ノ有無ヲ確定スルコトヲ主タル目的トスル訴ハ行政行爲ノ當否ニ付テ判斷ヲ求ムルモノニシテ民事訴訟ニ非ス且之ヲ司法裁判所ノ權限ニ屬セシメタル特別規定ノ存スルモノナキカ故ニ叙上ノ訴ハ司法裁判ノ裁判權ニ屬セサルコト明カナリ

三、任免權ハ國家ニ留保シ其行使ヲ管長ニ委任ス

任免行爲ハ行政行爲ナリ

任免爭議ノ判斷ハ司法裁判權ニ屬セス

(東控民二、大正六年(ネ)一四號、六年七月一日)

評論六卷諸法二七三頁)

(要旨) 住職任免行爲ハ行政行爲ノ一部ナリ故ニ司法裁判所ノ裁判權ニ屬セス

(理由) 依テ無訴權ノ抗辯ニ付キ按スルニ明治十七年太政官布達一九號ニ自今神佛教導職ヲ廢シ寺院ノ住職ヲ任免シ及ヒ教師ノ等級ヲ進退スルコトハ凡テ各管長ニ委任シテ左ノ條件ヲ定ムト規定シ其第二條乃至第四條ニ佛道ニ於テハ各宗又ハ各派ニ管長一名ヲ置キ宗制寺法制定僧侶タルノ分限竝ニ寺院住職ノ任免等ノ事務ヲ司ラシメ此等ノ條規ハ内務大臣ノ認可ヲ經ルコトヲ要スル旨規定スルニ徴スレハ宗教ハ社會上ノ一大勢力ニシテ人生共同

(E)住職任免行爲

生活ノ一大要件ヲ爲シ寺院住職ノ任免ハ公益ニ至大ナル影響ヲ及ホスモノト認メタルカ故ニ其任免ノ權ヲ國家ニ留保シ各宗又ハ各派ノ管長ニ委任シテ之ヲ行使セシメタルモノト解スルヲ相當トスヘキヲ以テ各宗各派又ハ寺院ノ法律上ノ性質ニ關スル解釋如何ニ拘ラス佛道ニ於ケル各宗各派ノ管長カ其宗派ニ屬スル寺院ノ住職ヲ任免スル行爲ハ國家行政行爲ノ一部ナリト云ハサルヘカラス而シテ何等司法裁判所ノ權限ニ屬セシメタル特別規定ノ存セサル以上ハ管長カ爲シタル寺院住職ノ任免行爲ニ基ク法律關係ヲ目的トスル事項ハ行政事項ニシテ民事事項ニ非ス故ニ司法裁判所ノ裁判權ニ屬セサルモノトス

四、任免權ハ國家ニ留保シ其監督下ニ管長ニ之ヲ行使セシム

任免行爲ハ行政事務ノ一部ナリ

(大民一、大正七年(オ)二〇五號、七年四月十九日、評論七卷諸法一四九頁)

(要旨) 寺院住職ノ任免ハ國家ノ政務ニシテ單ニ各宗管長ニ委任シテ之ヲ行ハシムルモノナルカ故ニ任免ニ關スル事項ハ其本來ノ性質如何ニ拘ラス行政事務ノ一部ニ屬ス

(理由) 明治十七年太政官布達第十九號ニ於テ寺院ノ住職ノ任免ヲ各宗管長ニ委任シ管長ハ住職ノ任免ニ關スル條規ヲ定メ内務卿ノ認可ヲ受クヘキ旨規定シタルハ同布告達施行以前ニ在リテハ寺院ノ住職ノ任免ニ關スル事項ヲ國家ノ政務トシテ主務官廳ノ直接管掌シ來リタル所ナルヨリ同布告ヲ以テ其住職ノ任免ノ權ハ尙ホ之ヲ國家ニ留保シ唯直接管掌シ來リタル所ヲ改メテ其監督ノ下ニ管長ニ委任シテ之ヲ行ハシムルノ趣旨ニ出タルモノナルコトハ同布告及ヒ明治七年教部省第一號布達同年同省達書三號並ヒニ同十二年内務省乙第三十四號達等ノ沿革ニ徴シ明白ナレハ寺院ノ住職ノ任免ニ關スル事項ハ其本來ノ性質如何ニ拘ラス國家行政事務ノ一部ニ屬スルモノト云ハサルヘカラス

五、管長ハ認可ヲ受ケタル條項ニ從ヒ任免權限アリ眞言宗ノ任免手續

(東控、大正十一年(ネ)五〇八號、十一年九月二十八日、評論一一卷諸法三三七以下、同趣旨、大判、評論諸法一四〇頁)

凡ソ寺院住職ノ任免ハ其初メ國家カ直接管掌セル政務ニ屬シタリト雖モ明治十七年太政官布達十九號ニ依リ各

宗管長ニ委任セラレ各管長ハ所轄寺院ノ住職任免ニ關スル條規ヲ定メ内務卿ノ認可ヲ受クヘキモノトセラレ爾後各宗管長ハ右ノ認可ヲ受ケタル條規ニ從ヒ所管寺院住職ヲ任免スルノ權限ヲ有シタルモノトス明治三三年眞言宗ノ僧侶ニシテ新義ヲ唱フル者ハ新ニ新義眞言宗トシテ認メラレ之ニ豐山派ト智山派ナル區別ヲ生シ獨立ノ宗派トナリ從來ノ眞言宗派(古義眞言宗各派ト稱セラル)ノ寺院ニシテ右ノ豐山派又ハ智山派ヲ公稱スルモノヲ公稱寺院ト稱シ公稱寺院ノ住職ノ任免ニ付キテハ從來所屬ノ眞言宗各派ノ管長ニ其權限アリヤ、又ハ其公稱スル新義眞言宗タル豐山派又ハ智山派ノ管長ノ權限ニ屬スヘキヤニ付キ疑義ヲ生シタル爲メニ從來ノ眞言各派及ヒ新義各派ノ管長ハ右ニ關スル事項其他ノ協議ヲ爲シ眞言各派關係寺院取扱法ヲ定メ明治三十五年九月内務省ノ認可ヲ受クルニ至レルモノニシテ右取扱法ニ依リテ從來ノ所謂古義眞言各派ニ屬スル寺院ノ末寺タル公稱寺院ノ住職ハ其公稱スル智山派管長ニ於テ夫々同派ニ僧籍ヲ置ク僧侶中ヨリ候補者ヲ檢知シ(其資格ヲ保護シテ推薦スル意味)其寺院ニ屬スル從來ノ眞言宗各派管長ニ於テ之ヲ任命スヘキモノニシテ右ノ檢知ナクシテハ之ヲ任命スルヲ得サルコト

トナリタルモノトス

六、民法法人ノ規定ハ住職任免當否決定ノ根據トナラス

住職ヲ管長カ選定スルニ檀信徒ノ同意又ハ承諾不要

(大民、大正七年(オ)二〇五號、七年四月十九日民判例集六四二頁)

(要旨) 民法ノ公益法人ニ關スル規定ヲ以テ寺院ノ住職選任ノ當否ヲ爭フ根據ト爲スヲ得ス管長ハ住職ノ選任ニ當リ檀信徒ノ同意又ハ承諾ヲ得ルヲ要スル法則ナシ然レトモ民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ内寺院ニ之ヲ適用サセルコトハ民法第二八條ノ規定スル所ナレハ民法ノ公益法人ニ關スル規定ヲ以テ寺院ノ住職選任當否ヲ論斷スルノ根據トナス事ヲ得ス而シテ管長カ寺院ノ住職ヲ選任スルニ當リ當該寺院ノ檀信徒ノ同意又ハ承諾ヲ得ルコトヲ要スヘキ法則存セサルヲ以テ同一趣旨ニ基ク原判決ハ正當ナリ

七、住職ノ任免黜陟ハ管長ノ職權ニ專屬ス

任免黜陟ハ通常裁判所ノ裁判權外ナリ

(東地、明治三十三年、新聞四號八頁、三十三年

(E)住職任免行爲

十月十五日發行)

原告 淺草松山町四五本立寺 被告 顯本法華宗管長(要旨) 僧侶ノ任免黜陟カ國家ノ委任ニヨル管長ノ職權ニ專屬スルコトハ明治十七年太政官布達一九號ニヨリ明瞭ナリ從テ右ニ關スル事項ハ通常裁判所ノ裁判スル處ナリト認ムル能ハス(因テ本件ハ控訴シタルモ三十三年九月二十四日東京控訴院ニテ棄却)

八、任免權ハ國家ニ留保シ管長ニ委任シテ之ヲ行ハス

任免行爲ハ行政事務ノ一部ニシテ行使ト同時ニ發効ス

任免行爲カ取消變更アル迄ハ當然無効ナラス

管長ノ住職任命ニハ檀信徒ノ同意承諾不要

寺院財産管理權ハ住職ニ屬ス

(東控、大正六年(ネ)一一號、六年十一月二十九日、新聞三六五號二五頁)

(住職任免權ノ所在) 明治十七年太政官布達第十九號第二條乃至第四條法規ノ趣旨ハ宗教ハ社會上ノ一大勢力ニシテ人生共同生活ノ一大要件ヲ爲シ寺院住職ノ任免ハ公益上至大ナル影響ヲ及ホスモノト認メ其任免權ヲ國家ニ

留保シ各宗又ハ各派ノ管長ニ委任シテ之ヲ行使セシメタルモノト解スルヲ正當トス

(管長ノ住職任命ノ效力)各宗管長カ其宗派ニ屬スル寺院住職ノ選任行爲ハ國家行政事務ノ一部ナルヲ以テ苟モ管長カ寺院住職ヲ選任シタル以上ハ何等ノ條件モ要セスシテ其效力ヲ生シ其選任ヲ不當ナリトスル者ハ行政上ノ救済ノ方法ニ依リ其選任ノ取消變更ヲ求ムルハ格別其不當ヲ理由トシテ直チニ選任行爲ヲ當然無効ナリト主張スルヲ得ス

(住職ノ選任ト檀信徒ノ承諾)寺院ノ住職ヲ管長カ選任スルニ當リ當該寺院ノ檀信徒ノ同意又ハ承諾ヲ要スヘキ何等ノ法規アルコトナシ

(寺院ノ住居竝ニ財産管理權)寺院ニ住居シ寺有財産ヲ管理スルハ寺院住職ニ屬スル權利ナリ

九、管長ハ宗制寺法ニ從ヘハ自派以外ノ僧侶ヲ住職ニ任命シ得

(大民二、大正十一年(オ)九七〇號、十二年四月十二日、判決錄二卷五號民二二〇頁)

明治十七年太政官布告第十九號ハ寺院ノ住職ニ任命セラルヘキ僧侶ノ所屬宗派ニ何等ノ制限ヲ設ケサルヲ以テ

各宗管長ハ適當ト認メタルトキハ監督官廳ノ認可ヲ得テ定メタル條規ニ從ヒ自己ノ宗派ニ屬セサル僧侶ヲ住職ニ任命スルコトヲ得ルモノト解スルヲ相當トス

十、任命行爲ハ私法上ノ行爲ニアラス

住職ニ就任シ又ハ退任スル行爲ハ法律行爲ニ非ス

(高松地方、大正九年(ウ)一二八號、十年十一月十六日、評論一〇卷諸法四四二頁)

(要旨) 住職退職者ニ終身間毎年一定ノ支給ヲナス寺法ノ效力

民法九十二條ノ規定ハ當事者間ニ何等法律行爲ナキ場合ニハ同條所定ノ慣習存スル場合ニシテ當事者カ之ニ依ル意思ヲ有シタリトスルモ之ヲ適用スヘキモノニアラス寺院住職ノ就任ハ法律行爲ニ屬セス

(理由) 本訴請求ノ原因ハ被告寺ニ於テハ罷免ノ場合ヲ除キ住職カ退任スルトキハ讚岐三合格米十俵(四石)ヲ終身間毎年末ニ支給スル寺法即チ習慣アリ原告ハ此慣習ニ從フ意思ニテ被告寺ノ住職ニ就任シタル後退任シタルモノニシテ被告寺ニ於ケル原告ノ後任住職竝ニ檀家總代モ亦慣習ニ從フ意思ヲ有シタルモノナレハ原告ハ此慣習ニ因リ本訴支米ノ引渡ヲ求ムト云フニ在リテ本訴ハ民

法第九十二條ニ基クト解スルヲ正當トス而シテ同法條ノ規定ハ法律行爲ノ當事者カ法令中ノ公序良俗ニ關セサル規定ニ異リタル慣習アル場合ニ於テ之ニ依ル意思ヲ有セル者ト認ム可キトキハ其慣習ニ從フ旨即チ法律行爲ノ當事者カ爲シタル意思ヲ補充スルモノタルニ過キササルヲ以テ當事者ニ何等ノ法律行爲ナキ場合ニハ假令同法條所定ノ慣習存スルモノトスルモ同法條ヲ適用スヘキ限リニアラサルコト勿論トス然ルニ原告主張ニ從ヘハ當事者ニ於テ何等ノ法律行爲ヲ爲シタルモノニ非サルヲ以テ假ニ原告主張ノ如キ慣習アリ且當事者カ之ニ依ル意思ヲ有シタリトスルモ同法條ヲ適用シテ原告ノ本訴請求ヲ正當ナラシムルコトヲ得ヘキモノニ非ス尤モ原告カ一旦被告寺ノ住職ニ就任シ次テ之ヲ退任シタルコト原告主張ノ如シトスルモ此ノ如キ住職ノ就任退任ハ私法上ノ法律行爲ニ非サルカ故ニ之ヲ以テ當事者間ニ法律行爲有リタルモノト爲スコトヲ得ス蓋シ明治十七年太政官布告第十九號ニ於テ國家ハ寺院住職ノ任命ヲ各管長ニ委任スル旨ヲ宣明シ同第四條ニ於テ管長ハ寺院住職ノ任命ニ關シ其條規ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ得ヘキ旨ヲ規定セルヲ以テ寺院住職ノ任命ニ關スル内務大臣ノ監督ニ屬スル行政事務ニシ

(E)住職任命行爲

テ民法上ノ行爲ニ非ス從テ住職ニ就任スルコト及ヒ退任スルコト自體モ又私法上ノ法律行爲ニ關セス然ラハ原告カ住職ニ就任及退任シタル外當事者間ニ法律行爲アリタルコトノ主張竝ニ立證ナキ本訴ニ於テハ原告ノ主張自體ニ依リ請求ノ理由ナシ

十一、住職ノ任命ノ當否判斷ハ司法裁判權ニ屬セス

任命ノ當否判斷カ私法上ノ爭ノ前提トナル場合モ尙然リ

(大民二、明治三十三年二月十六日、判決錄民六輯五五頁、寺院退去竝有體動產引渡請求事件)

(要旨) 寺院ノ住職ノ任命ハ民法上ノ行爲ニ出ツルモノニ非ス從テ其當否ヲ判斷スルカ如キハ司法裁判所ノ裁判權ニ屬セス按スルニ凡ソ寺院住職ノ任命ハ固ヨリ民法上ノ行爲ニ出ツルモノニ非サレハ隨テ其當否ヲ判定スルカ如キモ司法裁判所ノ裁判權ニ屬セス而シテ本件ハ寺院退去竝ニ有體動產引渡ノ請求ト題スル訴訟ナルモ其關係ノ根本タルヤ稱念寺ノ住職ハ原被告共ニ之レカ任命ヲ受ケ何レカ正當ナルヤノ一事ニ在テ存ス即チ上告人ハ淨土宗管長大僧正野上運海ヨリ本件ノ兼務住職ニ任セラレ被告上告人モ亦眞言宗長者高志大了ヨリ該寺ノ住職ニ任セ

ラレ是ニ於テ二者ノ住職受任中孰レカ正當ナルヤヲ論争スルモノニ係リ根本タル任命ノ當否ヲ決セザレハ直ニ寺院退去並ニ有體動産引渡ヲ命シ得ヘキモノナルヤ否ヤモ判決スルコトヲ得サルモノタリ然リ而シテ其根本タル住職任命行爲ノ孰レカ正當ナルヤノ裁決ハ前ニ説示スル如ク司法裁判權ニ屬セサルモノナレハ元來上告人ノ訴ハ第一審裁判所ニ於テ之ヲ許スヘカラサルモノトシ即チ無訴權ニシテ却下スヘキ筋合ナリ然ルニ第一審裁判所ハ事茲ニ出テス本案請求ニ對シ判決ヲ廢棄セサルヲ得サルモノナルニ原審ニ於テモ又本案請求ノ點ニ進ミ之ヲ審理シ殊ニ被上告人ノ住職任命ノ正當ナルコトヲ認メ上告人ノ住職任命ヲ無視シタル判決ヲ下シタルハ即チ司法裁判權ヲ超越シテ寺院住職任命ノ當否ヲ判定シタル違法ノ判決ニシテ破毀スヘキ理由アルモノトス

十二、主タル私法上ノ争ニ任免ノ争カ加ハルトキハ此ヲ豫斷スルヲ得

(大判、明治三十五年三月三十一日、聯合判決)

(妨害排斥物品引渡ノ件)寺院ノ住職任命ノ當否ヲ判斷スルハ司法裁判所ノ職權ニ屬セスト雖モ主タル私法上ノ争ニ住職任命ノ當否ノ如キ争ノ加ハルトキハ司法裁判所

ニ於テ此争ヲ豫斷スルコトヲ得ルモノトス
(上告論旨)第四點原裁判ハ理由不備ノ違法アル不當ノ判決ナリ何者上告人ノ原審ニ於ケル被上告人ハ住職ヲ罷免セラレタル者ニシテ最早今日ニ於テハ本訴請求ノ資格ナシトノ抗辯ヲ説明スルニ當リ「林慈眼(被上告人)ヲ圓通寺ノ住職ニ任命シタルハ眞言宗長者大僧正三神決運ナルヲ以テ住職任命ノ辭令及ヒ其後任者任命共同大僧正ヨリ發スルヲ相當ト思料ス」云々ト云ヒ以テ上告人ノ抗辯ヲ排斥セリ然レトモ住職罷免及ヒ後任者指定ハ元任命者タル事ヲ要スルカ何故ニ元任命者タル三神大僧正カ之ヲ爲スヲ相當ト思料スヘキカニ至リテハ終ニ一言半句タリトモ其理由ヲ説明セス不當失當ノ甚タシキモノナリト思料ス蓋シ住職罷免任命等ノ事ハ一ニ宗教上ノ權限ニ依ルモノニシテ任免ノ權限ヲ有スル者ハ時ニ隨ツテ異動變更アルモノナレハ終始永久ニ同一人ナルコトヲ得ス況ンヤ分離同等ノ事實ニ依リ宗教組織ニ變革ヲ來タスヘキコトアルニ於テオヤ從テ一般ニ罷免者ハ元任命者ニ限ル者ナリト云フコトヲ許サス若シ然ラハ罷免者ハ元來任命者タルコトヲ相當ト思料スヘキ場合ハ右普通一般ノ場合ニ反スル異常ノ事項ニ屬スルカ故ニ特ニ詳細其理由ヲ説明セ

サル可カラス然ルニ事茲ニ出テスシテ漫然認定シ去リタルハ頗ル失當ト爲スト云フニ在リ

(判決理由)依テ審按スルニ住職ノ任免モ猶ホ官職ノ任免ノ如ク任免ノ辭令ヲ發スル者ト罷免ノ辭令ヲ發スル者トハ同一ナルヲ以テ普通トスル故ニ原院ハ杉山執遍カ本件圓通寺ノ住職ト爲リタルナランニハ同時ノ住職タル被上告人林慈眼ノ罷免及ヒ後任者タル杉山執遍ノ任命ノ辭令共ニ同一ノ者即最初被上告人ヲ住職ニ任命シタル眞言長者大僧正ヨリ出ツヘキ旨ヲ判示シ之ヲ以テ住職任命ニ關スル理由ヲ了解スルニ足ル可シ然ラハ尙ホ此以外ニ所論ノ如キ違法アルコトナシ

(上告論旨)第五點原裁判ハ司法裁判所ノ權限ニ屬セサル事項ニ付キ審議裁定シタル違法ノ判決ナリ蓋シ寺院ノ住職任命罷免ノ如キハ事私法上ノ關係以外ニ立ツモノニシテ司法裁判所ノ權限ニ屬セス而シテ之ヲ獨リ訴訟ノ目的カ直接任免ニ係ルノミナラス訴訟手續ノ進行中ニ於テモ決シテ其任命ノ當否ヲ審議裁定スヘキモノニアラス何者若シ如斯場合ニ於テ其審議裁定ヲ許スニ於テハ名ヲ財產權ノ争議ニ藉リテ間接ニ其資格ヲ争ヒ得ル結果ヲ生シ司法裁判所管轄權ノ限界ヲ破壞スルノ結果ヲ來タスヘク

(E)住職任命行爲

レハナリ然ルニ原裁判所ハ此任免ノ當否ニ付キ審理判決セリ此レ違法ノ甚シキモノト思料スト云フニ在リ

(判決理由)依テ審按スルニ寺院ノ住職任命ハ固ヨリ民法上ノ行爲ニ出ツルモノニ非サルカ故ニ之ヲ民事上ノ訴ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ其當否判斷スルコトハ司法裁判所ノ職權ニ屬セスト雖モ主タル私法上ノ争ニ住職任命ノ當否ノ如キ争ノ加ハルトモ時司法裁判所ニ於テ此争ヲ豫斷スルコトヲ得サルモノトセハ原告ハ其請求ニ付キ常ニ司法裁判所ノ裁判ヲ受ケルコトヲ得サルカ如キ奇怪ナル結果ヲ生スルニ至リ私權ノ侵害ヲ受ケタル場合ニ之カ救済ヲ受ケル爲メニ設ケラレタル司法裁判所カ存シナカラ私權上ノ争ニ付キ裁判所ノ裁判ヲ受ケルコトヲ得サル結果ヲ生ス可クシテ此ノ如キハ司法裁判所ヲ設ケタル精神ニ背戻ス又司法裁判所ハ私權上ノ争訟ヲ裁判スヘキ職責アル點ヨリ論スルモ主タル私權上ノ争ヲ判斷スルニ當リ住職任命ノ當否ノ如キ争ヲ豫斷スルコトヲ得ルモノト云ハサル可カラス然ラサルニ於テハ司法裁判所ハ其職責ヲ爲シ得ヘカラサレハナリ而シテ本件ハ當院カ言渡シタル明治三十三年(オ)第一三九號寺院退去並ニ有體動産引渡請求事件(三十三年二月十六日言渡)其他之ト同趣旨ノ判

決ト異ナルモノアルヲ以テ民事聯合部ニ於テ民訴第四五

(大阪區、大正六年(ハ)二二九四號、七年十二月

二條ニ依リ主文ノ如ク言渡スモノトス

三日判決、評論七卷諸三三頁)

十三、任免ノ當否ヲ主タル目的トスル訴ハ司法裁判權

(大控、大正五年(オ)一一二號、大正六年六月四

外 司法上ノ主タル争ノ前提トナル場合ハ任免行為ヲ

日、新聞一二八〇號二五頁)

判斷シ得

(要旨)寺院住職ノ任免ハ事私法上ノ行為ニ屬セサルヲ

(大民二、大正十年二月三日、判決錄二七輯第三

以テ其裁判ハ司法裁判所ノ權限ニ屬スルモノニ非スト被

卷)

控訴代理人ハ主張スルモ寺院住職ノ任免ハ固ヨリ私法上

一、寺院住職ノ任免ハ各宗管長ノ委任ニ基キテ爲ス行

ノ行為ニ出ツルモノニアラサルカ故ニ之ヲ民事上ノ訴ノ

政行為ナルヲ以テ其任免ノ當否ヲ確定スルヲ主タル目的

目的ト爲シタル場合ニ於テ其當否ヲ判斷スルハ司法裁判

トスル訴ハ行政行為ノ效力ノ審査ヲ求ムルモノニシテ司

所ノ權限ニ屬セスト雖モ私法上ノ争ニ寺院住職ノ任免ノ當

法裁判所ノ權限ニ屬セサルモノトス

否ノ如キ争加ハリテ其主タル私法上ノ争ヲ判斷スルニ付

二、訴訟ノ主タル目的カ私權ニ關スルモノナルトキハ

キ寺院住職ノ任免ノ當否ヲ決スル必要アル時ハ主タル私

其先決問題トシテ住職ノ當否ノ如キ公法上ノ争ヲ生

法上ノ争ヲ判斷スルニ先チ住職ノ當否ノ如キ争ヲ豫

得サルモノナルヲ以テ之カ判斷ヲ爲スノ前提トシテ右公

斷スルコトヲ得ルモノトス

十四、主タル争カ任免ノ當否ニアルトキハ司法裁判權

十五、任命辭令ヲ得タルトキ初メテ住職トナル

限外

住職ノ任免推薦狀ヲ錄司カ提出セストモ錄司ノ責任

主タル私權ノ争ノ前提トナル任免行為ハ豫斷シ得

止ル

(東地、大正六年(ワ)四七號、六年五月十八日、

新聞一二八七號二五頁)

當事者、原告淨心寺法律上代理人大木日普、被告

ニ止リ大木日普カ資格有無ニ關係ナシ然ラハ住職ニ非サ

ハ同宗宗則ノ規定ニ從ヒ宗務院ノ任命辭令ヲ得タル時初

ル大木日普カ住職ナリトシテ原告寺ヲ代表シテ提起シタ

メテ住職トナル

ル本訴ハ不適法ナリ

(理由)仍テ先ツ大木日普カ原告寺ノ法律上代理人トシ

十六、懲戒處分ハ行政行為ナリ

テ之ヲ代表シテ訴ヲ提起スル資格アリヤ否ヤヲ按スルニ

特別ノ規定ナキ以上懲戒ニ對シ損害賠償義務ナシ

日蓮宗宗則第十號ハ住職缺員ノ場合ニ於テハ先ツ法類總

(大控、大正七年(ネ)四五號、大正八年六月二

代後住職タルヘキモノヲ選定シ他ノ關與人ノ贊同ヲ求メ

十三日、新聞一六〇二號一五頁)

他ノ關與人ノ贊同ヲ與ヘタルトキハ後住職推薦狀ヲ所

管長ノ懲戒處分ハ行政行為ニシテ行政行為ニハ時ニ損

管錄司ヲ經由シテ當該本山本寺ニ提出シ右本山本寺ニ於

害賠償義務ヲ認メタル場合ノ外其行為者ニ賠償ノ義務ナ

テ之ヲ適法ト認メタル時ハ住職任命書ヲ宗務院ニ提出シ

シ被控訴人河野法善ハ時宗管長トシテ大正六年當時時宗

宗務院ニテ審査ノ上差支ヘナシト認メタル時ハ之ヲ許可

白蓮寺住職タリシ控訴人ヲ擯斥處分ニ付セリ該處分ハ被

シ辭令ヲ本山本寺ニ交付ス即チ此規定ハ法類總代ニ依リ

控訴人カ時宗管長タル資格ニ於テ懲戒處分トシテ爲シタ

テ後住職タルヘキ者ト選定セラレタル者ハ右規定ノ定ム

ルモノナルコト争ナキ所ナレハ其處分ハ行政行為ニシテ

ル所ニ從ヒ宗務院ノ任命辭令ヲ得タルトキ初メテ住職ト

規ヲ以テ損害賠償ノ義務アルコトヲ定メタル場合、外其

ナルト定ム未タ辭令獲得前ハ形式的ニモ實際的ニモ絶對

行為者ニ賠償義務ナキモノニシテ各宗管長ノ爲シタル懲

ニ住職ノ資格ナシ原告主張ノ如ク大木日普ヲ後住職トシ

戒處分ニ付キ賠償義務ヲ定メタル何等ノ法規ナキヲ以テ

テ推薦スル旨ノ推薦狀カ所管錄司ニ差出サレ錄司ハ之ヲ

被控訴人カ其擯斥處分ヲナスニ付キ故意過失ノナカリシ

本山本寺ニ提出スヘキ義務アルニ拘ラス之ヲ爲ササル事

ト否トニ拘ラス其行為ニ關シ控訴人ニ對シ損害賠償義務

實アリトスルモ斯ノ如キハ錄司ノ責任上ノ問題ヲ生スル

ナキコト勿論ナリ

(E)住職任免行為

十七、任免ハ行政處分ナルカ故ニ司法裁判所ニ於テ其效力ヲ争フ能ハス

(長控、大正八年(ア)一一一號、九年四月二十七日、評論九卷諸二二二頁)

明治十一年九月内務省乙五十七號ニ依レハ寺ハ本堂庫裡ヲ具フルモノニ非サレハ允許セラレズト雖モ同法施行前ヨリ存在セシ寺院竝ニ庫裡ニハ同法ノ適用ナク其他斯カル舊來ヨリ存スル寺院ノ庫裡ニ對シ私有ヲ許サス又ハ其私有ノ庫裡ニ關シ自由處分ヲ禁止シタリト見ルヘキ法規ナキモノトス

眞宗本派ノ末寺寺院地所建物保存規約ハ同派ノ内規タルニ止マリ一般人ヲ羈束セス又假令右内規ニ違背スルモ素ヨリ其法律行為ノ效力ニ對シ消長ヲ及ホスモノニ非ス

寺院住職ノ任免ハ各宗管長カ國家ノ委任ニヨリ行フ行政處分ニ屬スルコト明治十七年太政官布達十九號ノ規定ニ照シ明カナルハ行政上ノ手續ニ於テ其效力ヲ争フハ格別司法裁判所ニ於テハ其效力ヲ争フ能ハサルモノトス

十八、私法上ノ争ノ前提トナル任免ノ當否ノ判斷ハ之ヲ爲シ得

大谷派ニ於テハ管長ノ任命ハ檀家總代ノ推薦ニ拘束セラレズ

(大阪區、大正六年(ハ)二二九四號、七年十二月三日、評論七卷諸三三三頁)

十九、任免行為ハ行政行為ニシテ宗制違反ノモノモ當然無効ニアラス

判斷ハナシ得ルモ司法裁判所ハ任免行為ヲ取消シ得ス

任命權ノ性質

(東地、大正五年(ワ)九九四號、五年十月三十日、評論五卷諸三九五頁)

吾國ニ於ケル政教分離ハ政務ハ悉ク國家處理シ教務ハ單純ナル司法關係ニ止メ各宗派ヲシテ自ラ之ヲ處理セシムト云フニアラス結局宗派ノ内部關係ハ國家監督權ヲ保留スルニ止メ各宗管長ニ一切ノ處理ヲ任セシムル意ナリ

各寺院ハ獨立シテ一個ノ人格ヲ具有ス
各寺院ノ住職ハ該寺院ノ所有財産ヲ管理シ一定ノ制限ノ下ニ之カ處分ヲ爲スノ權限ヲ有ス

任免行為ノ性質ハ之レ固ヨリ第三者タル寺院ノ財産ヲ管理シ或ハ處分スル權限ヲ有スル住職タルノ地位ヲ取得又ハ喪失セシムルコトヲ得ルモノナリ私法上ノ範疇ニテハ其所有者ノ意思ニ基クニ非サレハ其財産ヲ管理又ハ處分スル權限ヲ他人ニ授與スルノ權限ヲ有スルモノニアラサレハ任免ハ行政行為ナリ宗制寺法ハ管長カ監督官廳ノ許可ヲ得テ定メタル規定ニシテ法人ノ定款ノ如ク寄附行為又ハ團體構成員ノ合意ヲ以テ定メラルヘキコトヲ必要トセス任免ニハ檀家總代ノ同意又ハ承諾ヲ要セス任免カ宗規違反又ハ公益違反ナルモ撤回又ハ取消ノ原因タルニ止リ當然無効ニアラス司法裁判所ハ之ヲ取消シ得ヘキニアラス民事事件ノ先決問題トシテ任免ノ效力ヲ審査シ得

二十、任免行為ハ行政行為ニシテ之レニ伴フ私法上ノ權利關係ヲ目的トスル假處分ハ許スヘカラス

(東地、大正五年(ヨ)二〇〇號、五年十月三十日、評論五卷諸四〇四頁)

管長ノ住職任免行為ハ行政行為ナリ

民訴七六〇條ニ依レル權利關係ニ付キ假處分ヲ求ムルニハ本案訴訟カ司法裁判所ノ權限ニ屬スルコトヲ必要トス本件ノ争アル權利關係ハ管長ノ特選行為ニヨリ取得ス

(E)住職任免行為

ヘキ寺院住職タル地位ニ伴フ私法上ノ權利關係ナレハ特選行為ヲ直接争フ目的トセスト雖モ其判決ノ效果ハ特選行為ノ效果ヲ左右スルモノ故特選行為ノ效力ノ有無ヲ本案トスル訴訟ナリト云フヘク本件申請ハ不法ナリ

二十一、辭職ハ管長ノ聽届ヲ要件トス

(行政二、大正七年七月二十四日、新聞一四四三號二五頁)

黑住教師ハ町村制第十五條第二項第四號ニ所謂諸宗教師ナリ

苟モ管長ヨリ教師ニ補セラレタル以上假令其者カ教則所定ノ資格ニ缺クル所アリトスルモ教師ノ職ヲ辭スヘキモノニアラス

黑住教師ノ辭職ハ教師ノ意思表示ノミニ因リテ其效力ヲ生スルモノニ非ス管長ノ聽届ヲ俟テ初メテ其效力ヲ生スルモノナルコトハ乙第二號證德島縣内務部長ニ對スル管長ノ回答書ニ明カナル故原告ハ辭職届出アルモ未タ教師ノ職分ヲ有ス憲法二十八條ハ單ニ臣民ノ信教ノ自由ヲ保障シタルニ過キスシテ各宗教師ノ辭職ニ管長等ノ承認ヲ受ケシムルコトヲ禁シタルモノニアラス

二十二、任免行為ハ行政行為ナリ任免ノ助成行為タル

住職候補者選定行為ハ行政行為ノ性質ヲ帶ヒ其行為ノ有無ノ判斷ハ司法裁判權外ナリ

(名古屋地民二、大正十四年(ワ)一四一號、十四年五月七日、新聞二四二〇號、十四年七月十日、評論十四卷民訴三六六頁)

(要旨)住職免行為ハ行政行為ナリ住職候補者選定行為モ行政行為ナリ原告一定ノ申立ハ「被告カ元龍音寺住職兼岩祐徳ヨリ被告ヲ同寺後任住職ニ指定セラレタル行為不存在ナル事ヲ確定ス」ト言フニアリテ被告ヨリ無訴權ノ抗辯アリ裁判所ハ原告ノ敗訴トセリ

(理由ノ要旨)住職任命ハ明治十七年太政官布達第十九號ニ依リ各宗管長ニ委任セラレ後明治三十一年勅令二十九號文部令官制第六條ノ四ニ依リ文部省宗教局ノ管掌スル事項トナリタルモノニシテ即チ行政行為タル事疑ナシ故ニ其助成行為タル住職候補者選定ノ如キモ亦行政行為ノ性質ヲ帶フ從テ選定ニ依リ債權債務等其他私法上ノ效果ヲ發生スルモノニアラス

淨土宗住職免規則第八條ニ「寺院住職ヲ定メントスルトキハ現住職ニ於テ其徒弟中若クハ其ノ他適當ノ候補者一名ヲ選舉シ其任命ヲ申請スヘシ」トアリ選舉トハ字

句曖昧ナルモ現住職ノ指定ノ意味ナリ此指定行為ハ一ノ法律上ノ效果ノ發生ヲ伴フ行為ナルモ私法上ノ行為ニアラサルハ上述ノ如シ後任住職指定行為ノ有無ハ私法上ノ行為ナラサル行為ノ有無ヲ決スル問題ナルヲ以テ司法裁判所ノ權限ニ屬セス

行政裁判所法第十七條訴訟法第一條ニ依リテ制限セラレタル事項外ナル本件ハ行政訴訟ニ依リ權利暢達ノ途ナク唯當該宗派ノ管長ニ對シ請願裁判ヲ求ムル外ナシ

(F) 通 檀

一、住職推舉ノ行為ハ民法上ノ契約ノ原因トナラス

住職推舉ト被推舉者ノ其寺負債ノ負擔カ相互ニ約

因ト爲リテ組成シタル契約ハ當然無効ニ非ス又公序良俗ニ反セス

(大民一、明治三十三年(オ)一三六號、三十三年五月二十四日、貸金請求事件、判決録六輯五卷八一頁)

上告論旨第二點要旨、乙第一號證及乙第二號證ノ二ノ契約ニ依レハ當時被控訴寺ノ住職タリシ坪井忍住外六名ハ控訴人ヲ被控訴寺ノ住職ニ推薦センコトヲ約シ又控訴

人ハ被控訴寺ノ負債金三千一百圓ノ内金千四百圓也ヲ負擔スルコトヲ約シ所謂雙務契約ヲ締結シタル事實明瞭ナルヲ以テ甲第一號證ノ金員ハ其實貸金ニアラスシテ畢竟

控訴人ノ債務ニ屬スル負擔金ヲ出金シタルニ外ナラス然ラハ控訴人ニ於テ遂ニ被控訴寺ノ住職ニ任命セラレザリシ爲メ右金員ヲ取戻サントセハ乙第二號證ノ二ノ違約解除ノ原因トシテ負擔金ノ返還ヲ請求スルハ格別本訴ノ請求ハ不當ナリト原審ハ判定シタルニ「住職推薦」ハ民法上ノ債務ヲ成立セサル故ニ法則ヲ不當ニ適用シタルナリ

(判示)抑住職ニ推舉スル行為ノ如キハ民法上ノ契約ノ原因トナスコトヲ得サルモノニ非ス從テ契約當事者ノ一方ハ其相手方ニ對シ其某寺ノ負債ノ幾分ヲ負擔スルコトヲ約シ此二個ノ約束カ相互ニ約因トナリテ組成シタル契約ハ民法上當然無効タルモノニ非ス論旨理由ナシ

(判示第三點)本件ノ契約カ住職賣買ノ契約タラシメハ本上告論旨ノ如ク不法ノ契約ニテ無効ナルモ原院ハ之ヲ以テ住職賣買ノ契約ト認メタルモノニ非スシテ前段ニ於テ説明スルカ如キ契約ト認メタルモノナリ而シテ如斯契約ハ未タ以テ公序良俗ニ反スト云フヲ得ス

二、住職推舉ト其寺財政整理ノ約款カ交換ノ關係ナルトキハ無効ナリ

(水戸地、大正五年(レ)一號、六年五月二十三日、新聞一二七六號二七頁)

被控訴寺ノ前任職岡野光憲カ檀家總代ノ同意ヲ得ス控訴人(中島法蓮)ト甲第一號證ノ契約ヲ爲シタルハ當事者ニ爭ナキ事實ナリ右第一號證ノ契約ハ被控訴寺前任職及ヒ檀家カ控訴人ヲ同寺ノ後任住職ニ推シ之カ登錄申請ヲ爲シ之ニ對シ控訴人カ向フ十五年間自己ノ計算ニ於テ被控訴寺ノ收入支出ヲ擔任シテ同寺ノ財政ヲ整理スヘク住職光憲ハ扶持米及手當金ヲ受ケ同寺財政管理ノ實權ヲ控訴人ニ委スル旨ノ約款ト控訴人カ財政管理ヲ擔任スル旨ノ約款トハ密接不離ノ關係アリテ交換ノ關係ヲ有シ當事者五ニ報酬ノ事項ト爲スノ趣旨ヲ以テ之ヲ約シタルモノナルコトヲ認ムルニ十分ナリ而シテ如斯寺院ノ住職カ社會上清高タルヘキ職ノ一ニ屬シ其任免カ法令上各宗管長ノ職權内ニ存シ其任免權ノ發動タル彙緣情實ニ因ハルヘキニアラサルニ清高ニ悖リ世俗ニ所謂運動ニ類スル行為ヲ以テ其任免權ノ行使ヲ左右セント試ミ利益交換ノ運動ヲ以テ住職ノ地位ヲ贏得セントスルコトヲ内容トスルモ

ノナルカ故ニ公序良俗ニ反シ其契約全體ハ無効ナリ

三、住職推舉ト其寺財政整理カ交換的約款ナレハ無効ノ契約トス

(大民、大正四年(オ)一八六號、四年十月十九日、

判決錄二二輯民一六六一頁)

甲第一號證ノ契約中上告寺ノ住職及ヒ檀家總代カ被上告人ヲ同寺ノ住職ト爲サンコトヲ申請スル旨ノ約款ト被上告人カ上告寺ノ財産整理ヲ擔任スル旨ノ約款トハ若シ其ノ間ニ交換的關係ヲ有シ當事者カ各約款ヲ以テ互ニ報酬的事項ト爲スノ趣旨ヲ以テ之ヲ約シタリトセンカ斯ノ如キ關聯的約旨ヲ包含スル契約ハ其内容トスル所公序良俗ニ反シ其契約全體無効ナリト謂ハサルヲ得ス蓋シ寺院ノ住職ハ社會上清高タルヘキ職ノ一ニ屬シ其任免ハ法令上各宗管長ノ職權内ニ存シ固ヨリ世俗ニ所謂運動ニ類スル行爲ヲ以テ左右サルヘキニ非サレハ寺院ノ住職及ヒ檀家總代等カ他人ヲ後任住職ニ推舉スルコトヲ約スルノ報酬トシテ其他人カ同寺院ノ財産整理ヲ擔任スルコトヲ約スルカ如キハ其契約ノ内容ニ利益交換的運動ニ類スル約旨ヲ包含シ公益上及ヒ社會ノ風教上有害視スヘキ事項ナレハナリ

四、住職ノ職務ヲ賣買ノ目的トスルハ無効ナリ

同上ノ場合給付シタルモノノ返還ヲ約スルハ無効ナルモ給付物ヲ賣買贈與等ニテ更ニ給付スルハ有效ナリ

(大民、明治三十六年(オ)一〇六號、三十六年五月十二日、判決抄錄一七卷三二四八頁)

住職ノ職務ヲ以テ賣買ノ目的トシタルハ善良ノ風俗ニ反スル無効ノ契約ナリ此ノ場合給付シタル物ノ返還ヲ約スルハ民法七〇八條ニヨリ無効ナルモ給付シタルモノノ返還ヲ約スルニ非スシテ給付シタル物ヲ賣買贈與等ノ法律行爲ニ依リ給付者ニ更ニ給付セシムルハ不法ナル契約ニアラス

(G) 住職カ單獨ニ爲シ得ル

法律行爲

一、一時的臨時ノ收入ノ處分ハ官廳ノ許可ヲ要セス
明治六年布告及九年達ハ基本財産タル性質アル物件ニ關ス

(水戸地土浦支部、明治四十二年(ワ)八五號、新聞

六三二號一五頁、要錄三卷四八三頁)

神社ノ社入取得金穀即チ賽銭料守札料日參月參年參祈禱料祈雨料神水料初穂獻備料掛物御籤料手水料ノ如キモノノ賣却ハ明治六年布告並ニ九年達ノ規定ニ從ヒテ行政官廳ノ許可ヲ經サルモ有效ナリ

(理由)仍テ按スルニ六年布告及九年達ノ列記ノ物件ハ何レモ多少永久的ニ社寺其物ト分離シ難キ性質ヲ有シ此等財産ノ保護ハ寺社ノ體面ヲ維持スル爲メニ必要ナルモノト認メ特別周到ナル規定ヲ設ケタル趣旨ヲ窺知スルニ難ラス之ニ對シ原告カ本社收入金穀トシテ列記セル各收入ハ右布告達ノ明文ニ漏レタルノミナラス其性質ハ寧ロ一時的臨時ノ收入ナルニ因リ右布告達ノ類推解釋上之ヲ含ムモノト認ムルコトヲ得ス況ンヤ財産處分ニ付キ官廳ノ許可ヲ得ル如キハ例外ノ場合ニ屬スルヲ以テ本件社入取得金穀ノ賣買ニハ官廳ノ許可ヲ要セサルモノト認ムルヲ相當トス

二、同上

(東控民二、明治四十三年三月二十九日、新聞六五七號一一頁)
明治六年布告及明治九年達ハ社寺ニ於テ永久ニ保存ス

(G)住職カ單獨ニ爲シ得ル法律行爲

ヘキ事ヲ目的トスル物件若クハ社寺ノ基本財産タル性質ヲ有スル物件ニ關スル規定ニシテ收入金穀ノ如キ日常ノ經費ニ支辨セラルヘキ性質ノモノニハ適用スヘキニ非ス從テ官廳ノ許可ヲ得スシテ斯ル物件ヲ處分スルモ無効ニ非ス、(水戸地方裁判所土浦支部ノ判決ニ對スル控訴)

三、一時的收入ノ處分ハ六年布告及ヒ九年達ニ包含セ

ス

右ハ明治十四年内務省乙三三號達ニヨルモ明ナリ

(京地民、明治四十三年(ワ)二五九號、新聞七四

四號二八頁)

(要旨)寺ノ動産不動産ヲ處分シ若クハ既ニ什金トナル祠堂金寄附金ヲ消費スル場合ト異リ寺有田畑山林ヨリスル所得其他回向料ノ如キ寺ノ收入財産ノ處分ニハ行政官廳ノ許可ヲ要セス

(理由)上掲ノ如キ財産ニ付テハ別段明治六年布告及明治九年達ノ支配ヲ受クヘキモノニ非サルコトハ該法規ノ文面ニ徴シ認メ得ルノミナラス又明治十四年内務省乙第三十三號達ノ規定ヨリスルモ亦疑ナキ處ナリ

四、住職ハ五年ヲ超ユル借地契約ヲ爲シ得ス

(八王子區、大正四年(ハ)一一二號四年十月二十

八日、新聞一一〇九號二八頁)

(要旨) 寺院所有地所處分ノ權限ナキ住職ハ民法六〇二條第二號ニ依リ五年ノ期間ヲ超ユル貸借ヲ爲スヲ得ス其期間ヲ超エテ爲シタル貸借ハ無効ナリ

(理由) 一般ニ寺院住職ハ明治六年太政官布告第二四九號明治九年教部省達ノ適用ヲ受ケ住職カ寺院所有ノ地所ヲ處分スルニハ該官廳ノ許可ヲ受クルヲ要シ自己ノ意思ノミニ依リテ處分ノ權限ヲ有セス單ニ管理スルノ權限ヲ有スルニ過キサレハ處分ノ權限ナキモノハ民法六〇二條第二號ニ依リ五年ノ期間ヲ超ユル貸借ヲ爲スヲ得サルモノトス然ルニ本件ニ於テハ被告寺ノ住職細井善道ハ砂利置場地所トシテ被告寺ノ地所ヲ右法規期間ヲ超エ十年ノ貸借ヲ原告ト爲シタルモノニシテ其契約ノ無効ナルコト言テ俟タス從テ原告ハ之ニ基キ地所ヲ占有シ使用スルノ權利ナキハ勿論ナリ

五、北海道未開墾地開墾義務負擔ハ檀家總代ノ同意不

要

不動産ノ無償借受又ハ其所有權取得ハ寺院ノ目的

ニ背カス

(大民一、大正四年(オ)五五二號、五年五月十六

ルモノト云フヲ得ス

(要旨) 北海道未開墾地開墾ノ義務ハ國ニ對シテ負フモノニシテ私法上ノ義務ニ非ス從テ檀家總代ノ同意ヲ要セス

(理由) 明治三十年三月法律第二十六號北海道未開墾地處分法第三條ノ規定ニ依リ北海道未開墾地ノ無償貸付ヲ受ケタル者ハ其土地ニ於テ開墾牧畜植樹等ノ事業ヲ爲スノ權利ヲ取得スルノト同時ニ又其ノ豫定ノ事業ヲ爲スヘキ義務ヲ國ニ對シテ負擔スト雖モ此ノ義務ハ私法上ノ債務ニ非サルコト明白ナレハ明治十年布告四十三號ニ所謂金穀借入ノ債務ニ該當セサルコト毫無疑ヲ容レス然ラハ檀家總代ノ同意ヲ要セス

六、神社收入賽錢等ノ有償讓渡ハ公序良俗ニ反セス

右ノ讓渡行爲ハ基本財産ニ關セス故ニ六年布告及九年達ノ適用ナシ

(東控民二、明治四十二年(ネ)六四一號、最近判

六卷二七頁)

(要旨) 神社收入ノ賽錢等ノ讓渡ハ公序良俗ニ反セス又其讓渡契約ハ當該官廳ノ許可ヲ受クルヲ要セス

(理由) 明治十八年控訴神社カ將來ニ於テ取得スヘキ金

(G) 住職カ單獨ニ爲シ得ル法律行爲

日、評論五卷諸二六四頁)

(要旨) 寺院カ無償ニテ不動産ヲ借受ケ又ハ其所有權ヲ取得スルカ如キハ古來ノ習慣上有效ニシテ寺院存立ノ目的ニ背馳セス

(理由) 寺院ハ佛祖ノ崇拜教義ノ宣傳檀越ノ葬祭等ヲ司ルコトヲ目的トスル法人ナルコト所論ノ如シト雖モ寺院カ無償ニテ不動産ヲ借受ケ其所有權ヲ取得スルカ如キハ古來ノ慣例上之ヲ有效トセルノミナラス寺院ノ財産ヲ増殖シ其基礎ヲ確定スル事アルヘキヲ以テ必スシモ之ヲ以テ寺院存立ノ目的ニ背馳スルモノト云フヲ得ス本件ノ事實ハ上告寺カ明治三十年三月法律第二十六號北海道未開墾地處分法第三條ニ依リ北海道天鹽國ニ於ケル未開墾地ヲ開墾ノ目的ヲ以テ無償貸付ヲ受ケタリト云フニアリテ其成功ノ後ハ同法規規定ニ從ヒ上告寺ニ於テ開墾地ノ無償付與ヲ受ケタルニ至レルモノナレハ右付與ヲ受ケタル上告寺カ將來ニ於テ無償ニテ不動産所有權ヲ取得スルコトヲ目的トスルモノト云フヘク開墾ノ爲メ費用ヲ要ス可キモノニ伴フ利益ノ生スヘキハ必然ナレハ結局該貸付ヲ受ケタルハ寺院ノ財産ヲ増殖シ其基礎ヲ確實ナラシムルニ歸スルモノニシテ之ヲ以テ上告寺ノ存立ノ目的ニ背馳ス

穀即チ賽錢料守札料日參月參年參料祈禱料祈雨料神水料初穂料掛物御籤料手水料等ヲ金一千圓ニテ訴外甲ニ賣渡シ其後同人ハ之ヲ被控訴人ニ被控訴人ハ控訴神社ニ賣渡シタリト主張スルモ右契約ハ控訴神社ノ將來ニ於テ收入スヘキ金穀ヲ相手方ニ取得スヘキ契約ト解スヘキヲ以テ斯ル契約ハ無効ナリヤ否ヤヲ按スルニ本件契約ノ目的タル收入金額ノ如キハ控訴神社ニ於テ任意ニ日常ノ經費ニ支出シ得ヘキ性質ノモノナレハ神社ノ維持經營上必要ナル理由等ニ依リ對價ヲ得テ之ヲ他人ニ取得セシムルモノ之ヲ不法ト爲スヘキニアラサルヲ以テ前示契約ハ公序良俗ニ反スルモノニアラス又明治六年七月第二四九號太政官布告及明治九年二月教部省第三號ハ社寺ニ於テ永久ニ保存スヘキコトヲ目的トスル物件若クハ社寺ノ基本財産タル性質ヲ有スル物件ニ關スル規定ニシテ本件收入金穀ノ如キハ控訴神社日常ノ經費ニ支辨セラルヘキ性質ノモノニ適用スヘキニアラサルヲ以テ控訴神社ハ明治十八年一月當該官廳ノ許可ヲ受ケスシテ契約ヲ爲スモ之ヲ無効トスルヲ得ス

八、立替費用ト什金ノ相殺ヲ許サス(住職單獨ニテ)

什金ヲ處分スルニハ宗規所定ノ手續ヲ要ス

(大民一、明治四十三年(オ)一〇九號、四十三年七月五日、最近判七卷一一七頁)

寺院ノ任職タルモノカ在職中自己ノ私財ヲ以テ其寺院ノ爲メ必要ナル費用ヲ立替ヘ置キ後日付金ニテ辨濟ヲ受ケントスル場合ハ宗規所定ノ手續ヲ經ルコトヲ要ス其立替金ノ債權ト付金返還ノ債務トハ相殺スルコトヲ許サス

(理由)被上告人吉水大智ハ上告光明寺ノ爲メ鎌倉保勝會設立ニ付キ明治十七年ヨリ同三十三年ニ至ル間ニ於テ金九百六十三圓四十八錢二厘ノ設立費用ヲ立替ヘ又明治二十三年ヨリ同三十七年ニ至ル各年毎ニ行ヒタル十夜法要ニ付キ金七百二十九圓ノ費用ヲ立替タルヲ以テ上告寺光明寺カ被上告人ニ引渡ヲ求ムル同寺ノ付金千五百圓ト之ヲ相殺スルノ抗辯ヲ提出シ控訴審ハ之ヲ許シタリ

按スルニ原審カ上告人ノ請求金圓中千五百圓ハ淨土宗規二十一號寺院財産管理規則第六條第四條ノ手續ヲ經ルニ非サレハ費消スルコト能ハサル性質ヲ有スル付金ナリト認定シタルコト實ニ所論ノ如シ、然ラハ即チ直接ニ右付金中ヨリ支辨セントスル時ハ勿論一旦自己ノ私財ヲ以テ之ヲ立替ヘ置キ後付金ヲ以テ其立替金ノ辨濟ヲ受ケン

トスル場合ニ於テモ前掲手續ヲ經ル事ヲ要シ此二者ノ間區別ナシ故ニ本件ニ於テ立替金ト付金トノ返還ト被上告人ノ意思ノミニテ相殺ヲ得ルトセハ制規所定ノ手續ヲ經ルコトナクシテ付金ヲ費消スルノ結果トナリ付金保護ノ目的ニ出テタル制規ノ精神ヲ没却スルヲ以テ被上告人ノ上告人ニ對スル付金返還ノ債務ハ其性質上相殺ヲ許サルモノト解スルヲ正當トス之ニ反スル原判旨ハ不當ナリ

九、界標設置及ヒ確認等ノ保存行爲ハ單獨ニテ爲シ得

明治十年第四十三號布告ノ同意欠缺ノ主張ハ社寺ノミ爲シ得

(東地民、大正三年七月十日言渡、評論三卷一四號民訴一五一頁)

(要旨)界標設置確認等ノ保存行爲ハ總代ノ同意ヲ要セス土地ノ使用貸借ニハ同意ヲ要ス同意欠缺ニ付キ惡意ノ相手方ハ同意ノ欠缺ヲ主張シテ責ヲ免ルルヲ得ス

既存土地ノ境界ヲ確認シ之カ界標ヲ設置シ又ハ境界線ヲ超エテ他人ノ不法ニ占有シタル土地ヲ取戻スカ如キハ土地ノ保存行爲ニ過キスシテ土地ノ處分ナリト云フヲ得

サルニ依リ神社所有ノ土地ニ付キ其ノ神社ノ代表者カ斯ル行爲ヲ爲スニハ氏子總代ノ同意ヲ要スルモノニ非ス從テ本件被控訴人ノ行爲ニ氏子總代トシテ同意シタルモノカ未タ氏子總代トシテ適式ノ届出ナカリシトスルモ之カ爲メ該行爲カ無効トナルコトナキモノトス

次ニ神社カ其所有ニ屬スル土地ニ付キ他人ト使用貸借ヲ爲スニハ氏子總代二名以上ノ同意ヲ要スルモノナリト雖モ斯ル規定ハ一ニ神社ノ財産ヲ保護スルノ目的ヲ以テ設ケタルモノナルヲ以テ斯ル主張ハ神社ノミ之ヲ主張スルコトヲ得ヘク相手方ハ斯ル欠缺ヲ甘シテ之ヲ爲シタルカ又ハ斯ル欠缺ヲ知ラスシテ之ヲ爲シタル場合ニ於テモ之ヲ知ラサルニ付キ過失アルヲ以テ相手方自ラ其同意ノ欠缺ヲ主張シテ其行爲ノ責ヲ免ルルヲ得ス

十、土地ノ無償借受ハ單獨ニテ爲シ得

(東地民二、大正二年(ネ)四三號、四年四月二十七日、新聞一〇二五頁、要錄六卷一〇八八頁)

(要旨)土地ノ無償貸付ヲ受クル行爲ハ連署ヲ要セス本布告ノ規定ハ社寺カ債務ヲ負擔スル場合及地所建物若クハ什器ヲ抵當トナス場合ニハ神官僧侶ノミニテ之ヲ爲スヲ得スシテ氏子檀信徒總代連署ヲ必要トスル事ヲ規

(丑)明治十年布告第四十三號連署ヲ要スル事項

定スルモノニシテ本件ノ如ク控訴人ノ住職カ控訴人ヲ代表シテ土地ノ無償貸付ヲ國家ヨリ受クル場合ノ如キハ敢テ債務ヲ負擔シ若クハ抵當ヲ設定スル場合ニ該當セサルヲ以テ右布告ニ遵フヲ必要トセス

十一、土地ノ分筆ニハ地方官ノ認可不要

(大正八年九月十日松江地方裁判所長問合、九月十七日民事第四二二六號民事局長回答)

社寺所有ノ不動產ヲ分割スル場合ハ明治九年敎部省第三號明治六年第二四九號布告及ヒ明治十八年内務省甲第一六號ニ依リ地方長官ノ認可ヲ要スルヤ否ヤ右ニ付キ登記學會ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ要スル旨決議有之候得共單ニ土地ヲ分割スル行爲ハ法律上處分行爲ニ屬セサルヤノ感アリ聊カ疑義相生候ニ付キ此段及稟伺候也

回答本年九月十日發第五四二號稟伺ノ件社寺カ其所有ノ土地ヲ分筆スル場合ハ地方長官ノ認可ヲ要セサル儀ト思考致候此段及回答候也

(丑) 明治十年布告第四十三

號連署ヲ要スル事項

一、金穀借入ノ場合ノミナラス債務負擔ノ全テノ場合

ニ適用ス

(大民一、明治四十三年(オ)二五五號、明治四十四年十月八日、新聞六八號一七頁、要錄三卷四八五頁)

(要旨)債務負擔行為ハ凡テ連署ヲ要ス

本布告ハ寺社カ獨リ金穀ノ借入ヲ爲ス場合ノミナラス荷モ債務負擔ノ契約ヲ爲ス場合ニハ總テ適用アリ而シテ其債務ノ履行ヲ將來多分ニ財產ヲ得タル時ニ於テスルト否トヲ問ハス事案ハ寺院カ上告人ノ勞務ニヨリテ時價百萬圓以上ノ財產ヲ取得シタル場合ニ上告人ニ四萬圓ノ報酬ヲ支拂フ契約書ニ檀家總代ノ連署ナキニヨリ生シタル問題ナリ

二、私擅行為ノ防遏ヲ目的トスル本布告ハ債務負擔ノ全テニ適用ス

(大民一、明治三十七年(オ)四四五號、三十七年十二月二十七日、判決錄一〇輯一七〇二頁)

(理由)布告ノ文詞中ニハ金穀ノ借入及ヒ寺院ハ地所建物什金等ヲ抵當トスル場合ヲ掲ケタルニ過スト雖モ之ヲ明治六年第二四九號布告明治九年二月二日敎部省第三號達等ニ對照シテ推究スルトキハ該布告ノ精神ハ社寺カ獨

私擅防遏ヲ目的トスル本布告ハ債務負擔契約ニ全テ適用ス

(東控民一、大正四年(ネ)五九九號、五年六月十日、評論五卷諸法二四七頁)

(要旨)被控訴人本源寺ノ住職タリシ三浦慈俊カ其在職中明治四十四年六月同寺ヲ代表シテ寺所有ノ本件土地ニ付控訴人トノ間ニ被控訴人主張ノ如キ二十年間ノ期間ノ賃貸借契約ヲ締結シ其登記ヲ經タルコトハ當事者間ニ爭ナキコトトス控訴人ハ寺院カ其所有ノ土地ヲ賃貸スルニツキテハ檀家總代ノ同意ヲ要スルモノニ非スト主張スルモ明治十年太政官布告第四十三號ニ神社並ニ寺院ニ於テ其社寺ノ爲メ金穀ノ借入ヲ爲ストキ若クハ金穀ヲ借入ルル爲メ社寺附地所ヲ抵當トナストキハ必ス氏子檀家總代ト協議シ總代二名以上ノ同意ヲ要スヘシト定メタルハ之ニ依リ社寺ノ代表者タル神官住職ノ私擅行為ヲ防遏シ以テ社寺ノ財產ヲ保全セントスル旨ニ出テタルモノナルカ故ニ同布告ハ獨リ金穀ノ借入ヲ爲ス場合ニ限ラス社寺カ債務負擔ノ契約ヲ爲ストキハ之ヲ適用スヘキモノト解釋セサルヘカラス而シテ本件ノ賃貸借ニ於ケルカ如ク二十年間ノ期間ヲ寺院カ其所有ノ土地ヲ他ニ賃貸スル契約ヲ爲

(五)明治十年布告第四十三號連署ヲ要スル事項

リ金穀ノ借入ヲ爲ス場合ニ限ラス荷モ債務負擔ノ契約ヲ爲シ若クハソノ所有財產ヲ抵當權若クハ質權ノ目的ト爲ス場合ニ於テ神官若クハ僧侶ノミノ私擅行為アラサラシメント欲スルニ在ル事ハ極メテ明白ナリ然ラハ即チ原院ハ甲第一號證ヲ以テ上告人カ被上告人ニ對シテ報酬支拂ノ契約ヲ爲シタル事實ヲ認定シタルニ拘ラス明治十年第四三號布告ハ神社ニ於テ金穀ヲ借入ルル場合ニ適用スヘキ規定ニ過キスト判示シ甲第一號證ニ氏子總代ノ連署ヲ要セサルモノト爲シタルハ法律ヲ適用セサル不法アルヲ免レス

三、債務負擔ヲ生スル請負契約ノ締結ニ適用アリ

(東地民二、大正五年(ワ)一二五二號、七年四月十三日、新聞一四〇三號一九頁、要錄九卷一〇五二頁)

布告ハ其立法ノ目的寺院僧侶ノ專斷ヲ防キ依テ其寺院ノ財產ノ保全ヲ計ラントスルニアルヲ以テ單ニ寺院カ金穀ヲ借入ルル場合ノミナラス寺院ヲシテ債務ヲ負擔セシムヘキ請負契約ヲ締結スル場合ニ於テモ該寺院檀家總代二名以上ノ同意又ハ承諾ヲ要ス

四、二十年間ノ賃貸借ニハ連署ヲ必要トス

ス時ハ長期間賃借人ヲシテ其土地ノ使用及ヒ收益ヲ爲サシメサルヘカラス重キ債務ヲ負フカ故ニ其ノ契約ノ締結ニハ必スヤ總代二名以上ノ連署ヲ要シ其連署ナキトキハ右布告ニ依リ寺院ニ對シ其契約ノ效ナキモノト爲スル正當トス

五、檀家總代ノ同意ヲ得テ寺有土地賣買契約ヲナシ且違約金契約ヲ爲ス以上寺ハ責ヲ免レス

十年布告第四十三號ハ寺有土地賣却ニモ準用アリ檀家總代ノ連署トハ同意ヲ意味ス

(東地民三、大正十一年(ワ)一八二八號、十二年三月二日、評論一二卷一〇號民三五二頁)

甲寺ノ住職甲ハ其寺院ヲ代表シ同寺檀信徒總代全員ノ同意ヲ得タル上檀徒總代ノ連署アル契約書ヲ以テ丙ニ甲寺所有ノ土地並ニ家屋ヲ賣却シ丙ヨリ甲寺院ニ對シテ手附金トシテ金一千五百圓ヲ交付シ且右契約ニ違背シタル時ハ違約者ヨリ相手方ニ對シ右金額ニ對スル銀行利息ニ該當スル損害金ヲ支拂フヘキコトヲ約シタル時ハ明治十年太政官布告四十三號ノ規定ハ社寺ノ財產ヲ他ニ賣却スル場合ニモ準用アルモノニシテ且同規定中總代二名以上ノ連署トハ總代二名以上ノ同意ヲ要スルノ意ニ解スヘキ

ヲ以テ甲寺ハ右契約ニ付キ其ノ責ヲ免レサルモノトス
六、社有土地ノ使用貸借ニハ氏子總代同意ヲ要ス社寺
ノ相手方ハ同意欠缺ヲ主張シ得ス

(評論三卷下民訴一五一頁、參照)

神社カ所有土地ニ付キ他人ト使用貸借ヲ爲スニハ氏子
總代ノ用意ヲ要ス右同意ハ神社財産保護ノ爲メナルヲ以
テ相手方ヨリ同意ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス

七、金穀ノミナラス全テノ債務負擔契約ニ適用ス

報酬契約ノ締結ニモ連署ヲ要ス

連署ハ住職ノ事務執行ノ監査ノ爲メニシテ寺院代

表者ヲ定メタルニ非ス

(大民一、明治三十八年(オ)四〇八號、三十八年

十月二十八日、判決錄一輯一三九五頁)

京都本能寺事件

明治十年第四十三號布告ニ金穀ノ借入トアルハ金穀ノ
給付ヲ目的トスル債務ヲ表示セント欲シテ世間常有ノ事
爲タル借入ノ語ヲ用ヒタルニ過キス故ニ該規定ハ社寺カ
金穀ノ消費貸借ヲ爲ス場合ニ限りテ適用スヘキモノニ非
スシテ其金穀ヲ目的トスル他ノ債務ヲ負擔スヘキ場合ニ
モ亦均シクシテ適用スルヲ要ス何トナレハ該布告ハ社寺

ノ利益ヲ保護スル精神ニ出テタル規定ナレハ消費貸借以
外ナル金錢ノ給付ヲ目的トスル債務ノ負擔ニ付テ神官住
職ノ專斷ニ一任シテ顧サルノ理由アラサレハナリトテ報
酬契約ノ締結ニモ連署ヲ要ストセリ

寺院ノ檀信徒總代カ十年四十三號布告ニヨリ證書ニ連
署スル所以ノモノハ寺院ノ代表者タル住職ノ事務執行ヲ
監査スル職責アルニ由ル是ヲ以テ檀信徒總代カ寺院ヲ代
表スルモノト爲スハ極メテ妄ナリ

八、金穀借入ニハ必ス連署ヲ要ス連署ナケレハ僧侶ノ

私債トナル

(大民一、明治三十年第四四號、三十二年一月二

十六日、判決錄五卷一號四五頁)

神社ノ神官若クハ寺院ノ僧侶ニ於テ其社寺ノ爲メ金穀
ヲ借入ルルトキハ必ス氏子檀家ト協議シ總代二名以上ノ
連署ヲ要ス若シ此連署ナキトキハ該貸借ヲ以テ神官僧侶
ノ私債ト見做ス

九、本布告ハ明治六年布告及ヒ九年達ト對照セハ私擅

防遏ヲ目的トス

債務負擔契約ノ一切ノ場合ヲ含ム

家屋ノ賃貸竝ニ家賃取立ノ委任契約ヲナスニモ連

署ヲ要ス

(東控、民一、明治四十年(ネ)八三號、上告事件、

新聞四七九號六頁)

寺院カ家屋ノ賃貸竝ニ家賃取立ノ委任契約ヲ爲スニハ
總代二名以上ノ同意ヲ要ス

(理由要旨)按スルニ明治十年第四十三號布告ノ文詞中

ニハ金穀ノ借入及社寺附地所建物什器等ヲ抵當トナス場
合ヲ掲クルニ過キスト雖モ明治六年二四九號布告明治九
年二月二日教部省達第三號等ニ對照シテ推究スレハ右四
十三號布告ニ於テ神官僧侶カ社寺ヲ代表シテ金穀借入等
ヲ爲ス場合ニ總代二名以上ノ連署ヲ要セシムル所以ノ
モノハ神官僧侶ヲシテ私擅行爲ナカラシメント欲スルニ
在ル事明カナレハ也獨リ金穀ノ借入ヲ爲ス場合ニ限ラス
神社寺院ノ爲メ苟モ債務負擔ノ契約ヲ爲ス場合ニハ總代
二名以上ノ連署ヲ要セシムル法意ナリト解釋スルヲ適當
トスサレハ上告寺住職カ上告寺院ヲ代表シテ被上告人ト
上告人ノ爲メニ本件家屋ノ賃貸竝ニ家賃取立ノ委任契約
ヲ爲ス場合ト雖モ上告寺院ハ被上告人ニ對シ委任契約ニ
基ク債務ヲ負擔スルニ至ルコト勿論ナルヲ以テ右布告ニ
基キ二名以上ノ總代ノ連署ヲ要スルモノトセサルヲ得

(丑)明治十年布告第四十三號連署ヲ要スル事項

ス

十、未拂込株式ノ讓受ニハ同意ヲ必要トス

同意ナキ未拂込株式ノ讓受ハ無効ナリ

(東地民二、明治四十五年三月二十二日、新聞七

八五號二頁、評論一卷三號商法六七頁)

未拂込アル株式ノ讓受ヲ爲スハ債務ヲ負擔スルニ外ナ
ラサルニヨリ寺院カ之ヲ有效ニナサントスルニハ檀信徒
總代二名以上ノ協議ヲ經且ツ其連署アル事ヲ必要トシ然
ラサル場合ハ無効ナリトス

依テ按スルニ先ツ被告寺カ原告會社ノ株式ヲ適法ニ取
得スルヤ否ヤノ被告抗辯ノ點ニ付キ按スルニ真正ニ成立
シタリト認ムヘキ甲第一號證ノ各證ニ依ルモ單ニ原告會
社ノ株式ヲ被告寺ノ代表者トシテ豐永日良ニ於テ讓受ケ
タル事實ヲ認メ得ルニ止リ右讓渡ノ際檀信徒總代二名以
上ノ協議ヲ經其連署ヲ受ケタリトノ事實ヲ認ムル事ヲ得
ス又原告ノ申請ニ係ル各證人ノ證言ニヨルモ其事實ヲ認
メ得ス而シテ明治十年布告第四十三號ノ所謂借入トアル
ハ社寺ニ於テ負擔スヘキ一切ノ場合ヲ包含スルモノト
解スヘキモノナルカ故ニ本件ニ於テモ株式讓渡ノ行爲ハ
前示ノ理由ニ依リ被告寺ニ對シテ其效ヲ生セサルモノト

ス

十一、未拂込株式ヲ寺院カ取得スルニハ總代ノ同意ヲ

要ス

住職モ亦株式ヲ取得セス

私債ト見做ストハ民法百十七條ノ賠償ノ責ニ任ス

ト同意義ナリ

(東地民二、大正元年(ワ)一二七七號、新聞八五

三號、要錄四卷四四二頁、評論二卷商七七頁)

寺院カ未拂込株式ヲ取得スルニハ檀家總代ノ同意ヲ要

ス

右ノ場合同意ナシトノ理由ニテ住職カ株式ヲ取得セス

未拂込株式ヲ讓受ケタル寺院ハ會社ニ對シ未拂込株

拂込ヲナスヘキ義務ヲ負フニ至ルヲ以テ其行爲ハ寺院ニ

トリテハ債務負擔ノ行爲トナルヘク從テ其取得ニハ寺院

住職ハ檀家ト協議シ其總代二名以上ノ連署ヲ得タル事實

アルニアラサレハ讓受ハ寺院ニ對シテハ全然無効ナリ假

令株式ハ相當ノ時價アリト雖モ拂込ノ義務ハ株式ノ内容

ニシテ未拂込ノ株式ノ取得ハ當然拂込ノ義務ヲ隨伴スル

故債務負擔ノ場合ニ非スト云フヲ得ス右ノ讓受行爲ハ當

然無効ニシテ後日之ヲ追認セサルヲ待ツテ始メテ無効ト

ナルモノニアラス

明治十年太政官布告四十三號ニ「此連署ナキ時ハ總テ

該社寺ノ神官僧侶ノ私債ト見做ス」トアルハ一方ニ於テ

ハ神官僧侶ノ專斷ヲ矯メ社寺ノ利益ヲ保護スルト同時ニ

他方ニ於テハ社寺ニ對シテ效力ヲ生セザリシ行爲ニ付

キ神官僧侶ト取引シタル相手方保護ノ趣旨ナルコト疑ナ

シ故ニ布告ニ所謂私債ト見做スト云フハ社寺ノ名ニ於テ

爲シタル債務負擔ノ行爲ニ付キ神官僧侶ヲシテ其責ニ任

セシムル趣旨ナリト解スヘシ要スルニ私債ト見做スト

ハ民法一一七條ニ所謂損害賠償ノ責ニ任スト同意旨ニ解

スルヲ妥當トス故ニ本件ニ於テ被告寺ヨリ久遠寺ニ對シ

テ爲シタル株式ノ讓渡シカ同寺ニ對シテ效力ヲ生セサル

場合ニ於テハ同寺住職ノ爲メニ效力ヲ生シ住職カ株式ヲ

取得スルモノト解スルヲ得サルヤ明カナリ更ニ他ノ方面

ヨリ見レハ布告ハ相手方保護ノ趣旨ナレハ其取引ノ效果

トシテ相手方カ行爲上ノ利益ヲ有セサル時ハ布告ヲ適用

シテ神官僧侶ニ責任ヲ負ハシムル必要ナキ事明白ナリ故

ニ本件ノ株式讓渡ハ被告寺ハ之ニ依リテ株式移轉ノ債務

ヲ負擔スルモ行爲上ノ利益ヲ得ルコトナク其行爲ニ依リ

久遠寺ハ拂込義務ヲ負フトスルモ之ハ會社ニ對スル義務

院ニ對シテ何等效力ヲ生スルモノニアラス

十三、未拂込株式讓受ニハ同意ヲ要シ之レナキトキハ

何等ノ效力ナシ

(東地、明治四十二年(ワ)一三六四號、新聞六六

一號一六頁)

(要旨)未拂込株式讓受ケニハ總代二名以上ノ同意ヲ要

シ之レナキ場合ハ寺院ニ對シ何等ノ效力ナシ(總覽續七

五三頁)

按スルニ明治十年五月布告四十三號ハ寺院カ債務ヲ負

擔スル場合ニハ其名義ノ如何ヲ問ハス僧侶ノミニテ法律

行爲ヲ爲スコトヲ許サス必ス檀家總代ト協議シ其總代二

名以上ノ連署ヲ要スルコト明カナルカ故ニ寺院代表者カ

其檀家總代二名以上ノ連署ヲ經スシテ株式金額ノ拂込ノ

終ラサル株式ヲ讓受ケ同名義ノ書替ノ手續ヲ爲スモ該行

爲ハ寺院ニ對シ何等ノ效力ヲ生セス

十四、總代ノ同意ナクシテ未拂込株式ノ寄贈ヲ受クル

モ效ナシ

私債ト見做ストハ寺ニ效ナキ行爲カ直チニ住職ニ

效ヲ生スル意義ニ非ス

其效ナキ行爲ニ付キ相手方ニ對シ責ニ任セシムル

(五)明治十年布告第四十三號連署ヲ要スル事項

ニシテ被告寺ニ對スルモノニアラス株式ノ贈與カ效力ヲ

生セザリシハ拂込義務ヲ生スルカ爲メニ外ナキモ之カ爲

メ住職カ株式ヲ取得スルモノトセハ住職ニ對シ私債ト見

做スヘキニ非スシテ財產取得行爲トナリ布告ノ精神ニ合

セス故ニ私債ト見做ストノ規定ハ株式贈與ノ場合ニ住職

ニ適用スルヲ得サルハ明ナリ

十二、檀家總代ノ同意ナキ株式申込ハ寺院ニ何等ノ效

力ナシ

(東地、民二、明治四十二年(ワ)一三六三號、新

聞六四〇號一二頁)

(要旨)僧侶カ寺院ノ爲メ其檀家總代二名以上ノ連署ヲ

經スシテ株式ノ申込ヲナスモ該申込ハ寺院ニ對シ何等効

力ヲ生スルモノニ非ス

(理由)按スルニ明治十年布告ニ依レハ寺院ノ爲メ債務

ヲ負擔スル場合ニハ其名義ノ如何ヲ問ハス僧侶ノミニテ

其法律行爲ヲ爲スコトヲ許サス必ス檀家總代ト協議シ其

總代二名以上ノ連署ヲ要スルコト明カニシテ株式ノ申込

ヲ爲シタル者ハ其引受クヘキ株式ノ數ニ應シテ拂込ヲ爲

ス義務ヲ負擔スルカ故ニ僧侶カ寺院ノ爲メ其檀家總代二

名以上ノ連署ヲ經スシテ株式ノ申込ヲ爲スモ該申込ハ寺

法意ナリ

(東地、大正元年(ワ)一六五八號、二年三月二十九日、新聞八六八號二五頁)

被告カ訴外久遠寺ニ未拂込ノ株式ヲ寄贈シタルモ右受贈ニ付キ久遠寺ハ其檀徒ニ協議セス又檀家總代二名以上ノ連署ヲ經サリシコトハ被告ノ認ムル所ナリ依テ斯ル贈與カ久遠寺ニ對シ效力アリヤ否ヤヲ按スルニ久遠寺カ係繫ノ株式ヲ讓受クルトキハ一面ニ於テ、債務負擔ノ結果ヲ生スルヲ以テ明治十年太政官布告第四十三號ニヨリテ本件ノ場合ニモ讓渡ハ久遠寺ニ對シテ效力ナキモノト謂ハサルヘカラス又同布告ニハ「此連署ナキトキハ總テ該社寺神官僧侶ノ私債ト見做ス」トアルハ神官僧侶ト取引シタル相手方ヲ保護スルタメ設ケラレタルコト布告全體ノ趣旨ニ徴シテ疑ナキモ「私債ト見做ス」ノ文言ノミニヨリ社寺ニ對シテ效力ナカリシ行爲カ直ニ神官僧侶ニ對シテ效力ヲ生スル趣旨ナリシトハ俄カニ斷定シ難シ蓋シ本件ノ如ク寺ニ對シ未拂込株式ヲ贈與スル場合ニハ寺ハ贈與者ニ對シ何等ノ義務ヲ負擔セサルヲ以テ其行爲カ無効ナルモ特ニ任職ニ對シ其行爲ノ效力ヲ生セシメテ贈與者ヲ保護スル必要ナシ左レハ私債ト見做ストハ社寺ニ對シ

效力ナキ行爲カ神官僧侶ニ對シテ效力ヲ生スル義ニアラスシテ其效力ナキ行爲ニ付キ神官僧侶ヲシテ相手方ニ對シ責ニ任セシムル法意ナリ

(要旨後段) 寺院ハ特別ノ規定ナキ限り任職之レヲ代表ス依テ檀家總代若クハ檀家總代トアルノミニテハ適法ニ代表セラレタルモノト認ムルヲ得ス

十五、寺カ債務負擔ノ契約ヲ爲ス全テノ場合ニ布告ハ適用アリ

(東地、四十一年(レ)二一一號、新聞五五三號一〇頁)

(判示要旨) 一、當事者ノ肩書ニ任職名ノ附名シタル場合ノ訴訟當事者

二、明治十年四十三號布告ノ適用範圍
芝區芝東町六十四番地功雲院住職

表示 控訴院 佐藤日忍
一、先ツ本訴ノ當事者ノ一方カ功雲院ナルヤ將又佐藤日忍一個人ナルヤニ付キ審按スルニ被控訴人カ原審ニ提出シタル訴狀ノ當事者ノ表示ニハ被告トシテ同市芝區芝東町六十四番地功雲院住職佐藤日忍ト記載シアリテ其肩書ノ職名ニノミ依ル時ハ一見被告ハ功雲院ニシテ佐藤日

被控訴人ノ爭ハサル所ナルヲ以テ控訴人ノ當初ノ意思如何ヲ問ハス一個ノ私債務トシテ其責ニ任スヘキナリ

十六、其人ノ終身間玄米給與ヲ約スルニハ同意アレハ足り許可不要

(川越區、大正七年(ハ)六〇號、七年九月五日、新聞一四五九號二一頁)

關係寺 埼玉縣八ツ保村、長福寺(被告)

(事實) 被告寺ハ任職カ檀家ノ同意ヲ得テ原告ニ一ヶ年玄米一石九斗五合宛ヲ毎月月割ニテ原告ノ終身間給與スル契約ヲ爲シタルニ其履行ナキニ依リ本訴提起セラレタリ

(理由要旨) 被告ハ本件ノ如キ贈與契約ハ明治十年七月內務省達乙第三十九號但書ニ所謂物件ノ處分ニ該當スル旨主張スルモ本件玄米給與契約ハ同達但書ニ所謂物件ノ處分ニ該當セス依テ本契約ヲ爲スニ當リ府縣知事ノ認可ヲ受クルヲ要セス

十七、債務ヲ負擔スル裁判所ノ和解契約ニモ同意ヲ必要トス

(東地、大正十三年(ネ)七六三號、十四年十二月二十四日、評論一五卷七號民訴二一〇頁)

忍カ其代表者タル資格ニ於テ訴ヘラレタルカ如キ外觀アリト雖モ當事者ノ表示ヲ明確ナラシムルカ爲ニ具體的ノ職名トシテ記載スル事例ノ稀ナラサルノミナラス訴狀ノ要件トシテ民訴一九五條一項一號ニ當事者雙方ノ表示ト規定シ而シテ書狀ハ準備書面ニ關スル一般ノ規定ニ從ヒ之ヲ作製スヘク同法一〇五條ニ準備書面ニ掲クヘキ事項トシテ第一號ニ當事者及ヒ法律上代理人氏名身分職業住所云々トシテ明定セルニ依テ考フル時ハ蓋シ被控訴人カ功雲院ヲ以テ相手方トナス意思ナリトセハ一度被告トシテ功雲院ト表示シ任職タル佐藤日忍ヲ法律上代理人トシテ併記スヘカリシト見ルヲ至當ノ解釋トスヘク從テ本件被告(原審ノ)ハ功雲院ニ非スシテ佐藤日忍一個人ナルコトヲ認メ得ルニ十分ナリ

二、明治十年第四十三號布告ヲ明治六年二百四十九號布告明治九年教部省第三號達等ニ推考スレハ右四十三號布告ハ獨リ金穀借入ヲナス場合ニ限ラス神社若クハ寺院ノ爲メ荷モ債務ヲ負擔スル契約ヲ爲ス場合ニハ氏子又ハ檀家總代二名以上ノ連署ヲ要セシムヘキ法意ニシテ從テ右連署ナキトキハ神官僧侶ノ私債ト見做スヘク控訴人カ本件契約ヲ締結スルニ當リ檀家總代ノ連署ヲ得サル事ハ

(丑) 明治十年布告第四十三號連署ヲ要スル事項

寺院カ債務ヲ負擔スルニハ檀家總代二名以上ノ同意ヲ要スルヲ以テ債務負擔ヲ爲スモノナル以上裁判上ノ和解タルト裁判外ノ和解タルト區別ナシ故ニ同意ナキ裁判上ノ和解調書ヲ債務名義ト爲シタル強制競賣ニ依リテ其競落人ハ實體上競落不動産ノ所有權ヲ取得セス

十八、同上

債務負擔ノ全テノ場合ニ適用アリ

(大民、大正十五年(オ)二六六號、十五年五月二十八日、評論一五卷九號諸法二九九頁、判例集五卷七號四三九頁)

同上東京控訴院ノ判決ニ對スル上告ニシテ棄却サレタルモノナリ即チ明治十年太政官布告四十三號ハ獨リ寺院カ金穀ノ借入ヲ爲ス場合ニ限ラス苟モ債務負擔ノ契約ヲ爲ス總テノ場合ニ適用アリ

裁判上ノ和解ニテ寺院カ債務ヲ負擔スル場合ニテモ右ノ法令ノ適用ヲ受ケ總代ノ承諾ヲ要ス

十九、國有境内地ヲ賃貸スルニハ檀家總代ノ同意ヲ要セス

(東控、昭和二年(ネ)九四二號、昭和三年十一月二十二日判決)

建物收去土地明渡請求控訴事件(控訴人淺草區神吉町向旭院、被控訴人中島侑)

控訴人ハ被控訴人侑トノ間ノ本件賃貸借契約ニ付テハ明治十年太政官布告第四十三號ニ從ヒ控訴寺ノ檀家總代二名以上ノ同意ヲ得ヘキモノナルニ前示住職良長ハ其同意ヲ得サリシモノナルヲ以テ該契約ハ無効ナリト主張スレトモ前記太政官布告第四十三號ハ寺院カ金穀借入抵當權設定、或ハ之ニ類スル債務ヲ負擔スル行爲ニ付住職ニ於テ檀家總代二名以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ヲ規定シ此等ノ行爲ニ對シテハ寺院ノ利益ヲ保護スル爲メ其住職ノ專行ヲ禁シタルモノナレトモ本件ノ場合ノ如ク寺院カ其使用權ヲ有スル境内地(國有地)ノ一部ヲ他人ニ賃貸スルハ之ヲ住職ノ專行ニ委スルモ寺院ノ利益ノ保護ニ缺クル所ナク右布告ノ規定ニ包含セサルモノト解スヘシ

(I) 明治十年布告第四十

三號連署ヲ爲ス者

一、檀家氏子總代二名以上ノ連署ヲ要ス

(東地、民二、大正五年(ワ)一二五二號、七年四月十三日、新聞一四〇二號、一九頁、要錄九卷一〇五二頁)

布告ハ其立法ノ目的寺院僧侶ノ專斷ヲ防キ依テ以テ其寺院財產ノ保全ヲ計ラントスルニアルヲ以テ單ニ寺院カ金穀ヲ借入ルル場合ノミナラス寺院ヲシテ債務ヲ負擔セシムヘキ諸請負契約ヲ締結スル場合ニ於テモ該寺院檀家總代二名以上ノ同意又ハ承諾ヲ要ス

(東控民一、大正四年(ネ)五九九號、五年六月十日、評論五卷諸二四七頁)

(要旨)住職カ寺ヲ代表シ二十年ノ期間ノ賃貸契約ノ締結ヲ爲スニハ必スヤ檀家總代二名以上ノ連署ヲ要ス(理由、前掲耳、四)

(東地民二、明治四十二年(ワ)一三六四號、四十年三月三十一日、最判六卷一八七頁)

按スルニ明治十年五月布告第四十三號ニ依レハ寺院ノ爲メ債務ヲ負擔スル場合ニハ其種類ノ如何ヲ問ハス僧侶ノミニテ其法律行爲ヲ爲スコトヲ許サス必ス檀家總代ト協議ヲ爲シ其總代二名以上ノ連署ヲ要スルコト明カナルカ故ニ寺院ノ代表者カ其檀家總代二名以上ノ連署ヲ經ス

(I) 明治十年布告第四十三號連署ヲ爲ス者

シテ株式ノ全額ノ拂込ノ終ラサル株式ヲ讓受ケ同名義書替ノ手續ヲナスモ該行爲ハ寺院ニ對シ何等效力ヲ生スルモノニ非ス

(大民一、明治三十年四四號、三十二年一月二十日、判決錄五卷一號四五頁)

神社ノ神官若クハ寺院ノ僧侶ニ於テ其社寺ノ爲メ金穀ヲ借入ルルトキハ必ス氏子檀家ト協議シ總代二名以上ノ連署ヲ要ス若シ此連署ナキトキハ該貸借ヲ以テ神官僧侶ノ私債ト見做ス

二、檀家ト信徒ハ其性質異ナルモ寺院財產ニ對スル關係ハ差ナシ

寺院ハ法人故法令ニ制限ナキ限り通常法人ノ爲シ得ル法律行爲ヲ爲シ得

檀家ナキ寺院ハ信徒總代ヲ以テ連署セハ足ル(大民一、明治四十年二月十四日、判決錄第一三輯三卷一一二頁)

寺院ハ其實質上一ノ法人ナルカ故ニ適法ノ代表機關ヲ以テスレハ特ニ法令ノ禁止セサル限り通常法人ノ爲シ得ヘキ法律行爲ハ總テ之ヲ爲シ得ヘキ能力アルモノトス本布告ハ寺院ノ財產ヲ保全スル爲メ住職ノ私擅行爲ヲ

防遏シ其利益ヲ保護スル趣旨ニ出ツルモノトス從テ檀家ナキ寺院ノ住職ハ信徒總代ノ連署ヲ以テ貸借スルハ違法ニ非ス

按スルニ檀家ト信徒トハ其性質ニ於テ異ル所アルハ勿論ナリト雖モ寺院ノ財産ハ檀家信徒ノ寄附ニ依ルモノ多キコトハ爭フヘカラサル事例ナルカ故ニ此寺ノ財産ヲ保全スル點ニ於テハ檀家若クハ信徒ノ其寺院ニ對スル關係ハ彼是差アルヘキ理由ナシ從テ明治十年布告四十三號ハ寺院ノ貸借ニハ檀家總代二名以上ノ連署ヲ要スル旨規定セシヲ以テ檀家ト信徒ト其性質ヲ異ニスルカ故ニ信徒總代ノ連署ヲ以テ同布告ノ要件ヲ滿タスコト能ハサルカ如ク解釋スヘク現ニ本院ニ於テハ明治三十六年(オ)第六十七號事件ニ對シ同二十七年二月二十四日言渡シタル判決中右ノ解釋ヲ採用シタリ然レトモ是レ單ニ字句ニ拘泥シタル見解ト云ハサルヘカラス抑モ寺院ハ其實質ニ於テ一ノ法人タル事疑ナキヲ以テ適法ノ代表機關ヲ以テスレハ特別ニ法令ノ禁止セサル限りハ通常法人ノ爲シ得ヘキ法律行為ハ之ヲ爲シ得ヘキ能力アリト云ハサルヘカラス故ニ若シ布告四十三號ハ檀家總代ノミニ適用スヘキモノトセハ檀家ナキ寺院ニハ其適用ナキニ至ラン而シテ其適用

ナキ結果ハ檀家ナキ寺院ハ上告論旨所論ノ如ク貸借行為ヲ爲スコト能ハサルニアラスシテ却テ其適法ノ代表者タル住職カ寺院ノ爲メ自由ニ貸借ヲ爲スコトヲ得ヘシト論結スルヲ至當トス元來同布告ノ趣旨ハ寺院ノ財産ヲ保全スル爲メ住職ノ私擅行為ヲ防遏シ其寺院ノ利益ヲ保護スル目的ニ出テタルモノナルコト明ナルヲ以テ此趣旨ニ於テ信徒ノミ有セル寺院カ其保護ヲ享有セサルノ理由之アルヘカラス即チ本院ハ布告ノ字句ニ拘泥スルコトヲ爲サス如上ノ趣旨ヲ基本トシ明治三十八年(オ)第四八號事件ニ付キ同年十月二八日言渡シタル判決ニ於テ寺院ノ檀信徒總代カ明治十年布告第四三號ニ依リテ證書ニ連署スルハ寺院ノ代表者タル住職ノ事務執行ヲ監査スヘキ職責アル旨ヲ判示シ事件ノ關係上直接ニ前示布告ニ基ク貸借證書ニ信徒總代ノ連署ヲ以テ寺院ノ貸借トシテ有效ナリト判斷ヲナサスト雖モ本件上告寺ノ如ク信徒ノミ有セル寺院ノ貸借ニ關シ信徒總代カ連署シタル場合ヲ有效視シ進シテ其職責ヲ判定シタル以上ハ前示三十七年ノ判決ニ檀家總代ノ連署アルニ非サレハ寺債トシテ有效ナラストノ趣旨ト全ク相容レサルコト明カナルハ其判決ハ判例トシテ已ニ認ムル能ハサルハ勿論以上説明セシ趣旨ニ基ク

前示三十八年ノ判決ニ基ク判例ハ之ヲ變更スヘキ理由ヲ認メサルナリ右布告四三號ノ解釋ニ付キ本院ノ判例トスル所アルモ結局前示三十七年ノ判決理由ト同一趣旨ニ歸着スルモノナルヲ以テ總テ上告適法ノ理由ナキコトハ以上ノ説明ヲ以テ充分了解スルコトヲ得ヘシ又明治六年布告第二百十九號ハ寺院古來相傳ノ什物等ノ處分ヲ爲ス場合ニ適用スヘキモノニシテ本件ノ如ク報酬契約ヲ爲スヘキモノニアラサルコトハ該布告自體ニ依リテ明白ナレハ前掲上告理由第六點末段ノ論旨モ亦理由ナシ

三、總代ニ選出セラレ事實上寺務ニ參與スルモ届出ナクハ資格ナシ

無届總代ノ連署ニテハ寺債トナラス
(大民二、明治四十二年三月十二日)

無届總代ノ連署ニテハ寺債トナラス
寺院ノ信徒總代ハ信徒中相應ノ財産ヲ有シ衆望ノ歸スル者ニ名以上ヲ選舉シ且三年目毎ニ改選ノ上所轄市町村役場ニ届出ツヘキコトハ明治十四年及ヒ明治二十四年各内務省乙第三十三號達ノ定ムル所ナリ而シテ其届出ハ寺院ノ願屆等ニ連署シテ差出サシムル爲メナルコトハ明文ノ示ス所ナルヲ以テ之ニ依リテ信徒總代タル事ヲ公認シ

(一)明治十年布告第四十三號連署ヲ爲ス者

届濟ノ者ニ非サレハ法律上寺院ノ總代タル資格ヲ有セサルモノト解釋スルヲ相當トス
故ニ事實上寺院ノ信徒總代ニ選出セラレ總代トシテ寺務ニ參與スル者ト雖モ所轄役場ニ届出ヲナスニ非サレハ法律上總代タル資格ヲ有セス故ニ其者ニ於テ連署シ無檀家寺院ノ爲メニ借財ヲ爲スハ第三者ノ信認如何ヲ問ハス明治十年布告ニ依リテ住職ノ私債ト見做スヘキモノニシテ寺債トシテハ無効ナリ

四、寺院ハ法令ニ禁止ナキ限り通常法人ト同一ノ法律行為能力アリ

本布告ハ寺院財産保護ノ爲メ私擅防遏ヲ目的トス
檀家ト信徒ハ寺院財産保全ノ關係ニテハ同シ
無檀家寺院ニテハ信徒總代ノ連署ニテ可
(大民二、大正元年(オ)一一〇號、二年一月三十日、新聞八五一號二六頁、要錄四卷四四頁、民事判決錄一九輯三一頁)

(無效地上權買受代金取戻請求ノ件)檀家ナキ寺院ノ住職カ信徒總代ノ連署ヲ以テ貸借ヲ爲スハ寺債トシテ有效ニシテ明治十年布告四十三號ニ依リ住職ノ私債ト見做スヘキニ非ス

寺院ハ法人タル實質ヲ具有シ適法ノ代表機關ヲ以テスレハ特ニ法令ノ禁止セサル限り通常法人ノ爲シ得ヘキ法律行爲ハ總テ之ヲ爲ス能力ヲ有ス布告カ寺院ノ借財ニ檀家總代ノ連署ヲ要ストセルハ寺院ノ財産ヲ保全スル爲メ代表者タル住職ノ私擅行爲ヲ防遏シ其利益ヲ保護スル趣旨ニ出テタルモノ故檀家ナク信徒ノミ有スル寺院カ單リ同一ノ保護ヲ享有セサル理由アル可ラス信徒總代ノ連署ヲ以テ貸借ヲ爲スニ於テハ寺債トシテ有效ナルモノト云フヘク寺院カ檀家ヲ有スル日ヲ待ツテ僅カニ法律行爲ヲ爲シ得ヘキモノニアラス又寺院ノ財産ハ檀家信徒等ノ寄附ニナル事多キヲ以テ檀家ト信徒トハ其性質ニ於テ異ナル所アルモ寺院ノ財産ヲ保全スル關係ニ於テハ彼是區別ヲ付クヘキモノニアラス

五、後日ノ同意モ有效ナリ

不適法選出檀家總代ノ連署ニテハ寺債タラス
 (東控民三、大正三年(ネ)三六四號、三年十二月十二日、新聞九九八號、要録六號一〇八七頁)
 適式ニ選舉セラレタルニ非サル檀家總代ノ連署ニ依ル寺院住職ノ契約ハ寺ニ對シテ無効トス(評論四卷諸三〇頁)後日ノ同意ニ付キ判示ス

六、選舉ナキ檀家總代ハ事實上寺務ニ參與スルモ資格ナシ

右ノ不適式總代ノ連署ニテハ寺債トナラス
 (大地民三、明治四十五年(ワ)一三五號、新聞八二二號二六頁)

單ニ住職其他一二ノ者ノ意見ニ基キ推舉セラレタル者ノ如キハ假令事實上寺務ニ參與スルコトアルモ檀家總代タルノ資格ナキモノナルヲ以テ斯カル檀家總代タル資格ナキモノカ寺院ノ債務負擔契約ニ檀家總代トシテ連署スルモ法律上檀家總代ノ連署ナキト同一ニ屬スルヲ以テ其ノ契約ハ寺院ニ對シテ何等效力ヲ有スルモノニアラサルナリ

七、氏子又ハ檀家總代ノ連署ハ寺債ノ絕對要件ナリ

氏子又ハ檀家ナキ社寺ハ處分行爲ヲ爲ス餘地ナシ
 (大民二、明治三十年四八五號、三十一年二月二十五日、判決錄四輯二卷民五頁)
 (要旨)明治十年第四十三號布告ハ神社又ハ寺院カ其社寺附ノ地所ヲ抵當ト爲スニ付イテハ氏子又ハ檀家總代二名以上ノ連署ヲ爲サシムルヲ以テ取引上ノ要件トシタルモノナリ故ニ氏子又ハ檀家ナキ社寺ハ該布告ノ趣旨ニ從

ヒ其社寺附ノ地所ヲ抵當ニ差入ルルカ如キ處分行爲ヲ爲スヲ得ス

(理由)該布告ノ主意ハ社寺附ノ地所ヲ抵當ト爲スニ付イテハ其氏子又ハ檀家總代二名以上ノ連署ヲ爲サシムルヲ以テ取引上ノ要件ト爲シタルモノナレハ此要件ヲ缺クコトアランニハ其理由ノ如何ヲ問ハス之ヲ無効トナスニアルコト換言セハ氏子檀家ナキ社寺ニ對シテハ到底其社寺附地所ヲ抵當ニ差入ルルカ如キ處分行爲ヲ爲スノ餘地ヲ與ヘサリシコト法文上自ラ明ナリ故ニ舊常樂寺ニハ上告人ノ云フ如ク元來一ノ檀家ナカリシモノトスルモ其檀家ナキカ爲メ四三號布告ノ要件ヲ充タサス寺院ノ兼務住職ニ於テ擅ニ寺院附ノ地所ヲ質入ナシ得ヘキ理由ナシ

八、無檀家寺院ハ法類ノ連署ニテハ寺債トナラス

(大民二、明治三十三(オ)第五三三號事件、明治四十年五月二十日、明治四十年判決錄、五六五頁以下、和歌山本願院事件)

仍テ按スルニ明治十年第四十三號布告ハ社寺ノ爲メ金穀ヲ借入ルルニ付テハ氏子若クハ檀家ノ總代二名以上ノ連署ヲ要シ其連署ナキ貸借ハ神官僧侶ノ私債ト見做シ社寺ニ對シテ無効タルヘキコトヲ規定シタルモノナレハ寺

(一)明治十年布告第四十三號連署ヲ爲ス者

ニ檀家ナキ場合ト雖モ寺ノ爲メ金穀ヲ借入ルルニハ單ニ寺ノ代表者ノミニテ之ヲ爲シ又ハ檀家總代ノ連署ニ代ルニ法類ノ連署ヲ以テスルコトヲ得サルモノトス是レ本院ノ判例ノ示ス所ナリ故ニ單ニ法類ノ連署アルニ過キサレ本件貸借ハ本願院ニ對シ其效ナシト判決シタル原判決ハ正當ナリ

九、總代二名ノ連署ト寺名ノ記載アレハ住職名明記ナクトモ可

(東控民三、明治四十四年(ネ)六五三號、六六一號、評論一卷民六四〇頁)

十年布告ニ寺院ノ金穀借入レニ際シ別ニ寺院代表者ノ記名捺印ヲ要スル旨趣ナキヨリ推考シ甲第六第七號證及ヒ甲第一號證ノ作製ノ當時ニ於テハ文書上特ニ寺院ヲ代表スヘキ旨ノ記名捺印ナキモ檀家總代二名以上ノ連署ト寺名下ニ寺院ノ捺印アル以上ハ當時ノ住職ニテ正當ニ寺院ヲ代表シタルモノト認メ有效ニ取扱ハレタル事例アリタルコトヲ認メ得ヘシ

十、無檀家寺院ハ債務負擔ノ契約ヲ爲ス能ハス

(大控、明治四十三年十二月二十八日、新聞七〇四號二五頁)

證據ニヨレハ被控訴人(大谷光登)カ大谷派本願寺ヲ代表シテ締結(債務負擔契約)シタルコト極メテ明白ナレトモ證書ニハ本願寺ノ檀家總代二名以上ノ連署ナキヲ以テ明治十年布告四三號ニ依リ該證中債務負擔ノ契約ニ付イテハ被控訴人個人ノ私債ト見做スヘキモノナリ被控訴人ハ布告ハ檀家ヲ有スル寺院ニ對スル規定ニシテ本願寺ノ如キ檀家ヲ有セサル寺院ニ付イテハ其適用ナキモノト論スレトモ右布告ハ檀家ノ有無ニ付何等區別スル所ナク一樣ニ寺院カ債務負擔ノ契約ヲ爲スニハ檀家總代二名以上ノ連署ヲ要スル旨ヲ規定スルモノナレハ檀家ヲ有セサル寺院ハ遂ニ債務負擔ノ契約ヲ爲スヲ得サル結果ヲ生スヘキハ勿論ナルモ檀家ナキ寺院ニハ適用ナシト解スルヲ得ス

十一、無檀家寺院ハ法類ノ連署ヲ以テ寺債ヲ爲スヲ得ス

(大民二、明治三十六年(オ)六一七號、三十七年二月二十四日、判決録一〇輯二〇七頁、判決抄録三〇卷三九三八頁)

社寺ノ金穀借入ニ關スル明治十年第四十三號布告ハ神社竝ニ寺院ニ於テ其社寺ノ爲メ金穀ヲ借入ルルトキ若クハ金穀ヲ借入ルル爲メ社寺附ノ地所建物什器等ヲ抵當ト

ナストキハ必ス氏子檀家ト協議シ總代二名以上ノ連署ヲ要スル旨ヲ規定シタルモノニシテ此等ノ手續ハ此法律行爲ヲ以テ社寺ノ金穀借入ニ付キ有效ナル爲メノ必要條件ト爲シ此要件ヲ缺クニ於テハ該社寺ノ神官僧侶ノ私債ト見做サレ其抵當モ亦無効タルヘキコトヲ明カニ宣言スルモノナルカ故ニ原院ノ同布告ニ關スル解釋ハ洵ニ適當ナリ抑モ社寺カ金穀ヲ借入レ若クハ之ヲ借入ルルカ爲ニ其社寺ノ地所建物什器等ヲ擔保ニ供セントスルニ當リ常ニ氏子又ハ檀家ナキトキハ其總代タルヘキ者モ存在セサレハ右金穀ノ借入レ等ノ爲メ協議ヲ爲シ證書ニ連署ヲ爲スヘキ機關ナク從テ此ノ如キ社寺ニ於テハ以上ノ如キ法律行爲ヲ有效ニ爲ス能ハスサリトテ寺ニ檀家ナキトキハ法類ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ルカ如キ規定存セサルニ付此場合ニ法類ヲ以テ檀家總代ト同視スルコトヲ得サルハ明白ナリ

十二、寺名明記アリ檀家連署アレハ住職名ナクトモ住職ノ行爲ナリト見ル

(東控民三、明治四十四年(ネ)六五三號、六六一號、大正元年十月三日判決、法律日々一八七號、最近判例集一卷一八六頁)

(寺院ノ代表者明記ノ要否)太政官布告ニハ寺院ノ金穀借入ニ際シ別ニ寺院代表者ノ記名捺印ヲ要スル旨ノ規定ナキニヨリ推考スレハ本件文書ハ作成當時ニ於テ文書上特ニ寺院ヲ代表スル者ノ記名捺印ナキモ檀家總代二名以上ノ連署ト寺院名下ニ寺院ノ捺印アル以上ハ當時ノ住職ニ於テ正當ニ寺院ヲ代表シタルモノト認メ有效ニ取扱ハレタル事例アリタル事ヲ認メ得ヘシ

(J) 明治十年布告第四十三號 協議

一、檀家氏子トノ協議ヲセストモ寺債行爲ハ無効トナラス

(大判、明治二十八年、判決録四卷九四頁)

(要旨)協議ノ欠缺ハ借入行爲ヲ無効トセス

社寺名義ノ金穀ノ借入ニ付キ該社寺附地所建物什器ノ抵當ヲ無効ト爲ス場合ハ總代二名以上ノ連署ナキ時ニ限リ氏子檀家ト協議ノ欠缺ハ右ノ推定又ハ無効ヲ惹起セス

(大判民一、明治二十八年三四三號、二十八年十一月十四日、判決録四卷九五頁)

內務省十二年乙第三十九號同省十七年乙第三十七號達

(J) 明治十年布告第四十三號協議

ハ之ヲ按スルニ社寺ノ所有物件中抵當ト爲スヘカラサルモノヲ保護スル旨趣ニ因ルモノナレハ係争物件ニシテ抵當トナスヘカラサルモノニアラサル限りハ右達ノ手續ヲ履ミ特ニ認可ヲ受ケサルモ抵當ノ無効ヲ惹起セス

二、協議ヲ爲スヘキ規定ハ寺院ト檀家トノ内部關係ノ規定ナリ

第三者カ寺ノ内部關係ヲ知ラサル限りハ無協議ハ債務無効ノ理由タラス

(東地民三、大正三年三月七日、評論三卷諸法七六頁)

六頁)

(要旨)相手方カ寺院ノ内情ヲ知悉セル外ハ寺ハ協議欠缺ヲ理由トシテ契約上ノ義務ヲ免ルルヲ得ス

本布告ニ所謂住職ニ於テ檀家ト協議スヘキ規定ハ寺院ト檀家トノ内部ノ關係ヲ規定シタルニ過キサレモノナルカ故ニ寺院代表者タル住職カ其寺院ヲ代表シ總代ノ連署ヲ以テ第三者ヨリ金員ヲ借入ルル場合ニ於テハ特ニ其第三者カ右内部ノ事情ヲ知悉セル場合ヲ除キ右布告後段ノ適用ヲ見ルヘキモノニ非ス則チ寺ハ檀家トノ協議ヲ經サリシコトヲ理由トシテ契約上ノ義務ナシト云フヲ得ス

三、協議トハ檀家總代トノ協議ニシテ檀家ノ協議ハ必

要ニアラス

(大民三、大正三年(オ)七五二號、四年二月十七日、判決録二一輯一二七頁)

(要旨)協議ハ檀家總代ト協議シ二名以上ノ同意アラハ足り凡テ檀家トノ協議ヲ債務成立ノ要件ト爲スモノニ非ス

(理由)布告ハ社寺ノ利益ヲ保護スル目的ヲ以テ神官僧侶カ專斷ニテ社寺ノ爲メ消費貸借又ハ抵當ノ差入ヲ爲スヲ禁シタルモノニシテ此目的ヲ達スルニ付テハ多數ノ氏子檀家ト一々協議シ其同意ヲ得ルカ如キハ煩ニ耐ヘス且格段ノ效力ヲ有セサルヲ以テ同布告ニ「氏子檀家ト協議シ總代二名以上ノ連署ヲ要スヘシ」トアルハ氏子總代又ハ檀家總代ト協議シ其二名以上ノ同意ヲ得レハ足ルノ精神ナリト解セサルヘカラス然ラハ同布告ヲ以テ氏名又ハ檀家トノ協議ヲ社寺ノ債務成立ノ一要件ナリトスルモノナリト解釋シ此解釋ヲ以テ前提トスル本上告論旨ハ理由ナシ

四、同上

(東控民一、大正五年(ネ)四一四號、六年七月四日、要録八卷一〇二五頁一節)

布告ニ氏子檀家ト協議シ總代二名以上ノ連署ヲ要スヘシトアルハ氏子又ハ檀家ト協議ノ上其二名以上ノ同意ヲ得レハ足ル趣旨ニシテ一々多數ノ氏子檀家ト協議シ其同意ヲ得ルコトヲ要セス

(東控民一、大正五年(ネ)四一八號、六年七月四日、評論六卷民訴三四八頁)

(要旨)氏子總代又ハ檀家總代ト協議ノ上其二名以上ノ同意ヲ得レハ足り多數ト協議スル事ヲ要セス

(理由)寺院ノ債務負擔契約ハ明治十年太政官布告四三號ニ依リ法定代理人タル住職ニ於テ檀家ノ協議ヲ經且總代二名以上ノ連署ヲ以テ締結スルニ非サレハ其效力ナシ然ルニ本件ハ住職ハ檀家ノ協議ヲ經テ締結シタルモノニアラス又檀家總代二名以上ノ連署ナキヲ以テ其效力ナキモノナリト抗辯スルモ右布告ニ氏子檀家ト協議シ其總代二名以上ノ連署ヲ要スヘシトアルハ氏子總代又ハ檀家總代ト協議シ其二名以上ノ同意ヲ得レハ足ル趣旨ニシテ一多數ノ氏子檀家ト協議シ其同意ヲ得ル事ヲ要シ又必スシモ證書ヲ作成シ總代カ其證書ニ連署スヘキ形式ヲ要スルモノニアラス

五、協議ハ寺院ノ内部關係ノ規定ニシテ其欠缺ハ善意

ノ相手方ヲ害セス

(大判、明治三十五年四月二十四日)

明治十年第四十三號布告ハ社寺カ金穀ヲ借入ルルニハ必ス氏子檀家ト協議ヲ爲スヘキコトヲ規定シタルモ是レ單ニ社寺ト氏子檀家トノ内部關係ヲ規定シタルモノニ止マレハ寺院ノ代表者タル住職カ其寺院ヲ代表シテ檀家總代ノ連署ヲ以テ善意ノ第三者ヨリ金穀ヲ借入レタル時ハ假令寺院ト檀家トノ間ニ協議ナカリシトスルモ之カ爲メニ該貸借契約ヲ無効ナラシメ以テ善意ノ相手方ヲ害スルコトヲ得ヘキモノニ非ス

(大民一、三十五年(オ)八七號明治三十五年四月二十四日、判決録四卷一〇〇頁)

明治十四年達ハ社寺ノ總代人ハ滿三年毎ニ改選シ市町村役場若クハ戸長役場ニ届出シムヘキコトヲ規定シタルニ止マリ總代人ノ資格ヲ改選ナキニ不拘滿三年ヲ經過スレハ當然消滅スヘキコトヲ規定シタルモノニ非ス

六、無檀家寺院ノ場合法類ノ連署ニテハ不適法ナリ

(大民二、明治三十六年(オ)六一七號、三十七年二月二十四日、判決録一〇輯二〇七頁、判決抄録二〇卷三九三八頁)

(K)明治十年布告第四十三號連署ノ意義性質方法時期及效力

社寺ノ金穀借入ニ關スル明治十年第四十三號布告ハ神社並ニ寺院ニ於テ其社寺ノ爲メ金穀ヲ借入ルルトキ若クハ金穀ヲ借入ルル爲メ社寺附ノ地所建物什器等ヲ抵當トナストキハ必ス氏子檀家ト協議シ總代二名以上ノ連署ヲ要スヘキ旨ヲ規定シタルモノニシテ此等ノ手續ハ此法律行爲ヲ以テ社寺ノ金穀借入ニ付キ有效ナル爲メノ必要條件トナシ此要件ヲ缺クニ於テハ該社寺神官僧侶ノ私債ト見做サレ其抵當モ又無効ナルヘキコトヲ明カニ宣言スルモノナルカ故ニ原院ノ本件ニ關スル解釋ハ洵ニ適當ナリ抑モ社寺カ金穀ヲ借入レ若クハ金穀ヲ借入ルルカ爲メニ社寺附地所建物什器等ヲ擔保ニ供セントスルニ當リ常ニ氏子又ハ檀家ナキ時ハ其總代タルヘキ者モ存在セサレハ右金穀借入等ノ爲メ協議ヲ爲シ證書ニ連署ヲ爲スヘキ機關ナク從テ此クノ如キ社寺ニ於テハ以上ノ如キ法律行爲ヲ有效ニ爲ス能ハスサリトテ寺ニ檀家ナキ時ハ法類ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ルカ如キ規定存セサルニ付此場合ニ法類ヲ以テ檀家若クハ檀家總代ト同視スルコト得サルハ明白ナリ

(K) 明治十年布告第四十三

號 連署ノ意義、性質、方法、時期及效力

一、連署ノ規定ハ僧侶ノ私擅防遏ノ爲ナレハ其ノ行爲ニ對スル同意ナリ

總代ノ同意ハ神官僧侶ニ對スル意思表示ナリ。

同意ハ債務負擔行爲成立後ニテモ有效ナリ

(大民一、大正三年十月二十二日、判決録二〇輯

七八六頁、要録五卷一六四頁)

(要旨)所謂連署トハ神官僧侶カ社寺ノ爲メ債務ヲ負擔スル行爲ニ付テノ同意ト解スヘシ

(理由)按スルニ布告ニ於テ神社並ニ寺院ノ爲メ金穀ヲ借入レ其他債務ヲ負擔スルニ付キ氏子檀家ノ總代ノ同意ヲ必要トシタル所以ハ社寺ノ財産ヲ保全スル爲メ其代表者タル神官僧侶ノ私擅行爲ヲ防遏シ其利益ヲ保護スルノ趣旨ニ出テタルモノナレハ所謂總代ノ連署トハ神官僧侶カ社寺ノ爲メ債務ヲ負擔スル行爲ニ付テノ同意ト解ス

(要旨)總代ノ連署ハ神官僧侶ニ對スル意思表示ナリ

(理由)總代ノ同意ハ社寺ノ代表者タル神官僧侶ノ權限ノ不足ヲ補充シ完全ナル權限アルニ至ラシムルモノニシ

テ神官僧侶ニ對スル意思表示ニ外ナラス

(要旨)總代ノ同意ハ社寺ノ代表者カ社寺ノ爲メ債務ヲ負擔スル行爲ノ後ニ存スルモノ同意トシテ有效ナリ

布告末段ノ同意ナキ場合ハ債權者保護ノ爲メ神官僧侶ノ私債トナス趣旨ナレハ此規定ニ依テ行爲以後ノ同意ヲ許サスト云フヲ得ス

(理由)總代ノ同意ハ社寺ノ代表者タル神官僧侶カ社寺ノ爲メニ債務負擔行爲ヲ爲ス當時ニ存スルコトヲ要スヘキコトハ該布告明文上ニ之ヲ見ルヘキモノナシ却テ布告ハ社寺ノ財産保護ヲ目的トスル趣旨ニ出テタルモノナルコトヨリ推究スル時總代ノ同意ハ社寺ノ代表者ノ行爲ノ後ニ存スルモノ布告ノ精神ニ反スルモノト云フヲ得ス何トナレハ代表者カ債務負擔行爲ヲナシタル後ニ於テ之ヲ不適當ナリトスレハ同意ヲ與ヘサルヘク適當ナリトスレハ同意ヲ與フヘキヲ以テ社寺ノ財産保護ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘケレハナリ或ハ該布告末段ニ於テ總代ノ連署ナキ時ハ神官僧侶ノ私債ト見做スヘキコトノ規定ヨリスレハ代表者ノ行爲當時ニ於テ總代ノ同意ナカリシトキハ其債務ハ神官僧侶ノ私債ト確定シ後日總代ノ同意アルモ斷シテ社寺ノ債務トナルコト非サルカ如シト雖モ該規定ノ

タメニ代表者ノ行爲以後ニ於ケル總代ノ同意ヲ許ササルモノトスルヲ得ス要スルニ該布告ノ趣旨社寺ノ代表者タル神官僧侶カ氏子檀家總代ノ同意ヲ經スシテ社寺ノ爲メ債務負擔行爲ヲ爲シ後日ニ至ルモ總代ノ同意ナキ時ハ社寺ノ債務トシテ效力ヲ生スルコトナク神官僧侶ノ私債トナルモ同意ノ有無確定セサル間ハ債務者ハ神官僧侶ノ私債トシテ債權ヲ主張シ得ルニ止リ社寺ノ債務トナルヤ否ヤハ浮動ノ狀態ニアルモノト云フヘク之ニ反シテ社寺ノ代表者タル神官僧侶ノ行爲當時ニ總代ノ同意アルカ若クハ行爲當時ニ同意ナキモ後日ニ至リ同意アルトキハ社寺ノ債務タル效力ヲ生スルモノト解スヘキモノナリ

二、債務成立後ノ同意ニテモ寺ニ對シ效力ヲ生セシム

(東控、大正三年十二月十二日、評論四卷諸法三

〇、同判決後段)

(要旨)社寺代表者ノ行爲後ニ於ケル總代ノ同意ハ效力アリ住職カ檀家總代ノ連署ナクシテ爲シタル契約ト雖モ後日檀徒總代ノ同意ニヨリ寺ニ對シテ其效力ヲ生セシムルコトヲ得ルモノトス

三、連署ハ同意ノ意ニテ寺債ヲ要式行爲トナシタルニ

アラス (五)明治十年布告第四十三號連署ノ意義性質方法時期及效力

(大民三、大正三年(オ)七五三號、四年二月一七日、判決録二一輯一二七頁、辨償金請求事件ノ一節、新聞一號一〇〇四號三一五頁)

明治十年布告ニ總代二名以上ノ連署トアルハ總代二名以上ノ同意ノ意義ヲ有スルニ過キスシテ寺債ヲ要式行爲ト爲シタルニ非ス

四、連署ハ寺債ヲ要式行爲ト爲シタルニ非ス

(東控民一、大正五年(ネ)四一四號、六年七月四日、新聞一三二六號二五頁評論六卷民訴三四七、

要録八卷一〇二五頁ノ一節)

右布告ハ必スシモ證書ヲ作成シ總代カ其證書ニ連署スヘキ形式ヲ要スルモノニ非ス

五、連署ナキ爲メ執行力ナキ公正證書ヲ總代カ追認スルモ執行力ナシ

(東控民二、法律日々七一九號、判例集七七頁、評論一卷民訴一四八頁、公正證書ノ執行力ト追認)

(要旨)檀家總代ノ連署ヲ缺クカ爲メニ執行力ナキ公正證書ハ縱令後日檀家總代カ之ヲ追認シタル事實アリトスルモ其執行力ヲ生スヘキモノニアラス

控訴代理人ハ明治四十三年七月十日檀家總代福島鈴木ハ越溪宗實ノ代理行爲ヲ追認シタルカ故ニ本件執行ハ正當ナリト云フモ公正證書執行力ハ適法ニ成立シタル證書ニ法規上附與セラルルモノニシテ前記認定ノ如キ本件公正證書ハ適法ニ成立セス執行力ナキモノナル以上ハ後日追認セラレタリトテ之レニヨリ其成立ヲ適法ナリシモノトシ之レニ執行力ヲ生スヘキモノトナスヲ得ス(關係法規民訴五五九條五號)

六、連署ハ僧侶ノ權限ノ不足ヲ補充スルモノナリ

連署ハ僧侶ニ對スル意思表示ナリ

同意ノ代理ヲ許サス

總代ノ同意ハ後日ノ追認ヲ許サス

(東控民二、大正元年(ホ)七六三號、二年四月五日、評論二卷諸法一五頁)

(要旨)僧侶カ檀家總代ノ同意ヲ得スシテ爲シタル金員借入行爲ノ效力

明治十年第四十三號布告ニ依レハ寺院ニ於テ金穀ヲ借入ルルトキハ必ス檀家ト協議シ總代二名以上ノ連署ヲ經ル事ヲ要ス從テ若シ此連署ナキトキハ寺院ニ對シテ效力ヲ生セス其行爲ヲ爲シタル該僧侶ノ私債ト見做サルヘキ

モノトス同布告ハ寺院ノ僧侶ハ往々寺院ノ代表者タル地位ヲ濫用シ恣ニ寺院ノ爲メニ金穀ヲ借入ルルコトアルヲ憂ヒ其私擅行爲ヲ禁シ寺院ヲ保護スル爲メ僧侶ハ寺院ノ爲メ借入ヲ爲スニ付キ檀家總代二名以上ノ連署即チ署名ニ依ル同意ヲ得ルコトヲ要ス若シ之ヲ得サルトキハ其行爲ヲナスノ權限ヲ有セサルコトヲ定メタルモノト解スルヲ適當トス故ニ檀家總代二名以上ノ署名ニ依ル同意ハ僧侶ニ於テ之ヲ得テ以テ自己ノ權限ノ不足ヲ補充シ完全ナル權限アルニ至ラシムルモノニシテ僧侶ニ對スル意思表示ナリト謂フヘク控訴代理人主張ノ如ク債權者ニ對スル住職ト共同シテ寺院ノ爲メニ金員ヲ借受クヘキ旨ノ意思表示ニアラス從テ住職カ此同意ヲ得スシテ寺院ノ爲メニナシタル借入行爲ハ法定代理權ナキ者ノ爲シタル行爲ニシテ無効トス而シテ同布告ノ精神ヨリ論スルトキハ檀家總代カ寺院ノ爲メニ連署ヲ爲スハ寺院ノ代表者タル住職ノ事務執行ヲ監督シ之ヲシテ私擅行爲ナカラシム可キ職責アルニ基クモノナルヲ以テ署名ニ依ル同意ヲナスヘキヤ否ヤヲ決定スルハ檀家總代ニシテ他人カ代ツテ其意思決定ヲ爲サシムルコトヲ得サルモノトス是レ猶ホ母又ハ後見人ノ行爲ニ對スル親族會獨リ之ヲ與フルコトヲ得ヘ

ク他人ヲシテ代ツテ之ヲ爲サシムルコトヲ得サルト一般ナリ加之同布告ハ前示ノ如ク寺院ノ保護ヲ目的トシテ制定セラレタルモノナルハ借入行爲當時ニ於テ檀家總代ノ連署ナキ時ハ絕對ニ之ヲ爲シタル僧侶ノ私債ト確定スルノ趣旨ト解スルヲ相當トスヘク連署ニ代理ヲ許シ若シ其代理權ナキ時ハ後ニ檀家總代ノ追認ヲナスニ至ルマテ僧侶ノ爲シタル行爲ノ效力ヲ浮動シナラシムルモノトスルハ寺院保護ノ目的ヨリ觀ルモ正當ノ解釋ニアラス

七、本布告ハ寺財保護私擅防遏ノ公益上ノ理由ニヨル規定ナリ

神官僧侶カ布告ヲ遵守セリト信スヘキ正當ノ理由相手方ニアルト否トヲ問ハズ本布告ハ社寺ノ代表者ニ付テノ特別授權ヲ規定シタルニアラス

(宮城控、大正三年(ホ)一號、三年三月一日、最近判例集一四卷五九頁)

寺院代表者ノ住職カ金八百圓ヲ借用シタルニ内金三百圓ノ借金行爲ニ付テノ檀家三名中二名ノ承諾ヲ得タルニ過キサル場合ニハ該三百圓ノ部分ノミニ寺院ニ對シテ法律上有效ノ消費貸借タルモ過金五百圓ノ部分ニ付キテハ該住職ノ私債ト見做スヘキモノトス明治十年第四十三

(五)明治十年布告第四十三號連署ノ意義ノ性質方法時期及效力

號布告ハ神官又ハ僧侶ノ私擅行爲ヲ防遏シテ社寺ノ財產ヲ保全シ其ノ基礎ヲ安固ナラシメントスル公益上ノ理由ニ出テタルモノナル事疑ヲ容レズ故ニ苟モ神官僧侶ノ行爲カ其規定ニ違反スルニ於テハ社寺ニ對シ絕對ニ無効ナルモノト爲スニ非サレハ社寺保護ノ目的ハ遂ニ達スルニ由ナキヲ以テ神官僧侶ノ行爲カ同布告所定ノ條件ヲ具備セザランカ神官僧侶カ其規定ヲ遵守シタリト信スヘキ正當ノ理由カ相手方ニ存スルト否トヲ問ハズ社寺ニ對シテ絕對ニ無効ナルモノト爲ス律意ナリト解セサルヘカラサルノミナラス神官僧侶ノ社寺代表權ハ他ノ法令ニ基クモノニシテ右布告ノ關スル所ニ非サルカ故ニ同布告ヲ以テ神官僧侶カ社寺ヲ代表スルニ付テノ特別授權ヲ規定シタルモノト爲スヘカラサルハ論ヲ俟タズ從ツテ縱令控訴代理人主張ノ如ク控訴人ニ被控訴寺住職某カ檀家總代ノ同意ヲ得タリト信スヘキ正當ノ理由アリタレハトテ民法一〇條ノ規定ヲ適用スヘキ餘地ナキモノトス

八、連署ハ寺債ヲ要式行爲ト爲シタルモノニ非ス

(大民二、四十二年(オ)一六號、明治四十二年二月二十六日、福島箒藏寺)

明治十年太政官布告第四十三號ハ神社並ニ寺院ニ於テ

社寺ノ爲メ金穀ヲ借入レ其他債務ヲ負擔スルニ付テハ社寺ノ財産保護ノ爲メ神官僧侶ノミニテ法律行為ヲ爲スコトヲ許サス必ス氏子檀家ト協議シ總代二名以上ノ同意ヲ要スル趣旨ニシテ必スシモ各行爲ニ付キ證書ヲ作製シ又ハ總代カ其證書ニ連署スヘキ形式ヲ要スルモノニアラス本件ニ付キ原判決ハ大塔建築工事ハ上告寺ノ住職兼藏善龍カ檀家總代ト共ニ上告寺ノ爲ニ發起シ檀徒總代三名ノ同意ヲ得テ工事ニ關スル各般ノ事務ヲ擧ケテ某ニ一任シ某ハ其委任ニ基キテ被上告人ト請負契約ヲ締結シ該契約ニ付テモ右檀家總代ノ同意アリタル事ヲ判示セルヲ以テ前掲法規ヲ適用セサルモノニアラス又理由不備ニアラス

一、明治十年四十三號布告ノ適用範圍
芝區芝東町六十四番地功雲院住職控訴人佐藤日忍（前掲、日、一五、參照）

十、連署ナキ債務負擔契約ハ寺ニ對シテ無効ナリ
無連署ノ訴訟委任契約ニ基ク報酬請求ハ住職ニ對シ爲シ得ス
（大地、明治四十年（ワ）二四九號、新聞五八〇號 一四頁）

（判示要旨）一、十年布告四十三號ニ反スル契約ハ社寺ニ對シ無効ナリ
二、社寺ノ訴訟代理人ニ對スル報酬契約ニシテ檀家總代二名以上ノ同意ナキトキハ寺社又ハ其住職神官ニ請求スルハ不法ナリ

本布告ハ六年布告九年達ヨリ推究セハ債務負擔ノ全場合ニ關ス
連署ナクハ僧侶ノ私債トナル
（東地、大正十一年（レ）二二一號、新聞五五三號 一〇頁）

（判示要旨）一、當事者ノ肩書ニ住職名ヲ附記シタル場合ノ訴訟當事者

明治十年四十三號布告ハ社寺カ檀家總代二名以上ノ同意ナクシテ債務ヲ負擔スル契約ヲ爲シタル時ハ債務契約ト否トテ問ハス該契約ハ社寺ニ對シテ無効ナリ神官僧侶カ個人ノ資格ニ於テ契約上ノ主體トナリ其債務者トナル可キモノナルコトヲ定メタルヲ以テ原告代理人ノ主張ノ如ク本願寺ノ住職タル被告大谷光瑩カ檀信徒總代二名以上ノ同意ナクシテ原告ノ前主タル小島菊地兩辯護士トノ

間ニ爲シタル報酬ヲ約シテ訴訟事務ヲ爲サシメントノ契約ハ該布告ノ結果個人タル被告カ其主體タルヘキモノニシテ從テ被告カ個人トシテ爲シ得サル訴訟事務ヲ爲サシメントスル契約ノ部分ハ當然無効ナリ一部カ無効トナルヘキ本契約ハ全部無効ナリ假リニ訴訟事務ヲ爲サシメントスル契約ノ部分ハ被告カ本願寺ノ名ヲ以テ有效ニ爲シ得ルモノナルカ故ニ本契約ノ主體カ本願寺トスルモ報酬ニ關スル契約ノ部分ハ同寺ニ對シ當然無効タルヘキヲ以テ其論決ハ同一タリ原告代理人ハ該布告ノ結果訴訟事務ヲ爲サシメントノ契約ハ本願寺ト兩辯護士トノ間ニ成立シ報酬ニ關スル契約ハ被告ト兩辯護士トノ間ニ亦有效ニ成立シタリト説明スレ共該布告ニ對シ斯ル適用アリトスルハ契約不可分ノ原則ヲ無視シタルノ謬見ナリ

十一、檀家ハ寺ノ財産處分ニ參與スルヲ得
布告ハ寺ノ債務負擔ヲナス凡テノ場合ニ適用ス
（大民二、明治三十七年（オ）四三七號、三十七年十月十日、判決錄一〇輯二二三頁、抄錄二三卷 四四七四頁）

神社ノ神官寺院ノ僧侶ハ社寺ヲ代表シテ社寺ノ爲メ法律行為ヲ爲ス權利アルモ社寺ノ財産ハ獨リ神官僧侶ヲシ

テ之ヲ處理セシメス必ス氏子檀家總代ト協議シ之ヲ處理セシムルハ古來ノ慣例ナリ而シテ明治十年第四十三號布告ハ社寺ノ財産ヲ保護センカ爲ニ發セラレタルモノニシテ其目的ハ神官僧侶ニ於テ社寺ヲ代表シテ法律行為ヲ爲ス結果トシテ漫ニ社寺ノ財産ヲ減損スルカ如キ弊ニ陥ルコトヲ慮リ之ヲ豫防スルコトニ在ルコトハ文意ニ徴シテ明瞭タリ故ニ社寺ノ爲メ金穀ヲ借入レ又ハ金穀ヲ借入ルル爲メ其附屬地等ヲ抵當ト爲シ貸借名義ニ依リ債務ヲ負擔スル時ハ勿論其名義ノ如何ヲ問ハス苟モ社寺ノ爲メ債務ヲ負擔シ社寺ノ財産ニ影響ヲ及ホス場合ニ於テハ神官僧侶ノミニテ其法律行為ヲ爲スヲ許サス必ス氏子總代檀家總代ト協議シ其二名以上ノ連署ヲ要スルモノトシ若シ此連署ナキニ於テハ凡テ神官僧侶ノ私債ト見做シ社寺ノ負擔トセサル旨ナル事毫無疑ヲ容レシテ右布告文中ニ金穀借入ノ場合ヲ掲ケタルハ最モ著シキ場合ヲ例示シタルニ過キスシテ金穀借入ノ場合ノミニ限定シタルニ非ス（本件ハ繫争事件カ訴訟トナリタル後當事者間ニ和解契約ヲ爲シ上告人ハ被上告人大澤寺ニ係争地ヲ引渡シ被上告人ハ上告人ニ八百圓ヲ給付スル契約ナリ然ルニ此ノ和解契約ニハ總代ハ保證人トシテ連署シタルモ總代トシ

（五）明治十年布告第四十三號連署ノ意義性質方法時期及效力

テ連署セサル爲メ大審院ハ無効ナル契約ト判定シタリ

十一、連署ハ寺債ノ要件ナリ

(大判、明治二十六年二五六號、二十六年十一月十八日、彙報一卷六號一頁)

(要旨) 寺院ノ貸借ニハ檀家總代ノ連署ヲ以テ必要條件トセリ

(理由) 甲第一號證ハ戸長行政公廳ノ承認ヲ經タル公正ノ證據ニシテ該證中何某ノ肩書ハ檀中總代トアル以上ハ苟モ反對ノ證據ニシテ提出セラレサル限りハ其ノ文書記載ノ事實通ナリト推定セラレヘキニ原院ハ漫然「控訴院ハ宜敷右何某カ當時檀中總代ナリト立證ヲナササルニ依リ該何某ハ永光寺檀中總代ナリト認ムルヲ得ス」ト判決シタルハ違法ナリト云フニアルモ甲第一號證ハ之ヲ公正ノ證書トスルモ畢竟同證ハ當事者間ニ權利關係ノ成立シタル事ヲ認證スルニ過キスシテ之ヲ以テ加判者ノ資格ヲモ公證スルモノトナスコトヲ得ス而シテ本件寺院ノ貸借ニ付テハ法律上檀家總代ノ連署ヲ以テ必要條件トスルカ故ニ裁判所カ連署者ニ檀家總代ノ資格ナシト判定シ從テ證書ノ成立ニ必要ノ條件ヲ缺クニ至ルトキハ其證書ノ無効ニ歸スルハ當然ノ結果ナリ

十二、總代ノ連署アルモ契約カ無効トナル場合ノ例即チ神官ノ通謀

(大民二、明治三十八年(オ)二三八號、三十八年十月六日、判決錄一一輯民一二九五頁)

神官カ假令氏子總代ノ連署ヲ經神社ト第三者トノ間ニ締結シタル報酬契約ト雖モ神官カ第三者ト通謀シテ報酬ノ分配ヲ受ケントスルニ在リタルトキハ其契約ハ神社ニ對シテ效力ナキモノトス

故ニ通謀カ當事者間ニ在リタルカ否カニ付イテ審定スルニアラサレハ該報酬契約ノ效力ヲ判斷スルコトヲ得サルニ原裁判所カ此通謀ノ事實ノ有無ヲ説明セスシテ神官等カ私利ヲ圖ル目的ニ出テタルモノトスルモ總代ノ連署ヲ經テ締結シタル係屬ノ報酬契約ハ控訴神社ニ對シテ有效ナリト斷定シ上告人敗訴ノ判定ヲ爲シタルハ理由ヲ缺キタル違法ノ裁判ナリ

十三、連署ハ同意ノ意味ナリ

(東地民三、大正十一年(ワ)一八二八號、十二年三月二日、評論一一卷一〇號民三五五頁)

甲寺ノ住職甲ハ某寺院ヲ代表シ同寺院ノ檀徒總代ノ全員ノ同意ヲ得タル上檀徒總代二名ノ連署アル契約書ヲ以

テ丙ニ甲寺所有ノ土地竝ニ家屋ヲ賣却シ丙ヨリ甲寺院ニ對シテ手附金トシテ金一千五百圓ヲ交付シ且ツ右契約ニ違反シタル時ハ違約者ヨリ右金額ニ對スル銀行利息ニ相當スル損害金ヲ支拂フヘキコトヲ約シタルトキハ明治十年太政官布告四十三號規定ハ社寺ノ財産ヲ他ニ賣却スル場合ニモ準用アルモノニシテ且同規定中總代二名以上ノ連署トハ總代二名以上ノ同意ヲ要スルノ意ニ解スヘキヲ以テ甲寺ハ右契約ニ付キ其責ヲ免レサルモノトス

(L) 明治六年布告明治九年達

社寺有財產處分行爲

一、寺院境内立木ノ處分ニハ相當官廳ノ許可ヲ要ス

(大判、明治二十八年、破棄上一七頁參照)

寺院境内ノ立木ハ神官氏子總代ニ於テ自由ニ處分スルコトヲ得ス必ス相當官廳ノ許可ヲ受ケサルヘカラス若シ其許可ナクシテ他ニ賣渡シタル時ハ其賣買ハ無効ナリ

二、寺院附屬物件ハ所轄官廳ノ許可ナクシテ賣買スルモ無効

(大控民、明治三十五年六月三十日、新聞九五號

五頁)

(L) 明治六年布告明治九年達社寺有財產處分行爲

住職カ寺院附屬ノ物件ヲ所轄官廳ノ許可ヲ受ケスシテ賣買スルモ其賣買ハ效力ヲ生スルモノニアラス

三、許可ヲ得スシテ爲シタル處分行爲ハ無効

(大民二、明治三十八年(オ)二〇〇號、三十八年九月二十七日、新聞三一二號)

明治六年布告ハ神官僧侶ニ社寺所有ノ什器等ヲ自由ニ處分スルコトヲ禁止シ若シ止ム事ヲ得サル事情アリテ之カ處分ヲ要スル場合ヲ生シタルトキハ必ス先ツ當該官廳ノ認可ヲ經タル後ニアラサレハ之カ處分ヲ爲スヲ得サル旨ヲ規定シタルモノナルカ故ニコノ規定ニ反シテ爲シタル處分行爲ハ法律上全然無効ナリトス而シテ明治九年達ハ社寺所有田畑山林ノ處分ニ付テモ前示規定ヲ準用ス

四、達中ノ山林ノ處分トハ山林ノ地盤ト竹木又ハ竹木ノミノ處分ヲ含ム

(大民二、明治四十年十月九日、新聞四五八號)

寺院ノ地所ヲ讓渡スニハ明治九年達及明治六年布告ニ依リ總代ノ同意ヲ得タル上尙ホ所轄官廳ノ許可ヲ經ルコトヲ要スルモノニシテ此手續ヲ經サル讓渡ハ法律上何等ノ效力ヲ有セス

(大民二、明治四十年十月十一日、新聞四五八

號)

(要旨) 達中ノ山林ノ處分トハ山林ノ地盤ト其上ノ竹木ヲ處分スル場合ト共ニ竹木ノミヲ處分スル場合ヲ包含ス明治九年達中ノ持添ノ田畑山林ノ處分トハ山林ノ地盤ト其上ニ存スル立木立竹ト共ニ之ヲ處分スル場合ハ勿論單ニ其上ニ存スル立木立竹ノミヲ處分スル場合ヲモ包含スルモノト解スヘシ何者山林ニ存スル立木立竹ハ山林ノ一部ナルノミナラス立木立竹ノミヲ處分スル場合ヲ包含セストセハ該達カ社寺所有ノ財産ナル山林ヲ保護シ其滅失ヲ防止セントスル趣旨ノ過半ヲ達スルコト能ハサレハナリ(教部省トアルハ明治十年以後ハ内務省ナリ)

五、寺院ノ財産ノ無許可ノ賣買契約ハ無効ナリ

寺院カ取得スル財産ノ賣買ノ許可ハ財産取得後ニ受クヘシ

賣買ノ豫約ニ許可ヲ得サリシ時ハ豫約ハ無効ニシテ不履行ノ賠償責任ナシ

(東地民四、大正二年七月九日、評論二卷一〇號 民三九七頁)

(要旨) 官廳ノ許可ヲ得シテ爲セル寺院財産ノ賣買豫約ハ無効ナリ

官廳ノ許可ナキ爲メ豫約義務者カ義務ヲ履行スル能ハサル場合ハ損害賠償ヲ爲ス義務ナシ

一、賣買ノ豫約ハ賣買ニ非サルヲ以テ土地ノ所有者カ土地ヲ賣買スヘキ豫約ヲ爲シタルハトテ直ニ之ヲ以テ土地ノ處分ナリト稱シ難キカ如シト雖モ一方的豫約ノ債務者ハ其豫約ニ的確ニ羈束セラレ相手方ニ於テハ賣買完結ノ意思ヲ表示スルトキハ債務者ハ其土地ノ賣買ヲ成立セシムル義務存在シ而モ債務者ハ何等ノ行爲ヲ要セス右相手方ノ賣買完結ノ意思表示ニ依リ賣買ハ成立スルモノナルヲ以テ之ヲ債務者カ賣主ナル場合ニ於テ賣主ノ方面ヨリ觀察スルトキハ該豫約ハ即チ其土地ノ處分ナリト稱スルヲ妥當トスヘク而シテ社寺カ其所有地ヲ處分スルニハ明治九年達明治六年布告ニヨリ所轄官廳ノ許可ヲ必要トスルモノナルヲ以テ若シ豫約ヲ爲スニ付キ所轄官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ該契約ハ無効ナリト云ハサルヘカラス但シ右豫約ノ當時ハ本件土地ハ未タ被告寺ノ所有ニ屬セサリシヲ以テ其際ニ於テハ官廳ノ許可ヲ受クルニ由ナシト雖モ被告カ該土地ヲ取得シタル後ニ於テ右許可ヲ受クルニ非サレハ該契約ハ適法ニ效力ヲ發生セサルモノニシテ若シ之カ許可ノ申請ヲ爲シタルモ遂ニ其許可ヲ得

ル能ハサリシ時ハ該契約ハ無効ニ歸スルモノト謂フヘシ

二、以上ノ場合ニハ豫約權利者タル原告カ賣買完成ノ意思表示ヲ爲シタルハトテ被告ハ右許可ヲ受クル能ハサリシコトヲ理由トシテ不履行ニ基ク損害賠償ヲ請求スルコトヲ得サルモノトス而シテ本件豫約後右許可ヲ被告カ取得シタルコトハ當事者間ニ争ヒナキ所ナルモ被告所轄官廳ノ許可ヲ申請スルニハ明治十七年内務省達乙第三七號等ニ依リ本寺法類運管署長ノ添書ヲ必要トスルモノナルニ當裁判所カ真正ニ成立シタルト認ムル乙號證ニ依レハ被告ハ右許可申請ノ爲メ管長ニ添書ヲ求メタルニ之ヲ拒絶セラレタルコトヲ認メ得ヘキニ依リ該申請ハ之ヲ爲スコト能ハサルニ至ルモノト云フヘク從テ右豫約ハ遂ニ無効ニ歸シタルト云ハサルヘカラス

六、許可以前ニハ條件付賣買契約モ締結シ得ス

(大地、明治四十年(ワ)六一二號、土地賣買契約ノ履行請求事件、新聞五一九號一八頁)

(大阪府南河内郡王手村大字王手四八番邸安福寺里見圓瑞) 按スルニ寺院所有ノ不動産ヲ處分スルニ於テハ寺院ト住職ハ豫メ當該官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルコトハ明治六年七月二四九號布告及ヒ同九年二月教部省達

(L) 明治六年布告明治九年達社寺有財產處分行爲

第三號ニ明記スル所ナリ因テ右許可以前ニ於テハ寺院代表者タル住職ハ寺院不動産ニ付キ雷ニ單純ナル賣買契約ノミナラス尙條件付賣買契約ヲモ締結スルコトヲ得ス從テ住職カ後日行政官廳ノ許可ヲ受クヘキコトヲ條件ト爲シタルトスルモ其契約ハ元來無効ナルモノナレハ寺院ニ對シ何等ノ羈束力ナキコト亦明カナリ本訴原告間ニハ本訴地所ニ付キ明治三十九年七月一日賣買契約成リ三十九年八月三十日大阪府知事ヨリ認可アリ甲一號證ハ認可アリタル時ニ本訴土地ノ所有權ヲ移轉スルコトヲ條件トスル契約ナレハ此契約ハ無効ナルコト明ナリ

七、實質上寺有財產タルモノノ處分ハ名義ノ如何ヲ問ハス許可ヲ要ス

九年達中「持添ノ云々」ハ例示ニシテ市街宅地モ含ム

(大民二、明治三十九年一月二十二日、三十八年(オ)四九七號、判決錄一二輯三二頁)

(要旨) 社寺有ノ不動産ヲ讓渡スルニ當リテハ其所有名義ノ何人ニ屬スルモノタルヲ問ハス實質上所有タル以上ハ單ニ氏子檀家ノ總代ノ同意アリタルヲ以テ足レリトセス尙所轄官廳ノ許可ヲ經サルモノハ法律上何等ノ效力ヲ

有セサルモノトス

(理由)明治九年達ニ社寺持添ノ田畑山林トアルハ不動產ヲ例示シタルニ過キサレハ社寺有市街宅地ノ如キモノモ之ヲ包含スルハ勿論ナリサレハ社寺有ノ不動產ヲ讓渡スルニ當リテハ單ニ氏子檀家總代カ同意ヲ爲シタルヲ以テ足レリトセス尙所轄官廳ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス認可ヲ經サル賣買ハ法律上何等ノ效力ヲモ有セサルモノトス而シテ此規定ハ神官僧侶ノ私擅防遏ト社寺有財產ノ保護ノ理由ナレハ或不動産カ縱令住職其他ノ者ノ所有名義タリトモ實質上寺有タル以上ハ之ヲ處分スルニハ以上ノ布達ニヨラサルヘカラス

八、地方長官ノ指定ナキ神社ニモ本布告及ヒ達ハ適用アリ

本布告及ヒ達ノ掲載ノ財產ハ例示的ナリ

(大民、判決錄、二四輯一九五〇頁、評論七卷諸三三八頁參照)

明治四十一年內務省達十二號ニ依リ地方長官ノ指定ナキ神社ノ財產處分ニハ全テ明治六年太政官布告第二百四十九號及ヒ明治九年教部省達第三號ノ適用ヲ受ク

九、寺有財產ノ處分ニハ檀家總代二名以上ノ同意ハ要ス

具狀シタルモノナルヤ否ヤト賣買證書ニ正當ノ檀家總代二名以上ノ連署シタルモノナルヤ否ヤハ必要ナル條件ニシテ若シ此ノ要件ノ一ヲ缺クトキハ未タ全ク處分權ヲ有セサル者ノ行爲ニ係リ本訴ノ根本タル乙八號證ノ地所賣買契約ハ無効ニ歸シ從テ之ニ起因スル質地ノ契約モ亦無効ニ屬ス然ルニ原判決ニ於テハ本訴ノ地所ハ寺院所有ノ物件ト認メナカラ右等ノ要件ヲ審究セス「管轄廳ノ認可ヲ得サリシモノトスルモ單ニ其手續ノ欠缺ノミ」云々ト

ノ説明ヲ付シ本訴ノ根本タル地所賣買及ヒ質地共ニ有效ナルモノノ如ク判定シタルハ即チ法則ニ違反シタル不法ノ裁判ナリ加之乙第八號證ニハ何某等ノ連署アルモ檀家總代ノ肩書アルニアラス而シテ上告人ハ右連署セシ人々ハ檀家ニ非サルモノ又ハ檀家ニテモ總代ニ非サルモノノミナリト主張シタルニ之ニ對シ被告上告人ハ遂ニ爭ハサリシコトハ原院ノ口頭辯論調書ニ徴シ明カナリ然ラハ該證ニ連署シタルモノ共ハ果シテ正當ノ檀家總代ナルヤ否ヤノ事實ニ付イテハ上告人ノ立證ノ責任ナキニ原院ハ「總代ニ非スト見ルヘキ舉證ナシ」ト説明シ上告人ニ立證ノ責ヲ負ハシメタルハ是亦不法ノ裁判ナリ

十、地上權ノ設定ニハ許可ヲ要ス

(L)明治六年布告明治九年達社寺有財產處分行爲

件ナリ

十年布告第四十三號ハ抵當ニ檀家總代ノ同意ヲ要ストセル故賣買ニハ更ニ入要

(大判、明治二十七年四二八號、二十八年三月一日、彙報四卷民一八三頁)

寺院ハ法人ナルヤ否ヤハ本件ニ付キ今之ヲ斷定スルノ必要ヲ見サレトモ元來寺院ノ財產ハ一種特別ノ物ニシテ之カ處分方法ニ關シテハ數多ノ法律規則ノ設アリテ其規定ニ從ハサレハ濫リニ之ヲ處分スルコトヲ得サルハ固ヨリ論ナシ而シテ明治六年第二百四十九號布告、明治九年教部省達第三號、明治十年第四十三號布告、明治十二年內務省乙第三十九號達、明治十四年內務省乙第三十三號達ノ規定ニ依レハ總テ寺院ノ所有ニ係ル物件ハ其寺ノ僧侶檀家ノモノタリトモ自儘ニ之ヲ處分スルノ權ナシ若シ已ムヲ得ス之ヲ處分スル節ハ必ス檀家總代ノ連署ヲ以テ其筋ヘ具狀セサルヘカラス又其物件賣買證書ニ至テモ檀家總代ノ連署ヲ要スヘキ筋合ト云ハサル可カラス何者明治十年第四十三號布告ニ依レハ抵當ニテモ總代二名以上ノ連署ヲ要シ其連署ナキ時ハ抵當ハ無効ニ歸スヘキモノナレハナリ況ンヤ賣買ニ於テオヤ然ラハ本件ニ付テ其筋ニ

(大民一、大正九年(オ)二一七號、九年五月七日、判決錄二六輯六二六頁)

按スルニ社寺有ノ土地ニ付キ他人ノ爲メ地上權ヲ設定スルコトハ明治六年布告第二百四十九號及ヒ明治九年教部省達第三號ニ所謂處分ニ該當スルモノナルコトハ已ニ當院判例ノ認ムル所ナリ然レトモ本件借地契約當時タル明治十年又ハ明治十八年ト云フカ如キ一般ニ法律知識未發達ノ時代ニハ普通人ノ考ヘトシテ賣買贈與交換拋棄ト云フカ如キ直接ニ物ノ所有權ヲ喪失スル行爲又ハ抵當權質權設定ト云フカ如キ所有權喪失ノ結果ヲ來スコトアルヘキ行爲ハ該布告及ヒ達ニ所謂處分ニ該當スルモノト解スヘキモ本條ノ如キ借地契約ニアリテハ所謂地上權設定行爲ト貸借借契約トニ分チ前者ハ處分行爲ニ屬スヘキモ後者ハ其内ニ包含セスト云フカ如キ區別ヲ爲シ得タリシモノトハ到底推測スルヲ得ス寧ロ當時普通人ノ考ヘトシテハ本件ノ如キ借地契約ノ場合ニハ地上權設定行爲ト貸借借契約トノ區別ヲ爲サスニ處分行爲ニ屬セサルモノト思惟シタルモノト認ムルヲ相當トス從而當時社寺ト借地契約ヲ爲スニ當リ前記法令ニ依リ當該官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セサルモノト信シ其許可ノ有無ヲ調査セ

サリシモノトスルモ之カ爲メ普通人ノ注意ヲ缺キタルモノト云フヘカラス故ニ被上告人先代カ本件借地契約ヲ爲スニ當リ當該官廳ノ許可ヲ得タルモノナリヤ否ヤヲ調査セシ其行爲ヲ有效ナルモノト信シ上告寺ノ本件土地ヲ占有シ來リタリトスルモ其占有ノ始メニ於テ被上告人先代ニ過失アリト云フコトヲ得サルモノトス尙ホ此無過失ノ事實ハ固ヨリ時効ノ利益ヲ援用スル被上告人ノ立證スヘキ事實ナレトモ裁判所ニ於テ事案自體ノ上ヨリ無過失ナルコト明カナリト爲ス場合ニ於テハ特ニ立證ヲ俟タスシテ之ヲ認ムルモ毫モ妨ケナキモノトス

十一、布告及ヒ達中ノ處分ニハ賣買讓渡交換拋棄抵當ヲ含ム

持添トハ由緒アルモノト云フ特種ノモノノミヲ指サス

處分行爲ハ明治十四年内務省乙第三十三號達ニヨリ總代三名ノ連署必要

(大民聯、大正二年六月三日、判決錄第一九輯民三二二頁)

布告及達ノ所謂處分中ニハ賣買、讓渡、交換、拋棄等ノ如キ行爲ノミナラス抵當權設定行爲ノ如キモ含マル

(理由)布告ニ所謂「古來所傳ノ什物業庶寄附ノ諸器竝ニ祠堂金等ノ類」中ニ本訴田畑ノ如キ財産ヲ包含スルコトハ無論ナリ然レトモ同布告及明治九年達第三號ノ所謂「處分」中ニハ當ニ上告人ノ掲クル賣買、讓渡、交換、拋棄等ノ如キ行爲ノミナラス抵當權設定行爲ノ如キモ包含スルモノト解スルヲ相當トス何トナレハ不動産ニ付キ抵當權ヲ設定スル場合ニハ之ニ依リ所有者ノ處分權ヲ制限スルノミナラス抵當權實行ノ結果所有權全部ヲ喪失セシムルニ至ルヘケレハナリ

(要旨)九年達中ニ「持添ノ田畑山林」トアルハ社寺ニ別段ノ由緒アル地所ト云フカ如キ特種ノモノノミヲ指サスニ非ス社寺所有ノ一切ノ田畑山林ヲ謂フ

(理由)九年達中ニハ「持添ノ田畑山林」トアルハ社寺ニ別段ノ由緒アル地所ト云フカ如キ特種ノモノノミヲ指サスニ非ス該法文上別ニ制限的の文字ナキ所ヨリ考フルモ社寺有ノ一切ノ田畑山林ヲ謂フモノト解ス上告人ハ若シ右ノ如キ解釋ヲ正當ナリトセハ寶物古文書竝ニ社寺ニ別段ノ由緒アル地所建物等ノ賣買讓渡ノ如キ純然タル處分行爲ヲ爲スニハ單ニ教部省ノ認可アルヲ以テ足レリトスルニ拘ラス此等ノ行爲ヨリ事體頗ル輕易ナル普通ノ社寺所有

地(除稅地以外)一般ノ建物什器(寶物古文書以外)ヲ抵當トナスニハ明治十年第四十三號布告ノ結果トシテ更ニ氏子又ハ檀家總代二名以上ノ連署ヲ要スルハ本末輕重ヲ顛倒スルノ不當ヲ見ルニ至ルト主張スルモ明治十四年内務省乙第三十三號達ニ依レハ社寺ノ願屆等ハ渾テ氏子又ハ檀家總代三名以上ノ連署ヲ以テ之ヲ爲スヘキモノナレハ寶物古文書竝ニ社寺ノ別段ノ由緒アル地所建物ノ賣買讓渡ヲ爲ス場合ニ於テモ管轄官廳ノ許可ヲ願出ツルニ付キ氏子又ハ檀家總代三名以上ノ連署即チ承諾ヲ要スルモノナルヲ以テ抵當權設定ノ場合ト比較シ毫モ不權衡ナル結果ヲ生スルモノニアラス

十二、寺有土地賣得金ハ基本財産ノ性質ヲ脱却セス其處分ハ許可ヲ要ス

許可ヲ要スヘキ社寺基本財産ハ物件タルト債權タルトヲ問ハス

賣得金ニ對スル債權ノ讓渡ハ別段ノ許可必要

(東地民五、大正四年十一月十八日、評論四卷二〇號一一二頁、諸二五五頁)

(要旨)寺院ノ土地ヲ賣却シタル賣却金ハ寺院基本財産ノ性質ヲ脱却セス之カ處分ニハ所轄官廳ノ許可ヲ要ス

(七)明治六年布告明治九年達社寺有財產處分行爲

(理由)社寺ニ於テ永久保存スヘキ物件ハ勿論苟モ社寺ノ基本財産ヲ構成スヘキモノタル以上ハ其物件タルト將タ債權タルトヲ問ハス等シク明治六年布告明治九年達ノ規定ノ下ニ其保護ヲ享有スヘク又之カ處分ニ關シ其認可ヲ受ケスシテ自儘ニシタル場合ニハ何等處分ノ效力ヲ生スルコトナク當然無効ニ歸スヘキモノトス

寺ノ基本財産ノ一部ヲ構成スル地所ヲ他ニ賣却シ得タル該賣得金ニ對スル請求權モ基本財産タルノ性質ヲ脱却セサルモノトス

寺ノ基本財産ノ一部ヲ構成スル地所ヲ他ニ賣却シ得タル該賣得金ニ對スル請求權モ基本財産タルノ性質ヲ脱却セサルモノトス寺カ其土地ヲ賣却スルニ付キ所轄官廳ノ認可ヲ得ルモ右地所賣得金ニ對スル債權ノ讓渡行爲ニ付イテハ又別ニ所轄官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要シ認可ナクシテ爲シタル讓渡行爲ハ當然效力ヲ發生セサルモノトス

十三、永小作權取得ニハ許可ヲ要ス

時効ニ因ル永小作權取得ニハ許可ナクトモ可

(大控民二、大正十一年(ネ)二七號、十一年二月二十八日、評論一一卷民七七五頁)

可テ得サル永小作權ハ無効ノモノナリトス
 右ノ場合始メ永小作權ノ設定ヲ受ケタル甲ヨリ乙乙ヨリ丙丙ヨリ丁ニ相續或ハ讓渡ニ因リ順次其永小作權ヲ承繼シテ約定地料ヲ納メ永小作權者トシテ土地ヲ占有耕作シ來リ設定者ヨリモ今日迄何等ノ苦情ナク又丙丁ハ其讓受ニ各相當代金ヲ支拂ヘルコト明カナル場合ニアリテハ右四人ノ者ハ總テ永小作權設定カ無効ナルモノナルコトヲ知ラスシテ取得承繼シ平穩公然ニ占有シ永小作權者トシテ行動シ來リシモノト認ムルヲ相當トス尙ホ法律知識ニ乏シキ普通農民カ永小作權取得ニ際シ該官廳ノ許可ヲ缺クノ事實ニ心付カス有效ノ永小作權ナリト信シタルハ當然ノ事ニシテ之ヲ以テ過失アリトスヘカラサルカ故ニ丁ハ前主ノ占有ヲ併セ少クトモ十年以上ノ善意無過失平穩公然ノ占有主タルコトヲ主張シ得ヘキモノトス

十四、寺有土地上ノ永小作權又ハ地上權設定ニハ許可ヲ要ス

(名控、明治四十一年、最近二卷六二頁、總一一五頁)

寺院ノ地所ニ對シ永賃借又ハ地上權ヲ設定スルニハ明治十年第四十三號布告ニ則リ必ス當該官廳ノ許可ヲ受ケ

サルヘカラス

十五、寺有不動產處分ニハ一應許可ヲ推定ス

許可ナキコトヲ主張スル者ニ立證責任アリ

(東控民一、明治四十三年(ナ)一〇四號、四十四年七月十三日、最近判例集九卷一二〇頁)

(要旨)住職カ寺院ノ不動產ヲ處分シタル行爲ハ一應當該官廳ノ許可ヲ受ケタルモノト推定スルヲ以テ許可ヲ經サリシコトヲ主張スル者ニ立證責任アリ

(理由)賣渡抵當ハ明治六年及九年ノ令達ニ所謂處分ニ該當スルモノナレハ當該官廳ノ許可ヲ經スシテ之ヲ爲ス時ハ無効ナルヲ以テ當時ノ住職某カ被上告寺ヲ代表シ右ノ賣渡抵當ヲ爲スニ當リテハ適法ノ手續ヲ履踐シタルモノト推定スヘク從テ一應ハ同布告及ヒ令達ニ依リ認可ヲ經タルモノトノ推定ヲ受クヘキナリ故ニ被上告寺ニ於テ其推定ヲ破ル爲メ當該官廳ノ認可ヲ經サリシコトヲ立證スル責任アルモノト云ハサルヘカラス

十六、布告及ヒ達ハ基本財産タル性質ノ物件ニ關ス

(水戸地、土浦支部、明治四十二年(ワ)八五號、新聞六三三二號一五頁、要錄三卷四八三頁)

神社ノ社入取得金穀即チ賽錢料守札料日參月參年參料

祈禱料祈雨料初穂料獻備料掛物御籤料手水料ノ如キモノノ賣却ハ明治六年布告並ニ九年達ノ規定ニ從ヒ行政官廳ノ許可ヲ經サルモ有效ナリ

(理由)仍テ按スルニ六年布告並ニ九年達列記ノ物件ハ何レモ多少永久的ニ社寺ソノモノト分離シ難キ性質ヲ有シ此等財産ノ保護ハ寺社ノ體面ヲ維持スル爲メニ必要ト認メ特別周到ナル規定ヲ設ケタル趣旨ヲ窺知スルニ難ラズ之ニ反シ原告カ本社收入金穀トシテ列記セル各收入ハ右布告達ノ明文ニ漏レタルノミナラス其性質ハ寧ロ一時の臨時ノ收入ナルニ依リ右布告達ノ類推解釋上之ヲ含ムモノト認ムルコトヲ得ス況ンヤ財産處分ニ付キ官廳ノ許可ヲ經サルカ如キ例外ノ場合ニ屬スルヲ以テ本件社入取得金穀ノ賣買ニハ官廳ノ許可ヲ要セサルモノト認ムルヲ相當トス

(東控民二、明治四十三年三月二十九日、新聞六五七號一一頁)

明治六年布告及ヒ明治九年達ハ社寺ニ於テ永久ニ保存スヘキコトヲ目的トスル物件若クハ社寺ノ基本財産タル性質ヲ有スル物件ニ關スル規定ニシテ收入金穀ノ如キ日常ノ經費ヲ支辨セラルヘキ性質ノモノニハ適用スヘキモ

(五)明治六年布告明治九年達社寺有財産處分行爲

ノニアラス從テ官廳ノ許可ヲ得スシテ斯ル物件ヲ處分スルモ無効ニ非ス

(京地民、明治四十三年(ワ)二五九號、新聞七四四號二八頁)

寺ノ動產若クハ不動產ヲ處分シ又ハ已ニ代金トナレル祠堂寄附ヲ消費スル場合ト異リ寺有田畑山林ヨリスル所得其地回向祠料ノ如キ寺ノ收入財産ノ處分ニハ行政官廳ノ許可ヲ要セス

(理由)上掲ノ如キ財産ニ付イテハ別段明治六年布告及ヒ明治九年達ノ支配ヲ受クヘキモノニ非サルコトハ該法規ノ文面ニ徴シ認メ得ルノミナラス又明治十四年內務省達乙第三十三號ノ規定ヨリスルモ亦疑ナキ處ナリ

十七、抵當トナシ難キ物件以外ノ抵當ハ許可ナクトモ可

(大判、大正二年六月三日聯合部判決ノ一部)

內務省達但書ニ「社寺ノ物件不得已儀有之處分云々」トアル内ニハ單ニ由緒アル除稅地ノ處分ノミナラス社寺一切ノ田畑山林ノ處分ヲ包含ス

上告人ハ該但書ノ文句ヲ援ヒテ社寺由緒ナキ地所建物等ヲ處分スルニハ專ラ明治十年第四十三號布告ニ準スヘ

ク別段ノ由緒アル除稅地ヲ處分スルニハ特ニ明治六年布告同九年達ニ依ルヘキ趣旨ナリト謂フト雖モ同但書ニ「社寺ニ別段ノ由緒アル地所建物等ハ寶物古文書ニ準スヘク」トアルハ由緒アル地所建物ハ寶物古文書ト同シク明治十年布告ノ通り抵當ト爲スヘカラスト云フ趣旨ニ外ナラス從テ又社寺ノ物件「不得已儀之云々」トアル内ニハ單ニ由緒アル除稅地ノ處分ノミナラス社寺有一切ノ田畑山林ノ處分モ其内ニ包含スルモノト解スヘキナリ

(大民二、明治三十一年二八六號、三十二年三月三十一日、判決錄五輯三卷七四頁)

依テ按スルニ明治十二年內務省乙第三十九號府縣ヘノ達ニハ本年當省二十二號ヲ以テ社寺寶物古文書保護之儀相達候ニ付イテハ今般調製スヘキ目錄帳中ヘ記載ノ物品ハ明治十年第四十三號布告ノ通り抵當ト爲スヘカラスト筋ニ有之依テ自今社寺ニ於テスル抵當ハ氏子檀家協議ノ書面ヲ以テ一應官廳ヘ申出テサセ調査ノ上全ク寶物古文書ニアラサル分ニ限り認可スヘシ此旨相達候事但目錄帳ヘ記載セスト雖モ該社寺ニ別段ノ由緒アル地所建物等ハ寶物古文書ニ準スヘク且社寺ノ物件不得已儀之處分ノ節ハ明治六年二四九號布告同九年教部省第三號ノ達書ノ

通り心得ヘシトアルハ社寺寶物古文書及之ニ準スヘキ別段ノ由緒アル地所建物ハ抵當ニ差入ルルコトヲ得ス其他ノ社寺ノ物件ヲ處分スルニ付テハ六年布告九年達ニ從フヘキモノタルコト明確ナリ而シテ六年布告九年達ハ社寺古來所傳ノ什物等ヲ處分スル場合ニハ豫メ官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ定メタルモノナレハ前掲社寺ノ物件ヲ處分スルニハ右布告及ヒ達ノ趣ニ基キ先ツ以テ官廳ニ申立テ其認可ヲ得サルヘカラスト而シテ右內務省乙第三十九號達ハ神官僧侶等カ私擅ニ社寺物件ヲ處分スルコトヲ豫防スル爲メ府縣ヘ達シタルモノニシテ其達ニハ別ニ之ニ違背シタル行爲ヲ無効トスルノ制裁アルニアラサレハ假令僧侶等カ該達但書ニ所謂社寺ノ物件ヲ抵當ニ差入ルルニ當リ官廳ノ認可ヲ受ケサルモ之カ爲メ第三者ニ其效果ヲ及ホスモノニアラスサレハ本件西方寺ノ住職カ先ニ本訴ノ地所ヲ抵當トシ借テスルニ當リ官廳ノ認可ヲ受ケサリシトスルモ十年布告ニ從ヒ檀家總代二名以上ノ連署ヲ以テ貸借契約ヲ爲シタル事明カナル上ハ其契約ハ相手方債權者ニ對シ有效ナリト云ハサルヘカラスト

十八、處分行爲ニハ許可ト總代ノ同意ヲ要スル事明治十年布告ニ依リ明カナリ

(東控、明治四十四年三月四日、要錄三卷四八六頁)

神社總代ハ氏子ノ選舉スル所ニシテ所轄村役場ニ届出ツルニヨリ其資格ヲ有ス司法裁判所カ神社總代ノ資格ノ有無ヲ豫斷スル要アルトキハ其選舉及ヒ届出ノ有無ヲ審査シテ決スヘシ總代ノ選舉届ハ神官ト現存ノ總代トノ連署ヲ要ス金穀借入ニハ總代トノ協議ヲ要ス

十九、將來取得スヘキ財産取得契約ニハ許可ヲ要ス

(東控、大正十二年(ネ)一三〇號、十四年七月三日、評論一五卷八號諸八五四頁六號、民四六二頁) 東京市ヨリ無償ニテ下附ヲ受クヘキ墓地ニ付テハ賣買契約ハ豫メ地方長官ノ許可ヲ要ス本布告達ノ精神ハ神官僧侶ノ私擅行爲ヲ防遏シ社寺ノ所有財産ヲ保護スルヲ目的トスルヲ以テ假令現ニ社寺有ニ屬セスト雖モ將來社寺ノ所有ニ歸スヘキ土地ニ於テハ亦等シク之ヲ保護シ濫リニ僧侶カ之ヲ處分スルコトヲ禁止スルハ右布告及ヒ達ノ精神ニ副フモノトス

二十、無許可ニテ爲シタル寺院・木像ノ賣却ト其代金ノ用途ニ依ル横領罪等ノ構成ノ有無

(大判、大正十五年(レ)五號、十五年四月二十日 (I)明治六年布告明治九年達社寺有財産處分行爲

評論一五卷六號刑一七四頁、判例集五卷三號刑一三六頁)

寺院住職カ木堂再建ノ爲メ其寺院ニテ餘リ重要ナラサル木像三體ヲ賣却シテ建築費ニ充テ且ツ後日各木像買戻シノ意思ニテ買戻約款付ニテ賣却シタル場合ノ如キハ縱令檀家總代ノ同意並ニ主務官廳ノ認可ヲ得ストモ住職ハ横領及ヒ背任罪トナラス

(右木像ハ寺院ノ永續財産タランニハ賣買ハ元來無効ナレハ買主ニ對シ詐僞罪構成ハ行爲ノ内容如何ニテ認メラレ得ヘキ場合アルモ横領等ハ然ラスヤ)

二一、國有境内地ノ賃貸ニハ六年布告及九年達ニ依リ監督官廳ノ許可ヲ要セス

(東控、昭和二年(ネ)九四二號、三年十一月二十一日判決)

建物收去土地明渡請求控訴事件(原告淺草區神吉町向旭院、被告中島侑) 明治六年太政官布告第二百四十九號及明治九年教部省達第三號ノ規定ハ寺院カ古來所持ノ什器寄附金古文書類等ヲ處分スルニ付監督官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要スル趣旨ニ過キスシテ本件ノ如ク寺院カ國有地タル其境内地

ノ使用權ヲ有シ之ニ基キテ他人ニ該土地ノ一部ヲ貸貸スル場合ヲ規定シタルモノニアラス

(M) 明治六年布告明治九年達

許可ヲ要セサル處分

一、高價ニ轉賣シ差金利得ノ目的ニテ爲ス買入ノ結果タル賣却

(名控、大正八年五月八日、要録一〇卷一〇二四頁、新聞一五九六號一六頁)

寺院カ土地ヲ永ク所有スル意思ナク高價ニ轉賣シテ代金ノ差額ヲ利得スヘキ目的ニテ買入レ之ヲ他ニ轉賣スルカ如キ行爲ニ付イテハ監督官廳ノ許可ヲ要セス

(理由)被控訴人ハ永ク自己ノ所有ト爲スノ意思ナク唯高價ニ轉賣シテ代金ノ差額ヲ利得スヘク即チ轉賣者ヨリ受取りタル代金ヲ以テ直チニ自己カ賣主ニ對シテ負擔スル代金ノ支拂ヲ了シ其差額ヲ自己ノ利得トナス目的ノ下ニ本件土地ヲ買入レタルモノニテ該土地ヲ控訴人ニ(賣渡人ニ)轉賣シタルモノニシテ被控訴人カ從來所有スル土地ヲ賣渡シ以テ其所有權ヲ喪失セシムルコトニアラサ

ルコトヲ認定スルニ足ル而シテ右ノ如キ行爲ニ付イテハ監督官廳ノ許可ヲ要セサルコト明治六年及明治九年布告達ノ法意ニ照シ毫モ疑ヲ容レズ

二、裁判所ノ爲ス強制執行

民法施行前ノ公賣處分ハ強制執行故許可不要

(大判、明治四十二年五月十日、判決録一七輯一八頁)

(要旨)一、明治六年二百四十九號布告及ヒ明治九年第三號達ハ寺院ノ財産ヲ保護スル爲メ住職檀信徒ニ於テ任意ニ寺院所有ノ地所建物又ハ什器等ヲ處分スルコトヲ禁止シ其管轄官署ノ認可ヲ經スシテ爲シタル賣買抵當書ヲ無効トスル趣旨ナレト裁判所カ寺院所有ノ地所建物等ニ強制處分ヲ爲スニ當リテモ亦該官署ノ許可ヲ受クヘキモノト爲シタル規定ニアラス

二、民事訴訟法施行前ニ於ケル公賣ハ債權又ハ抵當權ヲ實行セシムル爲メ裁判所カ命スル強制執行ニ外ナラサルヲ以テ寺院所有ノ地所建物ノ公賣處分ニ付イテハ管轄官署ノ許可ヲ受クル事ヲ要セス

(理由)依テ按スルニ明治六年布告及ヒ明治九年達ハ寺院所有財産保護ノ目的ノ爲メ住職檀信徒ニ於テ管轄官廳

ノ許可ヲ得スシテ任意ニ寺院所有ノ地所建物又ハ什器等ヲ處分スルコトヲ禁止シ其許可ヲ受ケスシテ任意ニ爲シタル賣買抵當權ヲ無効トスル趣旨ナルモ裁判所カ寺院所有ノ地所建物及ヒ什器等ヲ強制處分ヲ爲スニ於テモ又管轄官廳ノ許可ヲ受クルモノニ非サルコトハ右布告達ノ文意ニ徴シテ毫モ疑ヲ容レズ明治二十二年即チ民事訴訟法施行前ニ於ケル公賣ハ債權又ハ抵當權ヲ實行セシムル爲メ裁判所ノ命スル一ノ強制處分ニシテ當事者カ自儘ニ爲ス所ノ任意ノ處分ニ非サルカ故ニ裁判所カ寺院所有ノ地所建物及ヒ什器等ニ對シ公賣處分ヲ命スルニ當リ管轄官廳ノ許可ヲ受クヘキモノニアラス

三、布告及ヒ達ハ任意處分ニ關スルカ故ニ時効ニ因ル地上權ノ取得ニ關セス

(東控民二、明治四十四年(ネ)二一九號、二四一號、四十四年五月十七日、新聞七七六號二三頁、

評論一卷民二一七頁)

(要旨)取得時効ニ因ル地上權ノ取得ハ寺院ノ土地ニ對シテモ適用アリ

(理由)被告ハ民法實施ノ日ヨリ十年ヲ經過セシ日即チ明治四十一年七月十六日ニ於テ其主張ノ如ク時効ニ因リ

(M)明治六年布告明治九年達許可ヲ要セサル處分

本訴地所ノ地上權ヲ取得シタルモノナリ或ハ寺院所有ノ地所ニ付キ時効ニ因リテ權利ヲ取得スルコトハ明治六年布告及明治九年達ノ許ササルカ如ク解スルモノナキニアラサルモ右布告及達ハ社寺ノ財産ヲ保護スル爲メ専ラ神官僧侶氏子檀家ニ於テ自儘ニ社寺有ノ地所ヲ處分スルコトヲ禁止シ所轄官廳ノ認可ヲ受ケスシテ爲シタル自儘ノ處分ヲ無効トスル趣旨ニシテ他人カ神官僧侶等ノ自儘處分ニ依ラス本訴ニ於ケルカ如ク時効ニ因リテ權利ヲ取得スルコトヲ禁シタルモノニアラサル事ハ布告及達ノ文意ニ徴シテ疑ナキニ依リ同布告及ヒ達ハ前段ノ所斷ニ支障スルモノニアラス

四、時効ニ因ル地上權取得ハ許可不要

(大判、明治四十五年(オ)二一八號、元年十月三十日、地上權無効確認等ノ訴、評論一卷五三〇頁)

明治六年布告及明治九年達ハ神官僧侶及ヒ氏子檀家ノ者ニ於テ自儘ニ地所建物及ヒ什器等ヲ處分スルコトヲ禁止スル趣旨ニシテ他人カ時効ノ完成ニヨリテ社寺有ノ地所ニ於テ地上權ヲ取得スルカ如キハ該布告及達ノ禁止スル所ニ非ス

五、布告及ヒ達ハ自儘ノ處分ヲ禁スルモ時効取得ヲ禁

セス

(東控、大正十年(ホ)七三二號、十一年二月二十五日、評論一、卷民一一三頁、新聞一九九二號四三六九頁)

寺院ノ所有ノ土地ニ付キ明治六年布告及九年達ノ禁令ヲ回避シ實質上所有權ヲ移轉セシメタルト同一ノ效果ヲ得セシメンコトヲ計リ雙方合意ノ上其所有名義ヲ變更セサルコトヲ條件トシテ賣買契約ヲ締結シ其代金ノ授受ヲ爲シタルモノナルトキハ買受人ハ其形式ノ如何ニ關セス實質上該土地カ自己ノ所有ニ歸シタリト信シ其占有ヲ繼續シタルモノト認ムヘク少クトモ其占有ハ所有ノ意思ヲ以テ爲シタルモノト認ムヘキモノトス又前記ノ布告及達ハ社寺有財産ヲ保護スル爲メ專ラ神官僧侶氏子檀家信徒ニ於テ自儘ニ社寺有財産ヲ處分スルコトヲ禁シタルモノニシテ他人カ神官僧侶等ノ自儘ノ處分ニ依ラス時効ニ依リテ權利ヲ取得スルコトモ禁シタルモノニアラス

六、競賣手續ヲ爲スニハ許可不要

(明治三十三年民刑五〇號、民刑局長回答、總民法五二六頁)

(寺院所有不動産ノ競賣) 借主寺院名義ニテ檀家總代

二名以上連署シ寺院所有地所ヲ抵當トシテ金圓ノ貸借ヲ爲シタル時ハ縱令官廳ノ許可ナク且公示ノ手續ヲ爲ササルトキト雖モ該貸借ハ有效ナリ從テ債權者カ右債權ニ付キ支拂命令ヲ申請シ次テ執行命令ヲ得テ之ニ基キ寺院所有地所ノ強制競賣ヲ申立テタル場合ニ於テハ裁判所ハ競賣手續ヲ爲スヘキモノトス

七、土地收用令ニテ收用セラルル土地ノ補償額ノ協定

收用セラルル地上ノ樹木ノ伐採
(大民二、明治三十三年(オ)一六九號、三十三年六月四日、判決錄六輯六卷八頁)

神社所屬ノ田畑山林等ヲ處分スルニ當リ明治六年二四九號布告及ヒ明治九年教部省達三號ニ從ヒ其神官ニ於テ氏子總代ト協議ヲ爲シ所轄官廳ノ許可ヲ得ルコトヲ要スルハ上告論旨ノ通りナリ然レトモ右布告及達ノ法意ハ神官及ヒ氏子總代ニ於テ漫リニ神社所屬ノ物件ヲ處分スルコトヲ豫防スルニ出テタルモノニ付キ是等ノ布告及達タル普通ノ場合ニノミ適用スヘキモノナルコトハ其法意ニ照シテ明瞭ナリ然ルニ本件ノ地所ハ原告ノ認メタル事實ニ據レハ明治二十九年十月二十一日内閣ノ公告及同年十一月六日愛知縣ノ公告ヲ以テ土地收用法ニ依リ收用ヲ命

令セラレタルヲ以テ土地收用法ノ規定上收用ヲ受クルコトハ免レサル所ナリ(中略)故ニ此ノ場合ハ普通ノ手續ニ依リ所轄官廳ノ許可ヲ受クルニ及ハス神官並ニ氏子總代ニテ其補償ヲ協定スルモ違法ナラサルヲ以テ原院カ官廳ノ許可ヲ受ケサルニ不拘社掌タル上告人並ニ氏子總代ノ同意ヲ得テ締結シタル本件ノ賣買ヲ有效ナリト判示シタルハ相當ナリ

普通ノ場合ニ於テハ神社所屬ノ樹木ヲ伐採スルニハ所轄官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要スト雖モ土地ニ附屬スル樹木ハ土地ニシテ收用セラルヘキ場合ニ於テハ土地收用法第二十一條ニ依リ土地ト共ニ收用ヲ受クルカ所有者ニ於テ之ヲ移殖スルカ伐採スルヨリ外道ナキヲ以テ(中略)之ヲ伐採スルコトニ付キ故ラニ所轄官廳ノ許可ヲ受クル必要ナシ故ニ前項説明ノ通り收用法ノ適用ヲ受クヘキ土地ノ補償ト同シク所轄官廳ノ許可ヲ受ケスシテ伐採ヲ爲スコトヲ契約スルモ之ヲ以テ違法ト云フヲ得ス

(N) 明治四十一年法律

第二十三號

一、神社財産ノ處分又ハ擔保及ヒ地上權設定ニハ地方

(N) 明治四十一年法律第二十三號 (O) 明治十二年內務省達乙第三十九號

長官ノ許可ヲ要ス

(大判、大正九年(レ)三五六號、九年四月六日、

評論九卷諸一〇〇頁)

本法第二條ノ處分中ニハ地上權設定行爲ヲ包含ス(理由)按スルニ本法第二條ハ地方長官ノ許可ヲ得スシテ神社財産ヲ擔保ニ供シ又ハ處分シタル時ハ之ヲ無効トスト記載アリ而シテ地上權設定ノ如キハ完全ナル所有權ニ對シ長期ニ涉リ制限ヲ附スルモノニシテ處分行爲タルコト勿論ナリトス故ニ本條ノ處分中ニハ地上權設定行爲ヲ包含スルモノト認ムルヲ相當トス
明治四十一年勅令一七七號神社ノ登錄ニ關スル件第五條ハ神社財産カ天災若クハ人爲ニヨリ滅失シ又ハ寶物タルノ資格ヲ喪失シタル場合ニ限ル規定ニシテ該規定アルカ爲メ叙上神社財産ニ關スル法律第二條中ノ處分行爲ニ地上權設定行爲ヲ包含セサルモノト論スルコトヲ得サルヲ以テ論旨ハ理由ナシ

(O) 明治十二年內務省達

乙第三十九號

一、本達但書後段ノ處分中ニハ由緒物件ノミナラス一

切ノ社寺有田畑山林ノ處分モ含ム

(大判、大正二年六月三日、聯合部判決ノ一節)

上告人ハ該但書ノ文句ヲ援イテ社寺ニ由緒ナキ地所建
物等ヲ處分スルニハ專ラ明治十年第四十三號布告ニ準ス
ヘク別段ノ由緒アル除稅地ヲ處分スルニハ特ニ明治六年
布告及九年達ニ依ルヘキ趣旨ナリト云フト雖モ同但書ニ
社寺ニ別段ノ由緒アル地所建物等ハ寶物古文書ニ準スヘ
クトアルハ由緒アル地所建物ハ寶物古文書ト同シク明治
十年布告ノ通り抵當ト爲スヘカラスト云フ趣旨ニ外ナラ
ス從テ又「社寺ノ物件不得已儀有之云々」トアル内ニハ單
ニ由緒アル除稅地ノ處分ノミナラス社寺有一切ノ田畑山
林モ其内ニ包含スルモノト解スヘキナリ

二、社寺寶物古文書及ヒ別段ノ由緒アル地所建物ハ抵
當ニ差入レ得ス

本達ハ神官僧侶ノ私擅豫防ノ法意ニシテ之ニ違反
セル行爲ヲ無効トセルニアラス

本達但書ニ反シ無許可ニシテ抵當トシ檀家總代二
名以上ノ同意アレハ有效トス

(大民二、明治三十一年二八六號、三十二年三月
三十一日、判決錄五輯三卷七四頁)

依テ按スルニ明治十二年內務省乙第三十九號府縣ヘノ

達ニハ本年當省第二二號ヲ以テ社寺寶物古文書保護之儀
相達候ニ付テハ今般調製スヘキ目録帳中ヘ記載ノ物品ハ
明治十年第四十三號布告ノ通り抵當ト爲スヘカラサル筋
ニ有之依テ自今社寺ニ於テスル抵當ハ氏子檀家協議ノ書
面ヲ以テ一應官廳ヘ申出テサセ調査ノ上全ク寶物古文書
ニ非ラサル分ニ限り認可スヘシ此旨相達候事但シ目録帳
ヘ記載セスト雖モ該社寺ニ別段ノ由緒アル地所建物等ハ
寶物古文書ニ準スヘク且社寺ノ物件不得已儀有之處分候
節ハ明治六年二百四十九號公布同九年教部省第三號達書
ノ通り心得ヘシトアルハ社寺寶物古文書及之ニ準スヘキ
別段ノ由緒アル地所建物等ハ抵當ニ差入ルルコトヲ得ス
其他ノ社寺ノ物件ヲ處分スルニ付イテハ六年布告九年達
ニ從フヘキモノタルコト明確ナリ而シテ六年布告及九年
達ハ社寺古來所傳ノ什器等ヲ處分スルトキハ豫メ所轄官
廳ノ認可ヲ要スヘキ旨定メタルモノナレハ前掲社寺物件
ヲ處分スルニハ右布告及達ノ趣キニ基キ先ツ以テ官廳ニ
申立テ其認可ヲ得サルヘカラスト而シテ內務省乙第三九號
達ハ神官僧侶等カ私擅ニ社寺ノ物件ヲ處分スルコトヲ豫
防スル爲メニ府縣ヘ達シタルモノニシテ別ニ之ニ違背シ

タルモ行爲ヲ無効ニスルノ制裁アルニアラサレハ縱令僧

侶等カ該達但書ニ所謂社寺ノ物件ヲ抵當ニ入ルルニ當リ
官廳ノ許可ヲ受ケサルモ之カ爲メ第三者ニ其效果ヲ及ホ
スモノニアラスサレハ本件西方寺ノ住職カ先キニ本訴ノ
地所ヲ抵當トシ寺債ヲ爲スニ當リ官廳ノ認可ヲ受ケサリ
シトスルモ十年布告ニ從ヒ檀家總代二名以上ノ連署ヲ以
テ貸借契約ヲ爲シタル事明カナル上ハ其契約ハ相手方タ
ル債權者ニ對シ有效ナリト云ハサルヘカラスト

三、本達ハ抵當トナスヘカラサルモノヲ保護スル規定
ナリ

抵當トナシ得ヘキ物件ノ抵當ニハ無許可ニテ足ル
(大民一、明治二十八年三四三號、二十八年十一

月十四日、判決錄二十八卷九四頁)

社寺名義ノ金穀借入ニ付キ該社寺附地所建物什器ノ抵
當ヲ無効トナス場合ハ總代二名以上ノ連署ナキトキニ限
リ氏子檀家ト協議ノ缺如ハ右ノ推定又ハ無効ヲ惹起セス
內務省十二年乙三九號同省十七年乙三七號達ハ社寺ノ
所有物件中抵當ト爲スヘカラサルモノヲ保護スル趣旨ニ
由ルモノナレハ其抵當物件ニ對シテ抵當ト爲シ得ヘキモ
ノナル上ハ右達ノ手續ヲ履マサルモ無効トナラス

(P) 明治三十三年內務省令第三十八號

四、總代ノ同意ヲ得テ住職カ相手方ニ其終身間玄米贈

與ヲ約スルハ本達ニ該當セス

(川越區、大正七年(ハ)六〇號、七年九月五日、

新聞一四五九號二頁)

關係寺、埼玉縣八ツ保村長福寺(被告)

(事實)被告寺ハ住職カ檀家總代ノ同意ヲ得テ原告ニ一
ヶ年玄米一石九斗五合宛ヲ毎月月割ニテ原告ノ終身間給
與ノ契約ヲ爲シタルニ其履行ナキニヨリ本訴ヲ提起セラ
レタリ

(理由要旨)被告ハ本件ノ如キ贈與契約ハ明治十二年七
月內務省達乙第三十九號但書ニ所謂物件ノ處分ニ該當ス
ル旨主張スルモ本件ノ玄米給與契約ハ同達但書ニ所謂物
件ノ處分ニ該當セス依テ本契約ヲ爲スニ當リ府縣知事ノ
認可ヲ受クルヲ要セス

(P) 明治三十三年內務省

令第三十八號

一、國有境内地ヲ寺院カ他人ニ賃貸スル行爲ハ明治三

十六年內務省令第十二號違反ニアラス

(東地、大正十五年(ワ)三二二六號、昭和二年六

月七日判決

建物收去土地明渡請求事件(原告淺草區神吉町向旭院、被告同所中島侑外一人)

原告ハ右賃貸借(原告カ其使用中ナル國有境内地ヲ被告等ニ賃貸シタルモノ)ハ明治三十六年内務省令第十二號寺院佛堂境内地使用取締規則第一條第二條ニ違反スル違法行爲ナルヲ以テ無効ナル旨主張スレ共右内務省令ノ規定ハ寺院佛堂以外ノモノハ國有地タル境内地ニ對シ絶對性ヲ有スル使用權ヲ有スルヲ得ス其使用權ハ寺院佛堂ノミ之ヲ享有シ得ヘキ旨ノ趣旨ニシテ寺院佛堂カ其使用權ニ基キ賃貸等ノ行爲ニヨリ寺院自ラ他人ニ之カ使用ヲ許スカ如キ行爲迄禁シタルモノニ非スト解スルヲ相當トス然ラハ原告寺カ被告中島ニ對シ原告寺ノ境内地タル本件土地ヲ同被告カ家屋ヲ所有スル爲メニ賃貸シ同被告ヲシテ之ヲ使用セシメタルハ何等違法ノ點ナク從テ此點ニ關スル原告ノ主張ハ理由ナシ

二、同上

(東控、昭和二年(ネ)九四二號、三年十一月二十二日判決)

同上控訴事件

明治三十六年内務省令第十二號ノ規則ハ寺院佛堂以外ノ者カ自己固有ノ權限ニ基キ直接ニ該寺院佛堂ノ境内地ヲ使用スルコトヲ得サル旨ヲ規定シタルモノニシテ寺院カ該境内地ノ使用權ニ基キ其責任ヲ以テ他人ニ之ヲ賃貸セシムルカ如キ場合ヲ包含セサル趣旨ナリト解スルヲ相當トス

三、本令以前ハ寺院ハ債券發行能力ナシ

(大控二、明治四十五年三月二十五日、要錄三卷四八七頁、評論一卷諸一九頁)

寺院カ債券ヲ發行シテ廣ク募集シ得ル權能ハ本令ニヨリ始メテ享受シタル權能ニシテ其發行ニ付キテ當該官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要件トセルコト同省令ニ依リ明カナルニ本願寺ハ未タ曾テ其許ヲ受ケサルコトハ乙第十四十五號證ニヨリ明白ナル事實ナレハ假令被控訴人主張ノ如ク右債券ハ勝緣カ其權限ニ基キ既ニ發行シタルモノトスルモ法カ存在ヲ認メサル無効ノモノナルカ故ニ控訴人ノ請求ハ理由ナシ

四、消費貸借ヲ爲ス權能アルモノモ債券發行能力ナシ

本令以前ハ寺院ハ債券發行能力ナシ
(大民一、明治四十四年(オ)三一五號、四十四年

十二月十六日、判決錄一七輯民八二六頁)

按スルニ本訴請求ノ目的ハ明治三十三年十月二十八日附テ以テ被告ノ發行シタル大谷派本願寺債券ト題スル無記名債券ノ元利金ナル事ハ原判決ノ援用シタル第一審判決ノ事實摘示ニ徴シテ明白ナリ抑モ債券發行ノ行爲ハ尋常金錢ノ消費貸借ト異ナリ特定ノ人ヲ相手者トスルニ非サルヲ以テ其債券カ自ラ流通ノ性質ヲ有スルコト勿論ナレハ發行者ノ法人タルト自然人タルト間ハ自由ニ之ヲ發行セシメンカ公共ノ利益ニ影響スヘキコト復タ言テ俟タス故ニ消費貸借ヲ爲ス權限アル者未タ必スシモ債券發行能力アルモノト云フヲ得ス而シテ明治三十三年内務省令第三十八號ニ依レハ寺院カ本訴ノ如キ債券ヲ發行セント欲セハ豫メ當該官廳ノ許可ヲ要スト爲セリ即チ本令施行ノ後ニ於テハ當該官廳ノ許可ヲ得ル時ハ寺院ハ債券ヲ發行スルコトヲ得ヘシト雖モ其以前ニ在リテハ寧ロ其權限能力アラサリシモノト論斷セサルヲ得ス

(Q) 氏子檀家及信徒總代

ノ資格

一、戸長役場へ届出ノ者ニアラサレハ總代タル資格ナ

(Q) 氏子檀家及信徒總代ノ資格

シ

(東控民一、大正二年(ナ)二八號、二年五月十九日判決、新聞五八八三號二四頁、要錄四卷四四三頁)

神社ノ氏子總代ハ氏子中相當ノ財産ヲ有シ衆望ノ歸スル者三名以上ヲ選ヒ戸長役場ニ届出ツヘキコトハ明治三十三年内務省乙第三十三號達ノ定ムル所ナリ而シテ其届出ハ神社ノ願届書ニ連署シテ差出サシムル爲メナルコトハ明文ノ示ス所ナルヲ以テ之ニ依リテ氏子總代タルコトヲ公認シ届濟ノ者ニ非サレハ法律上神社ノ總代タル資格ヲ有セサルモノト解釋スルヲ穩當トス

二、住職ヨリ總代ヲ命セラレタルニ止ルモノハ資格ナシ

(東控、大正三年(ネ)三六四號、三年十二月十二日評論四卷諸法三〇頁)

住職ヨリ檀家總代ヲ言ヒ付ケラレタルニ止リ檀信徒ニヨリ適式ニ總代ニ選舉セラレ住職ヨリ所轄役場ニ届出ヲ爲シタルニアラサレハ檀徒總代ト云フコトヲ得ス

三、住職ノ依頼ニ依リ總代タルモ選舉事實ナクハ資格ナシ

(東控一、大正五年六月十四日、新聞一一五七號
二六頁、要録七卷一二四〇頁)

住職ヨリ總代タランコトヲ求メラレ之ニ承諾スルモ檀
徒中ヨリ總代トシテ選ハレタル事實ナクハ檀家總代ト云
フヲ得ス

四、總代タルニハ選舉セラレタルコトヲ要件トス

選舉ハ投票ニ限ラサルモ多數ノ意思ニ基キ選定セ
ラレタルコトヲ要ス

(大地民三、明治四十五年(ワ)一三五號、新聞八
二二號二五頁、要録四卷四四三頁)

明治十四年内務省乙三十三號達ニ依リ各管内社寺總代
ノ儀氏子檀家中相應ノ財産ヲ有シ衆望ノ歸スル者三名以
上相選ヒ戸長役場へ届出テ云々總代人ハ滿三年毎ニ改選
市町村役場又ハ戸長役場ニ届出テ云々トアルニ依リテ見
レハ檀家總代タルモノハ檀家中相應ノ財産ヲ有シ衆望ノ
歸スル者三名以上ヲ選舉スルヲ要スルコト法文上明白ナ
ルヲ以テ其選舉ノ方法ハ必スシモ現今ノ諸種ノ選舉ニ付
テ行ハルルカ如ク投票ノ方法ヲ須ユルコトヲ要セサルモ
少ナクトモ檀家多數ノ意思ニ基キ選定セラレタル者ニア
ラサレハ之ヲ檀家總代ト云フコト能ハサルヘク從ツテ檀

家ノ意思ニ依ラス單ニ住職其他一二ノ者ノ意思ニ基キ推
舉セラレタルモノノ如キハ假令事實上寺務ニ參與スル事
アルモ檀家總代タル資格ナキ者ナリ

五、選舉ト届出トヲ要件トシ別ニ町村長ノ資格公認ノ
處分不要

届出ハ當選ノ旨ノ届出ニテ新舊總代ノ連署ノ形式
ヲ要ス

社有財産處分ニ總代名義ニテ官廳ノ許可ヲ得タル
トモ之ヲ直チニ總代ト云フヲ得ス

資格ノ有無ノ豫斷ノ要アル場合之ヲ爲スハ當然ナ
リ

社有財産處分ニハ官廳ノ許可ト總代ノ同意ヲ要件
トス

(東控一、明治四十四年三月四日、要録三卷四八
六頁)

神社總代ハ氏子ノ選舉スル所ニシテ所轄村役場ニ届出
ツルニヨリ其資格ヲ有ス司法裁判所カ神社總代ノ資格ノ
有無ヲ豫斷スル要アル時ハ其選舉及ヒ届出ノ有無ヲ審査
シテ決スヘシ總代ノ選舉届ハ神官ト現任ノ總代トノ連署
ヲ要ス金穀借入ニハ總代ト協議ヲ要ス

(東控民一、明治四十三年(ナ)四六號、四十四年
三月四日、最近判例集八卷一五〇頁)

(要旨)神官ノ氏子總代ハ其氏子中ヨリ相當ノ財産ヲ有
シ衆望ノ歸スル者三名以上ヲ選舉シ且ツ滿三年目毎ニ改
選シ市町村役場ニ届出ツルモノナルコト明治十四年内務
省令乙第三十三號達同二十四年内務省訓令第八號ニヨリ
明白ナリ即チ神社總代ハ氏子ノ選舉スル所ニシテ之ヲ當
該役場ニ届出ツルニヨリ其資格ヲ得ルモノト解スヘク當
該市町村長ニ於テ右届出ノ外其資格ヲ審査シ之ヲ公認ス
ル行政處分ニヨリ總代タル資格ヲ得ルモノナリト解スル
ヲ得ス

社寺ノ總代届ハ前掲内務省乙第三十三號達ニ所謂社寺
届ニ屬スルヲ以テ明治二十四年官甲第三十一號内務書記
官通牒ノ如ク神官ト現任總代ト連署シテ届出ツヘキコト
ヲ要ス而シテ總代ノ資格ヲ得ルニ必要ナル該届出ハ總代
ノ資格ヲ以テ或ル事項ノ届出ヲ爲スノ謂ニアラスシテ總
代ニ當選シタル旨ノ届出手續ヲ要スルモノトス

神社ノ地所賣却ニ付キ總代名義ヲ以テ當該官廳ノ許可
ヲ受ケタル事實アリトスルモ之ヲ以テ直チニ其名義人カ
總代タル資格ヲ有スルトノ適切ノ證據ト爲スヲ得ス

(Q)氏子檀家及信徒總代ノ資格

行政廳カ其權限内ニ於テ作成セル公文書ハ完全ナル
證據力アルコトハ論ナシト雖モ其文書ノ記載事項ニ對シ
テハ反證ニヨリ司法裁判所ハ自由ナル心證ヲ以テ判斷ス
ルコトヲ得ヘク故ニ一私人ノ認定ヲ採用シテ公簿記載事
實ヲ否定スルモ敢テ不法ニアラス

神社カ其所有不動産ヲ賣却スルニハ一面當該行政廳ノ
許可ヲ要シ一面適法ナル氏子總代二名以上ノ連署ヲ要ス
ル故ニ假令該行政廳ノ許可ヲ受ケタリトモ資格アル氏子
總代二名以上ノ連署ナキニ於テハ其實買ハ神社ニ對シ其
效力ヲ生セス

(理由)明治十四年内務省乙第三十三號達及明治二十四
年内務省訓令第八號ヲ觀レハ神社氏子總代ナルモノハ氏
子中相應ナル財産ヲ有シ衆望ノ歸スルモノ三名以上ヲ選
舉シ且ツ滿三年毎ニ改選ノ上所轄市町村役場ニ届出ツル
ニヨリテ其資格ヲ履行スルモノト解スルヲ穩當トセサル
ヲ得ス從テ司法裁判所ハ訴訟事件ニ付キ神社總代タル資
格ナキヤ否ヤヲ豫斷スヘキ判決ノ争點トナリタル場合ハ
其選舉届出アリタルヤ否ヤヲ審査シテ其資格ノ有無ヲ判
斷スルヲ得ルヤ辯ヲ要セス然ラハ原判決カ本件ニ付キ被
上告神社ノ總代タリト稱スル深瀬清右衛門、加藤祐次郎、

齋藤林藏三名カ總代人タル資格アルヤ否ヤノ先決ノ争點ニ對シ三名カ選舉又ハ届出ノ事實ナキコト確定シ以テ總代人タルノ資格ナキモノト判定シタルハ正當ナリ上告人ハ神社總代タル資格ハ選舉及届出ニヨリテ履行スルモノニアラス村長ノ公認ニヨリ履行スルモノニシテ選舉及届出ハ村長カ其資格ヲ審査シテ之ヲ公認スルノ手段ニ過キス而シテ公認ノ形式ハ神社明細簿ニ登錄スルニアリタル以上ハ事實上總代ノ資格ナキモノト雖モ其登錄ヲ取消スニ非サレハ形式上之ヲ以テ資格アルモノト爲スヘク司法裁判所其實質ヲ審査シテ其資格ノ有無ヲ判定シ得ヘキモノニアラスト論スレトモ若シ上告人ノ所論ノ如シトスレハ總代タル資格ハ一ニ所轄官廳ノ公認ナル行政行為ニヨリテ發生スヘキカ故ニ公認ナル行政處分ハ重大ナル權力行為ト云ハサルヘカラス從テ如斯重大ナル權力行為ハ須ラク法令上之ヲ明確ニ規定スヘキ筈ナルニ神社總代ノ資格ニ關スル法令ニヨレハ神社總代ハ氏子ニ於テ選舉シ之ヲ所轄役場ニ届出テシムルコトヲ明白ニ規定セラレアルモ右選舉及届出ノ他更ニ所轄村長ノ資格ヲ審査シ之ヲ爲スヘキ上告人ノ公認ナル公法的行為ニ付イテハ法令中何等規定ノ見ルヘキモノナキヲ以テ上告人ノ所論ノ如ク村

長カ總代人ノ資格ヲ付與スヘキ公認ナル行政處分ヲ爲スヘキモノト解スルヲ得ス
 特ニ上告人ハ右公認ノ形式ハ神社明細簿ニ於テ登錄スルナリト論スルモ明治十二年内務省乙第三十一號達ニハ右各管下神社寺院明細帳ノ儀最前進達ノ分説誤不少候條別紙書式ニ照準更ニ精密取調云々可差出云々トアルモ氏子總代ノ氏名ヲ記載スヘキ者ノ規定ナキヲ見レハ所轄役場カ神社明細帳ニ氏子總代ノ氏名ヲ記載ストモ又據ルヘキ法令ナシ從テ明細帳ノ記載ノ有無ニ從ツテ神社總代人ノ資格ノ有無ヲ決スヘキモノト解スルヲ得ス
 又上告人ハ總代ノ届出ニ一定ノ形式ヲ以テ原判決カ深瀨・加藤、齋藤ノ新任届書ニ總代トシテ連署シタル事實ヲ認メタル以上ハ此事實ハ即チ總代ノ届出テアリタルモノト論スルモ總代ノ選舉届モ又前記内務省乙第三十三號達ニ所謂神社届ニ屬スルヲ以テ明治二十四年官甲第三十一號内務書記官通牒ニ謂フカ如ク神官ト現總代ト連署シテ届出ツヘキモノナルコト勿論ナレハ總代選舉届ハ即チ右形式ヲ要スルモノナリ
 然シ右齋藤ノ新任届ハ齋藤ノ當選届出ニテ深瀨、加藤ノ當選ノ届出ニ非サル事實ヲ原判決ハ認定シタリ而シテ

總代ノ資格ヲ得ルニ必要ナル届出ハ總代タル資格ヲ以テ或事項ノ届出ヲナスノ謂ニアラスシテ總代ニ當選シタル旨ノ届出ナルコトヲ要スルハ論ナシ

上告人ハ神奈川縣知事ノ指定セル本件土地賣買認可願ハ齋藤等ヲ認メテ總代人トシテ其認可ヲ與ヘタリト云フモ認可願及ヒ認可書ヲ以テ齋藤カ被上告神社ノ總代タル資格アリヤ否ヤヲ判斷スルニ當リテハ適切ナル證據書類アラサルヲ以テ論旨ハ採用スルニ足ラス

又明治十年太政官布告四十三號等ヲ參看セハ神社カ其所有土地ヲ處分スルニ當リテハ一面地方行政廳ノ認可ヲ要シ一面氏子總代二名以上ノ連署ヲ要スヘキヤ明カナレハ假令地方廳ノ許可アルトモ氏子檀家總代二名以上ノ連署ナキニ於テハ其賣買ハ神社ニ對シテ效力ナキ筋合ナリ

六、總代ノ選舉ハ公法上ノ行為ナリ

官廳ニ届出受理セラレタル以上手續及ヒ原因ニ不法アルモ取消得ルノミ
 選舉ナキ理由ニテ取消ササル限り適法ノ總代ナリ
 (東地民三、大正二年(ワ)一七四三號、三年三月七日、評論三卷諸七八頁)

(Q)氏子檀家及信徒總代ノ資格

(要旨)檀信徒總代ニ選定シ届出受理セラレタル以上ハ右手續及原因ニ違法アルモ之ハ取消得ヘキニ止マリ之ヲ無効ト爲スヲ得ス

社寺ノ檀信徒總代ノ選舉ハ私法上ノ行為ニ非スシテ公法上ノ行為ニ關スルカ故ニ一旦或手續ノ下ニ一定ノ者ヲ檀信徒總代ニ選定シ之ヲ所轄官廳ニ届出テ受理セラレタル以上ハ右ノ手續及原因ニ違法ノ點アルモ右ハ單ニ取消シ得ヘキニ止マリ之ヲ無効ト爲スヲ得ス而シテ本件ニ於テ前記三名カ從來ノ例ニヨリ原告寺住職ノ指名ニヨリテ選定セラレタル事ハ各證人ノ證言ニ徴シ明カニシテ右三名ノ選定カ東京府知事ニ届出ラレ受理セラレタル事ハ之ヲ認ムルニ足ルヲ以テ縱令右選定ノ手續ニシテ誤レリトスルモ之カ取消サレサル限り右三名ハ適法ナル原告寺ノ檀家總代ナリト謂フヘク此點ニ關スル原告ノ主張ハ之ヲ認メス

七、總代選舉ハ公法上ノ行為ナリ

私權ノ争ノ前提トナリタル場合資格ノ有無ヲ裁判所ハ豫斷シ得
 選舉違法ナル時ハ取消シ得ルニ止リ無効ト爲シ得ス

(大民二、明治三十八年(オ)四五〇號、三十九年三月二日、判決録一二輯三二三頁)

社寺檀信徒總代選舉ノ如キハ固ヨリ私法上ノ法律行為ニ非ス其選舉ニ關スル手續ノ法規ナシト雖モ是一種ノ公法的行為ニ屬ス然レトモ其當選人ノ資格ノ有無ニ依リ本件ノ如キ私權ニ關スル管理行為ヲ爲シ得ヘキヤ否ヤニ付テハ司法裁判所モ其資格上之カ調査ヲ爲スヲ妨ケス然リト雖モ已ニ私權上ノ法律行為ニ非サル以上ハ一旦或手續ヲ取リ改選ヲ舉行シ當選人タル者ヲ其所轄官廳ニ届出タルモノナレハ假令其選舉ノ手續上違法アリトスルモ斯ハ其取消シ得ヘキニ止リ之ヲ無効ト爲スヲ得ス是其性質上然ルヘキモノタルコトハ他ノ選舉ノ規定ニ照ラスモ其法理自ラ明カナリ然ルニ原判決中「云々改選ハ檀家總體ニ改選ノ旨通知セスシテ執行セラレタル不合法ノ改選ナリト論斷セサルヲ得ス云々改選ノ手續不合法ナル以上ハ其改選及改選届ハ又無効ナル事辯ヲ待タス云々」ト說示シ該改選ヲ無効トシタルハ違法ノ判決ナリ

八、總代選舉規則改正セラルルモノ之ニ基キ選舉届ナキ限り從前ノ總代ノ連署アリテ未タ取消サレサル寺借ハ有效ナリ

(大判、明治二十四年二四五號、二十五年三月七日、判決録二五年一卷一六四頁)

原審タル東京控訴院ノ判決要旨ハ乙第二號同四號ニ依レハ富士山藤二郎及速水祇明ハ明治二十二年中要津寺ノ檀中總代ヲ擔任シ居リタルコトハ之ヲ認メ得ヘシト雖モ明治二十二年八月ニ至リ要津寺ノ本山ヨリ甲第四號ノ如ク檀家總代選舉ノ規則ヲ定メテ之ヲ達シタル上ハ此ノ達ニ基キ檀家一同ノ投票ヲ以テ選舉スルカ又ハ本山ノ指定ニヨリテ選定セラレタルモノニアラサレハ檀家總代タルヲ得サルハ勿論ナリ然ルニ右兩名ハ右本山ノ達ニ基キ更ニ檀家總代ニ選定セラレタル證左ナキヲ以テ其以後即チ明治三十三年三月ニ至リテ成立シタル乙一號授受ノ日ニハ右兩名ハ要津寺ノ檀家總代タルノ資格ナシ然ラハ此兩名カ檀家總代ナリト名ヲ冒シテ連署セシ乙一號ハ太政官四十三號布告及ヒ内務省乙三十三號達違反ノ證書ナリト云フニアリ

大審院ハ之ヲ破棄シテ曰ク「仍テ按スルニ云々上告人ニ於テ其所轄區役所ノ證認ニ依レハ被上告寺ヨリ既ニ届出テアル檀家總代二名以上ノ連署セシ乙一號公正證書ハ假令甲四號ノ如ク要津寺ノ本山ヨリ檀家總代規則ヲ定メ

テ達シタルニモセヨ該達ニ基キ檀家一同ノ提案ヲ以テ選舉スルカ又ハ本山ノ指名ニ依テ選定セシ上其以前ノ届出ヲ取消シ更ニ所轄區役所又ハ村長役場へ届出テサル限りハ寺借ノ如キ民事上ノ法律ニ關スル場合ニハ其以前ノ届出テアル檀家總代ノ資格ハ依然存在スルカ故ニ他人即チ上告人ニ對シテ當然有效ナルヲ以テ太政官布告十四年内務省乙三十三號達ニ違反ストナスヲ得ス

九、總代届ノ受理ナクハ資格ナシ
(東控、明治四十三年、最近判例集五卷五二頁、總覽續七五三頁)

神社ノ氏子總代ハ所轄市町村役場ニ届出テノ者ニ非サレハ假令事實上氏子總代トシテ選舉セラレ且ツ届出ヲ爲スモ之ヲ受理セラレサリシ時ハ法律上氏子總代タルノ資格ナシ

十、改選ナクシテ三年經過スルモ當然資格消滅セス

(大民一、明治三十五年(オ)八七號、三十五年四月二十四日、判決録四卷一〇〇頁)

明治十四年達ハ社寺ノ總代人ハ滿三年毎ニ改選シ市町村役場若クハ戸長役場ニ届出シムルヲ規定シタルニ止マリ總代人ノ資格ハ改選ナキニ拘ラス滿三年ヲ經レハ當然

(Q)氏子檀家及信徒總代ノ資格

消滅スヘキコトヲ規定シタルモノニ非ス

(京地、大正五年(ワ)一二五二號、七年四月十三日、新聞一四〇二號一九頁)

右兩名ハ被告寺ヨリ前記契約當時何レモ檀家總代トシテ所轄役場ニ届出アリタルモノナルコトヲ認メ得ヘキヲ以テ反證ナキ限り適法ニ選舉セラレタル檀家總代ナリト認メサル可カラス

十一、總代選舉ハ公法行為ニシテ其爭ハ司法裁判權外

ナリ
一旦届出アリタル以上手續原因ニ不法アルモ取消シ得ルノミ

(東控民二、明治三十八年四月一日、新聞二七五號)

(要旨)總代ノ選舉ノ當否ヲ爭フハ宗教事項ニテ私法上ノ法律關係ニ非ス按スルニ社寺總代タルモノハ明治十四年内務省乙第三十三號達ニ基キ之ヲ選舉スルモノニシテ其選舉ノ違法ナルヤ否ヤ及ヒ總代人ノ資格アルヤ否ヤヲ爭フカ如キハ宗教上ノ事項ニ屬シ私法上ノ法律關係ニ非サルヲ以テ司法裁判所ニ於テ之カ受理審判ヲ爲スヘキモノニ非ス故ニ本件ハ不當ニシテ被控訴人ノ妨訴抗辯ハ理

由アリ以テ控訴ノ理由ナシ
 社寺ノ檀信徒總代ノ選舉ハ私法上ノ行為ニアラスシテ
 公法上ノ行為ニ屬スルカ故ニ一旦或ル手續ノ下ニ一定ノ
 者ヲ檀信徒總代ニ選定シ之ヲ其所轄官廳ニ届出テ之ヲ受
 理セラレタル以上ハ右ノ手續若クハ原因ニ違法ノ點アル
 モ右ハ單ニ取消シ得ヘキニ止マリ之ヲ當然無効ト爲スヲ
 得ス

十二、總代確認及ヒ届出手續要求ノ訴ノ審理ハ司法裁
 判所權外ナリ

(名控民五、大正五年(控)一九六號、六年二月二
 十日新聞一二三三號二九頁、評論六卷諸一〇九頁)
 信徒總代ノ確認及ヒ届出手續要求ノ訴訟ハ司法裁判所
 ノ裁判權ニ屬セサルモノトス

(理由)抑モ社寺ノ總代人ヲ選舉シ町村役場ニ之カ届出
 テ爲メハ明治十四年内務省乙第三十三號達ニ基クモノニ
 シテ右達ハ内務省カ宗教事項ニ關スル行政上ノ取締ノ爲
 メニ設ケタルモノニ係リ決シテ私法上ノ權利義務ヲ定メ
 タルモノニアラス故ニ控訴人カ該達ニ從ヒ信徒總代ニ選
 舉セラレ被控訴人タル住職ハ之ヲ所轄村役場ニ届出ツル
 職責アリトスルモ之ニ關スル訴訟ハ宗教上ノ事項ニ屬シ

裁判所構成法第二條ニ所謂民事事項ニアラス從而司法裁
 判所ノ裁判權ニ屬セサルモノトス

十三、總代選舉ノ適否ヲ争フ訴訟ハ司法裁判所權外ナ
 リ

(東控民三、大正十年(ネ)五〇〇號、十一年五月
 五日、評論一一卷諸一五〇頁)

(要旨)檀家總代ノ選舉ニ關スル事項ハ宗教行政ナレハ
 其選舉手續ノ適否當選届出ノ效力若クハ選舉權侵害ノ有
 無竝ニ其救済ニ關スル訴訟ハ通常裁判所ノ審判スル權限
 ナシ

(理由)本件ノ訴旨ハ控訴人等ハ曹洞宗國胎寺ノ檀信徒
 ナルトコロ大正九年四月同寺檀信徒總代ノ改選期ニ際シ
 被控訴人等ハ控訴人其他檀信徒ヨリ選舉セラレタルコト
 ナキニ拘ラス同寺住職ト連署シテ同寺檀信徒總代ニ選ハ
 レタル旨所轄村役場ニ届出テ爾來同寺ノ事務ニ參與シ來
 レリト爲シ右行為ハ控訴人等檀信徒總代選舉ノ權利ヲ侵
 害シ延イテ控訴人等ノ信スル檀信徒總代ヲシテ同寺ノ事
 務ニ關與スルノ權利ヲ侵害スルモノナレハ前示届出行為
 ノ無効確認ト謝罪公告トヲ訴求スト云フニアリ按スルニ
 寺院ノ檀家總代ノ選舉ニ關スル事項ハ宗教行政ノ範疇ニ

入ルヘク私法ノ支配ヲ受クヘキ事項ニアラサルヲ以テ其
 選舉手續ノ適否當選届出ノ效力ノ有無若ハ選舉權侵害ノ
 有無竝ニ其救済ニ關スル訴訟ハ裁判所構成法第二條ノ所
 謂民事ノ事項ニ屬セサルヤ論ナシ而シテ通常裁判所ハ特
 別ノ規定ナキ限り民事事項ニ非サル宗教行政上ノ事項ヲ
 審判スルノ權限ヲ有セサルヲ以テ原裁判所カ檀信徒總代
 ノ當選届出ノ無効確認竝ニ同選舉權ニ對スル救済ヲ目的
 トスル本條ニ付キ裁判スルノ權限ヲ有セサルモノトシテ
 訴ヲ却下シタルハ相當ナリ

十四、氏子タルヤ否ヤノ争ハ私法上ノ關係ナラス

氏子確認ノ訴訟ハ司法裁判所權外ナリ
 (靜地、明治四十一年(ワ)一四號、氏子確認請
 求事件、新聞四五四號九頁、總民訴一八二頁)

神社ノ氏子ト氏子トノ關係ハ神社ノ崇敬祭祀ニ關スル
 事項タルニ止マルヲ以テ氏子ナルヤ否ヤノ争訟ハ私法上
 ノ關係ニ非ス從テ司法裁判所ノ管轄ニ非ス

十五、總代選舉ハ公法行為ナリ

選舉當否ノ争ハ特別ノ法規ナキ限り司法裁判權外
 ナリ
 (大民一、明治三十九年(オ)二二一號、三十九年
 (Q)氏子檀家及信徒總代ノ資格

十一月八日、判決錄一二輯一四四一頁)

社寺ノ檀信徒總代ノ改選ハ私法上ノ行為ニ非スシテ一
 種ノ公法的行為ニ屬ス可モノトス從テ一旦改選ノ手續ヲ
 舉行シ當選人タルヘキ者ヲ所轄官廳ニ届出テ受理セラレ
 タル以上ハ假令其改選手續又ハ原因ニ不法ノ點アルモ特
 別ノ法規ナクハ司法裁判所ハ之ヲ審査スル權限ヲ有セス

十六、總代選舉ノ當否ノ訴訟ハ司法裁判權外ナリ
 (大民二、明治三十二年(オ)第一八號、三十二年
 五月十日、判決錄五卷六六頁)

十四年内務省乙第三十三號達ハ其文詞上明カナル如ク
 全ク内務省カ宗教ニ關スル行政上ノ取締ノ爲メニ設ケタ
 ルモノナリサレハ總代カ寺院ノ財政上ニ關與スル事アル
 モ又檀家中ノ互選ニヨル慣行ナリトスルモ總代ノ設定其
 モノカ性質上私權ニ關セサルモノタル以上ハ本件ノ如キ
 選舉ノ當否ハ司法裁判所權内ニ屬セス

十七、氏子間ノ慣例ニ基ク争ハ司法裁判權外ナリ
 (大民一、大正六年十二月二十一日、評論六卷民
 九三四頁)

(氏子間ノ慣例規則ノ性質)一、仍テ按スルニ債權者主
 張ノ如キ祭事慣行ノ存シタルハ争ナキ所ナルモ債權者ノ

主張ニ依レハ此祭事慣行竝ニ之ニ基ク祭事規則ノ趣旨ハ一ヶ年毎ニ境稻荷神社ノ氏子中ヨリ當番二名ヲ選ヒ此當番ニ於テ同神社ノ大祭ヲ擔當執行シ其執行後新舊當番ハ祭典ノ引繼ヲ爲シタル上其當番ハ其祭典ノ内本件物件ヲ保管シ次年度ノ祭典ニ使用スル定メナリト云フニアリ其所謂慣行竝ニ規則ハ唯境稻荷ノ氏子カ敬神ノ念ニ基キ共同シテ毎年同神社ノ祭典ヲ行フニ當リ專ラ祭事ノ執行ヲ擔當スヘキ者ヲ定メ祭典ヲ之ニ委ネ其者ヲシテ支障ナク祭事ヲ掌ラシメ以テ最モ敬虔ニ祭典ヲ行ハントコトヲ欲シ其旨申合セタルニ過キスト解スヘク從テ祭具ヲ祭事ノ擔當者即チ當番ニ保管セシムルコトモ氏子カ共同シテ支障ナク祭事ヲ行ハシカ爲メノ申合セニ止リ純然タル宗教上ノ申合ト解スルヲ妥當トス故ニ其申合セテ遵守スルト否トハ氏子各自ヲシテ自由ニ此申合セテ決スヘク此申合セニ基キ氏子間ニ私法上ノ權利義務ヲ生スルモノト爲スト得ス然ラハ債權者ハ右祭事規則ニ基キ債權者ニ對シ本件祭具ノ引渡ヲ求メ得ヘキ權利ナク斯如キ權利ヲ主張シ之ニ基キ假處分ヲ求メタル債權者ノ本件申請ハ之ヲ却下スヘキモノトス

十八、神社祭典ノ爭ハ宗教上ノ事項ニシテ司法裁判權

外ナリ
 (大民二、明治三十四年(オ)二〇〇號、三十四年十月十四日、判決錄九卷六五頁)
 凡ソ神社ノ祭典ヲ舉行スルニハ其神靈ヲ信仰スルニ由ルコト勿論ナルヲ以テ假令神道ノ一定シタル教派ヲ奉スルモノニアラスト雖モ是又信仰ノ自由ニ基クモノナレハ其祭典ハ即チ佛法ニ所謂寺院ノ法令等ト異ナルナク宗教上ノ事項ト同視スヘキモノナリ
 既ニ宗教上ノ事項ト同視スヘキモノタル限り之レニ關スル訴訟ハ裁判所構成法第二條ニ依リ所謂民事上ノ事項ニ屬セス
 關係者 岐阜縣武儀郡藍見村大字極樂寺區八幡神社及誕生神社
 (事實)右二社ノ存スル區ノ住民ト雖モ舊來ヨリ其神社ノ氏子ナリシ村井、高井、古田、梅田ノ四性以外ノ者カ兩社ノ祭典ニ參與スルコトヲ許ササル舊例アリタルニ對シ右四性以外ノ者ヨリ此舊例廢止ノ承認ヲ求ムル訴ヲ提起シタル事實ニシテ問題ハ斯ル訴ヲ許スヘキヤ否ヤニ付テ妨訴抗辯ノ提出アリ第一審ハ妨訴抗辯ヲ棄却シ第二審又然リ但上告審ニテ破棄セラル

十九、檀徒總代届ハ社掌ニ於テ任意ニ取消シ難シ

(大判、昭和二年七月二十六日、評論一六卷一號刑三〇〇頁)

二十、檀信徒ノ身分得喪ニ關スル規定ハ寺法ニシテ内務大臣ノ認可ヲ要ス

(大民二、明治三十七年(オ)四四七號、三十七年十一月二十一日判決錄一〇輯民一五一〇頁、抄錄二三卷四五九二頁)

關係寺、長野曹洞宗大昌寺

(要旨)寺院檀信徒ノ身分得喪ニ關スル規定ハ寺法ナリ(理由)明治五年十一月布告第三百三十四號ヲ以テ無檀無住ノ寺院ヲ廢止シタル以來寺院ニハ佛體堂塔什物寺ノ財產アリ佛ニ奉仕シ檀信徒ニ對シテ教ヲ施ス所ノ住職アリ又其教ヲ受クル所ノ檀信徒アルハ普通ノ狀態ナルノミナラス明治十四年ニ至リ内務省乙第三十三號達ヲ以テ寺院ノ願届寺ニ住職ト連署シ且寺院ノ財產ヲ處理スル爲メ檀徒中ヨリ三名以上ノ總代ヲ撰定セシメタルニ依ルモ前顯財產住職檀信徒ノ三者ハ分離スヘカラサルモノナル故ニ明治十七年太政官布達十九號第四條所謂寺法中ニハ前顯三者ニ關スルコト及寺院ト檀信徒ニ關スルコトヲ規定

(R)檀家氏子及信徒總代ノ權利義務

セシムル精神ナルコト疑テ容レス然ラハ即チ檀信徒ノ身分ノ得喪ニ關スル事ヲ規定シタル事件甲第三號證曹洞宗寺院檀籍規定ノ如キハ素ヨリ寺法ニ屬スルモノト云ハサルヘカラス既ニ寺法ナル以上右布達ニ從ヒ内務大臣ノ認可ヲ受クルニアラサレハ其效力ハ有シ得ヘキモノニアラス

二十一、檀家總代ハ其資格ト債務者タル資格ヲ兼ヌルコトヲ得

(大控、總覽民一〇五二頁、世界六三號四頁)

檀家總代ハ其資格ト債務者タル資格トヲ兼ヌルコトヲ得

(R) 檀家氏子及信徒總代ノ權利義務

一、總代カ寺院ノ爲メニ爲シタル貸借ハ無權代理ノ法理適用ナシ
 右ノ債務ハ更改カ又ハ寺院ノ債務ノ引受ニヨルヘシ
 (大民三、大正五年七月、判決錄二二輯一三六二頁)

(要旨) 寺院ノ檀家總代カ寺院ノ爲メニ自ラ爲シタル金圓貸借行爲ニ付キ其寺院ニ於テ之カ債務ノ負擔ヲスルニハ自ラ債務ノ引受ヲナスカ又ハ債務者ノ交替ニヨル更改契約ヲ締結スヘキモノニシテ無權代理ノ法理ヲ以テ此關係ヲ律スルコトヲ得サルモノトス

(理由) 檀家總代ハ寺院ヲ代表スル權限ナキモノナレハ其肩書自體ハ寺院ヲ代表スル意義ヲ有セサルコト及證人ノ證言トテ綜合シテ本訴金員ハ被上告人ノ入用ノ爲メニ訴外檀徒一同カ自ラ爲シタル貸借行爲ニ外ナラサル旨ヲ判示シタルニ在ルコト原判決ノ趣旨ニ徴シテ明カナルヲ以テ被上告寺カ本訴債務ヲ負擔センニハ被上告寺自ラ債務ノ引受ヲ爲スカ又ハ債務者ノ交替ニヨリ更改契約ヲ締結セサルヘカラサルモノナルヲ以テ追認ニ依リ債務負擔ノ效力ヲ生スヘキ無權代理ノ法理ヲ以テ此ノ關係ヲ律スルコトヲ得サルモノナルコトハ論ヲ俟タス蓋シ代理トハ直接他人ニ對シ法律上ノ效果ヲ發生セシムル意思ヲ以テ他人ノ爲メニスルコトヲ示シテ自ラ意思表示ヲ爲スノ謂ナレハ他人ノ爲メニスルコトヲ示サスシテ爲シタル意思表示ハ代理ニアラス且ツ表意者自己ニ對シ直接法律上ノ效果ヲ生スヘキ意思表示ハ代理ノ觀念ト相背馳スルヤ明

カニシテ無權代理ノ場合ニ於テモ亦他人ノ爲メニスルコトヲ示シ且ツ其爲シタル法律行爲ノ效果ヲ他人ニ歸セシムルノ意思ヲ有セサルヘカラサルコトハ有權代理ノ場合ト毫モ其法理ヲ異ニセサルヲ以テナリ

二、總代ハ任職曠缺ノ場合ノミ寺院財產管理權アルノ

(東地民三、大正六年(ワ)一五四一號、八年十一月十七日、評論諸四五七頁)

(要旨) 寺ノ檀家總代ナルモノハ任職曠缺ノ場合ニ於テノミ寺有財產ノ管理ヲ爲シ得ルニ過キサルモノトス
(理由) 仍テ本案ニ付キ按スルニ地代延滞ノ事實ヲ除ク外原告主張ノ事實ハ當事者間ニ爭ナキモノニシテ各被告ハ大正五年五月分以降ノ地代ハ總代之ヲ原告寺ノ檀家總代ヨリ委任セラレタル訴外中込寛了ニ支拂ヒタリト主張スルモ檀家總代ナルモノハ任職曠缺ノ場合ニ於テノミ寺有財產ノ管理ヲ爲シ得ルニ過キス然ルニ甲第一號證ニ依レハ大正五年五月二十日原告寺ノ住職トシテ惠澄カ任命セラレタルヲ以テ寺ノ財產ニ關シテハ右日時以後廣瀬惠澄カ專ラ管理權ヲ有シ檀家總代ニ於テ之カ管理ヲ爲シ得ル權限ナキモノト謂フヘク從テ又斯ル檀家總代ヨリ委任

ヲ受ケタル者ハ之カ管理ヲ爲シ得ヘキ權限ナキモノト謂フヘク從テ又斯ル檀家總代ヨリ委任ヲ受ケタルニ過キサル中込寛了ハ原告寺ノ財產管理トシテ本件地代ヲ取立テ得ヘキモノニアラサレハ各被告等カ同人ニ對シテ爲シタル本件地代ノ支拂ハ原告寺ニ對シテ效力ナキモノト謂ハサルヘカラス

三、總代ハ寺ノ代表權ナケレハ寺ノ爲メニ上告ヲ爲シ得ス

(大民二、明治三十二年故障一號、三十二年五月十日、判決錄三二年五卷民五九頁)

元來本訴ハ被上告人カ原告ニシテ妙音院事務擔當人ト同寺檀家總代兩名ヲ被告トシテ妙音院借地名義ノ地所ニ建設シアル稻荷堂及ヒ住家ハ原告所有タルコトヲ確認シ唯其敷地ノ借地名義ヲ原告ノ借地名義ニ更正ヲ請求スルモノナレハ其訴件ノ性質ハ共同訴訟ニアラスシテ一個ノ寺院ニ對シテノ請求ト謂ハサルヲ得ス果シテ然ラハ寺ヲ代表スル權アルモノニアラサレハ本訴ノ當事者トシテ之ヲ續行スルヲ得サル筋合ナリ而シテ檀家總代ノ如キハ寺ヲ代表スル權ナキモノナルヲ以テ上告人ハ檀家總代ノ資格ヲ有スルモノトスルモ其檀家總代タル上告人ノ提出シ

(R) 檀家氏子及信徒總代ノ權利義務

タル上告ハ被上告人抗辯ノ如ク不適法ナリ

四、總代ハ氏子全體ノ代表者ナレハ社寺ニ係ル訴訟ニハ特別委任不要

先代カ某寺ノ檀家ナレハ其相續人モ檀家ト推知スルヲ得

(大民一、明治二十四年一五五號、二十五年四月九日、判決錄二五年民一卷三一頁)

上告人ハ檀家總代タル資格ニテ被上告人ニ對シ什器引渡寺院退去原狀回復ノ請求ヲナシテ敗訴確定シ後ニ證據ヲ得タル爲メ原狀回復ノ訴ヲ提起シタルコトニ關スル上告ナリ

判示ハ「明治十四年内務省乙第三三號達ハ其撰定セラレタル總代人ハ社寺ニ對シ氏子全體ノ代表者ナルヲ以テ社寺ニ係ル訴訟ニ對シテモ特別委任ヲ要スルモノニアラス」
又上告論旨第二點ハ要スルニ山田榮治ノ先代佐兵衛カ曾テ善福寺ノ總代タリシコトノ前裁判書ニ明記アルニ依リ榮治モ又同寺ノ檀家ナリトノ説明ナルモ元來檀家ハ子孫ニ傳ハリ一定不同ナルモノニアラス故ニ榮治カ其善福寺ノ檀家ナリヤ否ヤハ當事者ニ付テ其事實ヲ審理スヘキ

カ當然ナルニ事茲ニ出テス濫リニ事實ヲ定メタルハ違法ナリト云フニアレトモ榮治カ佐兵衛ノ相續人タルコト争ナキ以上ハ先人ノ跡ヲ襲ヒ同寺ノ檀家ナル者ト認ムルノ外ナカルヘシ何トナレハ上告人ハ曾テ榮治カ離檀離宗シタルノ證據ヲ擧ケタルモノニアラサレハナリ

(S) 寺院ノ不法行爲

一、寺院ノ樹木伐採ニ當リ他人ニ損害ヲ加ヘタル時ハ一應住職ニ監督怠慢ノ責アリト推定ス
累代ノ守本尊ヲ損壞セラレタル時ハ慰藉料請求權アリ

(東控民一、明治四十三年(ネ)一三七號、四十二年十一月五日、最近判例集七卷二〇五頁)

(要旨) 寺院ノ樹木ヲ伐採スルニ當リ他人ノ物件ニ損害ヲ加ヘタルトキハ該寺院ノ法定代理人タル住職ハ之カ不法行爲ニ付テ監督ノ責アル者ナルヲ以テ右損害ハ一應住職カ其監督ニ付キ相當ノ注意ヲ怠リタルモノト推定ス
(理由) 云々然ラハ本件四十九緣堂ニ安置セラレタル控訴人ノ地藏尊ノ佛體ハ被控訴人ニ雇役セラレタル某等カ被控訴人ノ命ニ依リテ杉枝ヲ伐採スルニ付キ其枝墜落ノ

爲メ誤リテ之ヲ損壞スルニ至リタルモノト認メサルヲ得ス(中略)而シテ被控訴人ハ菩薩寺ノ住職トシテ法定代理人ナレハ右伐採ニ付イテハ之カ監督ノ責ニ任スヘキモノナルヲ以テ右ノ損壞ハ一應被控訴人カ其監督ニ付キ相當ノ注意ヲ怠リタルモノト推定セサルヲ得ス

累代ノ守本尊トシテ年々祭祀ヲ行ヒ以テ一家ノ繁榮ヲ祈願シ來レル佛體ヲ他人ノ不法行爲ニ依リ損壞セラレタルトキハ精神上ノ苦痛尠カラサルヲ以テ之ニ對シ財産以外ノ損害トシテ相當ノ慰藉金ヲ請求スルノ權アリ

二、寺院ハ其住職ノ不法行爲ニ責任ナシ民四十四條ハ特別規定ニシテ民施二十八條ニヨリ適用ナシ

(大控、大正四年(ネ)二六二號、新聞一〇五一號二六頁、總五〇六頁)

寺院ハ其代表者タル住職ノ爲シタル不法行爲ニ付キ責任ヲ負フヘキモノニ非ス

(理由) 本訴ハ被控訴寺ノ住職矢野日輝ハ被控訴寺ヲ代表シテ其職務ヲ行フニ際シ不法ニモ控訴人ノ所有家屋ヲ解體撤去シタルニ依リ損害賠償ヲ求ムルニアリ
凡ソ法人ハ法律ノ規定ニ依リ特ニ自然人ト同様二人格ヲ認メラレタル財團又ハ社團ニ外ナラス故ニ事實上意思

能力カ又ハ行爲能力ヲ有セス唯其代表者カ法定ノ權限内ニ於テ爲シタル法律行爲ノ效果ハ一般代理ノ原則ニ從ヒ

直接本人ニ歸屬スヘキモノタルノ結果法人自ラ法律行爲ヲ爲スノ能力ナキモ之ヲ爲シタルト同一ノ效果ヲ享受シ依ツテ以テ人格即チ權義ノ主體タルノ能力ナキハ勿論假令其代表者タル可キモノノ爲シタル不法行爲ト雖モ元來不法行爲ニ代理ノ原則ヲ適用セラレサルハ自明ノ理ナルヲ以テ法律ニ於テ特別ノ規定存セサル限りハ法人ハ原則トシテ其責ニ任セサルモノナリト解スルヲ相當トス然シテ民法第四四條規定ノ如キハ畢竟公益保護ノ爲メニ設ケラレタルモノニシテ叙上ノ原則ニ對スル特別規定ニ屬シ同法施行法第二八條ニ依レハ少クトモ寺院ニソノ適用ナキコト洵ニ明瞭ニシテ他ニ現行法上寺院ハ代表者ノ爲シタル不法行爲ニ付キ其責任ニ任スヘキ旨ノ規定毫モ存セス

三、住職ノ職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ寺ハ賠償スルヲ條理トス

(東控民三、新聞二九五號一一頁、明治三十八年八月五日發行)

(要旨) 寺院ハ住職カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル

ル損害ノ賠償ヲ爲スノ責ニ任スヘキヲ條理トス

(理由) 寺院ハ法人ナルモ民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ内寺院ニ之ヲ適用セサルコトハ民施第二十八條ノ定ムル所ナリ從而民法第四四條ノ規定ハ之ヲ寺院ニ適用スルコト能ハスト雖モ法人ヲシテ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任セシムルコトハ條理ニ適スルモノト云フヘシ蓋シ法人ニシテ其代理人カ職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責任ナクンハ何人モ法人ト取引ヲ爲スコトヲ躊躇スルコトトナリ取引ノ安全ハ爲メニ害セラルルノ結果ヲ見ルニ至ラシ加ニ之代理人カ其職務ヲ行フニ付キ生レタル利益ハ法人ニ歸スルモノナレハ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ生シタル損害モ亦總テ之ヲ法人ニ歸セシムルハ條理ニ適スルモノト謂ハサルヘカラス果シテ然ラハ代理人カ其職務上他人ニ加ヘタル損害ニ付キ法人ニ損害責任アリトスルコトハ當然ノ條理ニシテ敢テ民法第四四條ノ規定ヲ俟ツテ要セサルモノナリサレハ前示ノ如ク民法第四四條ノ規定ハ之ヲ寺院ニ適用スヘカラサルモノトハ雖モ條理上寺院ノ住職カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スルノ責アルモノト論結セサルヲ得ス

四、住職ノ不法行為ニ寺院ハ責ナシ民法第四十四條ハ寺院ニ適用セス

(東區、大正十三年(ハ)五〇〇四號、十五年二月二十六日、評論一五卷一一號八七六頁)

佛堂ノ受持人ナル語ハ佛堂ノ代表者ヲ指稱ス
爭點ハ被告專教院ノ代表者タル住職カ原告不動産ノ土地ノ占有ヲ侵害シ原告ニ損害ヲ及ボシタルモノナル故被告寺ニ責アリト云フモ民法第四十四條ハ民施第二十八條ニ依リテ寺院ニ適用ナキ故請求ハ理由ナシ

(T) 寺院ノ創設、廢止

一、寺院ハ單獨行為タル遺贈ニヨリテ創設シ得ス

(長控、大正九年(ア)一一一號、十二年三月五日、新聞一九八〇號四三四九頁)

寺院ノ創設行為ハ明治十一年五月内務省達乙第五七號ニヨレハ住職及檀徒若クハ信徒トナルヘキモノ及本寺法類等運署ノ上市町村長ノ奥書ヲ以テ願出テ且ツ永續財産ノ目途及地所建物カ寺院ノ體即チ本堂庫裡ヲ具スルモノニ限リ允許セラルルモノニシテ固ヨリ遺言者ノ單獨行為タル遺贈ニ依リ創設シ得ヘキ性質ノモノニ非ス

三、明治五年以前ノ廢寺ハ特ニ行政上廢寺處分不要

(大民三、大正九年(オ)八〇四號、九年十一月十七日、判決錄二六輯民一七一〇頁)

(要旨)寺院カ無檀無住ト爲リ其敷地ヲ土地シ且ツ其堂宇已ニ滅失シタル以上ハ明治五年以前ニアリテハ特ニ廢寺處分ヲ爲スコトヲ要セス事實上廢寺ニ歸シタルモノト認ムヘキモノトス

明治五年布告ハ發布後存續セル寺院ノ廢止處分ニ關シテ規定シタルモノニシテ同發布以前已ニ事實上廢寺ニ歸シタル寺院ニ適用スヘキモノニ非ス

(事實)本件明要寺ハ修驗宗ニシテ神佛混淆シ祈禱ヲ事トシ檀徒タルモノナク山王權現ヲ祭祀シ居タル處明治三年住職ハ還俗シテ神宮トナリタル爲メ明要寺ハ無住トナリ而シテ其堂宇ハ朽廢用ヲ爲サス物置同様ノモノ僅カニ殘存スルノミニテ其他ハ全テ燒失又ハ除去セラレ且敷地ハ明治三年頃上地シテ國有林トナリ而シテ同寺ノ什物タル本件物件ノ幾分ハ山田要ノ私有物トシテ之ヲ被告ノ先代ニ寄託セリ

(判決理由)以上ノ如キ場合ハ(要旨)所掲ノ理由ニテ明要寺カ出願許可ヲ得テ再興セサル限リハ已ニ法人人格

(T)寺院ノ創設、廢止

遺贈ハ遺言者カ死亡ノ時ヲ期シ財産ノ全部又ハ一部ヲ受遺者ノ利益ノ爲メニ處分スル單獨行為ニシテ遺言ノ效力發生ノ際受遺者アルコトヲ要ス(胎兒ハ例外)然ルニ寺院ヲ設立スト云フカ如キ遺言ニ付テハ其效力發生當時受遺者ノ存在スヘキ理由ナシ故ニ遺贈トシテ效力ナシ

二、神社建築不許可處分ニ對シテ行政訴訟ヲ許サス

(行裁一、大正五年二七號、五年二月二十五日、判決錄二七輯八八頁)

原告福岡縣根二神社緣故者某、被告内務大臣
原告ハ行政訴訟願ト題スル書面ヲ提出シ大正三年三月十日附ヲ以テ企救郡柳ヶ浦村浦ノ皇居ニ建設シアリタル根二權現社ヲ今般根二神社ト改稱シテ大正二年内務省令六號三二條乃至三四條ノ規定ニ基ク出願ヲ爲セシニ何等ノ理由ナク却下シタルハ不當ナルニヨリ明治二十三年法律一〇五條訴願法ニ依リ出願スト申立ツルモ訴願ハ行政裁判所ニ提起シ得ルモノニ非サルヲ以テ原告ハ行政訴訟ヲ提起シタルモノト認ム然レトモ法令中此種ノ事件ニ付キ行政訴訟ヲ許シタル規定ナキヲ以テ本訴ハ之ヲ受理スヘカラサルモノトス

ヲ失ヒタルモノ故原判決カ明要寺ヲ原告トシテ爲シタル本件訴ヲ却下シタルハ相當ナリ

四、祠宇及寺院ノ廢立ニハ管長ノ添書ハ要件ナリ

(東控民三、大正元年(ネ)七〇一號、二年十一月二十二日、最近判例集一三卷一六五後段)

(要旨)祠宇及ヒ寺院ノ廢立及財産ニ關スル諸願ハ明治二十二年内務省訓令二十二號但書ノ適用ナリ明治十七年内務省達戊二號ニヨリ必ス管長ノ添書アルコトヲ要ス若シ管長ノ添書ナキトキハ其出願ハ無効ナリ

(理由)被控訴人ハ明治四十四年五月十八日附ニテ某ヨリ東京府ヘ控訴人タル祠宇ノ廢止願ヲ差出シタルヲ以テ其祠宇ハ存在セスト抗辯シ管長ノ奥書ナキモ明治二十二年内務省訓令二十二號ニヨリ其次第ヲ具シテ差出シタルハ無効ニ非スト論スレトモ該訓令ノ但書ノ適用アルハ教宗派ノ事務ニ付キ出願スルニ限ル然ルニ明治十七年内務省達戊第二號ニハ「祠宇竝ニ寺院ノ廢立及財産ニ關スル諸願ハ管長添書スヘシ」トノ規定アリテ願ノ事項ヲ異ニスルヲ以テ右ノ訓令ニ依リテ廢セラレ又ハ補充セラレタルモノト云フヘカラス故ニ廢止及財産ニ關スル事項ハ重大ナル關係ヲ有スルモノナリトシテ前示訓令ノ適用ヲ

受ケシメ必ス管長ノ添書アルコトヲ要シ若シ管長之ヲ拒絶シタル時ハ其出願ヲ爲スコトヲ得セシメサル律意ナリト解釋スルヲ相當トス然ラハ前記ノ廢止願書ハ管長ノ添書ナキコト爭ナキ以上ハ要件ヲ具備セサルモノニシテ無効ナリ從テ控訴祠宇ハ未タ廢止セラレサルモノト謂ハサルヲ得ス

五、寺號廢止スルモ實體存セハ土地處分ニ付キ出訴シ得

(行裁二、明治三十六年六〇二號、三十九年六月二十三日、彙報一七卷行政二八一頁)

原告兵庫縣日光院、被告、農商務大臣松岡康毅

被告ハ甲三十七號證ニ依ル廢寺ハ單ニ別當タル帝釋寺ノ管理セル一切ノ財産ヲ其權利主體タル名草神社ニ復古セシメタルニ止ラス同時ニ別當タル帝釋寺ノ法人格ヲモ奪ヒタルモノナレハ原告ハ本訴ヲ提起スル資格ナシト云フモ甲號證ニ依リ見レハ帝釋寺ナル寺號ハ廢止セラレタルモ其實體ノ依然存續スルヲ認ムヘキニヨリ原告ハ社寺土地處分ヲ受ケタルモノトシテ出訴スルコトヲ得ルモノトス

六、佛教教會支部設定許可申請ニ關シ村長ノ爲ス副申

ハ其職務行爲

右ノ行爲ニ關シ賄賂ノ收受ハ收賄罪ヲ構成ス

(大刑判、大正十五年五月十七日、判例集五卷四號一六三頁)

佛道教會支部設置許可申請ニ關シ之カ經由機關タル村長ノ爲ス副申ハ村長ノ職務ニ屬シ從テ之ニ關スル賄賂ノ收受ハ收賄罪トナル

(U) 境内

一、狩獵法ニ所謂境内ハ事實上境内ト認メラルヘキモノニシテ明細帳ニ依ラス

(大刑三、大正七年(レ)二一八三號、七年九月二十一日)

狩獵法第四條ニ依リ所謂社寺ノ境内トハ習慣地勢四圍ノ狀況等ニ依リ事實上其境内ト認ムヘキ地域ヲ謂フヘキモノニシテ社寺明細帳ニ社寺境内トシテ登錄セラレタル場所ノミヲ指稱スルモノニ非サルコトハ上告論旨ノ如シト雖モ原判決ハ事實上本件地域ハ成田新勝寺ノ一私有地ニ過キスシテ同寺ノ境内ニ非サルコトヲ認定シタルモノナレハ之ニ對シテ非難ノ餘地ナシモ本件地域ニシテ社

寺ノ境内ニアラストセハ該地域内ニ於テ狩獵法第四條ノ犯罪ヲ構成セサルヲ以テ被告ノ行爲ハ法律上罪ト成ラサルモノナルコト論ヲ俟タス

二、官有境内地ノ侵害者ニ對シテハ寺院ハ使用權ニ基キ之カ排除ヲ請求シ得

(大判、大正十一年(オ)一一三〇號、十二年四月十四日、評論二卷五號民二二七頁)

國有財産カ寺院ノ境内地トシテ其用ニ供セラレタル場合ニ於テハ寺院ハ其財産ニ付キ使用權ヲ有スルヲ以テ不法ニ之ヲ侵害スル者ニ對シ妨害ノ排除ヲ請求スルコトヲ得

三、寺院ノ管理人タル資格ニテ境内ヲ占有スルモ其所有權ノ取得ノ效果生セス

(行裁一、明治三十七年一二七〇號、四十二年十月十六日、新聞六四二號一七頁)

原告ハ寺有境内地ハ占有ノ法則ニ依リ寺院ノ所有ト看做スヘキハ條理上當然ノ筋合ナリト主張スレトモ寺院カ境内管理者タル資格ニ於テ境内ヲ占有スルモ何等所有ノ效果ヲ生シ得ヘキ條理ナキモノナレハ採用シ難シ又原告ハ寺院ノ境内除地ハ其寺院ノ所有トシテ認メラルヘキモノ

(U) 境内

ノニシテ此點ニ於ケル判例一定セリ本件ハ除地ニ非サルモ除地トシテ民有ヲ認ムル理由アリトセハ山年貢ヲ負擔セル境内ハ當然民有ト認ムヘキモノナリト主張スルモ本件山年貢ハ既ニ説明セル如ク請求地ニ關スルモノナリヤ否ヤ不明ナルノミナラス其正租タルコト若クハ高受ナルコトノ證據ナキ限り民有ヲ認メ難シ

四、御免山ハ租税ノ免除アリタルモノニシテ從テ私有地ト認ムヘシ

(行裁一、明治三十九年一五號、四十三年三月二日、新聞六五二號一八頁、判決錄二一輯一七七頁)

甲二號證ハ本示新地及新開ノ各地目ニ付キ其反別境界並番號ヲ記載シタルモノニシテ其概シテ個人名義ニ屬スル點ヨリ之ヲ觀ル時ハ該證ハ地推帳ニシテ民有地ヲ丈量シタルモノト認定シ得ルノミナラス同證中「寺山一百七十六町八反七四九番八町四方御免山」トアル御免山ハ租税ヲ免除シタルモノト認メ得ヘク從テ本件係争地ハ租税ヲ負擔スヘカリシ土地ナレハ原告ノ所有ニ屬スヘキモノト認ムルヲ相當トス

五、同上

(行裁一、明治三十七年一〇八三號、四十三年三月二十八日、新聞六五九號一六頁)

甲七號證ニ依レハ「一境内山林(中略)合計十四個所此高合十二石七斗七升慶長七年ヨリ御免除」トアルヲ以テ爭撃地ハ原告寺舊境内ニシテ租稅ヲ免除セラレタルモノナレハ之ヲ原告有ト認ムルヲ相當トス

六、明治八年社寺境内外區別ハ明治四年布告中「現在ノ境内」ノ區域ヲ明カニスルノミ

(行裁一、明治十六年五四一號、四十一年二月四日、新聞四八九號一四頁)

原告ハ明治六年願入寺ハ係争地ヲモ回復シ明治八年社寺境内外區別ニ依リテ之ヲ土地セシメタルモノナリト主張スルモ明治八年ノ社寺内外區別ハ明治四年ノ社寺土地令ト同シク別箇ノ土地令ニアラス單ニ明治四年ノ布告中「現在ノ境内」ノ區域ヲ明カニスル規定ニ過キス

七、朱印狀ニヨリ免租境内ハ反證ナキ限り其社寺有ナリ

境内カ私有ナル以上地上ノ立木モ全部私有ト見ル
明治四年土地令ハ祭祀法要ニ必要ナラサル境内ヲ
上地セシム

舊時ノ爲政者ハ社寺領ヲ與奪シ租稅ヲ課減免スル
權限アリ
境内除地トハ境内地ニテ貢租ノ免除ナキモノヲ指
ス

(行裁一、明治三十七年一一七二號、四十三年二月二十八日、判決錄二一輯一五七頁)

社寺カ朱印狀ヲ以テ境内ニ對シ租稅ヲ免除セラレタル時該土地ハ反對ノ證據ナキ限り其社寺有ト認ムルヲ相當トス

係争者ニシテ起訴者ニ屬スル以上ハ地上ノ立木モ全部其所有ト認ムヘキモノトス

明治四年正月五日附ノ布告ハ其當社寺ノ境内タル土地ハ祭祀法用寺ニ必要ナラサリシ部分ト雖モ他ノ公領地ト其性質ヲ同ウセサルコトヲ認メ上地スルヲ要セサル趣旨ナリ

社寺ト其境内地トノ關係ハ必スシモ公領關係ノミニ止マリシモノニ非ス

朱印狀ニ於ケル各種ノ文書ハ孰レモ其時代ノ必要ニ依リ變遷シ各特別ノ意義ヲ有ス

舊時ノ爲政者ハ社寺領ヲ與奪シ之ニ租稅ヲ賦課シ又ハ

減免スルノ權ヲ有シタルモノトス從テ社寺領ニ對シテハ其性質上租稅ヲ賦課シ得ヘキモノニ非スト云フヲ得ス

境内除地トハ社寺境内ニシテ其ノ貢租ヲ免除セラレタル土地ヲ指稱ス

(理由)係争地ノ原告寺境内タルコト係争地ニ寄附植付ノ證ト年代ノ符合スル樹木ノ存立スル事實ハ被告ノ認ムル所ナルヲ以テ本件主要ノ争點ハ甲第二號證ナル朱印狀ノ解釋如何ニアリトス被告ハ朱印狀ハ單ニ公領地タル事實ヲ示スニ止リ所有ノ證ト爲スニ足ラスト云フモ甲第二號證朱印狀ニハ「當時領下野國眞壁郡益子村ノ内四十石事件任先規付寄附之訖金可收納並寺中竹木諸役等免除云云」トアリテ原告等ハ益子村ニ於ケル四十石ノ地ヲ從來ノ如ク寺領トシテ公領セシメタル以外ニ寺中即チ境内ニ於ケル租稅竹木ノ徵發其他一切ノ負擔ヲ免除セラレタルモノナルヲ認ムルニ足ル而シテ境内即チ土地ニ對シテ租稅ヲ免除セラルルハ該土地カ租稅ヲ賦課セラレ得ヘキ性質ヲ示スノミナラス右土地カ土地ニ對スルモノナル以上ハ其種類ノ名稱ノ如何ヲ問ハスシテ毛上稅ト言フヘカラサルヲ以テ該土地カ官有ニアラスシテ私有ナル事實ヲ推定セシムルニ十分ナリトス而シテ之ヲ私有地ナリトセハ

(丁)境内

其何人ニ屬スルヤハ反對ノ證據ナキ限り現ニ右租稅ヲ免除セラルヘキ旨ヲ達セラレ且ツ實際ニ於テ之ヲ境内トシテ占有スル朱印狀名宛ノ社寺有ト認ムルヲ相當トス加之原告等ハ苗木ノ寄附ヲ得テ係争地ニ樹木ノ植付ヲ爲スカ如キ自由ニ之ヲ進退シタル事蹟ヲ認メ得ル以上ハ之ヲ原告有ト認メサルヲ得ス既ニ土地ニシテ原告有ナル以上ハ地上ノ立木ハ獨リ寄附植付ノ年代ニ符合スル分ノミニ限ラス反對ノ證據ナキ限り全部原告有ト認メサルヲ得ス然ルニ本件ニ關シ被告ハ數十ノ證據書類等ヲ提出シ土地令ノ關係社寺領ノ性質並ニ朱印狀ノ效力等ヨリ見テ朱印狀ニ依リ社寺境内ヲ社寺有ト認ムルヲ以テ不當ナリトシ詳細ニ陳辯スル所アルニヨリ其所論ニヨリ審査スルニ先ツ被告ハ上地令ノ關係ニツキ社寺領ハ該境内外ヲ問ハス明治維新ノ後社寺領地令ニヨリ上地セシメラレ之ニ對シ遞減録ヲ支給セラレタルモノナレハ封建時代ノ武家ノ領地ト同性質ニシテ公領關係ニ過キサレハ之ヲ私有ト認ムヘカラスト主張スルモ境内地モ他ノ公領地ト全然同性質ナリヤ否ヤハ頗ル明確ナラサルモノニシテ最初ノ上地令ナリ明治四年正月五日付ナル布告(乙第一號證)中ニモ「今度社寺領現在ノ境内ヲ除ク外一般上地被仰付(下略)」ト